

第34回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

日時:平成24年6月1日(金)

10:00~12:00

場所:厚生労働省 17階 専用第18~20会議室

議事次第

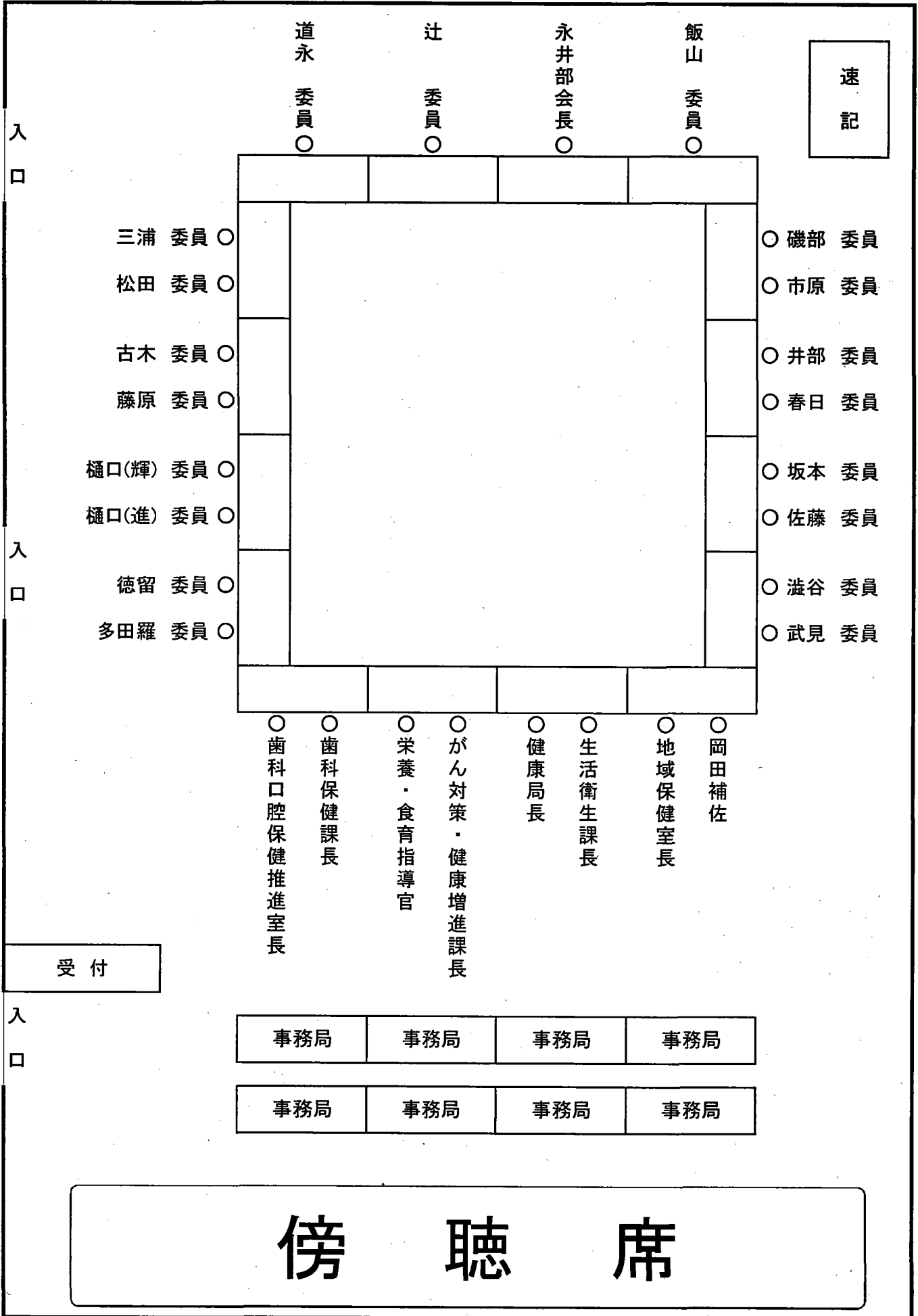
○ 議題

1. 次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会報告について
2. 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(案)の修正案について
3. 歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項(案)について
4. 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(案)について
5. その他

氏名	所属
飯山 幸雄	国民健康保険中央会理事
磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
市原 健一	全国市長会理事・茨城県つくば市長
井部 俊子	聖路加看護大学学長
上谷 律子	財団法人日本食生活協会会長
加藤 静子	全国保健師長会会長
春日 雅人	独立行政法人国立国際医療研究センター研究所長
坂本 雅子	福岡市専門員(こども施策担当)・こども総合相談センター名誉館長
佐藤 保	社団法人日本歯科医師会常務理事
澁谷 いづみ	愛知県豊川保健所長
下光 輝一	健康日本21推進全国連絡協議会会長
武見 ゆかり	女子栄養大学教授
多田 羅浩三	財団法人日本公衆衛生協会会長
田畑 泉	立命館大学スポーツ健康科学部教授
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
徳留 信寛	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
永井 良三	自治医科大学長
中村 丁次	社団法人日本栄養士会会長
橋本 信夫	独立行政法人国立循環器病研究センター理事長
樋口 進	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長
樋口 輝彦	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター理事長
福田 富一	全国知事会理事・栃木県知事
藤原 英憲	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
古木 哲夫	全国町村会行政委員会副委員長・山口県和木町長
松田 晋哉	産業医科大学公衆衛生学教授
三浦 宏子	国立保健医療科学院総括統括研究官
道永 麻里	社団法人日本医師会常任理事
宮下 暁	健康保険組合連合会常任理事

「第34回厚生労働科学審議会地域保健健康増進栄養部会」座席図

日時:平成24年6月1日(水)10:00~12:00
 会場:厚生労働省 専用第18~20会議室(17階)



入口

入口

入口

速記

道永 委員
 辻 委員
 永井部会長
 飯山 委員

三浦 委員
 松田 委員
 古木 委員
 藤原 委員
 樋口(輝) 委員
 樋口(進) 委員
 徳留 委員
 多田羅 委員

磯部 委員
 市原 委員
 井部 委員
 春日 委員
 坂本 委員
 佐藤 委員
 澁谷 委員
 武見 委員

歯科口腔保健推進室長
 歯科保健課長
 栄養・食育指導官
 がん対策・健康増進課長
 健康局長
 生活衛生課長
 地域保健室長
 岡田補佐

受付

事務局 事務局 事務局 事務局
 事務局 事務局 事務局 事務局

傍聴席

○ 配付資料一覧

資料1 次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会報告

資料2 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（案）の修正案

資料3 健康日本21（第2次）パブリックコメント結果（概要）

資料4 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（案）

資料5 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標等について（案）

資料6 地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正（案）のポイント

資料7 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正案の概要

参考資料1 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

参考資料2 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について

参考資料3 地域保健対策の推進に関する基本的な指針

参考資料4 地域保健対策検討会報告書

次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会報告

- 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（案）

（参考）

- 健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料（案）

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」 (案)

この方針は、21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することができるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防と管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれ

のライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活を確保できない者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔^{くわう}の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものと

する。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね10年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二 目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測されるCOPDへの対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少等を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者の増加の抑制を図るとともに、重症化を予防するために、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少等を目標とす

る。

COPDは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、かつ、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体の健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子ども達の心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子ども達の健康増進が重要であり、子ども達の頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子ども達の増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要がある。要介護状態、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子ども達の健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組む、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健

健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考え方に基づき、別表第五のとおりとする。

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、食育の推進、専門的スキルを有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し等に取り組む。

(3) 休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠をとり、余暇等で体やこころを養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠の確保及び週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組む。

(4) 飲酒

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

(5) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDといったNCDの予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因になるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

(6) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕^{しよく}予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健康診査データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施することが必要である。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。
- 2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第12条第1項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。

また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。

- 3 保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。
- 4 市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

また、市町村は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条及び第19条の2に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付ける

よう留意すること。

- 5 都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。
- 6 都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるよう留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等を評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、統計法（平成19年法律第53号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、ICT（情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用して、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二 健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行うことにより、効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進が図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施することがある。また、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健康診査その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第9条第1項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ICTを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二 健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、9月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進することとする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を九月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に係る機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 多様な主体による自発的取組や連携の推進

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取

組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一

【健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標】

項目	現状	目標
①健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性 70.42 年 女性 73.62 年 (平成 22 年)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命であること (平成 34 年度)
②健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小）	男性 2.79 年 女性 2.95 年 (平成 22 年)	都道府県格差を縮小すること (平成 34 年度)

(注) 上記①の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意することとする。

また、上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二

【主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標】

(1) がん

項目	現状	目標
①75 歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10 万人当たり）	84.3 (平成 22 年)	73.9 (平成 27 年)
②がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 34.3% 女性 26.3% 肺がん 男性 24.9% 女性 21.2% 大腸がん 男性 27.4% 女性 22.6% 子宮頸がん 女性 32.0% 乳がん 女性 31.4% (平成 22 年)	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面 40%) (平成 28 年)

(注) がん検診の受診率の算定に当たっては、40 歳から 69 歳まで（子宮頸がんは 20 歳から 69 歳まで）を対象とする。

(2) 循環器疾患

項目	現状	目標
①脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	脳血管疾患 男性 49.5 女性 26.9 虚血性心疾患 男性 36.9 女性 15.3 (平成 22 年)	脳血管疾患 男性 41.6 女性 24.7 虚血性心疾患 男性 31.8 女性 13.7 (平成 34 年度)
②高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）	男性 138mmHg 女性 133mmHg (平成 22 年)	男性 134mmHg 女性 129mmHg (平成 34 年度)
③脂質異常症の減少	総コレステロール 240mg/dl 以上の者の 割合 18.5% LDLコレステロール 160mg/dl 以上の 者の割合 10.2% (平成 22 年)	総コレステロール 240mg/dl 以上の者の 割合 14% LDLコレステロール 160mg/dl 以上の者の割合 7.7% (平成 34 年度)
④メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	1,400 万人 (平成 20 年度)	平成 20 年度と比べて 25%減少 (平成 27 年度)
⑤特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	特定健康診査の実施 率 41.3% 特定保健指導の実施 率 12.3% (平成 21 年度)	平成 25 年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 (平成 29 年度)

(3) 糖尿病

項目	現状	目標
①合併症（糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数）の減少	16,271 人 (平成 22 年)	15,000 人 (平成 34 年度)
②治療継続者の割合の増加	63.7%	75%

	(平成 22 年)	(平成 34 年度)
③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 (HbA1c が JDS 値 8.0% (NGSP 値 8.4%) 以上の者の割合の減少)	1.20% (平成 21 年度)	1.0% (平成 34 年度)
④糖尿病有病者の増加の抑制	890 万人 (平成 19 年)	1000 万人 (平成 34 年度)
⑤メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 (再掲)	1,400 万人 (平成 20 年度)	平成 20 年度と比べて 25% 減少 (平成 27 年度)
⑥特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上 (再掲)	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成 21 年度)	平成 25 年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 (平成 29 年度)

(4) COPD

項目	現状	目標
①COPDの認知度の向上	25% (平成 23 年)	80% (平成 34 年度)

別表第三

【社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標】

(1) こころの健康

項目	現状	目標
①自殺者の減少 (人口 10 万人当たり)	23.4 (平成 22 年)	自殺総合対策大綱の見直しの状況を踏まえて設定
②気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% (平成 22 年)	9.4% (平成 34 年度)
③メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% (平成 19 年)	100% (平成 32 年)
④小児人口 10 万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医：94.4 (平成 22 年) 児童精神科医：10.6	増加傾向へ (平成 26 年)

	(平成 21 年)	
--	-----------	--

(2) 次世代の健康

項目	現状	目標
①健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学 5 年生 84.5% (平成 17 年度)	100%に近づける (平成 34 年度)
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	(参考値) 週に 3 日以上 小学 5 年生 男子 61.5% 女子 35.9% (平成 22 年度)	増加傾向へ (平成 34 年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	低出生体重児 9.6% (平成 22 年)	減少傾向へ (平成 26 年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学 5 年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60%、女子 3.39% (平成 23 年)	減少傾向へ (平成 26 年)

(3) 高齢者の健康

項目	現状	目標
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	452 万人 (平成 24 年度)	657 万人 (平成 37 年度)
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% (平成 21 年)	10% (平成 34 年度)
③ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	(参考値) 17.3% (平成 24 年)	80% (平成 34 年度)
④低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4% (平成 22 年)	22% (平成 34 年度)
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少	男性 218 人	男性 200 人

(千人当たり)	女性 291 人 (平成 22 年)	女性 260 人 (平成 34 年度)
⑥就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加	(参考値) 何らかの地域活動をしている高齢者の割合 男性 64.0% 女性 55.1% (平成 20 年)	80% (平成 34 年度)

(注) 上記①の目標については、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）の策定に当たって試算した結果に基づき設定したものである。

別表第四

【健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標】

項目	現状	目標
①地域のつながりの強化（居住地域で互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）	(参考値) 自分と地域のつながりが強い方だと思う割合 45.7% (平成 19 年)	65% (平成 34 年度)
②健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	(参考値) 健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0% (平成 18 年)	25% (平成 34 年度)
③健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	420 社 (平成 24 年)	3,000 社 (平成 34 年度)
④健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	(参考値) 民間団体から報告のあった活動拠点数 7,134 (平成 24 年)	15,000 (平成 34 年度)
⑤健康格差対策に取り組む自治体の増加（課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数）	11 都道府県 (平成 24 年)	47 都道府県 (平成 34 年度)

別表第五

【栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標】

(1) 栄養・食生活

項目	現状	目標
①適正体重を維持している者の増加 (肥満、やせの減少)	20～60 歳代男性の肥満者の割合 31.2% 40～60 歳代女性の肥満者の割合 22.2% 20 歳代女性のやせの者の割合 29.0% (平成 22 年)	20～60 歳代男性の肥満者の割合 28% 40～60 歳代女性の肥満者の割合 19% 20 歳代女性のやせの者の割合 20% (平成 34 年度)
②適切な量と質の食事をとる者の増加		
ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	70.3% (平成 22 年度)	80% (平成 34 年度)
イ 食塩摂取量の減少	10.6g (平成 22 年)	8g (平成 34 年度)
ウ 野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量 100g 未満の者の割合 61.4% (平成 22 年)	野菜摂取量の平均値 350g 果物摂取量 100g 未満の者の割合 30% (平成 34 年度)
③共食の増加 (食事を 1 人で食べる子どもの割合の減少)	朝食 小学生 14.8% 中学生 33.8% 夕食 小学生 2.2% 中学生 6.9% (平成 17 年度)	減少傾向へ (平成 34 年度)
④食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	食品企業登録数 14 社 飲食店登録数 17,284 店舗	食品企業登録数 100 社 飲食店登録数 30,000 店舗

	(平成 24 年)	(平成 34 年度)
⑤利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成 22 年度)	80% (平成 34 年度)

(2) 身体活動・運動

項目	現状	目標
①日常生活における歩数の増加	20 歳～64 歳 男性 7,841 歩 女性 6,883 歩 65 歳以上 男性 5,628 歩 女性 4,584 歩 (平成 22 年)	20 歳～64 歳 男性 9,000 歩 女性 8,500 歩 65 歳以上 男性 7,000 歩 女性 6,000 歩 (平成 34 年度)
②運動習慣者の割合の増加	20～64 歳男性 26.3% 20～64 歳女性 22.9% 65 歳以上男性 47.6% 65 歳以上女性 37.6% (平成 22 年)	20～64 歳男性 36% 20～64 歳女性 33% 65 歳以上男性 58% 65 歳以上女性 48% (平成 34 年度)
③住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	17 都道府県 (平成 24 年)	47 都道府県 (平成 34 年度)

(3) 休養

項目	現状	目標
①睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4% (平成 21 年)	15% (平成 34 年度)
②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少	9.3% (平成 23 年)	5.0% (平成 32 年)

(4) 飲酒

項目	現状	目標
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	男性 16.4% 女性 7.4% (平成22年)	男性 14.0% 女性 6.3% (平成34年度)
②未成年者の飲酒をなくす	中学3年生 男子 10.5% 女子 11.7% 高校3年生 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年)	0% (平成34年度)
③妊娠中の飲酒をなくす	8.7% (平成22年)	0% (平成26年)

(5) 喫煙

項目	現状	目標
①成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	19.5% (平成22年)	12% (平成34年度)
②未成年者の喫煙をなくす	中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年生 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年)	0% (平成34年度)
③妊娠中の喫煙をなくす	5.0% (平成22年)	0% (平成26年)
④受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関 16.9% 医療機関 13.3% (平成20年) 職場 64% (平成23年) 家庭 10.7%	行政機関 0% 医療機関 0% (平成34年度) 職場 受動喫煙の無い 職場の実現 (平成32年)

	飲食店 50.1% (平成 22 年)	家庭 3% 飲食店 15% (平成 34 年度)
--	------------------------	--------------------------------

(6) 歯・口腔の健康

項目	現状	目標
①口腔機能の維持・向上 (60 歳代における咀嚼良好者の増加)	73.4% (平成 21 年)	80% (平成 34 年度)
②歯の喪失防止		
ア 80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の増加	25.0% (平成 17 年)	50% (平成 34 年度)
イ 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の増加	60.2% (平成 17 年)	70% (平成 34 年度)
ウ 40 歳で喪失歯のない者の増加	54.1% (平成 17 年)	75% (平成 34 年度)
③歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20 歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少	31.7% (平成 21 年)	25% (平成 34 年度)
イ 40 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	37.3% (平成 17 年)	25% (平成 34 年度)
ウ 60 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	54.7% (平成 17 年)	45% (平成 34 年度)
④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3 歳児でう蝕がない者の割合が 80%以上である都道府県の増加	6 都道府県 (平成 21 年)	23 都道府県 (平成 34 年度)
イ 12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加	7 都道府県 (平成 23 年)	28 都道府県 (平成 34 年度)
⑤過去 1 年間に歯科検診を受診した者の増加	34.1% (平成 21 年)	65% (平成 34 年度)

参考

健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料
（案）

目次

第1章 現状	4
1. これまでの健康増進対策の沿革	4
2. 我が国の健康水準	6
3. 人口減少社会における健康増進対策の意義	8
第2章 次期国民健康づくり運動に向けた課題	14
第3章 健康日本21（第2次）の基本的な方向	18
1. 10年後を見据えた目指す姿について	18
2. 基本的な方向について	20
第4章 目標の設定	24
1. 目標の設定と評価	24
2. 具体的目標	27
(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	27
(2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防	35
①がん	36
②循環器疾患	43
③糖尿病	55
④COPD	62
(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標	67
①こころの健康	68
②次世代の健康	74
③高齢者の健康	80
(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備	91
(5) 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標 ..	97
①栄養・食生活	99
②身体活動・運動	114
③休養	122
④飲酒	126
⑤喫煙	134
⑥歯・口腔の健康	142
(参考1) 定期的にモニタリングを行う目標	153
(参考2) 地方自治体が活用可能な指標	154
第5章 次期国民健康づくり運動の推進に向けて	157
1. 地方自治体における健康増進に向けた取組の推進	157
2. 多様な分野における連携（推進体制）	160
3. 周知・広報戦略	162

第1章 現状

1. これまでの健康増進対策の沿革

健康増進（Health Promotion）の考え方は、国際的には、もともと1946年にWHO（世界保健機関）が提唱した「健康とは単に病気でない、虚弱でないというのみならず、身体的、精神的そして社会的に完全に良好な状態を指す」という健康の定義から出発している。その後、1970年代になると、健康増進は、疾病とは対比した理想的な状態、すなわち健康を想定し、それを更に増強することを意味する概念的な定義がなされ（ラウンド報告）、また、米国のHealthy Peopleで応用された際には、個人の生活習慣の改善を意味している。そして、1980年代以降、健康増進はもう一度捉えなおされ、個人の生活習慣の改善だけでなく、環境の整備を合わせたものとして改めて提唱された（ヘルシーシティ）。このように、健康増進という考え方は時代によって内容が変遷してきたといえる。

我が国においては健康増進に係る取組として、「国民健康づくり対策」が昭和53年から数次にわたって展開されてきた。

（1）第1次国民健康づくり対策（昭和53年～）

健康づくりは、国民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があるとの観点から、①生涯を通じる健康づくりの推進、②健康づくりの基盤整備、③健康づくりの普及啓発、の三点を柱として取組を推進。

（2）第2次国民健康づくり対策《アクティブ80ヘルスプラン》（昭和63年～）

第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指すこととし、取組を推進。

（3）第3次国民健康づくり対策《21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）》（平成12年～）

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、国及び地方公共団体等の行政にとどまらず広く関係団体等の積極的な参加及び協力を得ながら、「一次予防」の観点を重視した情報提供等を行う取組を推進。

今後、平成 25 年度から開始する予定である国民健康づくり対策は、第 4 次の健康増進に係る取組ということとなるが、その推進に当たっては、こうしたこれまでの取組の変遷に十分留意しつつ、新たな健康課題や社会背景等を踏まえながら、取り組んでいく必要がある。

(参考) これまでの国民健康づくり対策の概要

第 1 次国民健康づくり対策 (昭和 53 年～)	第 2 次国民健康づくり対策 (昭和 63 年～) (アクティブ 80 ヘルスプラン)	第 3 次国民健康づくり対策 (平成 12 年～) (21 世紀における国民健康づくり 運動(健康日本21))
<p>【基本的考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 [成人病予防のための 1 次予防の推進] 健康づくりの 3 要素(栄養、運動、休養)の健康増進事業の推進(栄養に重点) 	<p>【基本的考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 栄養、運動、休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進 	<p>【基本的考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 [「一次予防」の重視と健康寿命の延伸、生活の質の向上] 国民の保健医療水準の指標となる具体的目標の設定及び評価に基づく健康増進事業の推進 個人の健康づくりを支援する社会環境づくり
<p>【施策の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の確立 健康づくりの基盤整備等 <ul style="list-style-type: none"> 健康増進センター、市町村保健センター等の整備 保健婦、栄養士等のマンパワーの確保 健康づくりの啓発・普及 <ul style="list-style-type: none"> 市町村健康づくり推進協議会の設置 栄養所要量の普及 加工食品の栄養成分表示 健康づくりに関する研究の実施等 	<p>【施策の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の充実 健康づくりの基盤整備等 <ul style="list-style-type: none"> 健康科学センター、市町村保健センター、健康増進施設等の整備 健康運動指導者、管理栄養士、保健婦等のマンパワーの確保 健康づくりの啓発・普及 <ul style="list-style-type: none"> 栄養所要量の普及・改定 運動所要量の普及 健康増進施設認定制度の普及 たばこ行動計画の普及 外食栄養成分表示の普及 健康文化都市及び健康保養地の推進 健康づくりに関する研究の実施等 	<p>【施策の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康づくりの国民運動化 <ul style="list-style-type: none"> 効果的なプログラムやツールの普及啓発、定期的な見直し メタボリックシンドロームに着目した、運動習慣の定着、食生活の改善等に向けた普及啓発の徹底 効果的な健診・保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者による 40 歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の着実な実施(2008 年度より) 産業界との連携 <ul style="list-style-type: none"> 産業界の自主的取組との一層の連携 人材育成(医療関係者の資質向上) <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、医療関係者団体、医療保険者団体等が連携した人材育成のための研修等の充実 エビデンスに基づいた施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> アウトカム評価を可能とするデータの把握手法の見直し等

2. 我が国の健康水準

日本では、第二次世界大戦後、生活環境の改善や医学の進歩によって感染症が激減する一方で、がんや循環器疾患などの生活習慣病が増加し、疾病構造は大きく変化してきた（図1）。健康状態を示す包括的指標である「平均寿命」について見ると、我が国は、世界で高い水準を示しており、特に女性は昭和60年から今日まで、世界一の水準を示している（図2）。

こうした成果は、日本の高い教育・経済水準、保健・医療水準、生活習慣の改善に支えられ、国民全体の努力によって成し遂げられたと考えられる。例えば、世界的に大きな健康課題となっている「肥満」についても、多くの国においてここ20年間でその割合が著しく増加しているが、日本ではその増加が抑制されている（図3）。

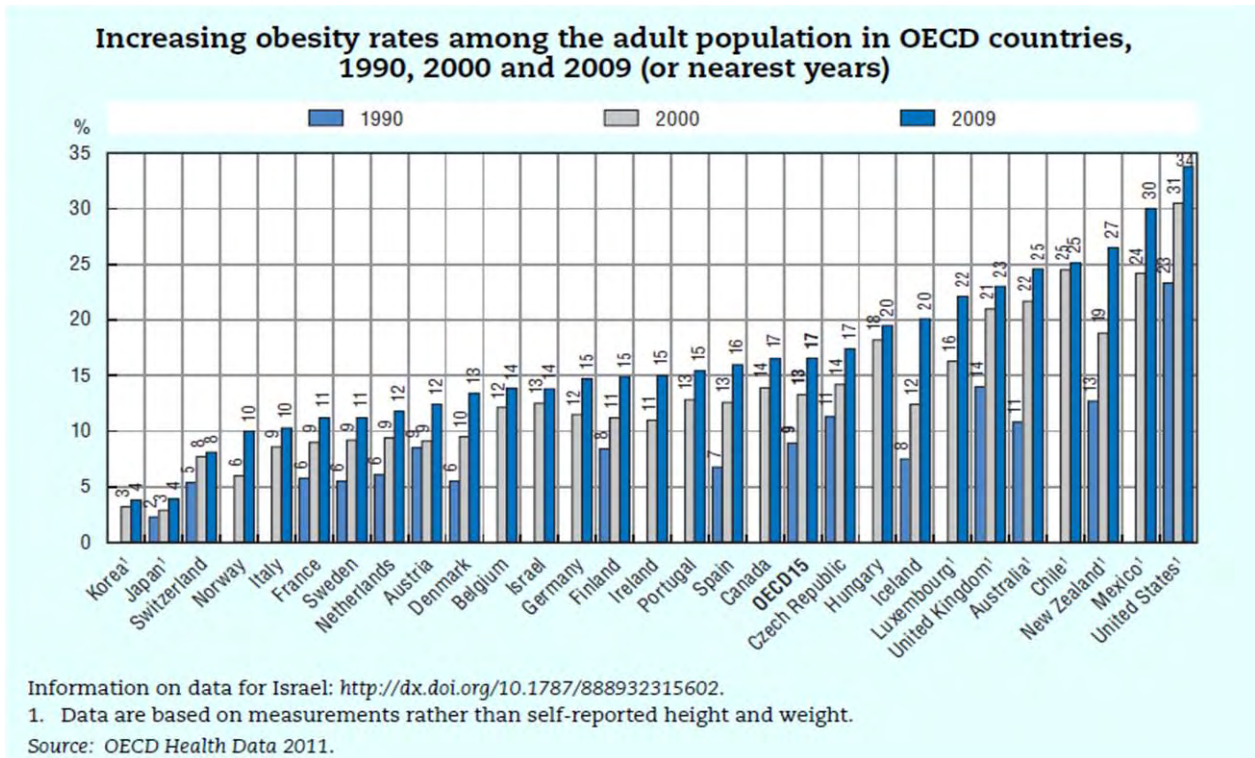
また、今後さらに平均寿命は伸長し、将来推計では、2060年には男性で84.19年、女性で90.93年に到達すると予測されている（図4）。

図1：死因で見た死亡率の推移

図2：平均寿命の推移(各国比較)

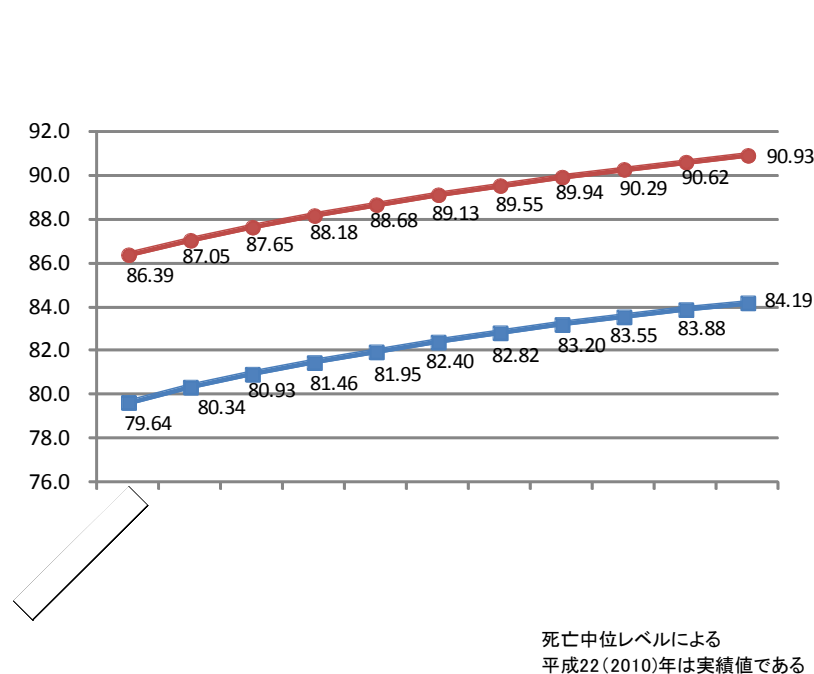
(資料：厚生労働省「平成22年簡易生命表の概況」)

図3：OECD加盟国における成人の肥満の増加



(資料：Health at a Glance 2011)

図4 平均寿命の将来推計



(資料：平成22年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成24年1月推計))

一方、急速な出生率の低下に伴って高齢化が進展している。平成 22 年（2010 年）には高齢化率が 23.1%となり、いわゆる超高齢社会に突入した。今後も、65 歳以上が平成 25 年（2013 年）には 4 人に 1 人、平成 47 年（2035 年）には 3 人に 1 人に達すると予測されている。また、人口は減少し始めており、平成 58 年（2046 年）には 1 億人を下回ると予測されている（図 4）。

図 4：人口構造の変化

このような超高齢社会はかつて経験したことがなく、他国にも例をみない急速な高齢化である（図 5）。

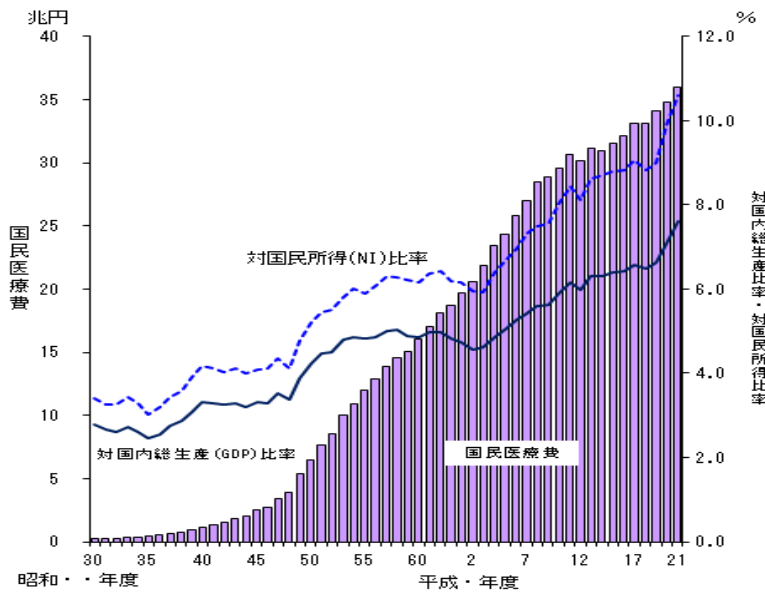
2012 年 4 月 7 日の世界保健デーのテーマは「高齢化と健康」であり、高齢化に関する国際的な関心の高さを示していた。その際に WHO が発表した資料によると、世界人口の高齢化はかつてない速さで進み、2050 年には 80 歳以上の人口が現在の約 4 倍の 3 億 9500 万人に達する見込みである。日本は、こうした課題に先駆的に対応することとなり、その成果等について国際的な発信も求められている。

3. 人口減少社会における健康増進対策の意義

21世紀の日本社会は、疾病及び加齢による負担が極めて大きくなると考えられる。国民医療費は年々増加し、平成21年度で過去最高の36兆67億円に達し、年齢階級別では、65歳以上が19兆9479億円（55.4%）となっている（図6）。

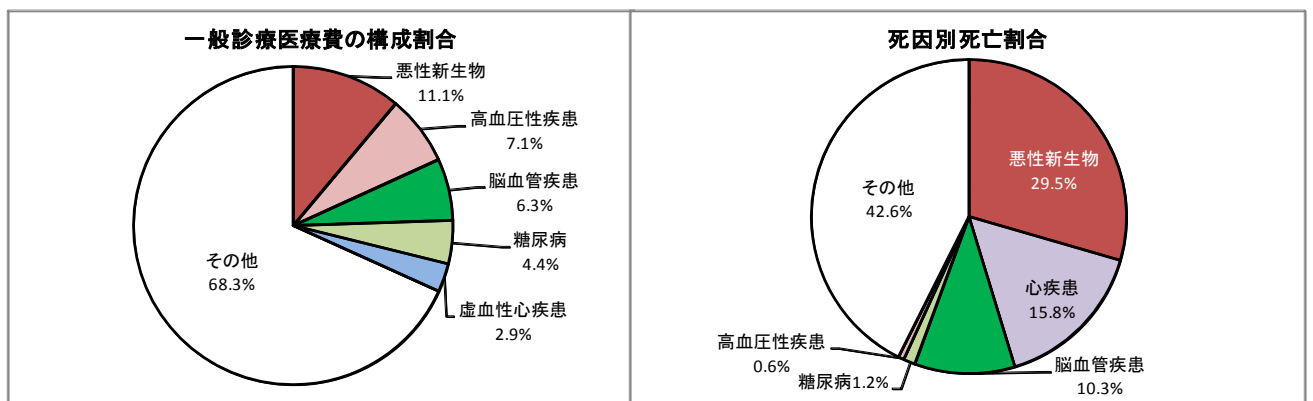
一方、生活習慣病は、現在、国民医療費（一般診療医療費）の約3割、死亡者数の約6割を占めている（図7）。また、要支援者及び要介護者における介護が必要となった主な原因についても、脳血管疾患をはじめとした生活習慣病が3割を占めるとともに、認知症や、高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒で5割を占める（図8）。

図6 国民医療費の年次推移



（資料：厚生労働省「平成21年度 国民医療費の概況」）

図7 生活習慣病の医療費に占める割合と死亡割合

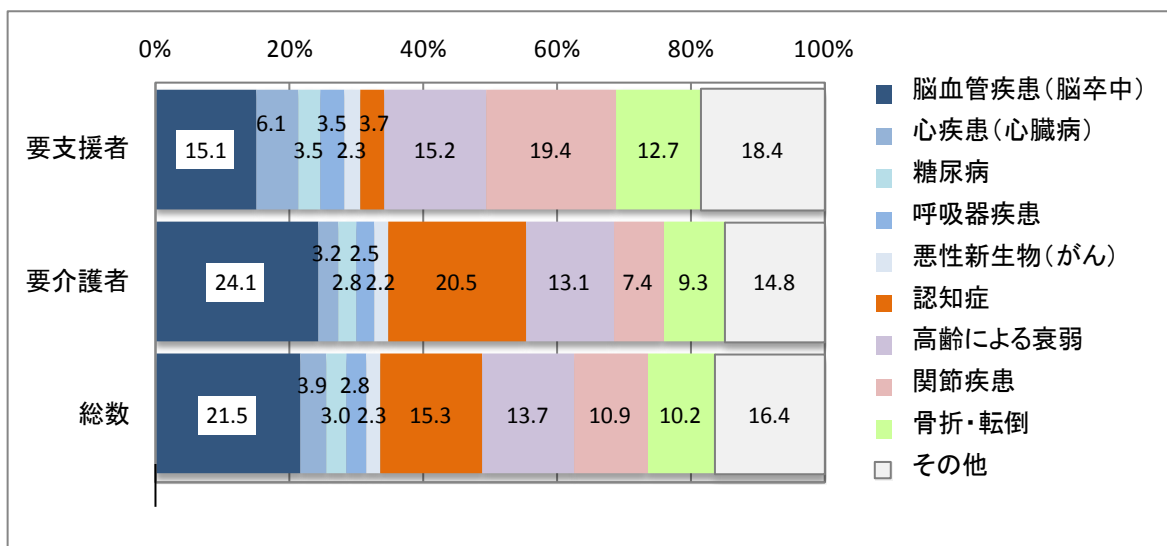


（資料：厚生労働省「国民医療費」（平成21年度））

（資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成22年））

注）グラフ構成比の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない。

図8 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因



(資料：厚生労働省「平成 22 年 国民生活基礎調査の概況」をもとに作成)

高齢化の進展により医療や介護に係る負担が一層増すと予想されている一方で、これまでのような高い経済成長が望めない可能性がある。こうした状況下で活力ある社会を実現するためには、生活習慣病を予防し、また、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上すること等によって、国民の健康づくりを推進することが重要となる。こうした取組によって健やかな高齢者が増えることは、地域の活性化に資するのみならず、社会活動の貴重な担い手が増加することにもつながる。ひいては、日本は世界に向けて「元気な高齢者が人口減少社会を支える」という超高齢社会への一つの解を示すことができると考えられる。

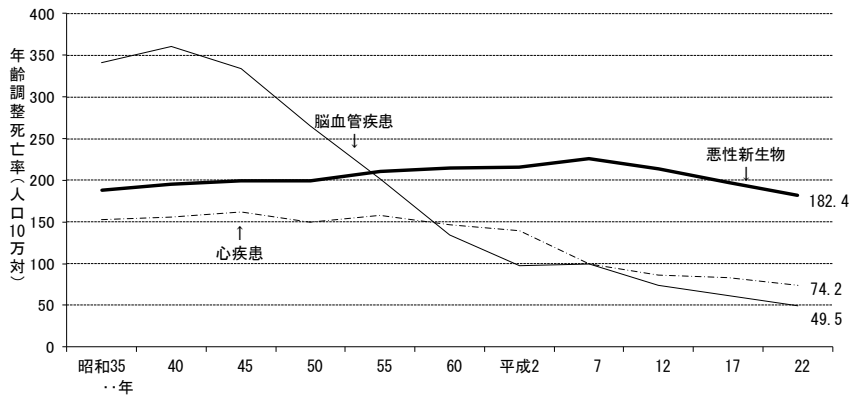
特に、近年、健康対策が進み、がん、心疾患、脳血管疾患の日本人の3大死因による平成 22 年の死亡率は、5 年前と比べていずれも減少し、過去最低となっている（図 9）。

しかしながら、日本における予防可能な危険因子を比較評価した研究結果では、2007 年の非感染性疾患と障害による成人死亡の主要な決定因子（単一の因子）は、喫煙、高血圧であり、研究対象となった死亡 96 万件のうち、喫煙は 12 万 9 千件、高血圧は 10 万 4 千件に関連していた（図 10）。また、国立がん研究センターが 2012 年に公表した多目的コホートの研究結果によれば、禁煙、節酒、減塩、運動、適正体重の 5 つの健康習慣のうち、実践しているのが 0 または 1 個の基準グループのリスクを 1 とした場合、2 個、3 個、4 個、5 個実践しているそれぞれのグループのがんの相対リスクは、男女とも直線的に低下し（図 11）、平均すると、1 個健康習慣を実践するごとに、がんのリスクは、男性で 14%、女性で 9% 低下することが明らかとなった。

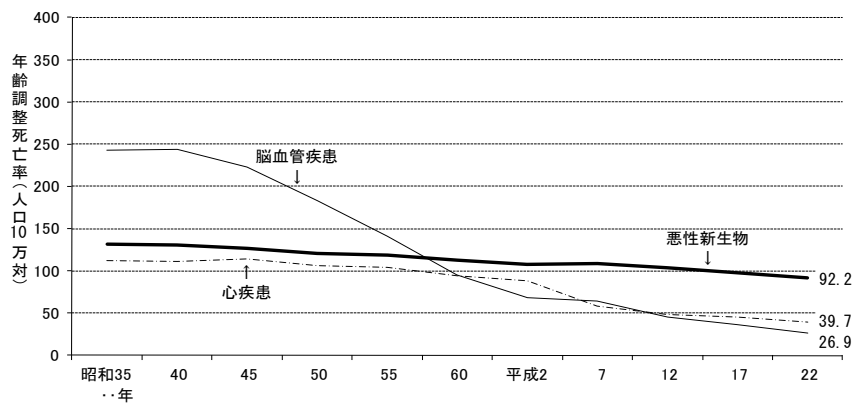
このように、禁煙や減塩、運動など、生活習慣次第では、疾病や死亡を回避することができることから、生活習慣の改善により回避可能な生活習慣病の発症は、徹底してその予防を図ることが重要である。

図 9 3 大死因の年齢調整死亡率の年次推移

男



女



(資料：厚生労働省「都道府県別にみた死亡の状況－平成22年都道府県別年齢調整死亡率－」)

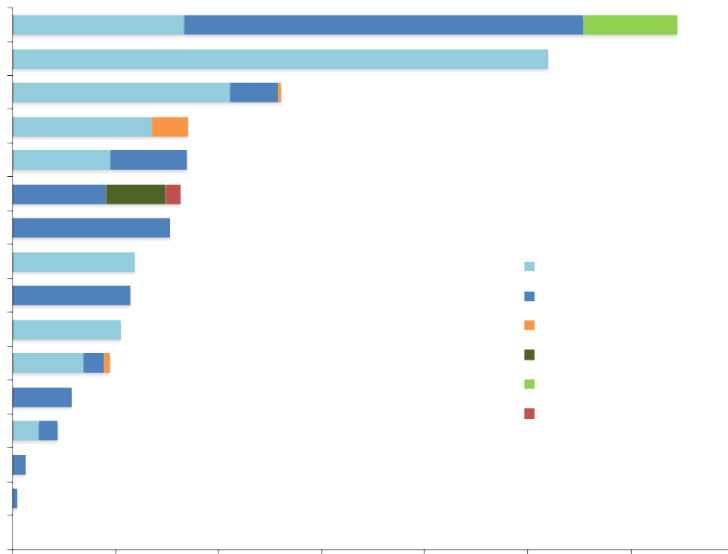
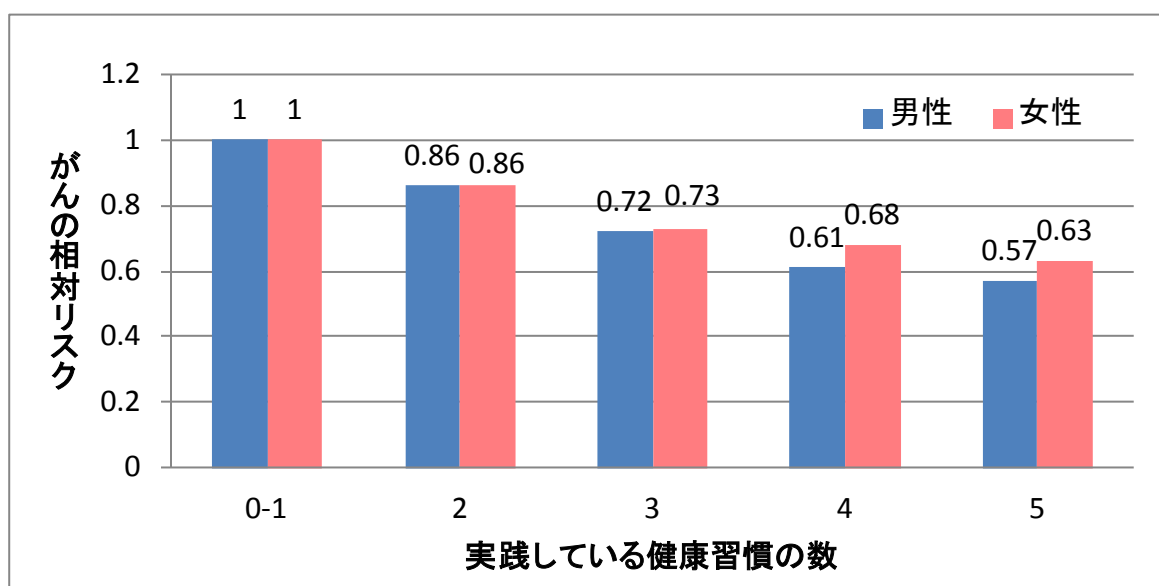


図 11 5つの健康習慣とがんのリスク



一方、2010年にWHOが公表した健康の社会的決定要因への対策に関する報告書では、図12のように概念的枠組みが示されている。社会経済的・政治的背景として、文化・社会・経済・政策的な仕組みは、人々の教育水準、職業、収入などの社会経済的地位を決定する。このような社会経済的地位が、健康の社会的決定要因の中間要因（物的環境、行動と生物学的要因、心理社会的要因）に曝露する程度や影響の受けやすさに関連し、健康格差につながる。さらに、健康状態の悪化は、個人の社会経済的地位を悪化させるとともに、文化・社会・経済・政策的な機能に影響を及ぼす。

近年の社会経済的状況の変化を踏まえ、地域、職業、経済力、世帯構成等による健康状態やその要因となる生活習慣の差が報告され、こうした健康格差が、今後深刻化することが危惧されている。例えば、平成22年国民健康・栄養調査結果においても、高い所得の世帯に比べて、低い所得の世帯の人々では、肥満（女性）や朝食の欠食、運動習慣のない人々の割合や、喫煙率が高いことが報告されている（表1）。こうした現状を踏まえ、性別や年齢を問わず、社会経済的に不利な立場の人々や何らかの疾病や障がいを持った人も含めて、生きがいをもって自らの健康づくりに取り組むことのできる社会環境を構築するという視点が重要である。

図 12 健康の社会的決定要因に関する概念的枠組み

表 1 所得と生活習慣等に関する状況（20歳以上）

		世帯所得 200万円未満		世帯所得 200万円以上～ 600万円未満		世帯所得 600万円以上		200万 円未満	200万円 以上～ 600万円 未満
		人数	割合または 平均*	人数	割合または 平均*	人数	割合または 平均*		
体型	1. 肥満者の割合（男性）	380	31.5%	1,438	30.2%	600	30.7%		
	（女性）	587	25.6%	1,634	21.0%	686	13.2%	★	★
食生活	2. 朝食欠食者の割合（男性）	499	20.7%	1,900	18.6%	816	15.1%	★	★
	（女性）	718	17.6%	2,038	11.7%	878	10.5%	★	
食生活	3. 野菜摂取量（男性）	455	256g	1,716	276g	755	293g	★	★
	（女性）	678	270g	1,880	278g	829	305g	★	★
運動	4. 運動習慣のない者の割合（男性）	302	70.6%	1,050	63.7%	381	62.5%	★	
	（女性）	492	72.9%	1,315	72.1%	505	67.7%	★	★
たばこ	5. 現在習慣的に喫煙している者の割合（男性）	497	37.3%	1,896	33.6%	815	27.0%	★	★
	（女性）	719	11.7%	2,034	8.8%	877	6.4%	★	★
飲酒	6. 飲酒習慣者の割合（男性）	497	32.6%	1,898	36.6%	816	40.0%	★	
	（女性）	719	7.2%	2,037	6.4%	877	8.0%		
睡眠	7. 睡眠の質が悪い者の割合（男性）	499	11.1%	1,900	11.8%	816	10.8%		
	（女性）	718	15.9%	2,037	15.4%	878	11.4%		★

第2章 次期国民健康づくり運動に向けた課題

1. 健康日本21最終評価を踏まえた課題

健康日本21の評価は、その評価を平成25年度以降の運動の推進に反映させることとし、平成23年3月から「健康日本21評価作業チーム」を計6回開催し、評価作業を行った。健康日本21では9分野の目標（80項目、うち参考指標1項目及び再掲21項目を含む。）を設定しており、これらの目標の達成状況や関連する取組の状況の評価などを行った。

i 最終評価の結果

(i) 全体の目標達成状況等の評価

9つの分野の全指標80項目のうち、再掲21項目を除く59項目の達成状況は次のとおりである。Aの「目標値に達した」とBの「目標値に達していないが改善傾向にある」を合わせ、全体の約6割で一定の改善がみられた。

評価区分（策定時*の値と直近値を比較）	該当項目数＜割合＞
A 目標値に達した	10項目 <16.9%>
B 目標値に達していないが改善傾向にある	25項目 <42.4%>
C 変わらない	14項目 <23.7%>
D 悪化している	9項目 <15.3%>
E 評価困難	1項目 <1.7%>
合計	59項目 <100.0%>

* 中間評価時に設定された指標については、中間評価時の値と比較

なお、9分野の目標の中、主なものは、以下のとおりであった。

- A : メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加
高齢者で外出について積極的態度をもつ人の増加
80歳で20歯以上・60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加 など
- B : 食塩摂取量の減少
意識的に運動を心がけている人の増加
喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及
糖尿病やがん検診の促進 など
- C : 自殺者の減少、多量に飲酒する人の減少
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少
高脂血症の減少 など
- D : 日常生活における歩数の増加
糖尿病合併症の減少 など
- E : 特定健康診査・特定保健指導の受診者数の向上
(平成20年からの2か年のデータに限定されたため)

(ii) 取組状況の評価

都道府県及び市町村においては、住民の健康増進に関する施策についての基本的な計画である健康増進計画の策定が進み、平成14年3月には全ての都道府県で健康増進計画が策定された。また、市町村については、中間評価の際の平成18年7月時点において全1,859市町村のうち1,001の市町村(約54%)で健康増進計画が策定されていたが、平成22年12月時点では全1,750市町村のうち1,333の市町村(約76%)で策定されていた。

98%の都道府県で健康増進計画の評価を行う体制があり、中間評価も実施されていたが、市町村では約半数であった。また、健康増進施策の推進体制については、98%の都道府県で関係団体、民間企業、住民組織が参加する協議会・連絡会等の体制があり、市町村でも7割弱を占めた。

各分野の代表項目ごとに、指標の達成状況と、都道府県および市町村、団体の推進に関する取組状況を整理したのが以下の表である。指標によっては、指標の達成状況の評価が高く、取組状況の割合も高いものがある一方、取組状況の割合は高いが、指標の達成状況が低いもの、等があった。

代表項目に関する指標の達成状況と推進に関する取組状況

分野	代表項目	指標の達成状況*	推進に関する取組状況			
			都道府県		市町村	団体
			施策(分野別)を充実した割合(%)	目標設定した割合(%)	施策を充実した割合(%)	施策を実施した割合(%)
栄養・食生活	適正体重を維持している人の増加	C	77	74	46	44
	脂肪エネルギー比率の減少	C		98	31	44
	野菜の摂取量の増加	C		96	46	53
	朝食を欠食する人の減少	D		96	50	53
	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している国民の割合の増加	A		87	54	49
身体活動・運動	日常生活における歩数の増加(成人、高齢者)	D	64	94	43	62
	運動習慣者の増加	C		100	58	55
休養・こころの健康づくり	睡眠による休養を十分にとれない人の減少	A	70	89	32	40
	自殺者の減少	C		91	47	26
たばこ	未成年者の喫煙をなくす	B	83	91	28	42
	公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及	B		66	56	48
	禁煙支援プログラムの普及	B		60	20	43
	喫煙をやめたい人がいる	B		43	28	40
アルコール	多量に飲酒する人の減少	C	23	94	22	45
	未成年者の飲酒をなくす	B		85	16	25
歯の健康	(学齢期のう蝕予防)一人平均う蝕数の減少	B	74	91	43	23
	(歯の喪失防止)80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加	A		100	40	34
糖尿病	糖尿病検診受診後の事後指導の推進	B	66	49	45	44
	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少	C		96	54	57
	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した健診・保健指導の受診者数の向上	E		87	61	49
	糖尿病有病者の増加の抑制(推計)	A		87	32	42
循環器病	健康診断を受ける人の増加	B	43	55	57	55
	高脂血症の減少	C		81	34	45
	生活習慣の改善等による循環器病の減少(推計)	B		28	33	44
がん	がん検診の受診者の増加	B	89	96	66	51

*A: 目標値に達した B: 目標値に達していないが、改善傾向にある C: 変わらない D: 悪化している E: 評価困難

ii 最終評価において検討された、現状を踏まえた今後の方向性

最終評価において検討された、健康日本21（第2次）に向けて、現状を踏まえた今後の方向性について、以下のとおり整理し示された。

(i) 健康日本21（第2次）方針の検討の視点

健康日本21（第2次）の検討においては、次の5つの視点が重要となる。

① 日本の特徴を踏まえ10年後を見据えた計画の策定

日本における近年の社会経済変化とともに、急激な少子高齢化が進む中での10年後の人口動態を見据えた計画の策定を行う。その際、長期的計画のもとに、短期的な課題解決が可能な枠組みとする。

② 目指す姿の明確化と目標達成へのインセンティブを与える仕組みづくり

最終的に目指す姿から具体的な内容を位置づけていく構造に工夫する。その際、自治体や企業、医療保険者等関係機関の長が積極的に進めようとする目的意識や目標達成へのインセンティブとなる仕掛けを組み込む。

③ 自治体等関係機関が自ら進行管理できる目標の設定

目標とされた指標に関する情報収集に現場が疲弊することなく、既存データの活用により、自治体等が自ら進行管理できる目標の設定や体制づくりを行う。

④ 国民運動に値する広報戦略の強化

国民運動として推進するためには、民間企業等を巻き込んだ強力な広報戦略が必要であるとともに、健康に関する誤解を減らし、より理解しやすいメッセージとするため、広報戦略を強化する。

⑤ 新たな理念と発想の転換

次期運動の方針の検討に当たっては、これまでの9分野の分類設定や理念にとどまらない発想の転換が必要である。例えば、「病気や障害があっても一病息災で相当に生きられるアプローチ」や、「個人の健康設計における『こうすべき型』から『こうありたい型』への転換」などがあげられる。

(ii) 健康日本21（第2次）の方向性

時代の変化へ対応した次期運動の方向性及び課題として、次の内容が指摘された。

① 社会経済の変化への対応

- ・ 家族・地域の絆の再構築、助け合いの社会の実現（東日本大震災からの学び等）
- ・ 人生の質（幸せ・生活満足度等）の向上
- ・ 健康を守るための環境への積極的な働きかけの実現
- ・ 全ての世代の健やかな心を支える社会の在り方の再構築
- ・ 健康の基盤を築くことのできる家庭の在り方の再構築
- ・ 貧困等の様々な生活条件への配慮や健康格差の縮小

② 科学技術の進歩を踏まえた効果的なアプローチ

- ・ 進歩する科学技術のエビデンスに基づいた目標設定
- ・ 個々の健康データに基づき地域・職域の集団をセグメント化し、それぞれの対象に応じて確実に効果があがるアプローチを展開できる仕組み
- ・ 長寿遺伝子の活性化、がんワクチン、テーラーメイド医療および予防等の最新技術の発展を視野に入れた運動の展開

③ 今後の新たな課題（例）

- ・ 休養・こころの健康づくり（睡眠習慣の改善、働く世代のうつ病の対策）
- ・ 将来的な生活習慣病発症の予防のための取組の推進（低出生体重児の出生の予防、子どもの健全な食生活、運動・活発な余暇身体活動の実践への強化）
- ・ 生活習慣に起因する要介護状態を予防するための取組の推進（年代に応じた食事の質の改善、生活機能低下予防、ロコモティブシンドローム予防、認知機能低下予防）
- ・ 高齢者、女性の健康
- ・ 肺年齢の改善（COPD、たばこ）
- ・ 重症化予防及び三次予防での対応後の再発防止に向けた予防方策の在り方
- ・ 健診データに基づく国民一人ひとりの自己健康管理の積極的な推進

第3章 健康日本21(第2次)の基本的な方向

本章は、日本における健康対策の現状や、「健康日本21最終評価」において問題提起された課題等を踏まえ、平成25年度以降の健康日本21(第2次)の基本的な方向性を示すものである。

1. 10年後を見据えた目指す姿について

現行の健康日本21の運動期間は、平成12年度から平成24年度までの12年間としているが、健康日本21は、国民、企業等に健康づくりの取組を浸透させていき、一定程度の時間をかけて、健康増進の観点から、理想とする社会に近づくことを目指す運動である。そこで、新たな国民健康づくり運動プランの検討を開始するに当たり、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会(以下「部会」という。)及び部会の下に設置された次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会(以下「専門委員会」という。)では、10年後を見据えた目指す姿や基本的方向性についての議論を行った。

10年後に目指す姿としては、「全ての国民が共に支え合い、健康で幸せに暮らせる社会」という総論的な意見のほか、各論では、子どもたちが希望を持てる社会となるよう、その基盤となる健康を大切にできる社会を目指すべき、という意見や、著しく進む高齢社会を踏まえ、治療中の方も介護を要している方もそれぞれの段階に応じた健康づくりに取り組み、高齢者が生き甲斐をもっていける社会を目指すべき、という意見があった。また、労働時間が長く生活に余力を持たない若者や、子育て世代にも対応したワークライフバランスの図られた社会を目指すべき、という意見もあり、ライフステージに応じた健康づくりを進めるべきとの観点に立った意見が多く出た。

また、運動の基本的な方向としては、近年の非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、家族形態・地域の変化等がある中で、地域づくりという観点から、有効なソーシャルキャピタルの活用を促進すること、健康の意識はありながら生活に追われて健康が守れない者も含めて誰もが社会参加でき、健康づくりの資源にアクセスできる社会を目指すことなどについて意見があった。特に、国民が一番重視しているのは健康寿命であるが、今後健康格差が広まる中で、こうした健康が守れない人々の役に立つような健康政策や社会環境整備に取り組み、どこまで健康格差を縮小できるかが重要であるとの意見が出た。

さらに、現行の健康日本21は個人の生活習慣に着目して作られたため、社会環境の観点が希薄であるが、個人の健康と社会環境の整備は車の両輪のようにいずれも必要であり、社会環境に関する課題を明確にすべきとの意見が多く出た。

10年後を見据えた「目指す姿」

- 日本における近年の社会経済変化とともに、急激な少子高齢化が進む中で、10年後の人口動態を見据え、「目指す姿」を明らかにする。

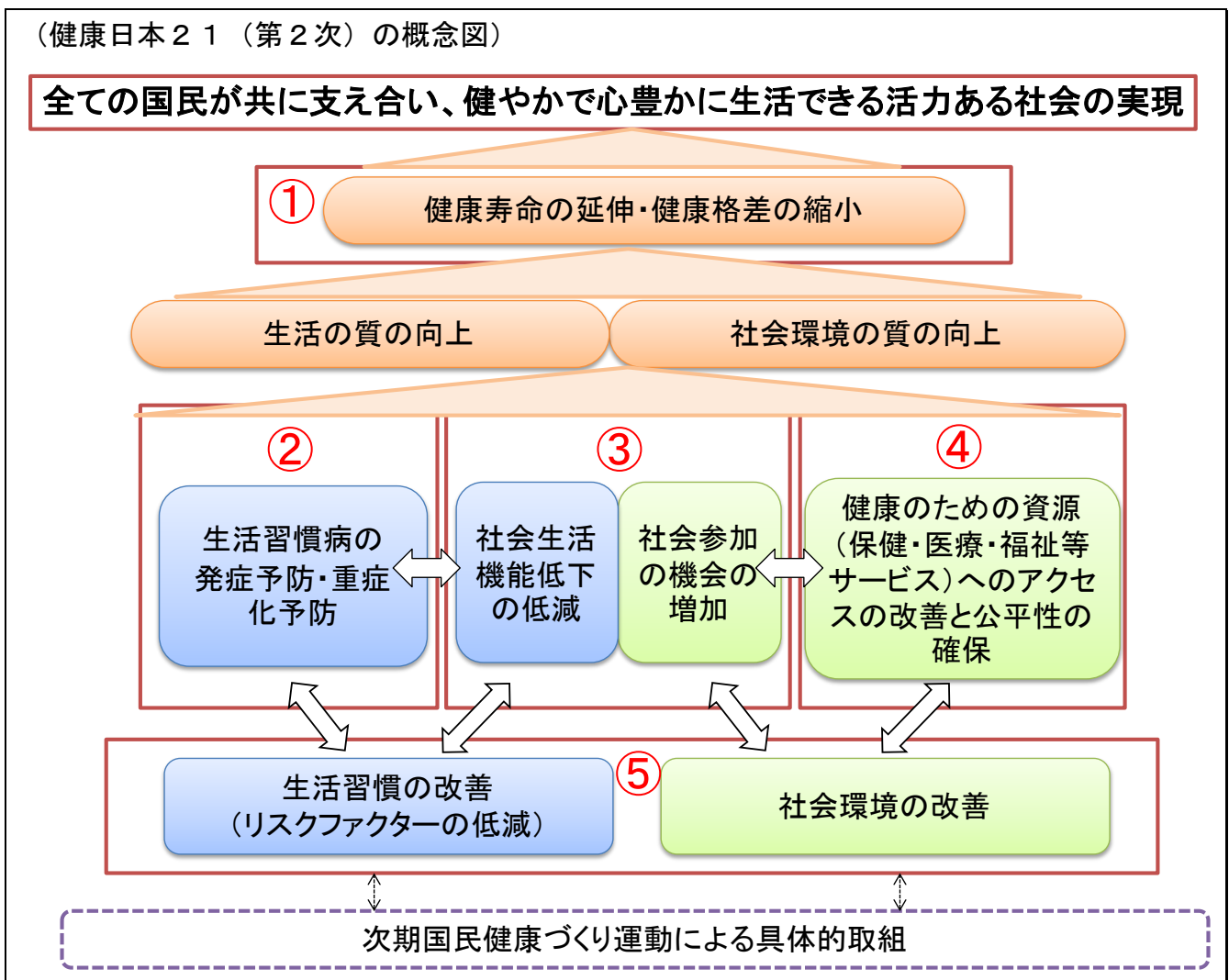
〈背景〉

- 平均寿命、健康寿命ともに、世界のトップクラスを維持。
- 総人口は減少し、急速に高齢化が進行。
- 出生数は減少。生涯未婚率の増加、離婚件数の増加など、家族形態は変化。
- 経済状況は停滞し、完全失業率は5%まで上昇。非正規雇用が増加し、若年者の雇用情勢も依然として厳しい状況。
- 単身世帯が増加し、高齢者の単身世帯も増加。
- 相対的貧困率は16.0%。生活保護受給者数は過去最高の209万人。
- 進学率は向上し、2人に1人が大学進学する状況。一方、小中学校での不登校児童数は10万人を超える状況。
- がん等の生活習慣病が増加。医療費は30兆円を超える状況。
- 自殺者数は3万人程度で推移。過労死など働く世代にみられる深刻な課題。
- 児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿り、5万件を超える状況。
- 国民の7割が日常生活に悩みや不安を感じ、老後の生活設計や自分の健康についての悩みや不安が多い。

2. 基本的な方向について

これらの意見を踏まえ、本専門委員会では、目指すべき姿を、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とし、健康日本21（第2次）の基本的な方向として、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤食生活、運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善、の5つを提案する。

目指すべき社会及び基本的な方向の相関関係は、以下の図のように整理できる。すなわち、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに社会生活機能低下の低減による生活の質の向上を図り、また、健康のための資源へのアクセスの改善と公平性の確保を図るとともに、社会参加の機会の増加による社会環境の質の向上を図り、結果として健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現するものである。



以下、5つの基本的な方向の概略を記述する。

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を実現することが重要である。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小を実現することが重要である。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に重点を置いた対策を推進すべきである。なお、国際的にも、これらの疾患は重要なNCD（Non Communicable Disease：非感染性疾患）として対策を講じることが重視されているところである。

(参考：NCDについて)

近年、慢性疾患の発症や悪化は、個人の意識と行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいため、これらの疾患について、単に保健分野だけでなく、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、包括的に施策を展開し、健康リスクを社会として低減していく「NCD対策」としての概念が国際的な潮流となってきた。

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患）を中心としたNCDは、世界的にも死因の約60%を占め（2008年（平成20年）現在）、今後、10年間でさらに77%にまで増加するとの予測もなされている。また、世界保健機関（WHO）では、「非感染性疾患への予防と管理に関するグローバル戦略」（2008年（平成20年）～2013年（平成25年））を策定するほか、2011年（平成23年）には国連におけるハイレベル会合でNCDが取り上げられる等、世界的にNCDの予防と管理を行う政策の重要性が認識されている。今後、WHOにおいて、NCDの予防のための世界的な目標を設定し、世界全体でNCD予防の達成を図っていくこととされている。

各疾病の性質を医学的に見た場合、例えば、がんは必ずしも非感染性のものだけでなく、感染性のものも存在しているが、近年、国際的に取り組まれているNCD対策では、疾病そのものに着目して、がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDをNCDという疾患として整理し、包括的な取組がなされている。

こうした国際的な背景を踏まえ、次期国民健康づくり運動では、主要な生活習慣病をNCD対策という枠組みで捉え、取り組むべき必要な対策を示すものである。

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組むべきである。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のストレス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組むべきである。

(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備すべきである。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活を確保できない者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備すべきである。

(5) 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記(1)から(4)までの基本的な方向を実現するため、国民の健康の増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違い

に着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行うべきである。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、我が国における高齢化のピーク時に高齢者となる青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進めるべきである。

第4章 目標の設定

本章では、部会及び専門委員会で出た意見等を基に、健康日本21（第2次）における目標項目の設定及び評価に当たっての考え方を示すとともに、国が定める個別目標ごとの目標値、設定根拠等を明らかにする。

1. 目標の設定と評価

（1）目標の設定に関する基本的な考え方

部会及び専門委員会では、分野ごとの個別目標や目標値を設定することに先立って、目標の設定に関する基本的な考え方について議論を行ってきた。

まず、現行の健康日本21の反省として、目標とする指標が非常に多く（9分野79項目）、上位の目標とそれを達成するための目標などに関する整理が不十分であった点があげられる。このため、健康日本21（第2次）における目標設定の検討に当たっては、指標の相互関係を整理した上で、客観的かつエビデンスに裏付けられており、実行可能性のある目標をできるだけ少ない数で設定すべき、という意見が多く出た。その一方、専門性やエビデンスに関しては、各分野で様々であり、一律にすることは難しいため、強弱をつけて目標を設定することや、性・年齢別、地域別に分けて設定することについての意見もあった。これらを踏まえ、目標項目の絞り込みを行った。

また、今回の目標設定に関する議論においては、これまでのように「個人で達成すべき目標」を設定するだけでなく、「社会環境に関する目標」についても具体的数値として設定すべきという意見が多く寄せられた。特に子どもや高齢者の健康、こころの健康は、個人と社会の両者が関連し合う領域といえるが、健康づくりを社会環境の観点から検討することについては、これまでの一次予防重視の考え方から一歩踏み込むものである。このため、社会環境に関するデータの蓄積がなく、目標として設定するのは困難な面もあるものの、10年後を視野に入れ、目標として取り組むものを抽出し、モニタリングすることの重要性が多く指摘された。

さらに、国民運動を実際に展開していくことを視野に入れ、他計画との整合性を図ることや、既存の調査を活用すること、継続的にモニタリング可能な目標とすべきことについて意見が出た。

健康日本21（第2次）の目標は、これらの要素を十分に考慮した上で設定されることが重要であるとの認識に立ち、以下、実際に目標を設定する場合の方法、評価について記述する。

(2) 目標の設定方法

健康日本21（第2次）を効果的に推進していくためには、国、地方自治体、国民、民間団体など健康づくりに関わる全ての関係者が目指すべき目標を共有しながら、その目標の達成状況について管理・評価を行っていくことが重要である。

このため、国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を還元することにより、広く国民一般の意識の向上や、自主的な取組を支援することが必要となる。

具体的な目標の設定に当たっては、現状及び課題について関係者が共通の認識を持った上で課題を選択し、科学的根拠に基づいた実態把握が可能な具体的な目標を設定する必要がある。設定する目標に合理性、説得力、実現性を持たせることにより、実効性の高い計画の取組が可能となる。

また、地方自治体が目標値を設定する際は、地域・職域連携推進協議会等において案を提示し、意見を聴取することなどを通じ、関係者間での合意形成を図ることも重要である。合意形成の手法としては、地域住民に対し、パブリックコメント等の手続を採ることも考えられる。目標とする指標に関する情報収集に現場が疲弊することなく、既存データの活用により、自治体等が自ら進行管理できる目標の設定を行うことが重要である。

目標の終期については、将来の望ましい姿を目指すための中期的な目標として、おおむね10年後を達成時期として設定することとし、当該目標を達成するための取組を計画的に行うことが望ましい。ただし、他の既存計画において、健康づくりに関係する目標が設定されている場合は、これらとの整合性に留意し、目標項目によって目標期間が異なる取扱いとすることもありうる。

(3) 目標の評価

目標の評価については、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映させていくことが望ましい。

数値目標を評価する際は、目標策定時、中間評価時、最終評価時の調査データは比較可能で十分な精度を持つことに留意する。国においては、経時的に同じ調査法で実施されてきた国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査、特定健診のデータなどを活用し、目標策定時は限定された地域の調査データを用い、評価時は全国調査データを用いる、というように、比較困難な調査に基づく指標は、評価には用いないようにすべきである。

また、評価は、単に数値の大小関係だけではなく、標本の誤差を考慮した上で、統計学的検定を行うなどの科学的な方法を用いることが望ましい。そして策定時と直近値を

比較した上で、A（目標値に達した）、B（目標値に達していないが、改善傾向にある）、C（変わらない）、D（悪化している）といったように複数のレベルで評価する。なお、都道府県、市町村が統計学的検定を行う際は、厚生労働科学研究費補助金「健康増進施策推進・評価のための健康・栄養モニタリングシステムの構築」班において策定された、「健康増進施策推進・評価のための健康・栄養調査データ活用マニュアル」（<http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>）などが参考になる。こうしたマニュアル等を活用しながら、国及び地方自治体が効果的かつ正確な目標の評価を行い、今後の施策に役立てていくことが必要である。

一方、最終評価を行う際に用いる直近実績値は、目標達成年度よりも前の年のデータである可能性も高い（例えば、平成34年度までに達成するという目標を立てており、当該項目について平成34年に最終評価を行う場合、直近の実績値は平成33年以前のものとなる可能性が高い）ことから、こうした要素も考慮した上で指標のトレンドを踏まえつつ評価する必要がある。

なお、目標及び評価はできる限り簡略化し、国民に分かりやすくすることが望ましいことから、今回、健康日本21（第2次）に盛り込む目標については、小数点以下の数字は極力排除している。目標を設定する時点で、あらかじめ目標評価時に小数点以下の数字をどう解釈するか、さらに、「A（目標値に達した）」「B（目標値に達していないが改善傾向になる）」などをどういう基準で判断するか、将来の評価方法も含めて想定した上で目標設定をし、適切な引き継ぎを行うべきである。

また、中間評価、最終評価の際は、これらの評価を踏まえ、今後強化又は改善すべき点を検討した上で、国民に対して評価の結果を公表し、周知を図るべきである。

2. 具体的目標

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

i はじめに

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義される。健康日本21では、健康寿命の延伸ということが目的の1つに位置付けられていた。しかし当時は、健康寿命の概念や算定方法などが十分明確にはなっておらず、健康寿命に関する具体的な数値や目標を掲げるまでに至らなかった。

一方、この間の研究の進展により、健康寿命の概念や算定方法に関する一定の合意が得られてきた。健康日本21（第2次）においては、健康寿命に関する現状値を示すとともに、目標に関する考え方を示すこととする。

ii 基本的な考え方

(i) 健康寿命の延伸

「健康寿命の延伸」は健康日本21（第2次）の中心課題であり、指標として盛り込むことは不可欠である。健康寿命の現状値を示し、その後の推移を定期的に計算することは、国民健康づくり運動の進捗管理に有益である。

健康寿命には様々な定義や算定方法がある。まず、健康寿命の定義については、客観性の強い「日常生活に制限のない期間の平均」を主指標に、主観性の強い「自分が健康であると自覚している期間の平均」を副指標にすることで、相互に補完性のある評価が可能となる。次に、算定方法に関しては、現状における公的統計との整合性・実施可能性などを踏まえると、国民生活基礎調査データをもとにした計算（サリバン法による障害のない平均余命の考え方）が最も適切と考えられる。

目標値の設定に際しては、平均寿命と健康寿命との差に着目する。

平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味する。平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間）の差は、平成22年で、男性9.22年、女性12.77年である（図1）。

今後、平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになる。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。このように、持続可能な社会保障制度にも資する新たな国民健康づくり運動を展開するという視点は極めて重要である。

図1 平均寿命と健康寿命の差

資料：平均寿命（平成22年）は厚生労働省「平成22年簡易生命表」
 健康寿命（平成22年）は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

(ii) 健康格差の縮小

健康格差とは、地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差と定義される。地域格差に関するデータは相当な精度での蓄積があること、自治体間の格差を明らかにすることで各自治体の自主的な取組を促進する効果が期待できることなどから、今次計画では地域格差に焦点を置くこととする。

各自治体にとって、健康寿命の格差の要因を把握・分析し、それを延ばす戦略を考えることは、健康づくりを推進する上で重要である。

自治体の間での健康格差の実態を明らかにし、その縮小に向けた取組を強化する際の指標としては、様々なものが考えられるが、最も重要な指標は健康寿命である。

iii 現状と目標

(i) 健康寿命の延伸

目標項目	日常生活に制限のない期間の平均
現状	男性 70.42 年、女性 73.62 年（平成 22 年）
目標	平均寿命の増加分を上回る健康寿命であること*（平成 34 年度）
データソース	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」 ※国民生活基礎調査をもとに算定

* 上記の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意すること。

「日常生活に制限のない期間の平均」は、国民生活基礎調査と生命表を基礎情報とし、サリバン法を用いて算定する（算定方法は、30 頁参照）。現状値における数値は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」により算定されたものを用いた。

日常生活に制限のない期間（健康寿命）について、平成 13 年と平成 22 年を比べると、男性は 69.40 年から 70.42 年へと 1.02 年、女性は 72.65 年から 73.62 年と 0.97 年延びている。一方、平均寿命をみると、同期間で、男性は 78.07 年から 79.64 年へと 1.57 年、女性は 84.93 年から 86.39 年へと 1.46 年延びている（図 2）。

また、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）によれば、平成 25 年から平成 34 年にかけて、さらに男性では 80.09 年から 81.15 年へと 1.06 年、女性では 86.80 年から 87.87 年へと 1.07 年と延びることが予測されている（図 3）。

図 2 平均寿命と健康寿命の推移

図 3 平均寿命の推計（平成 25～34 年）

今後、こうした寿命の延伸とともに、健康な期間だけではなく、不健康な期間も延びることが予想される。したがって、国民の健康づくりの一層の推進を図り、平均寿命の伸び以上に健康寿命を延ばす（不健康な状態になる時点を遅らせる）ことは、重要である。これにより、不健康な期間の短縮を目指すことができる。しかしながら、現時点では、どのような生活習慣病の対策を通して、どの程度生活習慣病を減らすことが可能で、それにより健康寿命がどのくらい延びるかを推定するためのエビデンスが存在せず、今後さらに研究を推進する必要がある。

したがって、目標値については、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命であること」とした。また、健康寿命については、「日常生活に制限のない期間」の延伸とともに、「自分が健康であると自覚している期間」の延伸を図ることも重要である。なお、自分が健康であると自覚している期間について、平成 13 年と平成 22 年を比べると、男性は 69.55 年から 69.90 年へと 0.35 年、女性は 72.94 年から 73.32 年へと 0.37 年の伸びにとどまっており、これらの増加分が平均寿命の伸びを上回ることを目標とするものではないが、今後 10 年において、日常生活に制限のない期間の延伸とともに自分が健康であると自覚している期間についても一定の延伸が図られることに留意する必要があるため、その点を付記することとした。

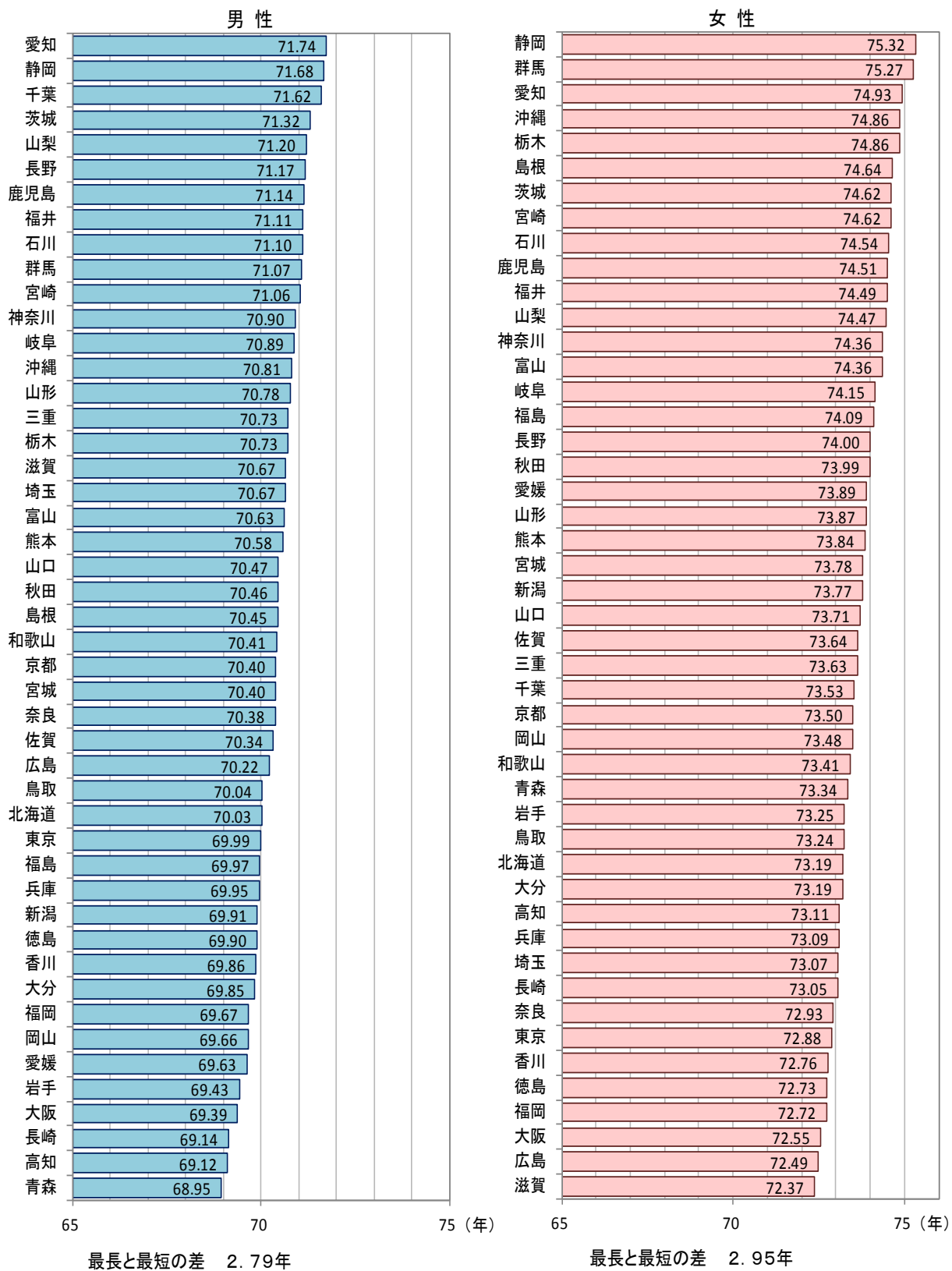
(ii) 健康格差の縮小

目標項目	日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小
現状	男性 2.79 年、女性 2.95 年（平成 22 年）
目標	都道府県格差を縮小すること（平成 34 年度）
データソース	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」 ※国民生活基礎調査をもとに算定

日常生活に制限のない期間の平均が最も長いところは、平成 22 年において、男性で愛知県 71.74 年、女性で静岡県 75.32 年であり、最も短いところは、男性で青森県 68.95 年、女性で滋賀県 72.37 年であり、これらの差は、男性 2.79 年、女性 2.95 年である（図 4）。

目標値については、都道府県格差を縮小することとした。ただし、この目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むことを前提とする必要がある。

図4 都道府県別 日常生活に制限のない期間の平均（平成22年）



資料：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

〈健康寿命の算定方法〉

「日常生活に制限のない期間の平均」の算定方法

「日常生活に制限のない期間の平均」は国民生活基礎調査と生命表を基礎情報とし、サリバン法（広く用いられている健康寿命の計算法）を用いて算定する。すなわち、国民生活基礎調査における質問の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」に対する「ない」の回答を日常生活に制限なしと定め、性・年齢階級別の日常生活に制限のない者の割合を得る。生命表から定常人口と生存数を得る。性・年齢階級ごとに、定常人口に日常生活に制限のない者の割合を乗じることにより、日常生活に制限のない定常人口を求め、次いで、その年齢階級の合計を生存数で除すことにより、「日常生活に制限のない期間の平均」を得る。

都道府県においては、国民生活基礎調査と都道府県の人口と死亡数を基礎情報とする。国民生活基礎調査から都道府県の性・年齢階級別の日常生活に制限のない者の割合を得る。都道府県の人口と死亡数からチャンの生命表法（広く用いられている生命表の計算法）を用いて、都道府県の定常人口と生存数を得る。日常生活に制限のない者の割合、定常人口と生存数から、上記と同様の方法で「日常生活に制限のない期間の平均」を得る。

市町村においては、国民生活基礎調査に準じた調査を実施する場合には、その調査による性・年齢階級別の日常生活に制限のない者の割合、市町村の人口と死亡数を基礎情報として、都道府県と同様の方法で「日常生活に制限のない期間の平均」を得ることができる。調査を実施せず、既存資料を用いる場合には、市町村の介護保険の介護情報、人口と死亡数を基礎情報として、類似の方法で「日常生活動作が自立している期間の平均」（「日常生活に制限のない期間の平均」に類する指標）を得ることができる。人口規模が小さい市町村では指標の算定に一定の対応（複数年次の死亡数を基礎情報とすること、指標の95%信頼区間を使用することなど）を加えることを検討する必要がある。なお、人口規模が著しく小さい市町村では指標の算定は困難である。

（参考）「自分が健康であると自覚している期間の平均」の算定方法

「自分が健康であると自覚している期間の平均」は国民生活基礎調査と生命表を基礎情報とし、サリバン法を用いて算定する。国民生活基礎調査における質問の「あなたの現在の健康状態はいかがですか」に対する「よい」、「まあよい」または「ふつう」の回答を自分で健康であると自覚していると定める。その割合を用いて、「日常生活に制限のない期間の平均」と同様の方法で「自分で健康であると自覚している期間の平均」を得る。

都道府県においては、「日常生活に制限のない期間の平均」と同様の方法で「自分が健康であると自覚している期間の平均」を得る。

市町村においては、「日常生活に制限のない期間の平均」と同様に、調査を実施する場合には、その調査による性・年齢階級別の自分が健康であると自覚している者の割合、市町村の人口と死亡数を基礎情報として、「自分で健康であると自覚している期間の平均」を得ることができる。人口規模が小さい市町村では指標の算定に一定の対応を加えることを検討する必要がある。なお、調査を実施しない場合には、既存資料による市町村の「自分で健康であると自覚している期間の平均」に類する指標が見当たらないため、指標の算定は困難であり、また、人口規模が著しく小さい市町村でも、指標の算定は困難である。
資料：厚生労働科学研究費補助金 「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

平成 22 年の算定結果

都道府県	日常生活に制限のない 期間の平均（年）		（参考）自分が健康であると自覚し ている期間の平均（年）	
	男性	女性	男性	女性
北海道	70.03	73.19	69.33	73.08
青森	68.95	73.34	68.89	73.46
岩手	69.43	73.25	68.81	72.40
宮城	70.40	73.78	70.80	73.35
秋田	70.46	73.99	69.56	73.07
山形	70.78	73.87	70.81	73.44
福島	69.97	74.09	69.66	73.58
茨城	71.32	74.62	71.09	73.99
栃木	70.73	74.86	69.94	74.33
群馬	71.07	75.27	70.35	74.77
埼玉	70.67	73.07	70.62	72.98
千葉	71.62	73.53	71.32	73.53
東京	69.99	72.88	69.89	73.08
神奈川	70.90	74.36	70.85	74.12
新潟	69.91	73.77	69.36	73.92
富山	70.63	74.36	69.42	73.72
石川	71.10	74.54	70.12	73.18
福井	71.11	74.49	70.23	74.34
山梨	71.20	74.47	70.49	74.77
長野	71.17	74.00	70.76	73.56
岐阜	70.89	74.15	70.32	73.29
静岡	71.68	75.32	71.01	74.86
愛知	71.74	74.93	70.60	73.37
三重	70.73	73.63	70.21	73.07
滋賀	70.67	72.37	70.10	73.03
京都	70.40	73.50	69.56	73.31
大阪	69.39	72.55	68.69	72.12
兵庫	69.95	73.09	68.98	72.72
奈良	70.38	72.93	71.10	74.03
和歌山	70.41	73.41	70.44	73.76
鳥取	70.04	73.24	69.67	72.67
島根	70.45	74.64	69.62	74.23
岡山	69.66	73.48	69.20	73.73
広島	70.22	72.49	68.97	72.59
山口	70.47	73.71	68.92	72.24
徳島	69.90	72.73	69.03	72.45
香川	69.86	72.76	69.27	72.86
愛媛	69.63	73.89	68.70	73.45
高知	69.12	73.11	68.64	71.92
福岡	69.67	72.72	68.89	72.14
佐賀	70.34	73.64	69.80	73.28
長崎	69.14	73.05	69.19	73.73
熊本	70.58	73.84	69.66	73.76
大分	69.85	73.19	69.13	72.85
宮崎	71.06	74.62	71.55	75.31
鹿児島	71.14	74.51	70.77	74.70
沖縄	70.81	74.86	70.46	73.84
全国	70.42	73.62	69.90	73.32

資料：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

参照：<http://toukei.umin.jp/kenkoujyumu/>

iv 今後必要となる対策

健康日本21（第2次）で掲げられるすべての取組が健康寿命の延伸に資するものである。したがって、健康寿命の推移を検討することは、本計画の進捗を管理するうえで重要である。そのため、国民生活基礎調査で3年ごとに実施される大規模調査の都度、健康寿命を算出し、その動向を検討するべきである。

国としては、各都道府県の健康寿命を算定して公表するが、都道府県においては各市町村での健康寿命を算定することが望ましい。また、都道府県が各種の調査・統計を活用することにより、都道府県内の市区町村における健康格差の実態を解明し、その縮小に向けた取組を行うことが望ましい。ただし、その実施に当たっては、生命表を用いた計算方法や人口規模の小さな自治体におけるデータの取扱いなどの点で統計学上の高度な知識・技術が必要となるので、都道府県に対する技術支援（講習会の実施、算定ソフトの公表など）を行うことが望ましい。

健康寿命の延伸という課題に取り組むに当たって、健康増進・疾病予防が担う役割は極めて大きいものであるが、それに加えて疾病の早期発見、適切な治療管理による疾病の重症化予防、さらには介護予防や介護サービスなど、様々な取組が必要となる。住民一人一人の健康レベルやリスク、さらには保健医療福祉介護ニーズに応じて、これらの取組を切れ目なく総合的に提供できるシステム（地域包括ケア）の構築が求められる。

また、健康寿命以外の観点から健康格差を把握することも今後検討する必要がある。国が実施している各種調査（国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査、患者調査、介護給付費実態調査など）について、各都道府県における生活習慣・健康状態・疾病・介護保険の利用などに関する状況を比較できるように集計し、その結果を公表することが望ましい。

(2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

我が国の主要な死亡原因であるがんと循環器疾患に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測されるCOPDへの対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

目標は以下のとおり設定し、考え方や目標値等を次頁以降に示す。

	目標項目
がん	<ul style="list-style-type: none"> ① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 ② がん検診の受診率の向上
循環器疾患	<ul style="list-style-type: none"> ① 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり) ② 高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下) ③ 脂質異常症の減少(総コレステロール 240mg/dl(LDL コレステロール 160mg/dl)以上の割合の減少) ④ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ⑤ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> ① 合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少 ② 治療継続者の割合の増加 ③ 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少(HbA1c が JDS 値 8.0%(NGSP 値 8.4%)以上の者の割合の減少) ④ 糖尿病有病者の増加の抑制 ⑤ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少(再掲) ⑥ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上(再掲)
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	<ul style="list-style-type: none"> ① COPDの認知度の向上

① がん

i はじめに

(i) がんの死亡数・罹患数の実態

1981年からの今日までの約30年間、がんは日本での死因の第1位であり続けている。

人口動態統計に基づく分析によると、2010年にがんで死亡した日本人は35万人（男性21万人、女性14万人）で¹⁾、総死亡の約30%を占めており、日本人の3人に1人はがんで亡くなっていることになる。特に、50歳代後半においては、死因の半数近くをがんが占めている。がんによる死亡を部位別にみると、男性では、肺、胃、大腸、肝臓、膵臓の順に多く、女性では、大腸、肺、胃、膵臓、乳房の順に多い。

また、地域がん登録研究班に基づく2005年の推計値では、新たに診断されたがんは68万例（男性39万例、女性29万例）である。がんの罹患を部位別にみると、男性では胃、大腸、肺、前立腺、肝臓の順に多く、女性では、乳房、大腸、胃、肺、子宮の順に多い。

(ii) がんの累積死亡・罹患リスクの実態

各年齢に到達するまでの累積死亡リスク（ある年齢までのがんで死亡するおおよその確率）について、2009年の年齢階級別がん死亡率に基づいて算出すると、50歳に至るまでは男女ともに1%程度であるが、70歳までの累積死亡リスクは男性7%、女性4%となり、80歳までの累積死亡リスクは男性16%、女性9%となる。生涯を通じて考えた場合、男性の26%、女性の16%ががんで死亡するという計算になる（図1）。

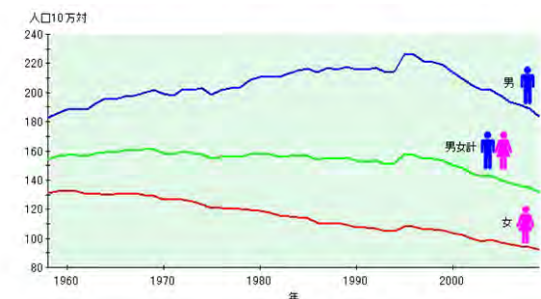
また、各年齢に到達するまでの累積がん罹患リスクは（ある年齢までのがんと診断されるおおよその確率）について、2005年の年齢階級別がん罹患率の推計値に基づいて算出すると、40歳に至るまでは男女ともに1~2%程度であるが、70歳までの累積がん罹患リスクは男性19%、女性16%となり、80歳までの累積がん罹患リスクは男性37%、女性25%となる。生涯を通じて考えた場合、男性の54%、女性の41%ががんで罹患するという計算になる（図2）。これは、2人に1人は一生のうちに何らかのがんに罹患するというを示している。

(iii) 年齢調整死亡率の動向

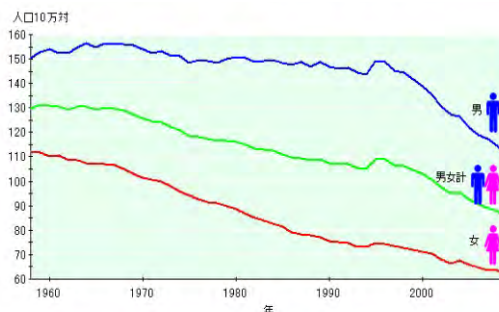
日本における人口当たりのがんの死亡率の推移をみると、男女ともに一貫して上昇傾向が認められるが、これは平均寿命の延びと出生率の低下に伴い、がんになる確率の高い高齢者の人口比率が増加していることが影響している。こうした高齢化の影響を除いてがんの死亡率の年次推移を観察する際には、一定の年齢構成を仮定したモデル人口に調整した年齢調整死亡率が有用である。さらに、75歳以上の死亡を除くことで、壮年期がん死亡の現状や動向を高い精度で評価することができる。これは、75歳以上の高齢者が様々な疾病を合併しやすく、死因分類の精度が必ずしも高くないためである。

1985年モデル人口（1985年人口を踏まえて作成された仮想人口モデル）を用いたがんの年齢調整死亡率は、近年は男女ともに減少傾向にあることが分かる（図3）。75歳未満の年齢調整死亡率でみると、その傾向はより鮮明になる（図4）。

図4 年齢調整がん死亡率の推移（75歳未満）



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター
Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan



資料：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター
Source: Center for Cancer Control and Information Services, National Cancer Center, Japan

(出典) http://ganjoho.jp/public/statistics/pub/statistics02.html#prg3_1

このように、日本人のがん全体の年齢調整死亡率は男女共に減少傾向にあるものの、がんの部位別に推移を見ると、大きく変化しているのがわかる（図5）。男性では、1960年代に最も多かった胃がん死亡率が最近まで一定の減少傾向にある一方、1990年代半ばまで増加傾向にあった肺、肝臓、結腸、前立腺がんが近年では横ばいから減少傾向に転じている。女性では、胃がんが一貫して減少しているのに加えて、子宮、肝臓、直腸のがんの死亡率が1980年代まで減少している。一方で、乳がんが、戦後一貫して増加しているという特徴がある。

年齢調整がん罹患率については、地域がん登録研究班による全国推計値を図6に示す。2000年以降の増加傾向が著しいが、これは、近年においてがん診療連携拠点病院の院内がん登録の整備等に伴い登録精度が向上したことが影響している。また、地域がん登録が全国的な整備に未だ至っていない現状においては、年齢調整がん罹患率は、年次推移を見るデータソースとして適切でない。また、年齢調整がん死亡率と同様、高齢者においてはがんの診断精度が必ずしも高くないことを踏まえ、75歳未満の年齢調整がん罹患率で推移をみると、やや緩やかな増加傾向が認められる（図7）。

20年以上にわたり精度の高いがん登録を維持し、かつ、全国の死亡率の推移を反映している宮城、山形、福井及び長崎の4つの地域がん登録のデータを用いた推計では、1985～2004年の年齢調整がん罹患率は若干の増加傾向にあると報告されている²⁾。部位別では、胃がんは減少傾向、肺がん（男性）、肝臓がん、大腸がんは一旦増加した後1995年以降減少し、乳がんと前立腺がんは増加傾向にあると推計されている。

(v) がん検診の動向

現在、有効性が確立しているがん検診は、胃エックス線による胃がん検診、細胞診による子宮頸部がん検診、視診・触診とマンモグラフィによる乳房がん検診、胸部エックス線と喀痰検査（喫煙者のみ）の併用による肺がん検診、便潜血検査による大腸がん検診であり、それぞれに適切な年齢層と頻度が示されている（図10）⁵⁾。

平成19年に策定されたがん対策推進基本計画（以下、「前基本計画」という。）では、平成23年度末までに受診率を50%にすることを目標として掲げ、がん検診無料クーポンと検診手帳の配布等の様々な取組を行ってきた。また、科学的根拠に基づくがん検診の実施や精度管理についても推進してきた。その結果、子宮頸部がん検診と乳がん検診は近年その受診率が上昇し、年齢層によっては40%を超えた。しかし、がん検診全体をみると、依然として諸外国に比べて低く、20～30%程度にとどまっている。

ii 基本的な考え方

がんの予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、がん対策推進基本計画で目標値として採用されている「がんの年齢調整死亡率の減少」と「がん検診の受診率の向上」を目標として設定する。なお、がんの発症予防に関して設定する目標としてはがんの罹患率を、がんの重症化予防に関して設定する目標としては進行がん罹患率をそれぞれ用いることが望ましいが、現行の地域がん登録等から得られるデータの精度に限界があることから、前述の2指標で代替することが現実的である。

iii 現状と目標

上記を踏まえ、目標を以下のとおり設定する。

(i) 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少

目標項目	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）
現状	84.3（平成22年）
目標	73.9（平成27年）
データソース	人口動態統計

がん対策推進基本計画においては、たばこ対策、がん検診の推進、がん医療のさらなる充実といったがん対策の総合的推進によって、がんの年齢調整死亡率を減少させることが目指されている。健康日本21（第二次）の目標はこれに合わせて設定する。

(ii) がん検診受診率の向上

目標項目	がん検診の受診率の向上
現状	胃がん 男性 34.3% 女性 26.3%

	肺がん 男性 24.9% 女性 21.2% 大腸がん 男性 27.4% 女性 22.6% 子宮頸がん 女性 32.0% 乳がん 女性 31.4% <p style="text-align: right;">(平成 22 年)</p>
目標	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面 40%) <p style="text-align: right;">(平成 28 年)</p>
データソース	国民生活基礎調査 ※がん検診の受診率の算定に当たっては、40 歳から 69 歳まで (子宮頸がんは 20 歳から 69 歳まで) を対象とする。

「健康日本 21」においても、がんに関する指標の一つに「各がん検診の受診者の増加」を挙げ、「5割以上の増加」を目標としていた。結果としては、胃がん、肺がんについてはともに目標値を達成し、子宮頸がん、乳がん、大腸がんについてはともに目標値に達していないが改善傾向にあった。しかしながら、前基本計画の目標値(平成 23 年度末までに受診率を 50%にする)には遠く及ばないことから、指標を継承した上で、がん対策推進基本計画に沿った目標値を設定することとした。

なお、健康増進法に基づくがん検診では、年齢制限の上限を設けず、ある一定年齢以上の者を対象としているが、受診率の算定に当たっては、海外諸国との比較等も踏まえ、40 歳から 69 歳まで (子宮頸がんは 20 歳から 69 歳まで) を対象とする。

iv 今後必要となる施策

がんの年齢調整死亡率を減少させるため、がん予防及びがんの早期発見を推進するとともに、がん対策推進基本計画に掲げられている放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実等のがん医療への対応や、がん研究の推進、小児がん対策の充実等を総合的かつ計画的に実施していく必要がある。

(i) 発症予防

がんの発症予防及び罹患率低下によって死亡率を減少させるという目標達成のためには、次のような観点から対策を行う必要がある。

- ①喫煙：喫煙率を低下させる。受動喫煙者の割合を低下させる。
- ②飲酒：生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を低下させる。
- ③身体活動：身体活動量が少ない者の割合を低下させる。
- ④体型：適正体重を維持している者の割合を増加させる。
- ⑤食生活：高塩分食品の摂取頻度を減少させる。
野菜・果物の摂取不足の者の割合を減少させる。
- ⑥がんに関連する細菌・ウイルス：子宮頸がん予防ワクチン接種の推進や、HTLV-1

感染予防対策の実施等を通じ、感染者の割合を低下させる。 肝炎ウイルス検査体制の充実等を通じ、感染者で未診断・未対策の者の割合を低下させる。

(ii) 重症化予防

進行がんの罹患率を減少させ、がんによる死亡を防ぐために最も重要なのは、がんの早期発見である。早期発見に至る方法としては、自覚症状がなくても定期的に有効ながん検診を受けることと、自覚症状がある場合にはいち早く医療機関を受診することの両方について、様々な媒体を通じて普及・啓発活動を行うことが必要である。

まず、がん検診については、がん対策推進計画に沿った取組を行っていくことが重要である。具体的には、これまでの受診率向上施策の効果を検証した上で、検診受診の手続きの簡略化、効果的な受診勧奨方法の開発、職域のがん検診との連携など、より効率的・効果的ながん検診を検討する。なお、普及啓発活動に取り組む際には、がん検診の意義、がんの死亡率を下げるため政策として行う対策型検診と人間ドックなどの任意型検診との違いや、がん検診で必ずがんを見つけられるとは限らないこと、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合があること、がん検診やその後の精密検査を受けることによって身体的（検査による合併症等）・精神的（苦痛、心配等）・社会的（費用、時間等）な負担が生じ得ること、また、その人の寿命を縮めるとは限らないがんを診断・治療する可能性（いわゆる過剰診断・過剰治療）があることなど、がん検診の欠点やがん検診に伴う不利益についても理解を得られるようにすることも必要である。

また、自覚症状がある場合の早期受診については、どのような自覚症状に注意すべきなのかについての啓発を行っていくことが望ましい（図11）。

v 参考文献

1. 国立がん研究センターがん対策情報センターのがん情報サービス
<http://ganjoho.ncc.go.jp/public/statistics/index.html>
2. Katanoda K, et al. Cancer Science 2012;103:360-368.
3. 厚生労働科学研究費補助金（第3次対がん総合戦略研究事業）による「生活習慣改善によるがん予防法の開発に関する研究」班（2003～2011年度）(http://epi.ncc.go.jp/can_prev/index.html)
4. Inoue M, et al. Ann Oncol in press
5. http://ganjoho.jp/public/pre_scr/screening/about_scr.html

②循環器疾患

i. はじめに

脳血管疾患と心疾患を含む循環器疾患は、がんと並んで日本人の主要死因の大きな一角を占めている。循環器疾患の予防は基本的には危険因子の管理であり、確立した危険因子としては、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病の4つがある。循環器疾患の予防はこれらの危険因子の管理が中心となるため、これらのそれぞれについて改善を図るという観点で健康日本21（第2次）を展開していく必要がある。

健康日本21ではこれらのうち喫煙以外の3つを指標としていたが、健康日本21（第2次）ではこれら4つのすべてを指標とする。4つの危険因子のうち、高血圧と脂質異常症（高コレステロール血症）については本章で扱い、喫煙と糖尿病については別項で詳述する。

ii. 基本的な考え方

(i) 脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少

前述の4つの危険因子が適切に管理されれば、脳血管疾患・虚血性心疾患の発症リスクを低減することができる。生活習慣の改善によって循環器疾患の発症を予防することを目指すという観点では、循環器疾患発症率を指標とすることが望ましいが、循環器疾患の発症登録を実施している地域は稀であるため、全国のデータが得られる脳血管疾患と虚血性心疾患のそれぞれの死亡率を指標として設定する。

(ii) 高血圧の改善

高血圧は、脳血管疾患や虚血性心疾患などあらゆる循環器疾患の危険因子であり、日本人の循環器疾患の発症や死亡に対して大きな人口寄与危険割合を示し、他の危険因子と比べるとその影響は大きい¹⁾⁻³⁾。また、至適血圧と高血圧の間の領域（正常高値血圧と正常血圧）の循環器疾患発症数への寄与も非常に大きいことが示されている。

健康日本21においては、「高血圧の改善」を指標として掲げ、「推計値 平均最大血圧約4.2mmHgの低下」を目標値として設定していた。平成10年と平成21年度の値を比較すると、男性で132.7mmHg→131.7mmHg、女性で126.2mmHg→123.3mmHgであったことを踏まえ、平成23年度の最終評価では、「国民の血圧値、高血圧有病率は低下傾向にあるものの、有病率は高齢者を中心に依然として高く、国民全体での予防対策の強化が必要である」とされた。

血圧と循環器疾患の関連は少なくとも至適血圧領域までは“lower the better”と考えられることから⁴⁾⁻⁵⁾、国民集団全体として考えた場合、少なくとも80歳代までは平均血圧レベルを下げるという目標設定が妥当である。また、血圧の諸指標のうち循環器疾

患の発症予測に最も有用なのは収縮期血圧であることが示されているため⁶⁾、血圧の簡便な指標としては健康日本21と同様、収縮期血圧を用いるのが妥当である。

(iii) 脂質異常症（高コレステロール血症）患者の減少

脂質異常症は虚血性心疾患の危険因子であり、特に総コレステロール及びLDLコレステロールの高値は日米欧いずれの診療ガイドラインでも、脂質異常症の各検査項目の中で最も重要な指標とされている。日本人を対象とした疫学研究でも、虚血性心疾患の発症・死亡リスクが明らかに上昇するのは総コレステロール値240mg/dl以上あるいはLDLコレステロール160mg/dl以上からが多い⁷⁾。

健康日本21においては、「高脂血症（血清総コレステロール値240mg/dl以上）の者の割合」の50%減、具体的には男性では10.5%から5.2%以下に、女性では17.4%から8.7%に低下させることを目指していたが、平成21年の時点で男性10.4%、女性16.0%であった。平成23年度の最終評価では、「服薬者を含めた高脂血症有病率は悪化した可能性が高いが、国民全体の総コレステロール平均値の悪化はみられなかった」とされたことを踏まえ、健康日本21（第2次）についても引き続き、脂質異常症患者の減少を目指すべきである。

なお、虚血性心疾患リスクは、高コレステロール血症のみで決まるのではなく、他の危険因子の有無で異なっている。臨床においては、虚血性心疾患リスクに応じたコレステロール管理目標が提示されているが、国民健康づくり運動としては集団としての目標の見地から他の危険因子を保有していない一般的な者の管理目標値（LDLコレステロール160mg/dl）を参考にすべきと考えられ、また、これは前述の疫学研究の結果とも合致していることから指標として妥当と考えられる。

上記(i)～(iii)の考え方をまとめると、下図のようになる。

(iv) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、平成 22 年国民健康・栄養調査によると、40 歳から 74 歳では、男性で 2 人に 1 人、女性で 5 人に 1 人の割合に達している。

メタボリックシンドロームと循環器疾患との関連は証明されており⁸⁾、健康日本 2 1（第 2 次）においても引き続き指標として設定する。

(v) 特定健診・特定保健指導の実施率の向上

平成 18 年の医療構造改革によって、メタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導を医療保険者に義務付ける、特定健診・特定保健指導の制度が導入された。特定健診・特定保健指導の実施率は、生活習慣病対策に対する取組状況を反映することから、健康日本 2 1（第 2 次）においても引き続き指標として設定する。

iii. 現状と目標

以上の考え方から現状と目標を以下のように設定した。

(i) 脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少

目標項目	脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10 万人当たり）
現状	脳血管疾患： 男性 49.5、女性 26.9 虚血性心疾患：男性 36.9、女性 15.3 <p style="text-align: right;">（平成 22 年）</p>
目標	脳血管疾患： 男性 41.6、女性 24.7 虚血性心疾患：男性 31.8、女性 13.7 <p style="text-align: right;">（平成 34 年度）</p>
データソース	人口動態調査

各危険因子の目標が達成された場合に期待される脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少割合を推計すると以下ようになる。

ア. 高血圧：40～89 歳の収縮期血圧の平均値を 4mmHg 低下させる。

これにより、脳血管疾患死亡率が、男性で 8.9%、女性で 5.8% 低下する。

また、虚血性心疾患の死亡率が、男性で 5.4%、女性で 7.2% 低下する。

イ. 脂質異常症：高コレステロール血症（総コレステロール値 240 mg/dl 以上）の割合を 25% 低下させる（40～79 歳）。

この場合、脳血管疾患死亡率への影響は中立として推計には含めない。
また、虚血性心疾患の死亡率が、男性で1.3%、女性で0.6%低下する。

ウ. 喫煙：喫煙者の割合を男性 29.9%、女性 6.7%から男性 19.1%、女性 3.9%に減少させる(禁煙を希望している喫煙者がすべて禁煙を達成できた場合。40歳以上で再集計)。これにより、脳血管疾患死亡率が、男性で7.0%、女性で2.5%低下する。
また、虚血性心疾患の死亡率が、男性で7.0%、女性で2.5%低下する。

エ. 糖尿病：男女別の各年齢区分で有病率を増加させない。
この場合、循環器疾患の死亡率への影響はないと考えられる。

上記ア～エを総合すると、脳血管疾患では男性 15.9%、女性 8.3%、虚血性心疾患では男性 13.7%、女性 10.4%の死亡率の減少が期待できる。さらに、高齢化の影響を除くため、現時点の年齢調整死亡率に乗じて目標値とする。

(ii) 高血圧の改善

目標項目	高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）
現状	男性 138 mmHg、女性 133 mmHg（平成 22 年）
目標	男性 134 mmHg、女性 129 mmHg（平成 34 年度）
データソース	国民健康・栄養調査（40 歳～89 歳、服薬者含む）

健康日本 2 1（第 2 次）における血圧の目標値は、健康日本 2 1 と同様、関連する他の分野における目標値を考慮して設定することとする。具体的には、栄養（減塩、野菜・果物の摂取増加、肥満者の減少）・運動（1 日歩数の増加・運動習慣者の割合増加）、飲酒（多量飲酒者の減少）の各分野で設定された目標がすべて達成された場合に、収縮期血圧 4mmHg の低下が期待される。

ア. 栄養分野（現状と目標）

①食塩摂取量（1 日）

現状 10.6g → 8.0g へ：食塩 2.6g の減少

②野菜摂取量の増加（1 日）

現状 282g → 350g へ：野菜約 70g の増加（カリウム 140mg= 3.58mmol）

③果物摂取量の増加（1 日）：

現状 果物摂取量 100g 未満(1 日)の者の割合 61.4%→30%に減らす。

母集団の約 30%の構成員の果物摂取量が 50g 増える（カリウム 100mg=2.56mmol の増加）と仮定すると集団全体で 33 mg = 0.77mmol 増加する。

④肥満者の減少(40～60 歳代の年齢別の目標値から)

現状	男性 40 歳代: 35.2%、50 歳代: 37.3%、60 歳代: 29.9%
	女性 40 歳代: 18.3%、50 歳代: 19.0%、60 歳代: 27.0%
目標	男性 40 歳代: 28.8%、50 歳代: 35.2%、60 歳代: 29.9%
	女性 40 歳代: 18.3%、50 歳代: 18.3%、60 歳代: 19.0%

以上の栄養分野の目標達成による国民の血圧レベルへの効果を推計すると、次のようになる。

- ①食塩摂取については、2.6g の減少を目標としている。1g の減塩により収縮期血圧が、高血圧者で 1 mmHg、非高血圧者で 0.5 mmHg 低下することがわかっており⁹⁾、国民健康・栄養調査では高血圧者と非高血圧者の比率は年代によって異なるが 40～74 歳の範囲ではほぼ 1 : 1 となっていることから、食塩摂取量 2.6g の減少で約 2mmHg の収縮期血圧の低下が期待できる。
- ②③野菜・果物摂取の増加により、カリウム 173 mg (約 4.43 mmol) の増加が期待される。カリウム 10mmol の増加で収縮期血圧は約 0.5mmHg 低下するとの推計を用いると、カリウム 4.43mmol の増加で収縮期血圧 22mmHg の低下が期待できる¹⁰⁾⁻¹¹⁾。
- ④肥満者割合については、大規模統合コホートをを用いた推計を活用すると¹²⁾、男性では 40～69 歳で 0.14mmHg の減少、女性では 40～69 歳で 0.24mmHg の減少が期待できる。

以上をまとめると、栄養分野の目標達成による国民の収縮期血圧レベルの低下として期待できるのは約 2.3mmHg である。

イ. 運動分野 (現状と目標)

⑤ 1 日の歩数の増加

歩数を現状よりも約 1500 歩増やす (男性では 1364 歩、1883 歩の増加)。

毎日 3 メッツ×0.25 時間=1 週間では×7 で 5.25 メッツ時の増加。

⑥ 運動習慣者の割合の増加

4 メッツ時/週の運動している者を 40 から 50%に 10%増やす。

歩数の増加により高血圧者に対して収縮期血圧 2～3mmHg の低下が期待できるという研究結果に基づき¹³⁾、運動の血圧への効果は主に高血圧者に作用すると考え、前述のように 40 歳以上の高血圧者と非高血圧者の比率を 1 : 1 とすると、集団全体への降圧効果は 1.0～1.5 mmHg と試算される。さらに、このレベルの運動量の増加で循環器疾患の発症率や死亡率が 5～10%減少することが期待できることから¹⁴⁾、血圧低下以外にも運動の循環器病に対しての有益な効果が期待できる。

以上をまとめると、運動分野の目標達成による国民の収縮期血圧レベルの低下として期待できるのは約 1.5 mmHg である。

ウ. 飲酒分野（目標値未定）

⑦生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上）の割合を低減させる。

現状 男性 16.4%、女性 7.4%

目標 男性 14.0%、女性 6.3%

多量飲酒は高血圧の危険因子であり、血圧レベルの低下には多量飲酒者の減少も貢献する。日本人の高血圧者に対する研究で、日本酒換算で2合以上（エタノール56ml=45g以上）の飲酒量を1合程度（28ml=22g）まで減らすと、収縮期血圧がコントロール群に比して5mmHg低下した¹⁵⁾。したがって、男性の40g以上の飲酒者が目標通りに減少した場合、2.4%の男性の収縮期血圧が5mmHg下がり、男性全体の平均血圧は0.12mmHg下がると考えられた。なお女性の場合、飲酒量と飲酒者の頻度から考えて集団全体への降圧効果は小さいため推計には用いなかった。

エ. 高血圧者における降圧薬の服用

臨床試験のメタアナリシスでは、降圧剤のプラセボと比較した降圧効果は5~8mmHgである¹⁶⁾。年齢によって大きく異なるが、現在、40歳~74歳の高血圧者の50%が服薬治療を受けており、これは母集団の25%に相当する。米国のHealthy People 2020において、18歳以上の降圧薬服用率を10%上昇させるという目標設定をしていることを参考として、次期プランにおいては降圧薬服用率10%上昇を想定すると、これによる降圧効果は、0.13~0.20mmHg（中間値0.17mmHg）と推計される。

なお、実際の降圧効果は、多剤併用療法の普及によってここで示したものより大きく、集団全体への降圧効果はさらに大きいことが期待される。

オ. まとめ

以上の結果を整理すると、期待される収縮期血圧の低下量は、

栄養分野の目標達成 2.3 mmHg

運動分野の目標達成 1.5 mmHg

飲酒分野の目標達成 0.12 mmHg（男性のみ）

降圧剤服用率10%の増加 0.17 mmHg

となり、合計すると国民の血圧水準（収縮期血圧）は約4mmHg低下することになり、この値を目標値として設定する。

(iii) 脂質異常症（高コレステロール血症）患者の減少

目標項目	脂質異常症の減少
現状 ^{注)}	総コレステロール240mg/dl以上の者の割合 18.5% LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合 10.2% (平成22年)

目標	総コレステロール 240mg/dl 以上の者の割合 14% LDL コレステロール 160mg/dl 以上の者の割合 7.7% (平成 34 年度)
データソース	国民健康・栄養調査 (40~79 歳、服薬者含む)

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を 25%減少させることを目指した特定健康診査等実施計画に準じて、高コレステロール血症の者を 25%減じることを目標とする。健康日本 21 では 50%減という目標を設定していたが現実的とは言えないこと、また、特定健康診査等実施計画においてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を平成 27 年度の時点で平成 20 年度と比べて 25%減少と設定しており、平成 27 年度以降も引き続きその目標値が維持されると想定されることから、高コレステロール血症者の割合に関する目標値は現状値の 25%減と設定することとする。また、対象年齢については、高コレステロール血症で明らかに虚血性心疾患が増えるのは 40 歳以降であり¹⁷⁾、さらに予防効果のエビデンスがあるのは 70 歳代までであることから、40~79 歳とする¹⁸⁾。

国民健康・栄養調査や特定健診においては、空腹時採血を徹底することが現実的でないことから、LDL コレステロールの測定には直接測定法を採用している。ただし、自治体においてこれらのデータを活用して LDL コレステロール値によるモニタリングを行う場合は、直接測定法による LDL コレステロール値は食事の影響を受けないという利点がある一方で、精度管理が十分でない場合に被検者の状況や用いる試薬によって測定精度がばらつくとの指摘があること等を考慮した上で用いる必要がある。

なお、国民健康・栄養調査を用いた現状値には、総コレステロール値 240mg 以上である集団の割合と LDL コレステロール 160mg/dl 以上の集団の割合とに乖離が認められるが、これは総コレステロールが高い者の中に HDL コレステロールが高い者が含まれていること等を反映していると考えられる。しかし、国内外の一般集団を対象とした疫学研究の結果により、両集団は虚血性心疾患の発症・死亡リスクが上昇し始めるという観点で理論的には概ね共通した集団と考えられることから、こうした乖離を前提とした上で国民健康・栄養調査の総コレステロール値をモニタリングに活用することは妥当と言える。

また、コレステロールについては、コレステロールが低い場合に脳出血等による死亡率が高くなるとする指摘がある一方で^{19, 20)-21)}、一部の脳梗塞は高コレステロール血症でリスクが高まるとする研究もある²²⁾。このように、脳血管疾患と高コレステロール血症の関係については評価が定まっていないことから、血圧の目標値のように“lower the better”を前提とした平均値の低下目標とはせず、脳血管疾患の死亡率に対する影響も中立として推計を行った。

(iv) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少

目標項目	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少
現状値	約 1,400 万人 (平成 20 年度)

目標値	平成 20 年度と比べて 25%減少 (平成 27 年度)
データソース	特定健康診査・特定保健指導の実施状況

健康日本 2 1 や「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成 20 年厚生労働省大臣告示）」において、平成 27 年度末時点で平成 20 年度当初と比べてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を 25%以上減少させるという目標を設定していた。しかし、健康日本 2 1 の最終評価の段階では改善が認められなかったことから、引き続きこの目標値を踏襲し設定する。

<各危険因子の目標達成が脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率に及ぼす影響>

(i) ~ (iv) の危険因子の目標値を達成した場合の脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率に対する影響及び死亡減少者数等は、10~13 のコホート研究を統合したデータを用いて推計した結果を用いている（表 1~表 3）^{5, 12, 23, 24}。

なお、メタボリックシンドロームに対する対策は、肥満を始めとする栄養分野や運動分野の対策に含まれていると考えて、脳血管疾患・虚血性心疾患死亡率に及ぼす効果は、他の危険因子の対策に包括されているものとした。

表 1. 脳血管疾患の減少率の推計

血圧水準の低下(収縮期血圧, 40歳以上)					糖尿病と喫煙の減少						
		40,50歳代	60歳代	70,80歳代	全体						
血圧値シフト (mmHg)	男性	4	4	4		糖尿病(40歳以上) 有病率 (対策後)	有病率 (対策前)	ハザード 比	減少死亡数	死亡減少割合	
	女性	4	4	4							
死亡減少者数 (人)	男性	862	783	4,469	6,113	15.9%	15.9%	2.5	0	0.0%	
	女性	371	386	2,482	3,239	8.7%	8.7%	2.5	0	0.0%	
年間死亡者数 (人)	男性	5,349	8,483	54,952	68,784	喫煙(40歳以上) 有病率 (対策後)	有病率 (対策前)	ハザード 比	死亡数減少	死亡減少割合	
	女性	2,322	3,793	49,967	56,081						
死亡減少割合 (%)	男性	16.1	9.2	8.1	8.9%	19.1%	29.9%	2.0	4802	7.0%	
	女性	16.0	10.2	5.0	5.8%	3.9%	6.7%	2.0	1416	2.5%	
修正乗数 (実測/EPOCH)	男性	0.36	0.57	0.94							
	女性	0.19	0.25	1.03							

国民集団の脳血管疾患死亡率減少割合

男性	15.9%
女性	8.3%

減少数は 15,570人(男性 10,915人、女性 4,655人)

表2. 高コレステロール血症者の割合を25%減らした場合の虚血性心疾患死亡者の推移

		40,50歳代	60歳代	70歳代	全体
高コレステロール血症の推移 (総コレステロール 240 mg/dl以上)	男性	割合の推移(%)	18.9→14.2	13.2→9.9	7.8→5.9
		減少ポイント	4.7	3.3	2.0
	女性	割合の推移	19.9→14.9	28.7→21.5	16.3→12.2
		減少ポイント	5.0	7.2	4.1
死亡減少者数 (人)	男性	233	194	194	621
	女性	76	109	3	187
虚血性心疾患年間死亡者数 (人)	男性	4947	8040	12693	25680
	女性	1008	2273	6916	10197
死亡減少割合 (%)	男性	4.7	2.4	1.5	2.4
	女性	7.5	4.8	0.0	1.8
修正乗数 (実測/EPOCH)	男性	0.52	1.30	1.34	
	女性	0.29	0.25	0.64	

表3. 虚血性心疾患の減少率の推計

血圧水準の低下(収縮期血圧、40歳以上)					脂質異常症の減少(40~79歳)		糖尿病と喫煙の減少						
		40,50歳代	60歳代	70,80歳代	全体	*25%減少による予測値		糖尿病(40歳以上)					
血圧値ソフト (mmHg)	男性	4	4	4	4			有病率 (対策後)	有病率 (対策前)	(対 比)	ハザード	減少死亡数	死亡減少割合
	女性	4	4	4	4			15.9%	15.9%	2.5		0	0.0%
死亡減少者数 (人)	男性	506	804	1,185	2,525	高脂血症 (40~79歳)		8.7%	8.7%	2.5		0	0.0%
	女性	26	194	1,958	2,177	死亡減少数							
年間死亡者数 (人)	男性	4,947	8,040	34,166	47,153	187	1.3%						
	女性	1,008	2,273	26,918	30,199	死亡減少割合							
死亡減少割合 (%)	男性	10.2	10.4	3.5	5.4%								
	女性	2.4	8.6	7.3	7.2%								
修正乗数 (実測/EPOCH)	男性	0.61	1.08	1.75									
	女性	0.34	0.85	1.29									

国民集団の虚血性 心疾患死亡率減少 割合	
男性	13.7%
女性	10.4%

減少数は9,565人(男性 6,438人、女性 3,127人)

(v) 特定健診・特定保健指導の実施率の向上

目標項目	特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
現状	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の終了率 12.3% (平成 21 年度)
目標	平成 25 年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 (平成 29 年度)
データソース	特定健康診査・特定保健指導の実施状況

目標値は、平成 25 年度から第 2 期医療費適正化計画が開始することとなっていることを踏まえ、当該計画の策定に向けた検討と合わせて設定する。

iv. 今後必要となる対策

循環器疾患の予防において重要なのは危険因子の管理であり、危険因子の管理のためには関連する生活習慣の改善が最も重要である。循環器疾患の危険因子と関連する生活習慣としては、栄養、運動、喫煙、飲酒があり、それぞれ必要とされる対策はすでに該当する項に記載されている。特定健診・特定保健指導の実施率の向上についても同様である。

必要な対策は国民全体への啓発である。個々の生活習慣と危険因子の関連、危険因子と循環器疾患との関連についての国民の理解を深め、どれほどの値であれば治療を開始する必要があるかについての認識（awareness）を高めることが必要と考えられる。市町村、都道府県、保険者、学術団体等が用いることのできる市民啓発ツールの洗練と体系化を行い、健診受診率の向上を図ることが求められる。国は、マスメディア等を活用した啓発活動にさらに取り組む必要がある。

また、循環器疾患における重症化予防の観点からは、高血圧及び脂質異常症の治療率を上昇させることも必要である。明らかに医療を要する水準にあっても適切な治療を受けている者は必ずしも多くない。特にこの2つの危険因子は肥満を伴わない者にも多く認められ、しかも循環器疾患の発症リスクは肥満を伴う場合と遜色がないことが示されていることに留意すべきである。

vi. 参考文献

1. Hozawa A, Okamura T, Murakami Y, et al. Joint impact of smoking and hypertension on cardiovascular disease and all-cause mortality in Japan: NIPPON DATA80, a 19-year follow-up. *Hypertens Res* 2007; 30: 1169-75.
2. Ikeda A, Iso H, Yamagishi K, et al. Blood pressure and the risk of stroke, cardiovascular disease, and all-cause mortality among Japanese: the JPHC Study. *Am J Hypertens* 2009; 22: 273-80.
3. Yamamoto T, Nakamura Y, Hozawa A, et al. Low-risk profile for cardiovascular disease and mortality in Japanese. *Circ J* 2008; 72: 545-50.
4. Kokubo Y, Kamide K, Okamura T, et al. Impact of high-normal blood pressure on the risk of cardiovascular disease in a Japanese urban cohort: the Suita study. *Hypertension* 2008; 52: 652-9.
5. Murakami Y, Hozawa A, Okamura T, et al. Relation of blood pressure and all-cause mortality in 180,000 Japanese participants: pooled analysis of 13 cohort studies. *Hypertension* 2008; 51: 1483-91.
6. Miura K, Nakagawa H, Ohashi Y, et al. Four blood pressure indexes and the risk of stroke and myocardial infarction in Japanese men and women: a meta-analysis of 16 cohort studies. *Circulation* 2009; 119: 1892-8.
7. 日本動脈硬化学会高脂血症治療ガイドライン検討委員会. 高脂血症診療ガイドライン. I. 成人高脂血症の診断基準、治療適用基準、治療目標値. *動脈硬化* 1997; 25: 1-34.

8. Kokubo Y, Okamura T, Yoshimasa Y, et al. Impact of metabolic syndrome components on the incidence of cardiovascular disease in a general urban Japanese population: the suita study. *Hypertens Res* 2008; 31(11):2027–35.
9. He FJ, MacGregor GA. *Cochrane Database Syst Rev* 2004; (3): CD004937.
10. Intersalt: an international study of electrolyte excretion and blood pressure. Results for 24 hour urinary sodium and potassium excretion. Intersalt Cooperative Research Group. *BMJ* 1988; 297(6644): 319–28.
11. Stamler J, Rose G, Stamler R, et al. Public health and medical care implications. *Hypertension* 1989; 14: 570–577.
12. Fujiyoshi A, Ohkubo T, Miura K, et al. Blood pressure categories and long-term risk of cardiovascular disease by age groups in Japanese men and women. *Hypertens Res*, in press.
13. Whelton SP, Chin A, Xin X, et al. Effect of aerobic exercise on blood pressure: a meta-analysis of randomized, controlled trials. *Ann Intern Med* 2002; 136: 493–503.
14. Hamer M, Chida Y. Walking and primary prevention: a meta-analysis of prospective cohort studies. *Br J Sports Med* 2008; 42: 238–43
15. Hamer M, Chida Y. Walking and primary prevention: a meta-analysis of prospective cohort studies. *Br J Sports Med* 2008; 42: 238–43.
16. Ueshima H, Mikawa K, Baba S, et al. Effect of reduced alcohol consumption on blood pressure in untreated hypertensive men. *Hypertension* 1993; 21: 248–52.
17. Turnbull F; Blood Pressure Lowering Treatment Trialists' Collaboration. Effects of different blood-pressure-lowering regimens on major cardiovascular events: results of prospectively-designed overviews of randomised trials. *Lancet* 2003; 362(9395): 1527–35.
18. Rumana N, Kita Y, Turin TC, et al. Trend of increase in the incidence of acute myocardial infarction in a Japanese population: Takashima AMI Registry, 1990–2001. *Am J Epidemiol* 2008; 167: 1358–64.
19. Shepherd J, Blauw GJ, Murphy MB, et al. PROspective Study of Pravastatin in the Elderly at Risk. Pravastatin in elderly individuals at risk of vascular disease (PROSPER): a randomised controlled trial. *Lancet* 2002; 360(9346): 1623–30.
20. Okamura T, Tanaka H, Miyamatsu N, et al. The relationship between serum total cholesterol and all-cause or cause-specific mortality in a 17.3-year study of a Japanese cohort. *Atherosclerosis* 2007; 190: 216–223.
21. Jacobs D, Blackburn H, Higgins M, et al. Report of the Conference on Low Blood Cholesterol: Mortality Associations. *Circulation* 1992; 86: 1046–60.
22. Smith GD, Shipley MJ, Marmot MG, et al. Plasma cholesterol concentration and mortality. The Whitehall Study. *JAMA* 1992; 267: 70–6.
23. Imamura T, Doi Y, Arima H, et al. LDL cholesterol and the development of stroke subtypes and coronary heart disease in a general Japanese population: the Hisayama study. *Stroke* 2009; 40: 382–8.

23. Murakami Y, Miura K, Okamura T, et al. Population attributable numbers and fractions of deaths due to smoking: a pooled analysis of 180,000 Japanese. *Prev Med* 2011; 52(1):60-5.
24. 平成 23 年度厚生労働科学研究「大規模コホート共同研究の発展による危険因子管理の優先順位の把握と個人リスク評価に関するエビデンスの構築（H23-循環器等（生習）－一般－005）」報告書

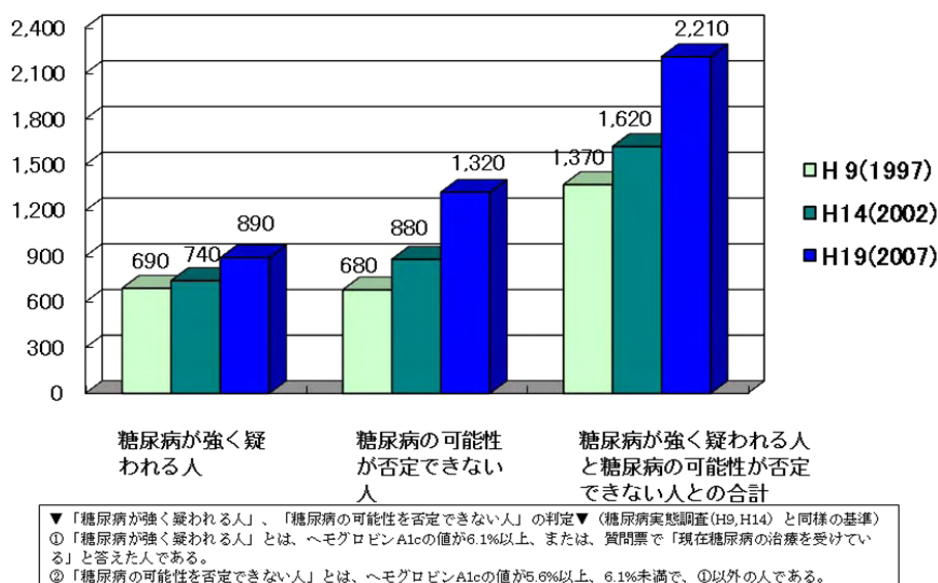
③糖尿病

i. はじめに

糖尿病は心血管疾患のリスクを高め、神経障害、網膜症、腎症、足病変といった合併症を併発するなどによって、生活の質（QOL：Quality of Life）ならびに社会経済的活力と社会保障資源に多大な影響を及ぼす。糖尿病は現在、新規透析導入の最大の原因疾患である¹⁾とともに、成人中途失明の原因疾患としても第2位に位置しており²⁾、さらに、心筋梗塞³⁾や脳卒中⁴⁾のリスクを2～3倍増加させるとされている。

わが国の糖尿病有病者数は、平成19年国民健康・栄養調査において、「糖尿病が強く疑われる人」は約890万人、「糖尿病の可能性が否定できない人」が約1,320万人であった。両者を合わせると約2,210万人⁵⁾で、「糖尿病が強く疑われる人」は10年前の1997年と比べて約1.3倍に増えており（図1）、わが国の人口構成の高齢化に伴って、増加ペースは加速することが予想される。

図1 糖尿病有病者数の推移



ii. 基本的な考え方

多段階において糖尿病およびその合併症を抑制していくことが、糖尿病に関する国民の健康増進の総合的な推進策として重要であることから、糖尿病対策に関する指標については、一次予防、二次予防、三次予防それぞれに関わるものを設定する必要がある。

一次予防とは「糖尿病の発症予防」であり、これに関しては「糖尿病有病者の増加の抑制」を指標とする。糖尿病有病者の増加を抑制できれば、糖尿病自体だけでなく、さまざまな糖尿病合併症を予防することにもなる。

二次予防とは「糖尿病の合併症の予防」であり、これに関しては「治療継続者の割合の増加」と「血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少」を指標とする。未治療であったり、治療を中断したりすることが糖尿病の合併症の増加につながることは明確に示されている⁶⁾。治療を継続し、良好な血糖コントロール状態を維持できれば、糖尿病による合併症の発症等を抑制することができる。

三次予防とは「合併症による臓器障害の予防・生命予後の改善」である。糖尿病の合併症のうち、個人の生活の質への影響と医療経済への影響とが大きい「糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少」を指標とする。

iii. 現状と目標

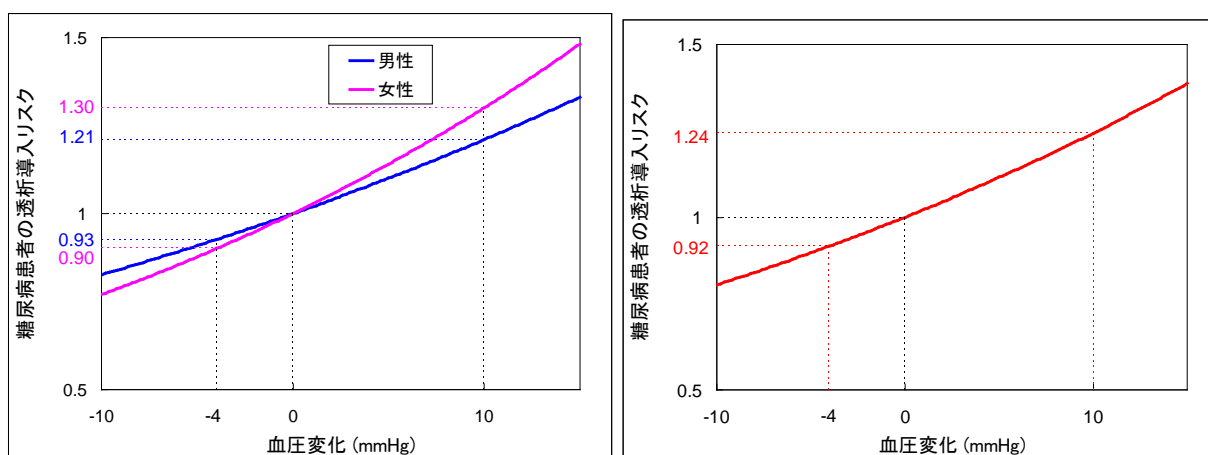
(i) 糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少

近年、糖尿病腎症による新規透析導入患者数は、増加から横ばいに転じており、平成20年以降の3年間は年間約16,500人で推移している¹⁾。経年変化が認められない理由としては、糖尿病患者総数の増加や高齢化はあるものの、糖尿病治療や疾病管理の向上の効果が高まっているということが考えられ、少なくともこの傾向を維持することが必要である。

また、一般に、正常域を超えて血圧が上昇すると、それが軽度であっても透析導入のリスクとなることが国内外の研究によって分かっている^{7), 8)}。したがって、高血圧を改善

することができれば、それによって新規透析導入患者数の増加が抑えられ、その結果として糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数を現状よりも減少させることが期待できる。

健康日本21（第2次）では、収縮期血圧の平均値を4mmHg低下させることを目標としている。収縮期血圧10mmHgの変化は男性で1.21、女性で1.30の透析導入への相対危険度の変化をもたらすことが報告されている⁸⁾。これらの相対危険度に、平成35年に期待される男女別推定糖尿病有病者数（ivの項参照）を算入することによって、収縮期血圧4mmHgの低下は8%の新規透析導入率の低下をもたらすものと推定され（図2）、これに基づいて目標値を15,000人と算出した。



目標項目	合併症（糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数）の減少
現状	16,271人（平成22年）
目標	15,000人（平成34年度）
データソース	日本透析医学会：わが国の慢性透析療法の現況

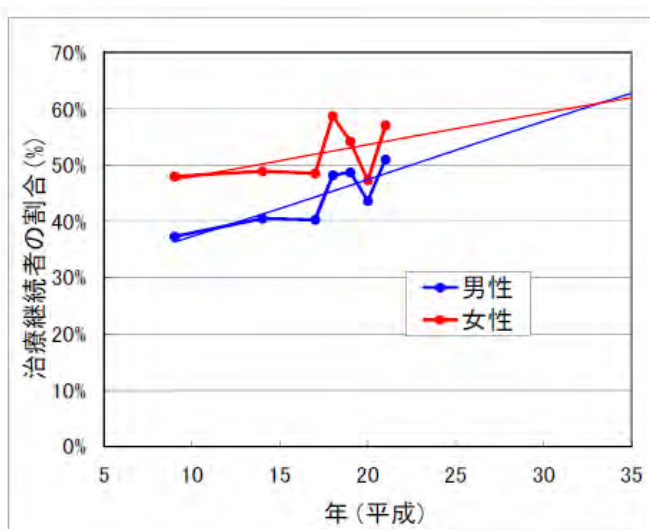
（ii）治療継続者の割合の増加

糖尿病における治療中断を減少させることは糖尿病合併症抑制のために必須である。平成9年及び14年の糖尿病実態調査や平成19年以降の国民健康・栄養調査によると、「これまで医師から糖尿病といわれたことがある」と回答した者のうち、「糖尿病の治療を現在受けている」と回答した者は、平成9年の42.8%から平成21年の53.5%へと増加傾向にある。この増加傾向を今後も維持できた場合、平成35年には治療継続者が男性で63%、女性で62%となっていることが期待される（図3）。

最新のデータである平成 22 年国民健康・栄養調査では、特定健診・保健指導の導入を踏まえた調査票の改訂を行っており、「医療機関や健診で糖尿病と言われたことがある」と回答した者のうち、「過去から現在にかけて継続的に受けている」又は「過去に中断したことがあるが、現在は受けている」と回答した者は 63.7%であり、平成 21 年の同趣旨の調査結果よりも約 10%上回る値となっている。今後は改訂後の調査票でモニタリングを行っていくことから、この差を勘案して目標値を設定する必要がある。

以上を踏まえ、平成 9～21 年の増加傾向が維持できた場合に期待される平成 35 年時点の上述の割合に、調査票の改訂により増加する約 10%を加えることにより、75%を目標値とする。

図 3 男女別の治療継続者割合とその予測
(治療継続者割合を logit 変換し一次近似した)



目標項目	治療継続者の割合の増加
現状	63.7% (平成 22 年)
目標	75% (平成 34 年度)
データソース	国民健康・栄養調査

(iii) 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少

日本糖尿病学会の「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン 2010」では、血糖コントロールの評価指標として HbA1c (NGSP) 8.4%以上が「血糖コントロール不可」と位置づけている⁹⁾。同ガイドラインでは、血糖コントロールが「不可」である状態とは、細小血管症への進展の危険が大きい状態であり、治療法の再検討を含めて何らかのアクションを起こす必要がある場合を指し⁹⁾、HbA1c (NGSP) 8.4%を超えると著明に網膜症のリスクが増える¹⁰⁾ことを指摘している。

兵庫県尼崎市の実績¹¹⁾では、個別指導の結果、HbA1c(JDS)8.0% (HbA1c (NGSP) 8.4%)以上であった人の割合が、平成19年度から平成22年度に、全体の2.0%から1.1%に減少した。国は、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」策定時に、平成24年の目標として特定健診受診率70%、特定保健指導実施率45%を掲げており、平成25年度以降、この割合が維持されると仮定すると、こうしたコントロール不良者が特定健診を受診し、何らかの個別指導を受ける可能性は全体の約32%になると期待される。これらの者について上述の減少効果(2.0%から1.1%へという45%の減少)が得られれば、全体への波及効果としては14%となる。これを踏まえ、現状値から約15%減少させることを目標とする。

目標項目	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 (HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合の減少)
現状	1.20% (平成21年度)
目標	1.0% (平成34年度)
データソース	特定健康診査の実施状況 (第二期医療費適正化計画の作成のために把握したもの)

(iv) 糖尿病有病者の増加の抑制

現行の健康日本21では、糖尿病有病率の低下が指標として掲げられている。健康日本21策定当時、平成9年に690万人であった糖尿病有病者数が、平成22年には1,080万人になると推計されており、肥満の改善と1日歩数の増加によって1,000万人に抑制することを目標としていた。実際には、平成19年の時点で890万人(平成9年の性・年齢構成で調整すると740万人)となっており、健康日本21に掲げた目標は達成された。しかし、健康日本21の最終評価においては、性・年齢構成で調整して高齢化が進展した影響を除くと、糖尿病有病率が改善したとは言えないとの指摘がなされた。また、性・年齢階級別にみると、男性の60歳代及び70歳以上、女性の60歳代では増加したが、女性の20歳代、30歳代、40歳代及び70歳以上では減少しており、性・年齢階級別糖尿病有病率にはそれぞれに異なる傾向があることも示された(図4)。

平成9年、14年、19年のデータに基づき、この期間の性・年齢階級毎の傾向が今後も続くと仮定した上で、性・年齢階級別糖尿病有病率をlogit変換し一次近似して推計すると(図4)、平成35年の糖尿病有病者数の予測値は1,410万人に達する。

しかし、生活習慣の改善を含めた糖尿病に対する総合的な取組の結果、平成19年時点の性・年齢階級別糖尿病有病率を維持できれば、糖尿病有病者数は約1000万人への増加にとどまると推計されることから、この値を目標値として設定する。

図4 性・年齢階級別糖尿病有病率とその予測

目標項目	糖尿病有病者の増加の抑制
現状	890万人（平成19年）
目標	1,000万人（平成34年度） <参考> 平成9年・14年・19年にかけての性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が以降も続くとした場合、1,410万人
データソース	国民健康・栄養調査

iv. 今後必要となる対策

まず、糖尿病患者に関する実態把握のための方法を強化することが必要である。国民健康・栄養調査等を活用して糖尿病の有病率や糖尿病予備群の動向を調査するとともに、糖尿病網膜症等の糖尿病による種々の合併症の状況を把握し、政策立案等にもつなげることが望ましい。

また、糖尿病でありながら未治療である者や、治療を中断している者をさらに減少させるために、糖尿病治療の重要性に対する社会全体の認知度を向上させ、また治療中の者にはより積極的な保健指導等を行うなど、適切な治療の開始・継続を支援する仕組みを構築することが求められる。

v. 参考文献等

- 1) 日本透析医学会：わが国の慢性透析療法の現況 http://www.jsdt.or.jp/overview_confirm.html
- 2) 平成17年度 厚生労働科学研究 難治性疾患克服研究事業「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究」（主任研究者 石橋達朗）：中江公裕、他「42. わが国における視覚障害の現状」

- 3) Saito T, Kokubo Y, Yamagishi K, Iso H, Inoue M, Tsugane S: *Atherosclerosis* 216: 187-191, 2011.
- 4) Doi Y, Ninomiya T, Hata J, Fukuhara M, Yonemoto K, Iwase M, Iida M, Kiyohara Y: *Stroke* 41: 203-209, 2010.
- 5) 厚生労働省:平成 19 年国民健康・栄養調査 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1225-5.html>
- 6) 奥平真紀、内潟安子、岡田泰助、岩本安彦: *糖尿病* 46: 781-785, 2003.
- 7) Klag MJ, Whelton PK, Randall BL, Neaton JD, Brancati FL, Ford GE, Shulman NB, Stamler J: *N Engl J Med* 1996;334:13-18.
- 8) Tozawa M, Iseki K, Iseki C, Kinjo K, Ikemiya Y, Takishita S: *Hypertension* 41:1341-1345, 2003.
- 9) 日本糖尿病学会: *糖尿病治療の目標と指針「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン 2010 (改訂第 3 版)」*、南江堂、2010.
- 10) Yoshida Y, Hagura R, Hara Y, Sugawara G, Akanuma Y: *Diabetes Res Clin Pract* 51: 195-203, 2001.
- 11) 厚生労働省アフターサービス推進室活動報告書 (平成 24 年 4 月 13 日)
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol6.html>

④ COPD

i. はじめに（背景）

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主訴として緩徐に呼吸障害が進行する。かつて肺気腫、慢性気管支炎と称されていた疾患が含まれている。

世界的にみると、COPDの患者数は2億人、年間死亡者は300万人と推定されている。WHOは、緊急のタバコ対策等を行わなかった場合、COPDによる死亡は今後10年間に30%増加し、2030年には死亡順位第3位（2008年、第4位）になると推定している（図1）。

我が国でも、COPDによる死亡数は増加傾向にあり（図2）、2010年には16,293人となり、死亡順位9位、男性では7位になっている（表1）。

COPDの主要原因は長期にわたる喫煙習慣であり、我が国のたばこ消費量は近年減少傾向にあるが、過去のたばこ消費による長期的な影響と急速な高齢化によって、今後、さらに罹患率、有病率、死亡率の増加が続くと予想される。

COPDの原因の90%はタバコ煙によっており、喫煙者の20%がCOPDを発症するとされる。女性は男性よりタバコ煙に対する感受性が高く、女性喫煙率の増加によって、男女ともに喫煙が最大の発症リスクとなっている。COPDの発症予防と進行の阻止は禁煙によって可能であり、早期に禁煙するほど有効性は高い(図3)。

また、COPDは「肺の炎症性疾患」と位置づけられており、心血管疾患、消化器疾患、糖尿病、骨粗鬆症、うつなどの併存疾患が多い(図4)。COPDの抑制はこれら疾患の低減効果の可能性も期待される。

一方、COPDに対する治療の基本は気管支拡張薬であり、長時間作用型抗コリン薬が第一選択とされ、長時間作用型 β 刺激薬および吸入ステロイド薬が併用される¹。治療によって、短期的には症状(息切れ)、呼吸機能が改善し、長期的にはQOLの改善、増悪頻度の減少、進行の抑制、生命予後の改善が期待できる。

COPDは禁煙による予防と薬物等による治療が可能な疾患であり、早期発見による早期治療が求められている。

ii. 基本的な考え方

2000年の日本における、40歳以上のCOPD有病率は、8.6%、患者数530万人と推定されており²、先進諸国における有病率にほぼ匹敵する。一方、2008年患者調査によると、医療機関に入院又は通院しているCOPD患者数(治療患者数)は約17万3千人に過ぎない³。このことは大多数の患者が未診断、未治療の状況に置かれていることを示している(図5)。

その最大の要因は、COPDという疾患が国民の健康増進にとってきわめて重要な疾

患であるにもかかわらず、19世紀以来知られている高血圧、糖尿病などの疾患とは異なり新しい疾患名であることから、国民に十分認知されていないことにある。そのため、COPDという疾患の国民の認知率を急速に高める必要がある。

iii 現状と目標

(i) COPDの認知度の向上

我が国におけるCOPDの認知度に関して、これまで国としての調査は行われていない。現時点で得られるデータとして、GOLD(The Global Initiative for Chronic Obstructive Lung Disease)日本委員会によって、各年齢層を含む1万人を対象に行われたインターネット調査がある。2011年12月の調査では、「COPDについてどんな病気かよく知っている」が1万人中711名(7.1%)、「名前は聞いたことがある」が1,806名(18.1%)と、わずか25%の認知率であり、75%は「知らない」と答えている(図6)。

健康日本21においては、「メタボリックシンドローム」を認知している国民の割合の増加を目指して「20歳以上の者の80%以上」という目標値を設定しており、この目標を達成できた。このことを踏まえ、10年後に80%の国民がCOPDを認知することを目標とする。

目標項目	COPDの認知度の向上
現状	25% (平成23年)
目標	80% (平成34年度)
データソース	GOLD (The Global Initiative for Chronic Obstructive Lung Disease) 日本委員会調査 ※インターネット調査で「COPDについてどんな病気かよく知っている」又は「名前は聞いたことがある」と回答した者の割合。

iv 今後必要となる対策

COPD予防・早期発見の方向性と方策については、2010年の「慢性閉塞性肺疾患(COPD)の予防・早期発見に関する検討会」の提言を踏まえて対応していくことが望ましい。

具体的には、COPDの名称と疾患に関するメディア等を介した知識の普及、COPDが予防可能な生活習慣病であることの理解の促進、禁煙指導、COPDのスクリーニング票の活用(図7)等とCOPD早期発見とを結びつけた活動の推進などが考えられる。

また、COPD認知率を経年的に把握するための調査研究体制の整備等を検討することが必要である。

v 参考文献

1. 日本呼吸器学会『COPD（慢性閉塞性肺疾患）診断と治療のためのガイドライン第3版』2009年
2. Fukuchi Y, et al, COPD in Japan: the Nippon COPD Epidemiology study, *Respirology*. 2004 Nov;9(4):458-65
3. 平成20年患者調査（総患者数，性・年齢階級×傷病小分類別）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060228>

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指す。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であるほか、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

目標は以下のとおり設定し、考え方や目標値等を次頁以降に示す。

	目標項目
こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺者の減少(人口 10 万人当たり) ② 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 ③ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加 ④ 小児人口 10 万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加
次世代の健康	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加 <ul style="list-style-type: none"> ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加 イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加 ② 適正体重の子どもの増加 <ul style="list-style-type: none"> ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少 イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少
高齢者の健康	<ul style="list-style-type: none"> ① 要介護状態の高齢者の割合の増加の抑制 ② 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上 ③ ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している国民の割合の増加 ④ 低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢者の割合の増加の抑制 ⑤ 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少(千人当たり) ⑥ 就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加

①こころの健康

i はじめに

こころの健康とは、世界保健機関（WHO）の健康の定義を待つまでもなく、ひとがいきいきと自分らしく生きるための重要な条件である。具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的で良い関係を築けること（社会的健康）を意味している。人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択すること（人間的健康）も大切な要素であり、こころの健康は「生活の質」に大きく影響するものである。

こころの健康を保つには多くの要素があり、適度な運動や、バランスのとれた栄養・食生活は、身体だけでなくこころの健康においても重要な基礎となるものである。これらに、心身の疲労の回復と充実した人生を目指す休養が加えられ、健康のための3つの要素とされてきた。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。

健やかなこころを支える社会づくりを目指すためには、こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を多くの人々が理解し、自己と他者のために取り組むことが不可欠である。中でもうつ病は、こころの病気の代表的なものであり、多くの人がかかる可能性を持つ精神疾患である。自殺の背景にうつ病が多く存在することも指摘されている²⁾。また、うつ病は、不安障害やアルコール依存症などとの合併も多く、それぞれに応じた適切な治療が必要になる。さらに、うつ病にうつ状態を加えた「うつ」があると、喫煙率が高くなり³⁾、肥満が増え^{4,5)}、服薬をしなくなる⁶⁾など、健康的な生活習慣が妨げられる。その結果、心臓病^{7,8)}や脳卒中⁹⁾の予後が悪化することが明らかになっている。

こころの健康を守るためには、社会環境的な要因からのアプローチも重要である。様々なライフステージに応じたこころの健康対策に社会全体で取り組む必要がある。

ii 基本的な考え方

(i) 自殺者の減少

自殺対策基本法が平成18年に成立し、国全体として自殺対策に力を入れて取り組んできた¹³⁾。健康日本21においても、「自殺者の減少」を指標として掲げ、全国数が22,000人以下となることを目指していたが、近年の我が国の自殺者総数は約3万人となっている。

自殺の原因として、うつ病などのこころの病気の占める割合が高いため、自殺を減少させることは、こころの健康も含めた国民の健康増進と密接に関連する。そのため、健康日本21（第2次）においても、引き続き自殺者数の減少を指標として設定する。

(ii) 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少

うつ病などのこころの病気は有効な治療法が確立しているため、早期診断・早期治療が重要である。しかし、現実には、こころの病気にかかった人の一部しか医療機関を受診しておらず、精神科医の診療を受けている人はさらに少ないとの報告がある¹⁰⁾。

適切な保健医療サービスを受けることで、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛が減少することが期待されるため、こうした変化の指標として「心理的苦痛を感じている者の割合の減少」を指標として設定する。

具体的な指標としては、うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された調査手法であるK6¹⁴⁾の活用が有効である。K6とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。ただし、K6はあくまで心理的苦痛を評価するための質問であり、診断を行うものではない点に留意する必要がある。

(iii) メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加

3万人を超える自殺者数のうち、約8,600人が労働者であり、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,600人に達している。また、職業生活等において強いストレス等を感じる労働者は約60%に上っており、精神障害に係る労災認定件数は増加傾向にある。一方で、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は約3分の1にとどまっていることから、この割合の増加を指標として設定する。

(iv) 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加

小児保健医療では、育児不安や小児の成長発達上の相談、親子の心のケア等を行うほか、近年増加する児童虐待や発達障害をはじめ、様々な子どものこころの問題への対応を行う必要がある。そのため、母子保健と精神保健活動の連携を図るとともに、小児科医や児童精神を学んだ医師の割合が増加することによって、子どもの心身の問題への対応が充実することが期待されることから、小児科医・児童精神科医師の割合を指標として設定する。

iii 現状と目標

以上の考え方から、現状と目標を以下のように設定した。

(i) 自殺者数の減少

目標項目	自殺者の減少（人口 10 万人当たり）
現状	23.4（平成 22 年）
目標	自殺総合対策大綱の見直しの状況を踏まえて設定
データソース	人口動態統計

現在、自殺総合対策大綱の見直しが予定されており、これに合わせて目標を設定する。

(ii) 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少

目標項目	気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少
現状	10.4%（平成 22 年）
目標	9.4%（平成 34 年度）
データソース	国民生活基礎調査 ※20 歳以上で、こころの状態に関する 6 項目の質問（K 6）の合計点（0～24 点）における 10 点以上

K 6 合計得点 10 点以上の者の頻度は、気分障害・不安障害と同等の状態の頻度の推定値と考えることができる。K 6 を利用できるデータは平成 22 年以降のものに限られることから、米国の Healthy People 2020 において大うつ病のエピソードを経験した者の割合を 10%減少させることを目標にしていることを参考として、当面、現状値から 10%の減少を目標値として設定する。

〈参考〉 K 6 について

K 6 は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の 6 つの質問について 5 段階（「まったくない」（0 点）、「少しだけ」（1 点）、「ときどき」（2 点）、「たいてい」（3 点）、「いつも」（4 点））で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。

(iii) メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加

目標項目	メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加
現状	33.6% (平成 19 年)
目標	100% (平成 32 年)
データソース	労働者健康状況調査等

新成長戦略（平成 22 年閣議決定）においては、2020 年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合 100%」が盛り込まれており、本目標に合わせて目標を設定する。

(iv) 小児人口 10 万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合

目標項目	小児人口 10 万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加
現状	小児科医：94.4 (平成 22 年) 児童精神医学分野に取り組んでいる小児科医若しくは精神科医： 10.6 (平成 21 年)
目標	増加傾向へ (平成 26 年)
データソース	健やか親子 21 第 2 回中間評価（小児科医は医師・歯科医師・薬剤師調査、児童精神科医師は日本児童青年精神医学会調べ）

本指標は、目標値として具体的な数値を設定することが困難であるため、健やか親子 21 の目標に合わせて「増加傾向」とする。なお、健やか親子 21 は平成 26 年に見直しが見込まれており、これに合わせて目標を再設定する。

iv 今後必要となる対策

(i) ストレス対策

ストレス対策としては、①ストレスに対する個人の対処能力を高めること、②個人を取り巻く周囲のサポートを充実させること、③ストレスの少ない社会を作ること、が必要であるとされている。特に個人の対処能力を高めるためには、ストレスに関する正しい知識の習得、健康的な生活習慣による心身の健康の維持、自らのストレスの状態の把握、リラックスや気分転換などに柔軟に取り組む、などが重要であり、こうした情報を広く提供していくことが必要である。

(ii) こころの病気への対策

こころの病気への対策は、自殺予防活動がモデルとして参考になる¹⁵⁾。自殺の一

次予防には、こころの健康を高め孤立を防ぐ地域づくり、一般住民向け、地域のキーパーソン向けの普及啓発がある。国民の健康増進の総合的な推進という観点からは、職場や学校、地域などを通じ、うつ病やアルコール依存症、統合失調症など、自殺と関連が強いとされる精神疾患に対する住民の理解を深めることが重要である。そのため、各種の連絡会議や研修会、講演会等を通じて、偏見の是正を幅広く行うことが必要である。また、啓発を行う際は、単なる情報発信にとどまるだけでなく、相談者や受診者にきちんと対応できるような受皿作りを同時に行うことが極めて重要である。

v 参考文献

1. Chida Y, Steptoe A. The association of anger and hostility with future coronary heart disease: a meta-analytic review of prospective evidence. *J Am Coll Cardiol* 53: 936-946, 2009.
2. Mann JJ, Apter A, Bertolote J, et al. Suicide prevention strategies: a systematic review. *JAMA* 294: 2064-2074, 2005.
3. Chaiton MO, Cohen JE, O'Loughlin J, et al. A systematic review of longitudinal studies on the association between depression and smoking in adolescents. *BMC Public Health* 9: 356, 2009.
4. de Wit L, Luppino F, van Straten A, et al. Depression and obesity: a meta-analysis of community-based studies. *Psychiatry Res.* 178: 230-235, 2010.
5. Luppino FS, de Wit LM, Bouvy PF, et al. Overweight, obesity, and depression: a systematic review and meta-analysis of longitudinal studies. *Arch Gen Psychiatry* 67: 220-229, 2010.
6. DiMatteo MR, Lepper HS, Croghan TW. Depression is a risk factor for noncompliance with medical treatment: meta-analysis of the effects of anxiety and depression on patient adherence. *Arch Intern Med* 160: 2101-2107, 2000.
7. Meijer A, Conradi HJ, Bos EH, et al. Prognostic association of depression following myocardial infarction with mortality and cardiovascular events: a meta-analysis of 25 years of research. *Gen Hosp Psychiatry* 33: 203-216, 2011.
8. Rutledge T, et al. Depression in heart failure: a meta-analytic review of prevalence, intervention effects, and associations with clinical outcomes. *J Am Coll Cardiol* 48: 1527-1537, 2005.
9. Pan A, Sun Q, Okereke OI, et al. Depression and risk of stroke morbidity and mortality: a meta-analysis and systematic review. *JAMA* 306: 1241-1249, 2011.
10. Naganuma Y, Tachimori H, Kawakami N, et al. Twelve-month use of mental health services in four areas in Japan: findings from the World Mental Health Japan Survey 2002-2003. *Psychiatry Clin Neurosci* 60: 240-248, 2006.
11. Katon WJ, Lin EH, Von Korff M, et al. Collaborative care for patients with depression and chronic illnesses. *N Engl J Med* 363: 2611-2620, 2010.

12. Davidson KW, Rieckmann N, Clemow L, et al. Enhanced depression care for patients with acute coronary syndrome and persistent depressive symptoms: coronary psychosocial evaluation studies randomized controlled trial. Arch Intern Med 170: 600-608, 2010
13. 自殺対策基本法. <http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO085.html>
14. Furukawa TA, Kawakami N, Saitoh M, et al. The performance of the Japanese version of the K6 and K10 in the World Mental Health Survey Japan. Int J Methods Psychiatr Res 17: 152-158, 2008.
15. 内閣府. 平成 22 年度版自殺対策白書 : 特集 3 地域における自殺対策プログラム.
http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/whitepaper/w-2010/html/honpen/tokusyu/toku3_3_2.html

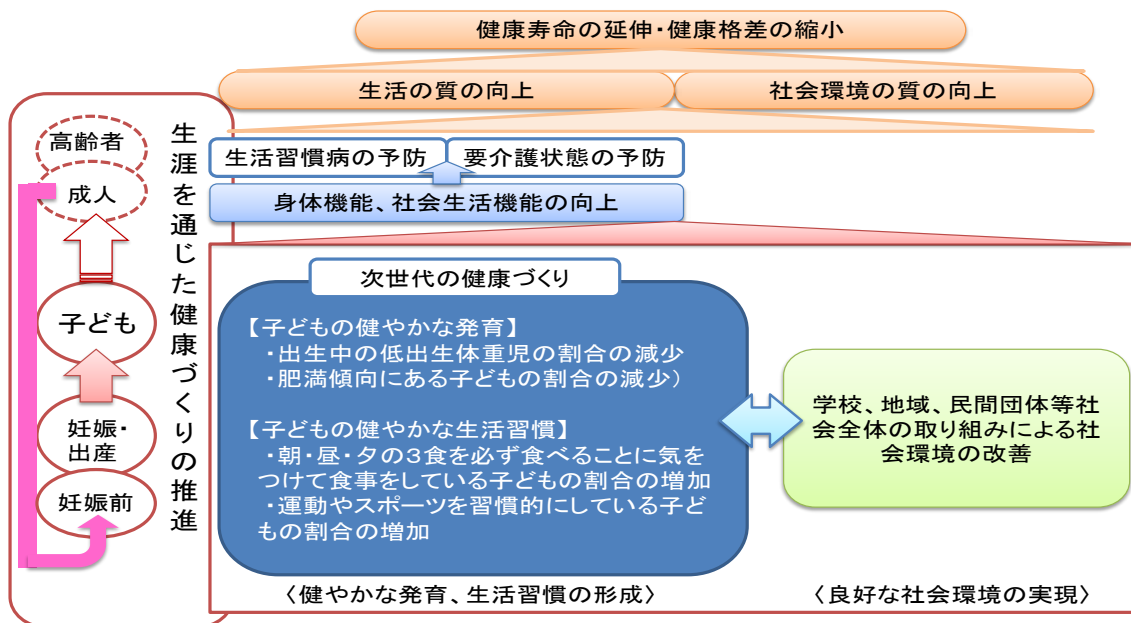
②次世代の健康

i. はじめに

生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康、つまり次世代の健康が重要である。妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりを行うとともに、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康づくりを推進していくことが出来る。また、子どもが成長し、やがて親となり、その次の世代をはぐくむという循環においても、子どもの健やかな発育や生活習慣の形成は、その基礎となるものでもある。

子どもや妊婦に係る母子保健分野における取組としては、2001 年度から、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」¹⁾の取組を開始しており、その計画の中で、21 世紀における取組の方向性と目標を示しているところであるが、こうした取組とも協同しつつ、次世代の健康を育むことが望まれる。

次世代の健康の目標設定の考え方



ii. 基本的な考え方

子どもの健やかな発育や生活習慣の形成の状況については、子どもの体重（全出生数中の低出生体重児の割合、肥満傾向にある子どもの割合）や生活習慣（朝・昼・夕の3食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合、食事を1人で食べる子どもの割合）、う蝕有病状況、運動やスポーツ習慣、さらには子どもの心身の問題への対応を行う小児科医や児童精神科医の状況を目標として設定することで確認することができる。

また、子どもの健やかな発育のためには、妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりと基本的な

生活習慣が重要であり、適正体重の維持（20歳代女性のやせの減少）や妊娠中の喫煙や飲酒をしないことを確認することも必要である。

子どもの頃からの生活習慣病対策の重要性については、日本学術会議（2008年）も提言しているところであるが²⁾、健やかな生活習慣を幼少時から身につけ、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯にわたって健康な生活習慣を継続できるようにすることが重要である。

なお、子どもの心の問題への対応の充実は「(1) ころの健康」で、妊娠前や妊娠期の生活習慣等については「5 食生活等に関する生活習慣及び社会環境」の該当分野に、それぞれ記載した。

iii. 現状と目標

(i) 健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加

① 朝・昼・夜の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合

食生活は、心身を育むうえで不可欠な生活習慣であり、幼少時の食習慣は成人期の食習慣に影響を与える。20歳以上で習慣的に欠食している者で、朝食を食べない習慣が「小学生の頃から」又は「中学、高校生の頃から」始まったと回答した者の割合を合わせると、男性で32.7%、女性で25.2%であるとの報告もある³⁾。

（独）日本スポーツ振興センター「平成17年度児童生徒の食生活等実態調査報告書」によると、「朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている」と回答した小学校5年生は84.5%であり、前回調査（平成12年度）75.9%から8.6%増加している。規則正しく食べる習慣は、すべての子どもが身につけるべきものであるため、目標値は「100%に近づける」とした。

目標項目	朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合
現状	小学5年生 84.5%（平成17年度）
目標	100%に近づける（平成34年度）
データソース	（独）日本スポーツ振興センター 児童生徒の食生活等実態調査

② 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合

健康な運動習慣を有する子どもの割合を増やすことで、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図り、健康で活力に満ちた長寿社会の実現につなげることが重要である。

平成24年3月に中央教育審議会において答申された「スポーツ基本計画の策定について」においても、すべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指し、子どものスポーツの機会の充実やライフステージに応じたスポーツ活動の推進等が盛り込まれている。

平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によれば、運動やスポーツを週に3

日以上している小学校5年生の割合は、男子で61.5%、女子35.9%である。指標の設定に関しては、今後さらなる検討が必要であることから、この設問並びに回答率を参考値とした。また、目標値については、本調査が平成20年度からの実施であり、その推移を評価することが困難なため、「増加傾向へ」とした。

目標項目	運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加
現状	(参考値) 週に3日以上 小学5年生 男子 61.5%、女子 35.9% (平成22年度)
目標	増加傾向へ (平成34年度)
データソース	文科省 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

(ii) 適正体重の子どもの増加

① 出生数中の低出生体重児の割合の減少

昭和50年代以降、わが国においては、低出生体重児の割合が増加傾向にある(図1)。低出生体重児については、神経学的・身体的合併症の他、成人後に糖尿病や高血圧等の生活習慣病を発症しやすいとの報告もあり⁴⁻⁵⁾、その動向や予後について注視する必要がある。

図1 出生数及び出生時の体重が2500g未満の出生割合の年次推移

低出生体重児増加の要因としては、医療の進歩、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等が考えられる⁶⁻⁹⁾。予防が可能な要因の寄与度や具体的な介入方法が明らかになっていないため、数値目標の設定は困難であり、目標を「減少傾向へ」と設定した。

目標項目	全出生数中の低出生体重児の割合
現状	低出生体重児 9.6% (平成22年)
目標	減少傾向へ (平成26年)
データソース	人口動態統計

② 肥満傾向にある子どもの割合の減少

子どもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすいとの報告がある¹⁰⁻¹⁴⁾ことから、肥満傾向のある子ども（以下「肥満傾向児」という。）について目標を設定する。

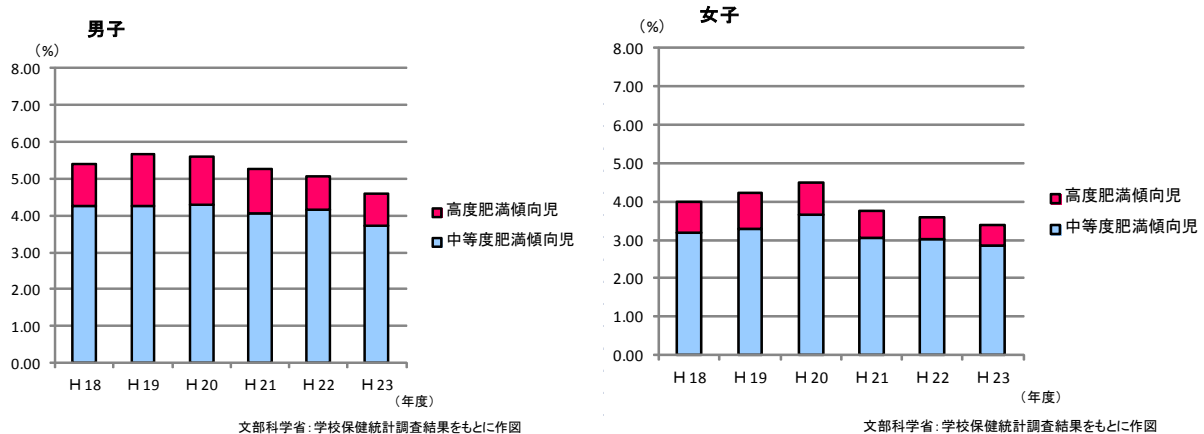
学校保健統計調査では、性別・年齢別・身長別標準体重をもとに肥満度を計算し、肥満度20%以上を「肥満傾向児」、肥満度20%以上30%未満を「軽度肥満傾向児」、肥満度30%以上40%未満を「中等度肥満傾向児」、肥満度40%以上を「高度肥満傾向児」と区分している¹⁵⁾。

目標値については、運動習慣及び生活習慣の確認の必要性の高い「中等度・高度肥満傾向児」の割合について、「運動やスポーツをしている子どもの割合」の目標と同じ小学校5年生（10歳）を指標とすることとする。

数値目標については、「健康日本21」の最終評価において、児童・生徒の肥満児の割合に有意な変化はみられなかった。また、近年の中等度・高度肥満傾向児の割合も傾向が安定せず（図2）、現時点で予測値を示すのが難しい。したがって、具体的な減少幅は設定せず、「減少傾向へ」とする。ただし、関連指標の設定されている「健やか親子21」の最終評価の動向も踏まえ、目標値の再設定を検討する。

目標項目	肥満傾向にある子どもの割合
現状	小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60%、女子 3.39% (平成23年)
目標	減少傾向へ (平成26年)
データソース	文部科学省 学校保健統計調査

図2 中等度・高度肥満傾向児の出現率の推移



iv. 今後必要となる対策

子どもの健康な生活習慣の形成のためには、学校、家庭、地域、企業、民間団体等が連携し社会全体で取り組むことが求められる。

低出生体重児の増加については、喫煙のように予防が可能な要因については改善を進めるとともに、その他の要因についても検証することが望ましい。

子どもの肥満については、学校における健康診断に基づく健康管理指導や体育等の教育の一環としての取組のほか、適切な生活習慣を身に付けるための教育を推進していくことが重要である。医療的な対応が必要な場合には、肥満傾向児に対し、小児科医との連携の上で、学校関係者並びに保護者に適切な早期対応を啓発していく必要がある。また、生活面での対応が求められる場合には、保護者の食に対する考え方や行動を把握した上で、子どもが何をどのように食べているかを含めた総合的な食行動改善・日常生活改善のための教育的アプローチを行うことが重要である。

v. 参考文献

- 1) 健やか親子21 (厚生労働省) <http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>
- 2) 提言 出生前・子どものときからの生活習慣病対策 日本学術会議 臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会 2008年8月28日
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-4.pdf>
- 3) 平成21年国民健康・栄養調査
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyuu/h21-houkoku.html>
- 4) D.J.P. Barker, C. Osmond, P.D. Winter, B. Margetts, S.J. Simmonds, Weight in infancy and death from ischaemic heart disease.

Lancet, 1989, 2(8663) 577-580

- 5) Barker DJ. Developmental origins of chronic disease. *Public Health* 2012; 126(3) 185-189
- 6) Simpson JW, Lawless RW, Mitchell AC. Responsibility of the obstetrician to the fetus. II Influence of prepregnancy weight and pregnancy weight gain on birthweight. *Obstet Gynecol* 1975;45:8 1-7
- 7) Power C, Jefferis BJ. Fetal environment and subsequent obesity: a study of maternal smoking. *Int J Epidemiol.* 2002; 31(2):413-9
- 8) Mizutani T, Suzuki K, Kondo N, Yamagata Z. Association of maternal lifestyles including smoking during pregnancy with childhood obesity. *Obesity (Silver Spring).* 2007 Dec; 15(12):3133-9.
- 9) Suzuki K, Kondo N, Sato M, Tanaka T, Ando D, Yamagata Z. Gender differences in the association between maternal smoking during pregnancy and childhood growth trajectories: multilevel analysis. *Int J Obes (Lond).* 2011; 35(1): 53-9
- 10) Kotani K, Nishida M, Yamashita S, et al. Two decades of annual medical examinations in Japanese obese children: do obese children grow into obese adults? *Int J Obes Relat Metab Disord.* 1997;21:912-21.
- 11) Whitaker RC, Wright JA, Pepe MS, Seidel KD, Dietz WH: Predicting obesity in young adulthood from childhood and parental obesity. *N Engl J Med.* 1997; 337: 869-73
- 12) Guo SS, Roche AF, Chumlea WC, Gardner JD, Siervogel RM: The predictive value of childhood body mass index values for overweight at age 35y. *Am J Clin Nutr.*59:810-819 (1994)
- 13) Mossberg H-O: 40-year follow-up of overweight children. *Lancet.*26:491-493 (1989)
- 14) Vanhala M, Vanhala P, Kumpusalo E, Halonen P, Takala J: Relation between obesity from childhood to adulthood and the metabolic syndrome: population based study. *BMJ.*317:319 (1998)
- 15) 文部科学省. 学校保健統計調査
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

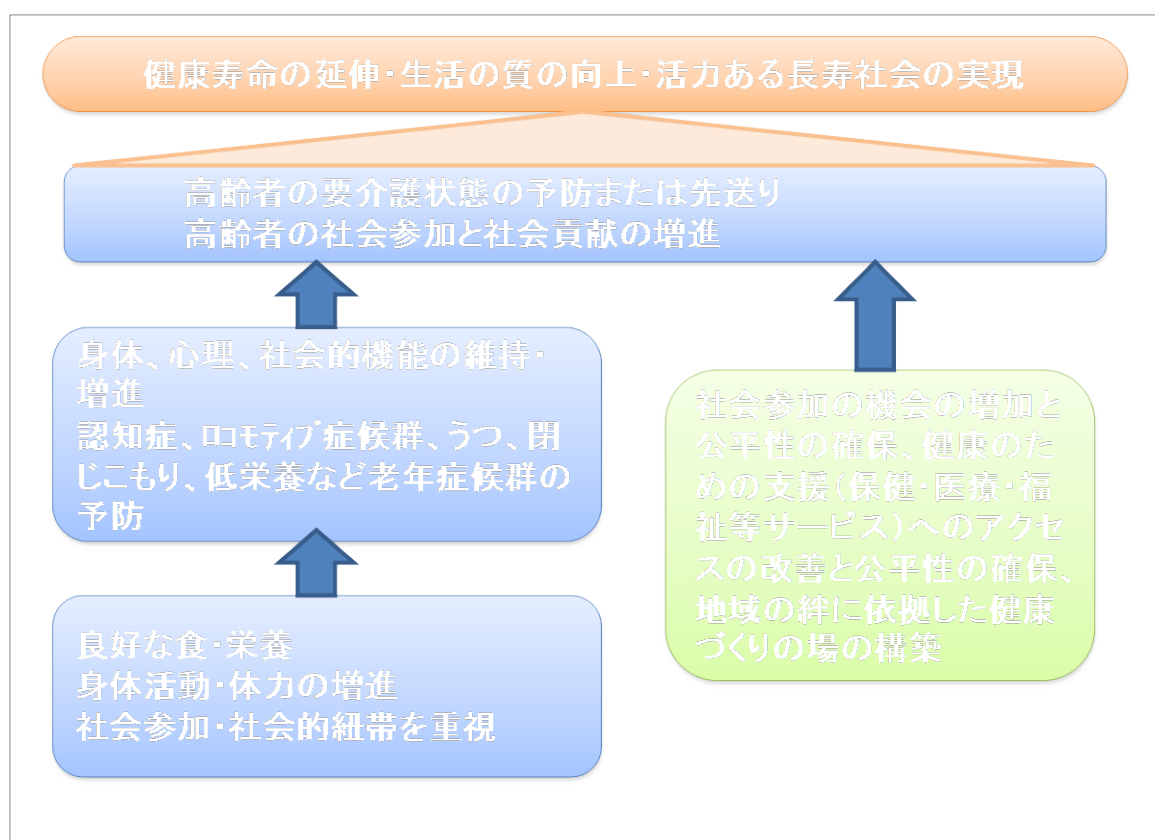
③高齡者の健康

i はじめに

わが国は世界最長寿国であるとともに少子化が同時に進行し、人口の急激な高齢化が進んでいる。今後10年先を見据えた時に、高齢者の健康づくりの目標として、健康寿命の更なる延伸、生活の質の向上、健康格差の縮小、さらには社会参加や社会貢献などが重要となる(図1)。

健康寿命の更なる延伸に向けては、健康度の高くなっている高齢者については就労や社会参加を促進する必要がある、一方で、虚弱化を予防又は先送りすることも重要な課題となる。いずれにしても、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られる必要がある。

図1 高齢者の健康の目標設定の考え方



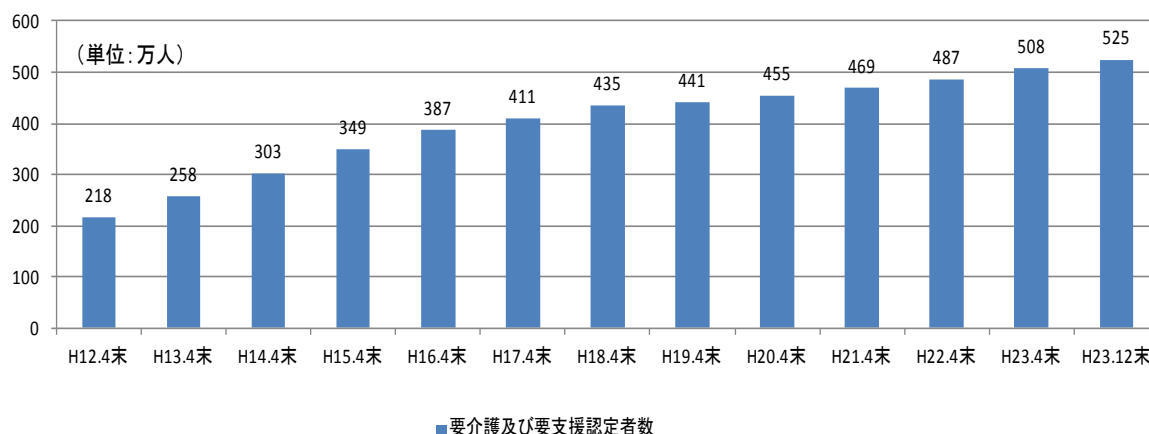
ii 基本的な考え方

(i) 介護保険サービス利用者の増加の抑制

現在のわが国の要介護認定者数（要支援認定者数を含む。以下同じ。）は平成 23 年 12 月には 525 万人となっている。（図 2）この状況は介護保険発足当時の要介護認定者数 218 万人から見て介護認定者数は約 2.4 倍に増加している。

今後は、高齢化の進展に伴い、より高い年齢層の高齢者が増加することから、介護保険サービスの利用者数の増加傾向は続くと推測される。しかし、健康寿命の延伸を目指して生活習慣を改善し、介護予防の取組を推進することにより、高齢者が要介護状態となる時期を遅らせることができると期待される。こうした観点から、健康日本 21（第 2 次）においては、介護保険サービス利用者の増加の抑制を図ることを指標として設定する。

図 2 要介護及び要支援者数の推移



(出典：厚生労働省介護保険事業報告)

(ii) 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上

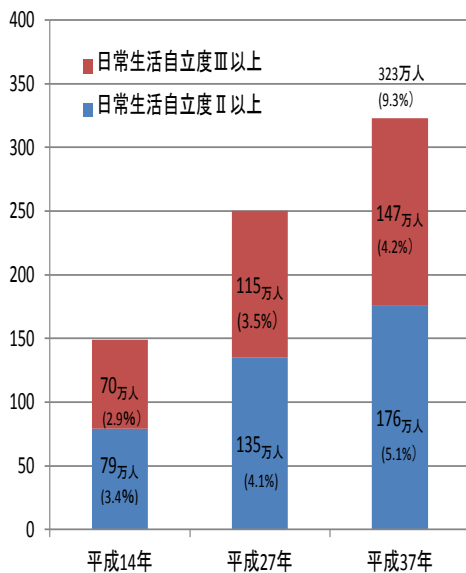
高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者は確実に増加すると推定される。平成 14 年時点で日常生活自立度 II 以上の認知症高齢者数（65 歳以上高齢者）は 149 万人と推計され、平成 27 年度は 250 万人、さらに平成 37 年度では 323 万人と増加の一途を示している（図 3）。

現時点で認知症、特に我が国で主流となっているアルツハイマー型認知症自体を予防することは不可能である。しかし、認知症とはいえないが、加齢に伴う範囲を越えた知的機能低下がみられる「軽度認知障害 (Mild Cognitive Impairment :MCI)」と呼ばれる状態の高齢者（以下、「MCI 高齢者」という。）では、認知症、特にアルツハイマー型への移行率が正常高齢者と比較して著しく高いことが分かっている。この MCI 高齢者に対して運動や趣味に関する様々な介入を行うことによって認知症発症の時期を遅らしたり、認知機能低下を抑制したりできることが明らかになっている^{4~9)}。したがって、MCI 高齢者の早期発見・早期

対応が重要となる。

健康日本21（第2次）では、MCI高齢者の発見率を向上させることを目指すこととする。具体的な指標としては、現在介護予防事業においてスクリーニングとして用いられている「基本チェックリスト」で、認知症関連3項目のうち1項目以上に該当した者（以下、「認知機能低下ハイリスク高齢者」という。）の発見率を用いることとする。この指標で発見された場合、介護予防事業において認知機能低下予防プログラム等による介入が可能となる。

図3 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく
認知症高齢者数の推移（括弧内は65歳以上人口対比）



（出典：高齢者介護研究会報告書）

(iii) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加

歩行速度が速い高齢者ほど生活機能を維持しやすく余命も長いことが知られており、要介護状態に対する予知因子ともいえる機能である^{1~3)}。高齢者における歩行速度は、65歳以降、緩やかで直線的な低下を示し、ある閾値に達する頃（女性75歳以降、男性80歳以降）には日常生活に不自由が生じ始める。総合的な歩行機能の維持向上のためには、高齢者における運動器の健康維持が極めて重要である。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）は、運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態と定義される^{18, 19)}。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。その端緒として、まずロコモティブシンドロームという言葉・概念の認知度を高める必要があることから、

健康日本21（第2次）において指標として設定する。

（iv）低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制

高齢期の適切な栄養は、生活の質（QOL）のみならず、身体機能を維持し生活機能の自立を確保する上でも極めて重要である。我が国の高齢者においては、やせ・低栄養が、要介護及び総死亡に対する独立したリスク要因として重要である。したがって、高齢者の低栄養状態を予防あるいは改善し、適切な栄養状態を確保することができれば、健康余命の延伸が期待できる。そこで、高齢者の健康づくりの指標として「低栄養傾向の高齢者の割合の増加」を設定することとする。

具体的な指標の選択に際しては、一次予防を重視する観点から、介護予防の地域支援事業で着目している「やせあるいは低栄養状態にある高齢者」ではなく、より緩やかな基準を用いて「低栄養傾向にある高齢者」の割合を減少させることを重視する。その際、「低栄養傾向」の基準は、要介護や総死亡リスクが統計学的に有意に高くなるポイントとして示されているBMI 20以下が有用と考えられ²⁰⁻²⁵⁾、これを指標として設定する。

（v）足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（千人当たり）

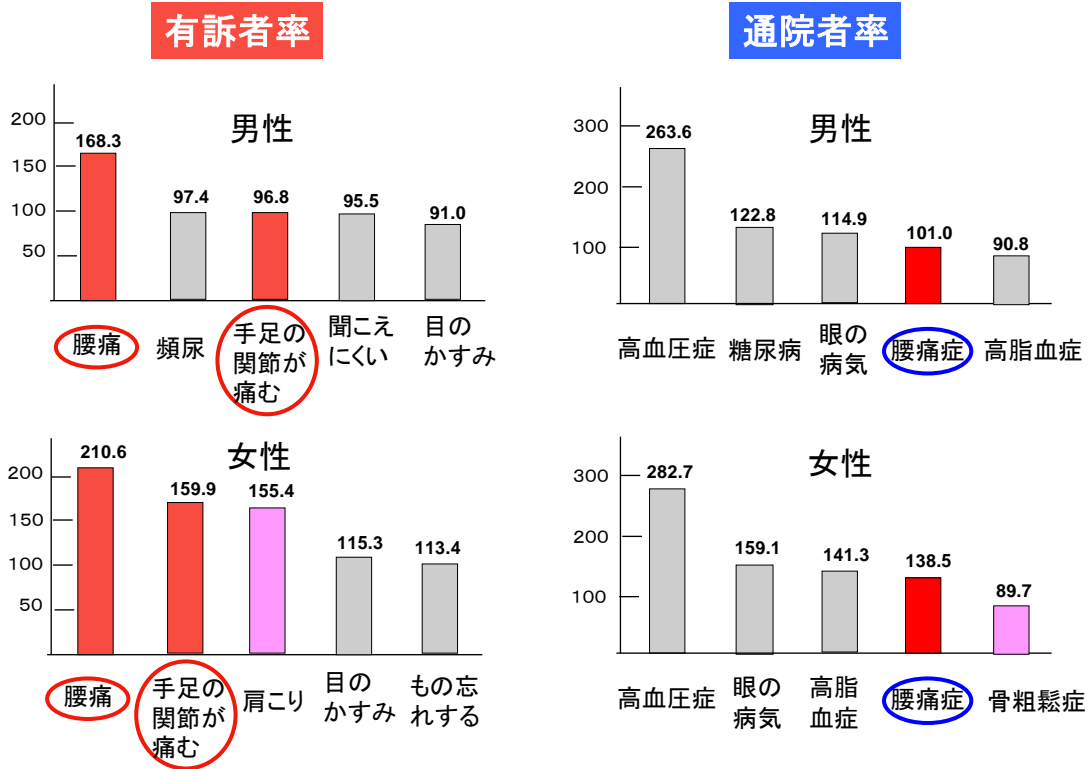
平成22年国民生活基礎調査によると、「腰痛」と「手足の関節の痛み」の65歳以上の高齢者における有訴者率は男性で1000人当たり168.3人と96.8人、女性で210.6人と159.9人で、高齢者では男女とも上位3位以内にある。また、高齢者の腰痛症通院者率も男性1000人当たり101.0人、女性138.5人と、男女とも上位4位に当たり、多くの高齢者が実際に運動器に問題を抱えている(図4)²⁸⁾。

高齢者の腰や手足の痛みは、変形性関節症や骨粗鬆症による脊椎圧迫骨折によって生じることが多い。生活の質に影響するだけでなく、姿勢不安定、転倒、歩行困難などと密接な関係があることが複数の疫学研究で示唆されており^{26,27)}、外出や身体活動を阻害する。これらの改善により、外出や社会参加が促進され、高齢者の自立を保つ上でも重要な要素であることから、足腰に痛みのある高齢者の割合を指標として設定する。

国民(65歳以上高齢者)の有訴者率・通院者率ベスト5

厚生労働省 平成22年度国民生活基礎調査

(人口1000人に対して)



(vi) 就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加

研究により、高齢期における仕事（就業）、ボランティア活動、趣味・稽古事などの社会参加・社会貢献活動は、将来のADL障害のリスクを減少させることが分かっている¹³⁻¹⁵⁾。また、社会参加は、心理的健康にとって好影響をもたらす他、外出の機会の増加にもつながり、身体活動や食欲の増進効果もある^{16,17)}。

健康日本21において、何らかの地域活動をする60歳以上の者の割合を増やすことが目指され、目標値（男性58%以上、女性50%以上）が達成された。そこで、健康日本21（第2次）においては、就業の要素を加え、「就業または何らかの地域活動をする高齢者の割合を増やすこと」を指標として設定する。

iii 現状と目標

(i) 介護保険サービス利用者の増加の抑制

目標項目	介護保険サービス利用者の増加の抑制
現状	452万人（平成24年度）

目標	657 万人（平成 37 年度）
データソース	介護保険事業報告

介護保険サービスの利用者数は、平成 12 年度で 184 万人だったものが、平成 21 年度時点では 393 万人となっている。一方、「社会保障・税一体改革」における重点化・効率化項目の中で、介護保険サービスの利用者数は平成 24 年度時点で 452 万人であると推計されているところ、介護予防や重度化予防の取組など、介護保険サービスの利用者数の増加幅を抑制する取組を行い、平成 37 年度時点では 657 万人とすることが目標として示されている。これを踏まえ、社会保障・税一体改革において示されたこの数字を目標値とする。

(ii) 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上

目標項目	認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上
現状	0.9%（平成 21 年）
目標	10%（平成 34 年）
データソース	厚生労働省 介護予防事業報告 （基本チェックリスト；認知症関連 3 項目のうち 1 項目該当）

認知機能低下ハイリスク高齢者は、実態として全高齢者の 10.8%～23.4%でみられると推計されているが、このうち実際に介護予防事業で認知機能低下ハイリスク高齢者として把握されているのは平成 21 年度で 0.9%にとどまる。こうした現状を踏まえ、基本チェックリストの実施率を向上させることにより、認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率が実態を反映して 10%となるよう目標値を設定する。

(iii) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加

目標項目	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加
現状	（参考値）17.3%（平成 24 年）
目標	80%（平成 34 年度）
データソース	日本整形外科学会によるインターネット調査 ※インターネット調査で「言葉も意味もよく知っていた」、「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた」、「言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった」又は「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった」と回答した者の割合

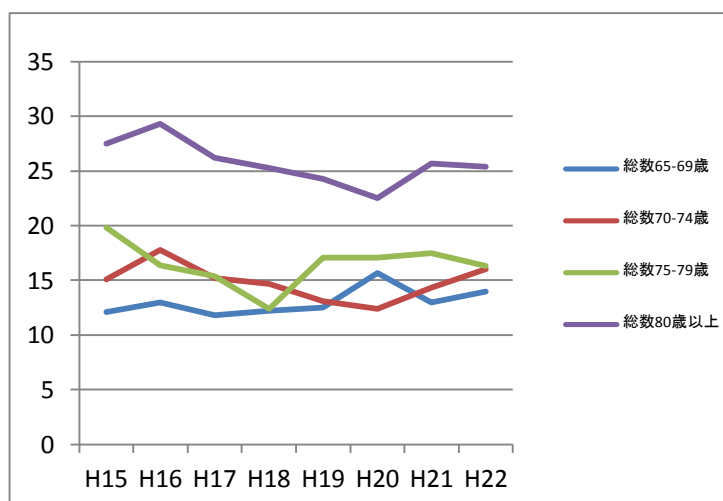
ロコモティブシンドロームの認知度の向上を目指すにあたり、メタボリックシンドローム

ムの事例が参考となる。健康日本21においては、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合を80%とすることを目標とし啓発に取り組んだところ、メタボリックシンドロームの認知度は著しく高まり、平成21年の調査では92.7%となった。そこで、ロコモティブシンドロームの目標値については、メタボリックシンドロームに準じて80%とする。

(iv) 低栄養傾向の高齢者の割合の増加

目標項目	低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の減少
現状	17.4%（平成22年）
目標	22%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査

BMI 20以下の者の割合は、疾病や老化などの影響を受けて65歳以降も年齢が上がるにつれ増加する（図5）。今後、高齢者人口のうち75歳以上高齢者の占める割合が増加することから、現在（平成21年）の出現率がその後一定と仮定しても、平成35年にはBMI 20以下の者の割合は22.2%に達すると推計される。そこで、自然増により見込まれる割合(22.2%)を上回らないことを目指し、目標は22%とする。



(v) 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（千人当たり）

目標項目	足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（千人当たり）
現状	男性 218 人、女性 291 人（平成 22 年）
目標	男性 200 人、女性 260 人（平成 34 年度）
データソース	国民生活基礎調査

現状値については、国民生活基礎調査より、男性では腰痛（168.3人）と手足の関節の痛み（96.8人）とを加えると千人当たり265.1人であり、両方に該当する47.1人を除くと218人となり、女性では腰痛（210.6人）と手足の関節の痛み（159.9人）とを加えると千人当たり370.5人であり、両方に該当する79.8人を除くと290.7人であることから設定した。

今後も高齢化が一段と進行し、高齢者、特に75歳以上の高齢者が急増すること等から、足腰の痛みのある高齢者の割合の自然増は避けられないが、実現可能性も考慮し、足腰に痛みのある有訴者率を男女ともに現状よりも約1割減らすことを目指して目標値（男性200人、女性260人）を設定する。

(vi) 就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加

目標項目	就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加
現状	(参考値) 何らかの地域活動をしている高齢者の割合 男性 64.0%、女性 55.1% (平成20年)
目標	80% (平成34年)
データソース	高齢者の地域社会への参加に関する意識調査

健康日本21において、「何らかの地域活動を実施している60歳以上の者の増加」を指標として掲げたところ、平成10年（男性48.3%、女性39.7%）と比べて平成20年（男性64.0%、女性55.1%）で約15%増加した。少子高齢化を背景として、高齢者の労働力への期待が高まっていることから、今後も増加傾向が期待される。さらに、健康日本21（第2次）においては就業の要素も加わったため、合わせて約20%の伸びを期待して80%を目標値とする。

iv 今後必要となる対策

高齢者の健康の中で、特に①要介護状態の高齢者の割合の減少、及び②認知機能低下ハイリスク高齢者の発見率の向上に関しては、現行の介護予防事業における二次予防事業対象者（要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の者）の早期発見・早期対策の一層の普及・推進が必要である。

また、痛みの発生に関しては、身体活動・運動不足や体力低下などの生活習慣が関係していることはあまり知られていない。ロコモティブシンドロームの普及啓発などを通して、運動器の痛みに対する正しい知識を提供していくことが必要である。

今後必要となる低栄養対策としては、まず、高齢期に不足しがちなタンパク質や脂質は十分に摂り、多様な食品摂取に留意すること、また、体はよく動かして筋肉や骨を強くすると、高齢期の正しい食のあり方を普及することが重要である。一方で、一人暮らしで、

移動が困難なために食へのアクセサビリティが制限されたり調理が億劫になったりして、多様な食品を摂取することが困難な高齢者が増えている。自治体、ボランティア・NPO 団体、民間事業者などが高齢者の食環境を支援することを推進する必要がある。

就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加に関しては、まず、その推移を把握できる調査体制を整える必要がある。また、高齢者のプロダクティビティ（活力）を生かす社会環境の整備が急務である。若年者雇用を奪わない形で高齢者就労の促進とその分野の創出、退職した社員が地域社会に溶け込みさらに定着できるような配慮、社会参加の場として使用できる施設の拡充（不要となった公共施設の再利用等）、NPOなどと協働した多様な社会参加・社会貢献プログラムの開発等が望まれる。

v 参考文献

- 1) Suzuki T, Yoshida H, Kim H, et al.: Walking speed as a good indicator for maintenance of I-ADL among the rural community elderly in Japan: A 5-year follow-up study from TMIG-LISA. *Geriatr Gerontol Int.* 3: S6-14, 2003
- 2) Shinkai, S., Watanabe, S., Kumagai, S., et al. (2000). Walking speed as a good predictor for the onset of functional dependence in a Japanese rural community population. *Age Ageing*, 29, 441-446.
- 3) Studenski, S., Perera, S., Patel, K., et al. (2011). Gait speed and survival in older adults, *Journal of American Medical Association*, 305, 50-58.
- 4) Suzuki T, Shimada H, et al. A Randomized Controlled Trial of a Multicomponent Exercise in Older Adults with Mild Cognitive impairment. [Prepublication paper]
- 5) Suzuki T, Shimada H, et al. Effects of Multicomponent Exercise on Cognitive Function in Older Adults with Amnesic Mild Cognitive Impairment: A Randomized Control Trial. [Submitted paper]
- 6) Shimada H, et al. Relationship between Atrophy of the Medial Temporal Areas and Memory Function in Elderly Adults. *European Neurology*. 2012 ; 67 : 168-177.
- 7) Doi T, Shimada H, et al. Brain Atrophy and Trunk stability during Dual-task Walking among Older Adults. *J Gerontol A*. [in press]
- 8) Makizako H, Shimada H, et al. The Association between Decline in physical Functioning and Atrophy of Medial Temporal Areas in Community-dwelling Older Adults with Amnesic and Non-amnesic Mild Cognitive Impairment. *Arch Phys Med Rehabil*. 2011; 92: 1992-1999.
- 9) Maki Y, Ura C, Yamaguchi T, et al. ; Effects of intervention by a community-based walking program for prevention of mental decline: a randomized controlled trial. *J Am Geriatr Soc*. (in press), 2012.
- 10) Lawton, M.P. (1972). Assessing the competence of older people. In: Kent, D.P., Kastenbaum, R., & Sherwood, S. (Ed.). *Research, Planning, and Action for Elderly: the Power and Potential of Social Science*, New York: Behavioral Publications. pp. 122-143.
- 11) 鈴木隆雄・権珍嬉 (2006) . 日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的变化に関する研究—高齢者は若返っているか—. *厚生の指標*, 53(4), 1-10.

- 12) Fujiwara, Y., Shinkai, S., Kumagai, S., et al. (2003). Longitudinal changes in higher-level functional capacity of an older population living in a Japanese urban community. *Archives of Gerontology and Geriatrics*, 36, 141–153.
- 13) Ishizaki, T., Watanabe, S., Suzuki, T., et al. (2000). Predictors for functional decline among nondisabled older Japanese living in a community during a 3-year follow-up. *Journal of American Geriatrics Society*, 48, 1424–1429.
- 14) Suzuki, T., Shibata, H. (2003). An introduction of the Tokyo Metropolitan Institute of Gerontology Longitudinal Interdisciplinary Study on Aging (TMIG-LISA, 1991–2001). *Geriatrics and Gerontology International*, 3, S1–S4.
- 15) Shinkai S, Kumagai S, Fujiwara Y, et al. Predictors for the onset of functional decline among initially non-disabled older people living in a community during a 6-year follow-up. *Geriatr Gerontol Int* 2003; 3: S31–S39.
- 16) 藤原佳典, 杉原陽子, 新開省二. ボランティア活動が高齢者の心身の健康に及ぼす影響. 地域保健福祉における高齢者ボランティアの意義. *日本公衛誌* 2005; 52: 293–307.
- 17) 岡本秀明. 高齢者の社会活動と生活満足度の関連. 社会活動の4側面に着目した男女別の検討. *日本公衛誌* 2008; 55: 388–395.
- 18) Nakamura K: Locomotive syndrome; disability-free life expectancy and locomotive organ health in a “super-aged” society. *J Orthop Sci* 13:1–2, 2008
- 19) 中村耕三. 高齢社会におけるロコモティブシンドローム 運動・物理療法 20:300–304, 2009
- 20) Tamakoshi A, Yatsuya H, Lin Y et al. BMI and all-cause mortality among Japanese older adults: Findings from the Japan Collaborative Cohort Study. *Obesity* 2010; 18: 362–369.
- 21) Nagai M, Kuriyama S, Kakizaki M, et al. Effect of age on the association between body mass index and all-cause mortality: The Ohsaki Cohort Study. *J Epidemiol* 2010; 20: 398–340.
- 22) Sasazuki S, Inoue M, Tsuji I, et al. Body mass index and mortality from all causes and major causes in Japanese: Results of a pooled analysis of 7 large-scale cohort studies. *J Epidemiol* 2011; 21: 417–430.
- 23) 東口みづか, 中谷直樹, 大森芳, 他. 低栄養と介護保険認定・死亡リスクに関するコホート研究 鶴ヶ谷プロジェクト. *日本公衛誌* 2008;55:433–439.
- 24) Okamura T, Hayakawa T, Hozawa A, et al. Lower levels of serum albumin and total cholesterol associated with decline in activities of daily living and excess mortality in a 12-year cohort study of elderly Japanese. *J Am Geriatr Soc* 2008; 56: 529–535.
- 25) Takata Y, ansai T, Yoshihara A, et al. Serum albumin (SA) levels and 10-year mortality in a community-dwelling 70-year-old population. *Arch Gerontol Geriatr* 2012; 54: 39–43.
- 26) Jinks C, Jordan K, Croft P. Osteoarthritis as a public health problem: the impact of developing knee pain on physical function in adults living in the community: (KNEST 3). *Rheumatology (Oxford)* 2007;46:877–81.
- 27) Arden NK, Crozier S, Smith H et al. Knee pain, knee osteoarthritis, and the risk of fracture. *Arthritis Rheum* 2006;55:610–5.

- 28) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 平成 22 年国民生活基礎調査の概況.
2011:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/>.

(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備

i はじめに

人々の健康は、社会経済的環境の影響を受けることから、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、健康を支える環境を整備するとともに、時間的又は精神的にゆとりのある生活を確保できない人や健康づくりに関心のない人なども含めて、社会全体が相互に支え合いながら、健康を守るための環境を整備することが必要である。

近年、社会における相互信頼の水準や相互扶助の状況を意味するソーシャルキャピタルや人間関係を通じた支援を意味するソーシャルサポートと健康との関連に関する報告¹⁾²⁾がみられるとともに、健康格差に関する研究が進み、国内外でその存在が指摘されている^{3) - 6)}。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生、その復旧や復興においては、家族や地域の絆や助け合いの重要性が再認識されることとなった。

健康づくりへの取組は、従来、個人の健康づくりへの取組が中心だったが、今後は、個人の取組では解決できない地域社会の健康づくりに取り組むことが必要となる。

ii 基本的な考え方

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民一人一人が主体的に社会参加しながら、支え合い、地域や人とのつながりを深めるとともに、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。

また、これまでの健康づくりの取組は、住民全体を対象とした働きかけとして進められてきたが、健康に無関心な層、社会経済的に不利な層、地理的に保健医療サービスへのアクセスが悪い層等へのアプローチは十分行われてきたとはいえない。健康格差として、社会経済等の条件が不利な集団に健康問題が多く、また、社会経済等の状況に格差が大きい地域に住む人に、健康問題が多いことも報告されている。したがってこの層の健康状態の向上は、国全体の健康状態の向上に寄与し得る。こうした課題は、個人への対策では解決できないものであり、特に公的部門の役割として地域社会の健康づくりに取り組むことが重要である。

iii 現状と目標

(i) 地域のつながりの強化

地域のつながりが健康に影響することについて、ソーシャルキャピタルと健康との関連が報告されている¹⁾²⁾。ソーシャルキャピタルとは、ある社会における相互信頼の水準や相互利益、相互扶助に対する考え方（規範）の特徴である。また、健康でかつ医療費が少

ない日本の地域の背景に、「いいコミュニティ」があることが指摘されている。したがって、地域のつながりの強化（ソーシャルキャピタルの水準を上げること）、「いいコミュニティ」づくりは、健康づくりに貢献すると考えられる。

ソーシャルキャピタルの指標としては、様々な指標が用いられているが、今後は、健康日本21（第2次）では、継続的に調査が可能である国民健康・栄養調査の調査項目である「居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合（平成23年調査）」を指標として設定する。

なお、現時点では、平成19年の少子化対策と家族・地域のきずなに関する意識調査（内閣府）で、自分と地域の人たちのつながりについて「強い方だと思う」と答えた者の割合が45.7%（「強い方だと思う」15.3%+「どちらかといえば強い方だと思う」30.4%）であることから、この設問及び回答率を、参考値とすることとした。また、自分と地域の人たちのつながりについて「強い方だと思う」と答えた者の割合について、性・年齢階級別でみたところ、70歳以上で男性66.7%、女性65.4%と最も高いことから、全世代がこの割合に達することを目指して、目標値は65%とすることとした。

目標項目	地域のつながりの強化（居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）
現状	（参考値）自分と地域の人たちとのつながりが強い方だと思う割合45.7%（平成19年）
目標	65%（平成34年度）
データソース	内閣府「少子化対策と家族・地域のきずなに関する意識調査」

（ii）健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加

従来の行政主導型の健康づくりの場だけでなく、新たな方向性として、住民が楽しく主体性を発揮できる健康づくりの場が必要である。

住民の主体的な活動を把握する指標として、「ボランティア活動」がある。平成18年の社会生活基本調査（総務省）で、「健康や医療サービスに関係したボランティア活動」の行動者率は3.0%であり、これを参考値とすることとした。なお、住民の主体的な活動は、健康づくりを目的とした活動に限られるものではなく、高齢者や子どもを対象とした活動、まちづくりのための活動、安全な生活のための活動、自然や環境を守るための活動等にも、健康づくりの視点が加わることが重要であり、こうした内容に関係したボランティア活動（その他の活動のみ除く）の行動者率が24.3%であることから、この値を目標値とすることとした。

今後は、「健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加」を指標とし、近隣の人への手助けや支援を含め、生活習慣改善のための活動にとどまらず、まちづくりや防災に関係した活動、子どもや高齢者を対象とした活動、自然や環境を守るための活動など、幅広い年代層において、それぞれの年代で日常的に実施可能な活動に主体

的に関わっている国民の割合を国民健康・栄養調査で把握することとする。

目標項目	健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加
現状	(参考値)健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0% (平成18年)
目標	25% (平成34年度)
データソース	総務省「社会生活基本調査」

(iii) 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加

国民の健康づくり対策を積極的に推進していく上で、行政と産業界（企業）や産業間の連携は不可欠であり、健康づくりを国民運動として、より実効性あるものとするためには、国民の健康意識の向上や行動変容をサポートする関連情報を積極的に発信する活動主体（発信源）としての企業の役割が重要である。

このため、「健康づくりに関する活動に自発的に取り組む企業数の増加」を指標とすることとした。現在、「健康日本21」推進の一つの事業として、企業連携を主体とした Smart Life Project において、「適度な運動・適切な食生活・禁煙」を推進する国民運動の呼びかけに賛同し、登録している企業は420社であり、これを現状値とすることとした。これまでの2年間の取組で500社に近づいたことから、今後10年での登録数を2,500社と推定し、現行の登録数と合わせ、3,000社を目標とすることとした。

目標項目	健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加
現状	420社 (平成24年)
目標	3,000社 (平成34年度)
データソース	Smart Life Projectの参画企業数

(iv) 健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加

地域住民の健康・栄養に関して専門的な支援・相談が受けられる活動拠点として、現在、民間団体の取組として、地域住民のための食生活支援活動の拠点である栄養ケア・ステーションや地域住民にとって身近な医療提供施設である薬局においては、健康づくり支援等の機能が充実してきている。

こうした地域住民が身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる拠点を、民間ベースで増やしていくことは、住民のニーズに応じた健康づくりを進めるに当たって効果を発揮していくものと思われる。

そこで、「健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加」を指標することとした。平成 24 年 2 月現在、地域住民に対して専門的な知識・技術をもとに栄養支援を行う栄養ケア・ステーション（社団法人日本栄養士会）、地域住民の健康支援・相談等を行い、その旨を積極的に地域住民に周知している薬局（公益社団法人日本薬剤師会）として、各団体から報告を受けた数の合計は、7,134 であることから、この値を参考値とする。今後は、多様な民間団体による活動拠点が拡大していくことを目指し、現状値の 2 倍となる 15,000 を目標とすることとした。

目標項目	健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加
現状	（参考値）民間団体から報告のあった活動拠点数 7,134（平成 24 年）
目標	15,000（平成 34 年度）
データソース	各民間団体からの報告

（v）健康格差対策に取り組む自治体の増加

日本における健康の社会経済的決定要因や健康格差については、地域、職業、経済力、世帯構成等による、健康状態やその要因となる生活習慣の差が報告されている^{7) - 20)}。また、保健医療施設や食料品店などの資源の地域的偏在化は、健康状態の地域差につながる可能性がある。これらに対する対策がない場合、健康格差は今後も増大することが予想される。

特に、都道府県においては、①市町村の健康に関する指標（平均寿命や健康寿命、がん・脳血管疾患・虚血性疾患の年齢調整死亡率、糖尿病有病者率、自殺率、肥満ややせなどの体格、高血圧者の割合等）や生活習慣の状況（食生活、身体活動・運動習慣、喫煙等）の格差の実態を把握し、②その縮小に向けた対策を検討し、③その検討結果に基づき格差の縮小に向けた対策を実施することが重要であることから、これを指標とすることとした。都道府県の取組状況では、47 都道府県のうち、平成 24 年 5 月現在、①格差の実態を把握しているのが 33、②格差の縮小に向けた対策を検討しているのが 15、③その検討結果を踏まえ対策を実施しているのが 11 であることから、①健康格差の実態の把握から③格差の縮小に向けた対策の実施まで行っている 11 都道府県を現状値とし、目標値は全都道府県とした。

目標項目	健康格差対策に取り組む自治体の増加（課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数）
現状	11 都道府県（平成 24 年）

目標	47 都道府県（平成 34 年度）
データソース	健康局がん対策・健康増進課による把握

iv 今後必要となる対策

居住地域での助け合いといった地域のつながりを強化するためには、健康づくりを目的とした活動について、子どもから高齢者まで多様な年齢層による自助や共助を引き出す活動へと拡大していく必要がある。生涯教育やスポーツ、福祉、防災等、すでに存在する様々な地域活動のネットワークに、健康の視点からアプローチしていく方策も重要である。

また、健康づくりに自発的に取り組む企業、団体等の動機付けを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等を行うことも検討することが望ましい。健康づくりの観点で主体的に活動する企業の広報物や製品等に、国民健康づくり運動のロゴを活用するなど、周知・広報のための戦略を強化するとともに、地域住民の健康・QOLの向上に向けた企業・団体と自治体等との連携を推進することが必要である。

健康格差については、その実態や背景にある要因等を分析するための調査研究を推進する。また、健康格差の縮小に向けた対策の推進に向けて、国においては都道府県間の健康状態や生活習慣の状況の差、都道府県においては市町村間の健康状態や生活習慣の状況の差を、それぞれモニタリングするような仕組みを構築していく必要がある。

v 参考文献

- 1) イチロー・カワチ他. ソーシャルキャピタルと健康、日本評論社、2008.
- 2) 今村晴彦他. コミュニティのちからー“遠慮がち”なソーシャル・キャピタルの発見、慶応義塾大学出版会、2010.
- 3) イチロー・カワチ、ブルース・P・ケネディ. 不平等が健康を損なう. 日本評論社、2004.
- 4) 近藤克則. 健康格差社会 - 何が心と健康を蝕むのか. 東京：医学書院、2005.
- 5) 川上憲人、小林廉毅、橋本英樹編. 社会格差と健康ー社会疫学からのアプローチ、東京：東京大学出版会、2006.
- 6) 近藤克則. 「健康格差社会」を生き抜く. 東京：朝日新聞出版社、2010.
- 7) Fukuda Y, Nakamura K, Takano T. Socioeconomic pattern of smoking in Japan: income inequality and gender and age differences. *Ann Epidemiol.* 2005; 15(5):365-372.
- 8) Takao S, Kawakami N, Ohtsu T. Occupational class and physical activity among Japanese employees. *Soc Sci Med* 2003; 57(12): 2281-2289.
- 9) Murakami K, Hashimoto H, Lee JS, Kawakubo K, Mori K, Akabayashi A. Distinct impact of education and income on habitual exercise: A cross-sectional analysis in a rural city in Japan. *Soc Sci Med.* 2011 Dec;73(12):1683-8.
- 10) Murakami K, Sasaki S, Takahashi Y, Uenishi K. Neighborhood socioeconomic disadvantage is associated with higher ratio of 24-hour urinary sodium to potassium in young Japanese women. *J Am Diet Assoc.* 2009; 109(9): 1606-1611.

- 11) Fukuda Y, Nakamura K, Takano T. Accumulation of health risk behaviours is associated with lower socioeconomic status and women's urban residence: a multilevel analysis in Japan. *BMC Public Health* 2005;5(1): 53.
- 12) Nishi N, Makino K, Fukuda H, et al. Effects of socioeconomic indicators on coronary risk factors, self-rated health and psychological well-being among urban Japanese civil servants. *Soc Sci Med* 2004; 58(6): 1159-1170.
- 13) Nishi N, Sugiyama H, Hsu WL, et al. Differences in mortality and incidence for major sites of cancer by education level in Japanese population. *Ann Epidemiol* 2008; 18(7): 584-591.
- 14) Fukuda Y, Nakamura K, Takano T. Higher mortality in areas of lower socioeconomic position measured by a single index of deprivation in Japan. *Public Health* 2007;121:163-73.
- 15) Murata C, Kondo K, Hirai H, et al. Association between depression and socio-economic status among community-dwelling elderly in Japan: the Aichi Gerontological Evaluation Study (AGES). *Health Place* 2008; 14(3): 406-414.
- 16) Kawakami N, Haratani T, Kobayashi F, et al. Occupational class and exposure to job stressors among employed men and women in Japan. *J Epidemiol* 2004; 14(6): 204-211.
- 17) Sekine M, Chandola T, Martikainen P, et al. Socioeconomic inequalities in physical and mental functioning of British, Finnish, and Japanese civil servants: role of job demand, control, and work hours. *Soc Sci Med* 2009; 69(10): 1417-1425.
- 18) Fukuda Y, Nakamura K, Takano T. Cause-specific mortality differences across socioeconomic position of municipalities in Japan, 1973-1977 and 1993-1998: increased importance of injury and suicide in inequality for ages under 75. *Int J Epidemiol* 2005;34:100-9.
- 19) Fujimoto Y, Tamakoshi A, Iso H, et al. A nationwide cohort study of educational background and major causes of death among elderly population in Japan. *Prev Med* 2005; 40(4): 444-451.
- 20) Hirokawa K, Tsutusmi A, Kayaba K. Impacts of educational level and employment status on mortality for Japanese women and men: the Jichi Medical School cohort study. *Eur J Epidemiol* 2006;21:641-51.

(5) 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、国民の健康の増進を形成する基本的要素となる食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。

目標は以下のとおり設定し、考え方や目標値等を次頁以降に示す。

	目標項目
栄養・食生活	① 適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少) ② 適切な量と質の食事をとる者の増加 ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合 イ 食塩摂取量の減少 ウ 野菜と果物の摂取量の増加 ③ 共食の増加(食事を1人で食べる子どもの割合の減少) ④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の数及び飲食店の数の増加 ⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
身体活動・運動	① 日常生活における歩数の増加 ② 運動習慣者の割合の増加 ③ 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加
休養	① 睡眠による休養を十分とれていない者の減少 ② 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少
飲酒	① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(一日当たりの純アルコールの摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者)の割合の低減 ② 未成年者の飲酒をなくす ③ 妊娠中の飲酒をなくす
喫煙	① 成人の喫煙率の低下(喫煙をやめたい人がやめる) ② 未成年者の喫煙をなくす ③ 妊娠中の喫煙をなくす ④ 受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の低下

歯・口腔 の健康	<ul style="list-style-type: none">① 口腔機能の維持・向上② 歯の喪失防止③ 歯周病を有する者の割合の減少④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加⑤ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加
-------------	---

①栄養・食生活

i. はじめに

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防のほか、社会機能の維持・向上及び生活の質の向上の観点から重要である。また、健康な社会環境づくりとして、企業等による食環境の改善を促進することも重要である。

そこで、国民の生活の質の向上及び社会環境の質の向上を図るために、身体的、精神的、社会的に良好な食生活の実現を図ることを目標とする。

栄養・食生活の目標設定に際して、これまでの健康日本21では、最終目標である健康・及び生活の質の向上のために、1)「栄養状態」をより良くするための「栄養素(食物)摂取」、2)適切な栄養素(食物)摂取のための「行動変容」、3)個人の行動変容を支援するための「環境づくり」の大きく3段階で、設定が行われた。今回の健康日本21(第2次)では、生活の質の向上とともに、社会環境の質の向上のために、食生活、食環境の双方の改善を推進する観点から、目標設定を行った。

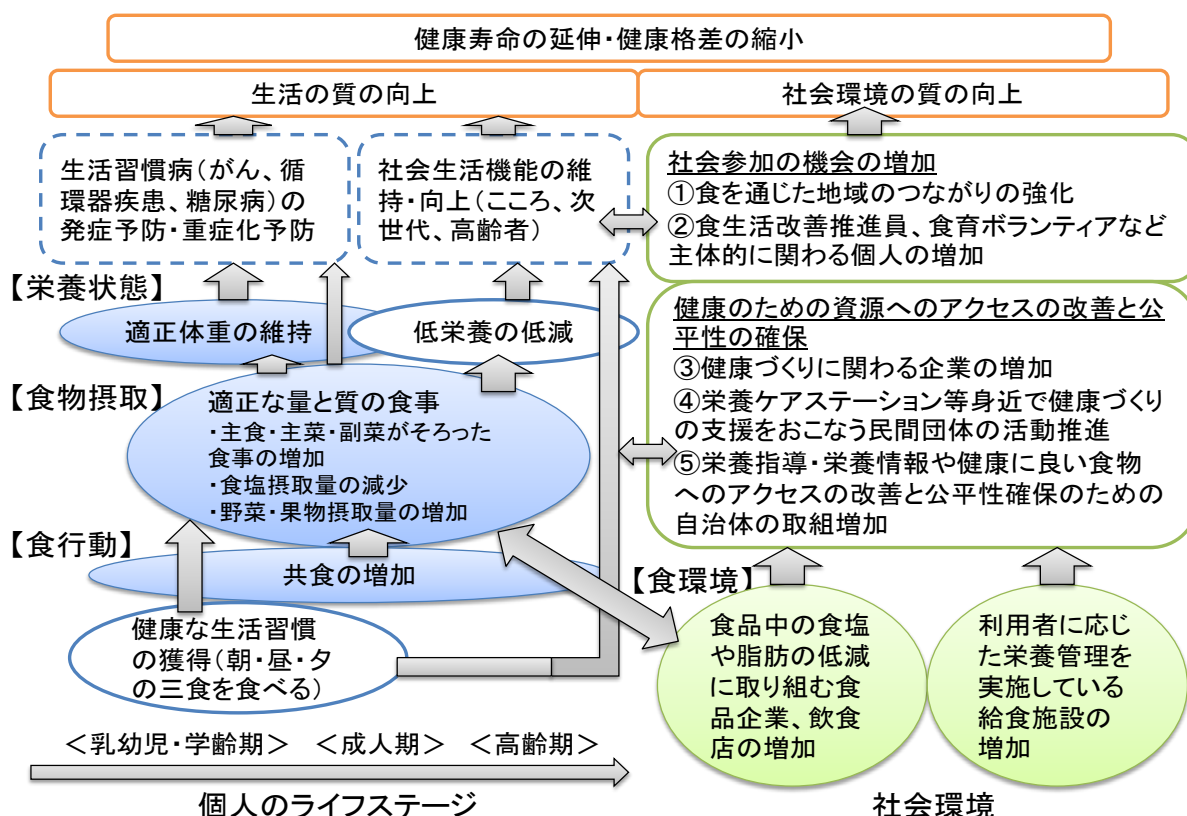
ii. 基本的な考え方

栄養・食生活に関する目標の考え方を図1に示す。生活の質の向上のために、主要な生活習慣病(がん、循環器疾患、糖尿病)予防の科学的根拠があるものを中心に、栄養状態、食事内容、食行動、食環境の目標を設定した。

また、ライフステージを通じた社会生活機能の維持・向上のために、子どもについては、健康な生活習慣の獲得として3食食べること、高齢者については低栄養の予防・改善を設定した。これらについては、第4章(3)「社会生活を営むために必要な機能の維持・向上」に記載する。

社会の質の向上のために、食生活の面からも「社会参加の機会の増加」と「健康のための資源へのアクセスの改善と公平性の確保」をすることで寄与できる。これについては、第4章(4)健康を支え、守るための社会環境の整備に含まれる。さらに、ここで食環境の目標としてあげた2項目は、個人の行動変容を支援するための「環境づくり」として個人の生活の質の向上に寄与すると同時に、健康のための資源へのアクセスの改善と公平性の確保に寄与することで、社会環境の質の向上にも寄与する。

図1 栄養・食生活の目標設定の考え方



各目標設定の理由は、以下のとおりである。

(i) 適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)

体重は、ライフステージをとおして、日本人の主要な生活習慣病や健康状態との関連が強い。肥満はがん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病との関連がある^{1) 2)}。若年女性のやせは骨量減少³⁾、低出生体重児出産⁴⁾のリスク等との関連がある。

適正体重者の割合は、15歳以上で66.7%（平成22年国民健康・栄養調査）であり、男性では減少傾向、女性では横ばいにある。この要因として、男性では20～60歳代の肥満が31.2%と多く、女性では40～60歳代の肥満22.2%、また20歳代のやせ29.0%が多いことがあげられる（図2）。健康日本21の最終評価でも、この10年間で20～60歳代男性の肥満者が有意に増加していることが指摘されている。

(平成 22 年国民健康・栄養調査結果の概要)

(ii) 適切な量と質の食事をとる者の増加

適切な量と質の食事は、生活習慣病予防の基本の 1 つである。食事全体の栄養バランスの指標として、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を取りあげた。個別の指標として、生活習慣病との関連についての科学的根拠が多い食塩摂取量、野菜・果物摂取量を取りあげた。

ア. 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は日本の食事パターンであり、良好な栄養素摂取量、栄養状態につながることを報告されている^{5) -7)}。1 日 2 食、主食・主菜・副菜がそろっている場合、それ以下と比べて、栄養素摂取量（たんぱく質、脂肪エネルギー比、ミネラル、ビタミン）が適正となることを報告されている⁵⁾。

また、食生活指針、食事バランスガイドでも主食・主菜・副菜等の料理で 1 日の適量が示されており、個々の栄養素の目標を設定するよりも包括的で、国民にとっても実践しやすい目標である。

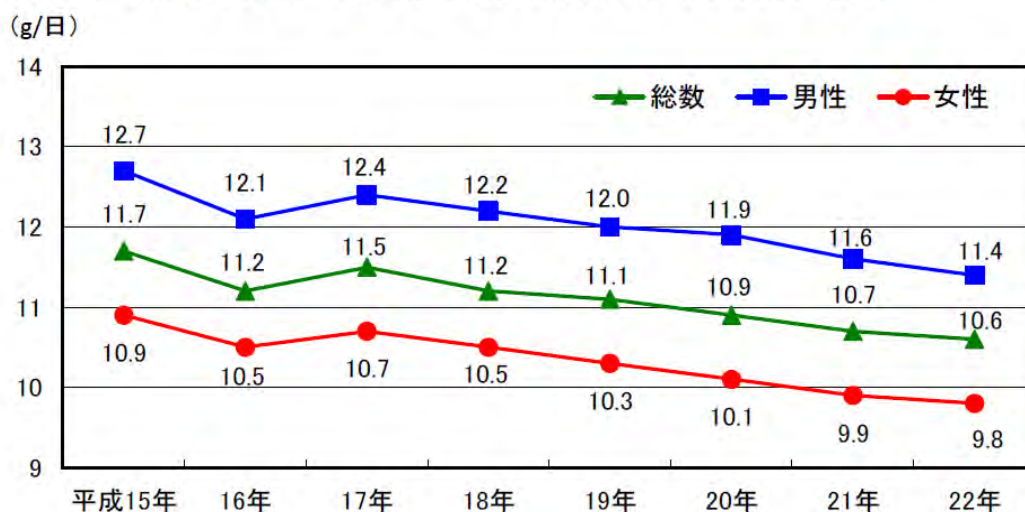
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人は、70.3%（平成 22 年度食育の現状と意識に関する調査）であり、この割合を増加させることは、良好な栄養素摂取量（栄養素の過不足のない食事）を達成し、生活習慣病の一次予防、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上のために重要である。

イ. 食塩摂取量の減少

減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させることについては、立証されている⁸⁾。また消費者の啓発や食品中の塩分量の規制が、高血圧対策において費用対効果が高いこと⁹⁾、さらに、食塩・高塩分食品摂取が胃がんのリスクを上げることも示されている¹⁰⁾。

食塩摂取量は、成人1人1日あたり平均値で10.6g（男性11.4g、女性9.8g）（平成22年国民健康・栄養調査）で減少傾向にある（図3）が、健康増進法の規定に基づく食事による栄養摂取量の基準（以下、「食事摂取基準2010」という）の目標量に比べて高い。

図22-1 食塩摂取量の平均値の年次推移(20歳以上)(平成15年~22年)



※食塩摂取量 (g) = ナトリウム摂取量 (mg) × 2.54 / 1,000

(資料：厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査」)

ウ. 野菜と果物の摂取量の増加

野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること¹¹⁾、循環器疾患、2型糖尿病の一次予防に効果があること¹²⁾が報告され、日本でも、果物摂取と循環器疾患との関連が報告されている¹³⁾。また、野菜・果物は、消化器系のがん、果物は肺がんに予防的に働くことが報告され¹⁴⁾、日本でも、食道がん、胃がんとの関連が示され、不足しないことが推奨されている¹⁰⁾。

野菜・果物摂取量は、成人1人1日あたり平均値で野菜281.7g、果物（ジャムを除く）102.4g（平成22年国民健康・栄養調査）であり、増加していない。また、野菜についてはこれまで目標量としてきた350gに達していない。

(iii) 共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）

国内外の研究で家族との共食頻度が低い児童生徒で肥満・過体重が多いことが報告されている^{15) -17)}。日本人について、孤食頻度が高い中学生は、自覚的症状の訴えが多いこと¹⁸⁾、共食頻度が高い者は、野菜・果物・ご飯を「よく食べる」者が多いなど食物摂取状況が良好な傾向にあることが報告されている¹⁹⁾。欧米では、共食頻度が高い児童生徒ほど、野菜・果物摂取量が多く、清涼飲料水の摂取量が低く、ビタミン、ミネラルの摂取量が多いことが報告されている^{20)、21)}。また、思春期の共食頻度の高さがその後の食物摂取状況とも関連することが報告されている^{22)、23)}。したがって、学童思春期の共食を推進することは、健康状態、栄養素等摂取量等、食習慣の確立等につながると考えられる。

食事を1人で食べる子どもの割合は、朝食で小学生14.8%、中学生33.8%、夕食で小学生2.2%、中学生6.9%（平成17年度児童生徒の食生活等実態調査）である。

(iv) 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加

海外の研究で、食品中の塩分量の規制が、高血圧対策において費用対効果が高いことが示されている⁹⁾。市販食品や外食の栄養成分の改善は、多くの人に影響を与え、特に食生活に対して無関心な層や時間等の条件により実行しにくい層に大きな影響をもたらすことが期待できる。

日本では、外食・給食の利用者割合は昼食が多く31.0%、調理済み食品の利用者割合は昼食が多く7.1%である（平成22年国民健康・栄養調査）が、調理済み食品の朝食での利用者が増加している。外食や加工食品を購入する際に、栄養成分表示を参考にする者の割合は、20～69歳男性25.0%、女性55.3%（平成21年国民健康・栄養調査）であり、平成12年（国民栄養調査）の男性20.1%、女性41.0%と比べて有意に増加している（健康日本21最終評価報告書）。

食品中の栄養成分の改善と栄養成分表示が合わせて実施されることで、国民の食品の選択行動の幅が広がり、企業や飲食店の自主的な栄養成分改善にもつながる。

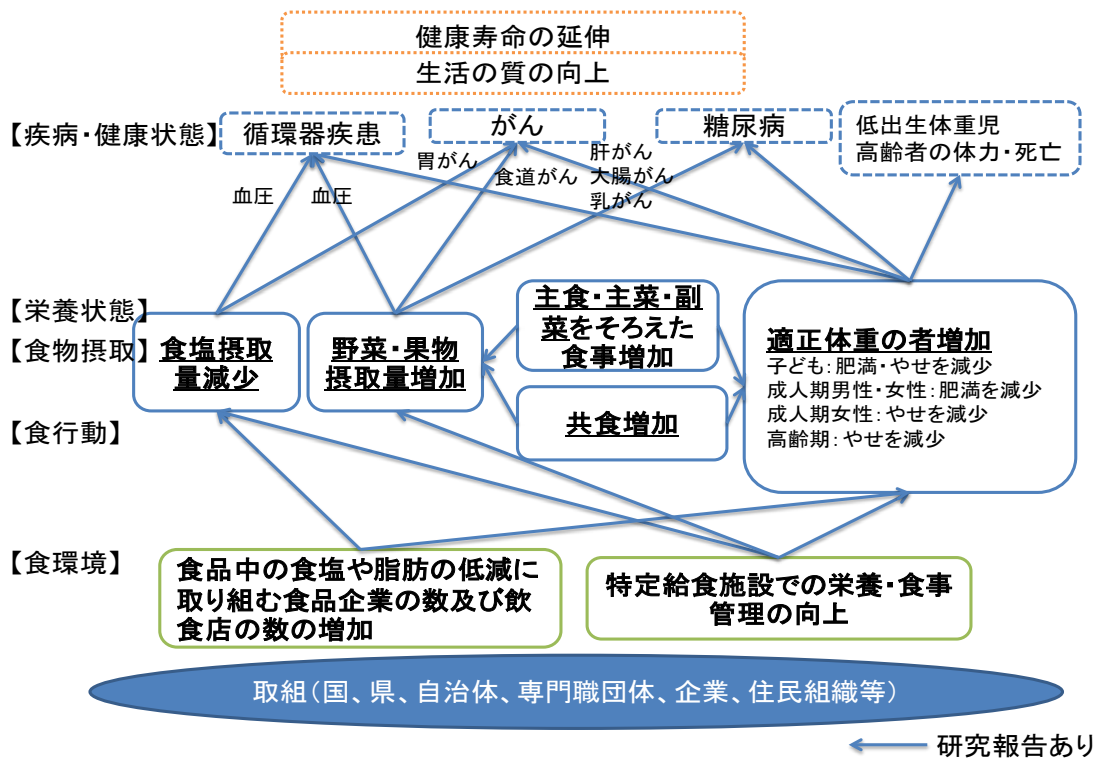
(v) 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加

日本の研究では、職場の給食や栄養管理の改善（提供する食事の量と質、栄養成分表示などの利用者の食事選択のための情報提供や栄養教育）が、利用者の血中脂質改善²⁴⁾、体重コントロールや関連する知識・態度・行動・食事内容の改善²⁵⁾⁻²⁸⁾に有効であることが報告されている。海外でも同様の報告がみられ²⁹⁾⁻³¹⁾、食塩摂取量減少への効果についても報告されている³²⁾。

給食施設は、日本全国で約8万4千施設（平成22年度衛生行政報告例）に上り、保育所、学校、事業所、病院、高齢者施設までを含む。これらの施設で提供される給食内容が栄養的・衛生的に配慮されたものであれば、喫食者の健康の維持・増進に寄与することが期待できる。健康増進法において、特定給食施設（継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）における栄養管理が規定されており、今後取組が強化されれば、栄養管理の質が向上することが期待される。

生活習慣病等と栄養・食生活の目標の具体的な関連について整理したものを図4に示す。

図4 生活習慣病等と栄養・食生活の目標の関連



iii. 現状と目標

(i) 適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの減少）

目標項目	適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの減少）
現状	20～60 歳代男性の肥満者の割合：31.2% 40～60 歳代女性の肥満者の割合：22.2% 20 歳代女性のやせの者の割合：29.0% (平成22年)
目標	20～60 歳代男性の肥満者の割合：28%

	40～60 歳代女性の肥満者の割合：19%	
	20 歳代女性のやせの者の割合：20%	(平成 34 年度)
データソース	国民健康・栄養調査	

健康日本 2 1 では、①20～60 歳代男性の肥満者、②40～60 歳代女性の肥満者、③20 歳代女性のやせの者の各割合を減少させることを目標としていた。結果としては①は増加、②は減少、③は変化なしであり、最終評価は C (変わらない) であったことから、健康日本 2 1 (第 2 次) においても引き続き指標として設定する。

20～60 歳代男性の肥満者の割合については増加させないことを目標として、加齢により肥満者の割合が増加するのではなく、10 年後も現在の肥満者の割合が維持されると仮定して目標値を設定している (20 歳代と肥満者の割合が 50 歳代より低い 60 歳代については現状値の肥満者の割合を当てはめている)。

40～60 歳代女性の肥満者の割合についても、加齢により肥満者の割合が増加するのではなく、10 年後も現在の肥満者の割合が維持されると仮定して目標値を設定している (40 歳代については現状値の肥満者の割合を当てはめている)。

20 歳代女性のやせの者の割合は、最近の 10 年間 20%から 30%の間を推移しており、15～19 歳の年齢階級も 20 歳代と同様に高い割合を示していることから、20%にまで低下することを目標とする。

(ii) 適切な量と質の食事をとる者の増加

ア. 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合

目標項目	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	
現状	70.3% (平成 22 年度)	
目標	80% (平成 34 年度)	
データソース	内閣府 食育の現状と意識に関する調査	

健康日本 2 1 では、「量・質ともに、きちんとした食事をする人の増加」が目標とされ、その指標として成人について「1 日最低 1 食、きちんとした食事を、家族等 2 人以上で楽しく、30 分以上かけてとる人の割合」があげられた。最終評価は B (目標値に達していないが、改善傾向にある) であった。

健康日本 2 1 (第 2 次) では、生活習慣病予防に焦点をあて、食事内容についての指標をとりあげ、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割

合」を指標とした。本指標について得られるデータは限られているが、地域別のデータが報告されており、最もよい地域の現状値を目指すことによって地域差を減少させるという考え方にに基づき、目標値を 80%（北陸の現状値）に設定する。

イ. 食塩摂取量の減少

目標項目	食塩摂取量の減少
現状	10.6g（平成 22 年）
目標	8g（平成 34 年度）
データソース	国民健康・栄養調査

健康日本 2 1 では成人 1 人 1 日当たり 10g 未満という目標値に対して平成 9 年のベースライン値 13.5g から最終評価時の 10.7g まで減少し、最終評価は B（目標値に達していないが、改善傾向にある）であった。近年食塩と同様に総エネルギーも摂取量が減少の傾向にあるが、総エネルギー摂取量の減少が鈍化すると、食塩摂取量の減少も鈍化することが想定される。食塩摂取の目標量について、WHO では 1 日当たり 5g を掲げている。日本では、食事摂取基準 2010 においてその目標量は成人男性 9g/日未満、成人女性 7.5g/日未満であり、日本型の食事の特長を保ちつつ食塩摂取量を減少させるためには 8g という目標が現実的と考えられる。

ウ. 野菜と果物の摂取量の増加

目標項目	野菜と果物の摂取量の増加
現状	野菜摂取量の平均値：282g 果物摂取量 100g 未満の者の割合：61.4%（平成 22 年）
目標	野菜摂取量の平均値：350g 果物摂取量 100g 未満の者の割合：30%（平成 34 年度）
データソース	国民健康・栄養調査

健康日本 2 1 では、野菜摂取量の増加が目標項目としてあげられ、目標値成人 1 人 1 日あたり平均値 350g 以上に対して、平成 9 年のベースライン時 292g から最終評価時 295g で変化はなく、最終評価は C（変わらない）であった。果物については、がん予防の観点から 1 日の食事において果物類を摂取している者の増加が目標項目としてあげられたが、最終評価は D（悪くなっている）であった。

健康日本 2 1（第 2 次）の目標値については、健康日本 2 1 と同様に、カリウム、ビタミン

ンC、食物繊維等の適量摂取が期待される量として、1日当たりの平均摂取量 350g を目標値とする。

果物については、その摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされるが、摂取量が多いほどリスクが低下するものでもないため、果物（ジャムを除く）摂取量の平均値の増加を目標とせず、摂取量が平均値未満である 100g 未満の者の割合の減少を指標とする。この割合については、より減少させることが望ましいが、この 10 年間で悪化の方向にあることを踏まえ、30%にまで半減させることを目標とする。

(iii) 共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）

目標項目	共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）
現状	朝食 小学生 14.8% 中学生 33.8% 夕食 小学生 2.2% 中学生 6.9% (平成 17 年度)
目標	減少傾向へ（平成 34 年度）
データソース	(独) 日本スポーツ振興センター 児童生徒の食生活等実態調査

健康日本 21 では、「量・質ともに、きちんとした食事をする人の増加」が目標とされ、その指標として成人について「1日最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合」があげられた。最終評価はB（目標値に達していないが、改善傾向にある）であった。

また、第2次食育基本計画では「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」が重要課題に掲げられ、指標として成人について「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる回数」1週間に平成22年度9回を10回以上とすることが目標とされた。

健康日本 21（第2次）では、生活習慣病との関連で科学的根拠が報告されている子どもについてのみ指標と目標値を設定する。また、共食の平均回数を上げるのではなく、より課題と対策を明確にしやすいように朝食、夕食別に1人で食べる子どもを減らす方向とした。なお、共食と健康状態、食物・栄養素等摂取量との関連については現在定量的なデータを得ることは困難であり、家族構成や生活環境との関わりも深いことから、減少傾向という定性的な目標とする。

(iv) 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加

目標項目	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加
現状	食品企業登録数 14 社 飲食店登録数 17,284 店舗（平成 24 年）

目標	食品企業登録数 100 社 飲食店登録数 30,000 店舗（平成 34 年度）
データソース	食品企業：食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み、Smart Life Project に登録のあった企業数 飲食店：自治体からの報告（エネルギーや塩分控えめ、野菜たっぷり・食物繊維たっぷりといったヘルシーメニューの提供に取り組む店舗数）

食品企業については、現在、「健康日本 2 1」推進の一つの事業として、企業連携を主体とした Smart Life Project において、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む企業が登録を行う仕組みを整備し、その登録企業数を把握する。飲食店については、自治体を実施している健康づくり支援店等の事業を通して把握している店舗数のうち、エネルギーや塩分控えめ、野菜たっぷり・食物繊維たっぷりといったヘルシーメニューの提供に取り組む店舗数とする。

平成 24 年 5 月時点で、登録のあった食品企業数は、14 社であり、これを現状値とした。この値は、Smart Life Project の登録企業数の全体（420 社）の 3.3%に当たり、Smart Life Project の登録企業数の平成 34 年度の目標値が 3,000 社であることを踏まえ、3,000 社の 3.3%に概ね相当する 100 社を目標とすることとした。なお、波及効果をより大きなものとしていくため、食品産業の主要統計において売上高や販売額が上位の企業が多く含まれることを目指していくこととする。

また、自治体から報告のあったヘルシーメニューの提供に取り組む飲食店数は、平成 24 年 5 月時点で、17,284 であり、これを現状値とした。管内の飲食店の全体数を把握している自治体において、該当店舗の占める割合は、0.2~3.9%であった。衛生行政報告例（平成 22 年度末）によれば、飲食店（一般食堂・レストラン）の数は 760,560 であり、自治体で最も高い割合である 3.9%に、全国の値を近づけていくことを目標とすると、目標値は 30,000 店舗になる。なお、各自治体においては、波及効果をより大きなものとしていくため、どのような店舗でヘルシーメニューを実践することが効果的かを検証し、より効果の期待できる店舗での実践を促していくことが求められる。

今後は、こうした食品企業や飲食店の数だけではなく、こうした食品企業や飲食店で提供されている食品や食事の食塩量（または濃度）などを指標としてモニタリングすることも考えられる。

一方で飲食店等が少ない地域や外食率が低い地域では、各家庭や集落での漬物などの料理中の食塩量の低減等を目標にすることも考えられる。この目標のねらいは、食品や料理中の塩分や脂肪量等の低減であるため、地域住民の食塩や脂肪等の摂取源に応じて柔軟に目標を

設定することが必要である。

(v) 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
現状	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成 22 年度)
目標	80% (平成 34 年度)
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」

指標とする給食施設については、健康増進法において施設設置者の届出が義務づけられている特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)を対象とする(平成22年度で約4万7千施設)。特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置率の推移をみると、平成12~22年度の配置率は64.5%から70.5%に増加し、その増加率は6.0%だった。また、平成22年度の施設全体の配置率は70.5%であり、施設の種別で事業所や児童福祉施設など平均値以下の配置率の施設においてその配置率が70.5%に達すると仮定すると、全体平均値は78.4%になることから、目標値は80%とした。

健康日本21(第2次)では、「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」を指標とする。この場合、「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善」に関する評価基準について、施設の種別に応じてその基準内容が異なることも含め検討する必要がある。あわせて、自治体で評価基準を用いた状況の把握を行い、国が収集する仕組みを整備する必要がある。自治体においては、健康増進法に基づく特定給食施設指導の業務の中で把握し活用するとともに、自治体間の状況の差を縮小する対策も必要になる。

iv. 今後必要となる対策

①栄養・食生活の格差の実態を把握する仕組みづくり

国は、都道府県間の栄養状態、食事内容、食行動、食環境の格差の実態を把握し、その結果をわかりやすく公開する仕組みを構築する必要がある。また、格差の要因を分析するための研究を推進し、効果的な対策の検討、実施に取り組む。

都道府県は、市町村と協力し、市町村間格差、市町村内のどのような層に栄養・食生活上の問題があるかを検討し、対応を行う。例えば、地理的、経済的あるいは時間的な理由で購入する食品が制約されたり、欠食したりする人々などへの対応が考えられる。

②科学的根拠に基づいた栄養や食生活に関する基準及び指針の策定

食事摂取基準を発展させ、がん、循環器疾患、糖尿病について、予防や治療に寄与する食事、生活の質の維持・向上のための専門的な食生活支援に関する科学的根拠の蓄積に努め、それらに基づいたガイドラインを整備する必要がある。また、子どもや高齢者など、栄養や食に関する機能発達やその低下が課題となる対象についても対応する必要がある。

③科学的根拠に基づいた有効な政策・対策

国際的には、生活習慣病予防について政策や対策の介入効果を検証し、有効な効果、費用対効果が高い介入を行おうとする動きがある。日本においても、実施する政策・対策について、その効果を検証することを前提に企画を行い、実施後、その評価・検証を通して結果を公表・共有することで、様々な場で実施される政策・対策の企画に活用できる仕組みづくりが必要である。

④新たな主体による取組を促進する仕組みづくり

これまでの“しなくてはならない健康づくり”から、自らやりたくなる“楽しい健康づくり”に転換できるよう、保育所、学校、職域、食品企業や外食産業、メディア等の様々な場において、個人の自発的な参加を推進する仕組みづくりを検討する必要がある。

⑤モニタリングシステムの構築

各指標について、データベースを整備し、定期的にモニタリングできる仕組みが必要である。さらに、国と自治体、あるいは国と食品企業が連動したモニタリングシステムも必要となる。例えば、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む企業の栄養成分の内容のモニタリングをすることにより、食品企業が栄養成分を改善することを促す仕組みが考えられる。これにより食塩や脂肪の量が少ない食品が誰にでも入手しやすくなることが期待できる。

⑥専門領域で求められる高度な人材育成

医療機関、介護保健施設、学校、保育所、行政などの領域において、生活習慣病の発症予防や重症化予防とともに、乳幼児期から高齢期まで対象特性に応じた栄養管理が求められている。こうした様々な場において、管理栄養士等が高度な専門性を発揮できるよう、関係機関・学会との連携により、資質の向上に向けた取組が必要である。

v. 参考文献

- 1) フランク・B・フー. 小林身哉, 八谷寛, 小林邦彦監訳. 肥満の疫学. 2010. 名古屋大学出版会.
- 2) Crawford D, Jeffery RW, Ball K, and Brug J. Obesity epidemiology 2nd ed.: From aetiology to public health. 2010. Oxford University Press.
- 3) Blum M, Harris SS, Must A, Phillips SM, Rand WM, Dawson-Hughes B. Weight and body mass index at menarche are associated with premenopausal bone mass. *Osteoporos Int* 2001;12(7):588-94.
- 4) Han Z, Mulla S, Beyene J, Liao G, McDonald SD; Knowledge Synthesis Group. Maternal underweight and the risk of preterm birth and low birth weight: a systematic review and meta-analyses. *Int J Epidemiol* 2011;40(1):65-101.
- 5) 足立己幸. 料理選択型栄養教育の枠組としての核料理とその構成に関する研究. *民族衛生* 1984; 50(2): 70-107.
- 6) 針谷順子. 料理選択型栄養教育をふまえた一食単位の食事構成力形成に関する研究—「弁当箱ダイエット法」による食事の適量把握に関する介入プログラムとその評価. *栄養学雑誌* 2003;61(6):349 - 356.
- 7) 嶋田雅子, 小林陽子, 坂口寄子他. 小学6年生における「弁当箱ダイエット法」を用いたランチバイキング学習前後の食物選択の改善. *日本健康教育学会誌* 2008; 16(3): 94 - 109.
- 8) Reducing salt intake in populations. Report of a WHO forum and technical meeting. Geneva, World Health Organization, 2007.
- 9) Wang G, Labarthe D. The cost-effectiveness of interventions designed to reduce sodium intake. *J Hypertens* 2011; 29: 1693-1699.
- 10) 国立がん研究センター. 生活習慣改善によるがん予防法の開発に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金第三次対がん総合戦略研究事業報告書, 2011.
- 11) Tohill BC. Dietary intake of fruit and vegetables and management of body weight. Background paper for the joint FAO/WHO Workshop on Fruit and Vegetables for Health, 1-3 September 2004, Kobe, Japan. World Health Organization, 2005.
- 12) Bazzano LA. Dietary intake of fruit and vegetables and risk of diabetes mellitus and cardiovascular diseases. Background paper for the joint FAO/WHO Workshop on Fruit and Vegetables for Health, 1-3 September 2004, Kobe, Japan. World Health Organization, 2005.
- 13) Takachi R, Inoue M, Ishihara J, Kurahashi N, Iwasaki M, Sasazuki S, Iso H, Tsubono Y, Tsugane S, JPHC Study Group. Fruit and vegetable intake and risk of total cancer and cardiovascular disease: Japan Public Health Center-Based Prospective Study. *Am J Epidemiol* 2008;167(1):59-70.
- 14) World Cancer Research Fund, American Institute for Cancer Research: Food, Nutrition, Physical Activity and the Prevention of Cancer: a Global Perspective, 2007.
- 15) Hammons, A & Fiese, B. Is Frequency of Shared Family Meals Related to the Nutritional Health of Children and Adolescents? *Pediatrics* 2011; 127: e1565-e1574.

- 16) Gable S, Chang Y, Krull JL. Television watching and frequency of family meals are predictive of overweight onset and persistence in a national sample of school-aged children. *J Am Diet Assoc* 2007 ; 107 : 53-61.
- 17) Yuasa K, Sei M, Takeda E, et al. Effects of lifestyle habits and eating meals together with the family on the prevalence of obesity among school children in Tokushima, Japan: a cross-sectional questionnaire-based survey. *The Journal of Medical Investigation* 2008 ; 55 : 71-77.
- 18) 小西史子, 黒川衣代. 子どもの食生活と精神的な健康状態の日中比較(第1報) 食事状況と精神的な健康状態の関連. *小児保健研究* 2001 ; 60 : 739-748.
- 19) Kusano-Tsunoh A, Nakatsuka H, Satoh H et al. Effects of Family-Togetherness on the Food Selection by Primary and Junior High School Students: Family Togetherness Means Better Food. *Tohoku J Exp Med* 2001; 194: 121-127.
- 20) Neumark-Sztainer D, Hannan PJ, Story M, et al. Family meal patterns: associations with sociodemographic characteristics and improved dietary intake among adolescents. *J Am Diet Assoc* 2003 ; 103 : 317-322.
- 21) Gillman M, Rifas-Shiman SL, Frazier A et. al. Family dinner and diet quality among older children and adolescents. *Archives of Family Medicine* 2000; 9: 235-240.
- 22) Burgess-Champoux TL, Larson N, Neumark-Sztainer D et al. Are Family Meal Patterns Associated with Overall Diet Quality during the Transition from Early to Middle Adolescence? *J Nutr Educ Behav* 2009; 41: 79-86.
- 23) Larson NI, Neumark-Sztainer D, Hannan PJ, Story M. Family meals during adolescence are associated with higher diet quality and healthful meal patterns during young adulthood. *J Am Diet Assoc* 2007; 107: 1502-1510.
- 24) Okamura T, Tanaka T, Takebayashi T, et al. Methodological issues for a large-scale intervention trial of lifestyle modification: interim assessment of the high-risk and population strategy for occupational health promotion (HIPOP-OHP) study. *Environ Health and Prev Med* 2004; 9: 137-143.
- 25) Yoshita K, Tanaka T, Kikuchi Y, et al. The evaluation of materials to provide health-related information as a population strategy in the worksite: the high-risk and population strategy for occupational health promotion (HIPOP-OHP) study. *Environ Health and Prev Med* 2004; 9: 144-151.
- 26) 澤田樹美、武見ゆかり、村山伸子他. 職場におけるトランスセオレティカルモデルを応用した食環境介入と栄養教育の統合プログラムの開発と評価. *日本健康教育学会誌* 2009; 17(2) : 54-70.
- 27) 由田克士、中川芽衣子、杉森裕子他 : 管理栄養士が中心となって職場において実施したメタボリックシンドローム改善のための付加の小さな減量プログラムの効果について. *日本栄養士会雑誌* 2009;

52(9) : 17 - 26.

28) 入山八江、村山伸子. 職場における男性を対象とした栄養教育と食環境介入が体重コントロールに及ぼす効果-無作為化比較試験による検討-. 栄養学雑誌 2012 ; 70 (2) 83-98.

29) Anderson LM, Quinn TA, Glanz K, et al. The effectiveness of worksite nutrition and physical activity interventions for controlling employee overweight and obesity: a systematic review. Am J Prev Med 2009; 37: 340-357.

30) Beresford SA, Thompson B, Bishop S, et al. Long-term fruit and vegetable change in worksites: Seattle 5 a Day follow-up. Am J Health Behav 2010; 34: 707-720.

31) Steenhuis I, Van Assema P, Van Breukelen G, et al. The impact of educational and environmental intervention in Dutch Worksite cafeterias, Health Promot Int 2004; 19: 335-343.

32) Geaney F, Harrington J, Fitzgerald AP, et al. The impact of a workplace catering initiative on dietary intakes of salt and other nutrients: a pilot study. Public Health Nutr 2011; 14: 1345-1349.

②身体活動・運動

i. はじめに

(i) 身体活動・運動の意義

身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての動きを、運動とは身体活動のうち、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として計画的・意図的に行われるものを指す。

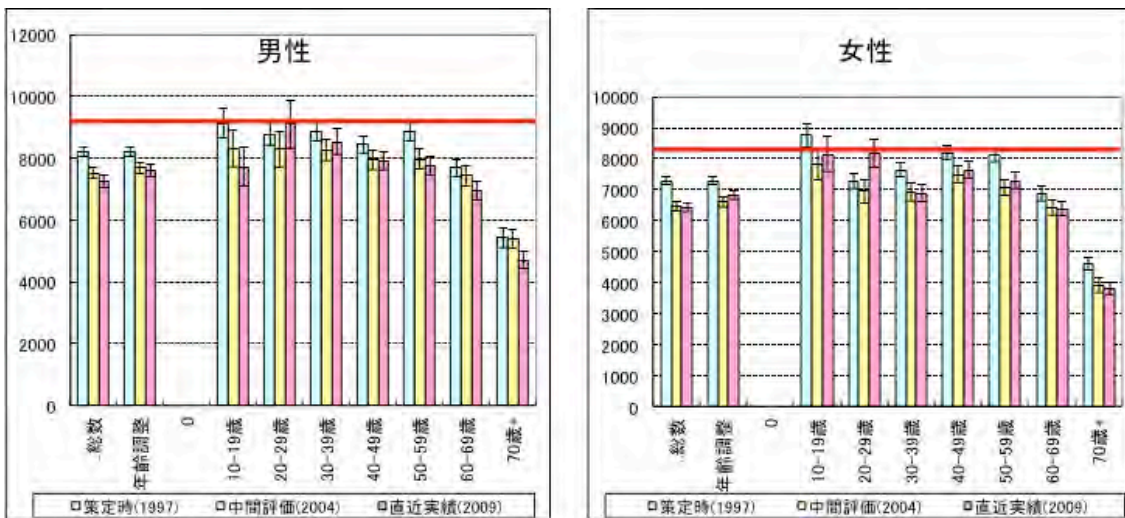
身体活動・運動の量が多い者は、不活発な者と比較して循環器疾患やがんなどの非感染性疾患の発症リスクが低いことが実証されている。これらの疫学研究による知見を踏まえ、世界保健機構（WHO）は、高血圧（13%）、喫煙（9%）、高血糖（6%）に次いで、身体不活動（6%）を全世界の死亡に対する危険因子の第4位と認識し、その対策として「健康のための身体活動に関する国際勧告」を2010年に発表した¹。我が国では、身体活動・運動の不足は喫煙、高血圧に次いで非感染性疾患（NCDs）による死亡の3番目の危険因子であることが示唆されている²。また最近では、身体活動・運動は非感染性疾患の発症予防だけでなく、高齢者の認知機能や運動器機能の低下などの社会生活機能の低下と関係することも明らかとなってきた³。これらの身体活動・運動の意義と重要性が広く国民に認知され実践されることは、超高齢社会を迎える我が国の健康寿命の延伸に有用であると考えられる。

(ii) 健康日本21における取組状況

健康日本21の最終評価⁴によると、身体活動・運動の分野における最大の懸念は、歩数の減少であると指摘されている。歩数は比較的活発な身体活動の客観的な指標である。健康日本21の策定時には、10年間に歩数を約1,000歩増加させることを目標としていた。しかし、平成9年と平成21年の比較において、15歳以上の1日の歩数の平均値が、男性で8,202歩から7,243歩、女性で7,282歩から6,431歩と、約1,000歩も減少した（図1）。1日1,000歩の減少は、1日約10分の身体活動減少を示している。

厚生労働省の健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）⁵では、生活習慣病予防のために一日8,000歩～10,000歩（週23メッツ・時）以上の身体活動を推奨しているが、我が国の現状はそれに遠く及ばない。歩数の不足ならびに減少は肥満や生活習慣病発症の危険因子であるだけでなく、高齢者の自立度低下や虚弱の危険因子であるなど最も懸念すべき問題であることから、早急に重点的な対策を実施する必要がある。

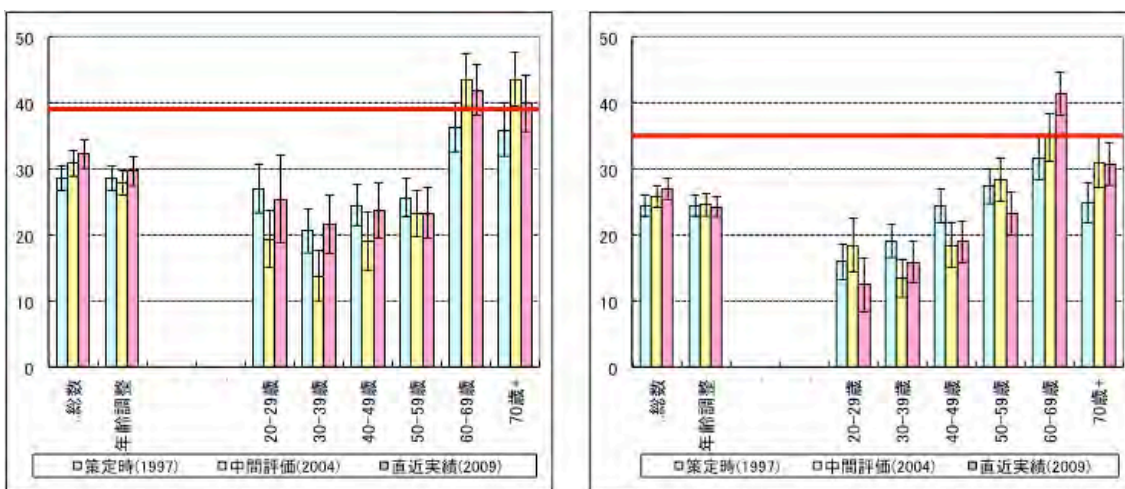
図 1. 性別・年代別の歩数の変化



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

「健康日本 2 1」最終評価⁴では、30分・週 2 回の運動を 1 年以上継続している者と定義されている運動習慣者の割合は、男性で平成 9 年度の 28.6%から平成 21 年度の 32.2%へ、女性では 24.6%から 27.0%へ微増していた。しかし、性年代別に詳細に見てみると、男女とも 60 歳以上の運動習慣者は増加している一方、60 歳未満では増加しておらず、特に女性では減少が見られる（図 2）。エクササイズガイド 2006 では、30 分・週 2 回とほぼ同等の週 1 時間以上の運動（週 4 メッツ・時）を推奨しているが、特に 60 歳未満の就労世代で 7 割～8 割が実施できていない現状が見られた。

図 2. 性別・年代別の運動習慣者の割合



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

健康日本 2 1 では、歩数や運動習慣者の割合の他に、意識的に運動をしている人の割合、外出に積極的な態度を持つ高齢者など、身体活動・運動に対する意識や態度についての評価

も行ったが、歩数や運動習慣者の割合とは対照的に、有意に改善していた。このことは、身体活動や運動の重要性を認識し意欲的な者は増えたが、実際の行動に移すことができていないことを示唆している。

ii. 基本的な考え方

健康日本21の最終評価等を踏まえ、健康日本21（第2次）における身体活動・運動対策の指標としては、意欲や動機付けの指標でなく、「歩数の増加」や「運動習慣者の割合の増加」などの行動の指標を用いることが重要である。

(i) 日常生活における歩数の増加

歩数は身体の移動を伴うような比較的活発（概ね3メッツ以上）な身体活動の客観的な指標である。「歩数の増加」は、健康寿命を延伸し、NCDsを予防し、社会生活機能の維持・増進する上で、直接的かつ効果的の方策であるため、指標として有用である。また、最近の歩数計や活動量計の普及ならびに多くの携帯電話に歩数計の機能が搭載されつつあることにより、歩数は多くの国民にとって日常的な測定・評価が可能な身体活動量の指標となっている。特に余暇時間の少ない働き盛りの世代において、運動のみならず就業や家事など場面での生活活動も含む身体活動全体の増加や活発化を通して、歩数＝活発な身体活動を増加させる必要がある。

これらの観点から、健康日本21に引き続き、歩数の増加を指標として設定する。

(ii) 運動習慣者の割合の増加

健康増進や体力向上など、目的や意図を持って余暇時間に取り組む運動を実施することによって、個々人の抱える多様かつ個別の健康問題を効率的に改善することができる。このため、健康日本21に引き続き、運動習慣者の割合を指標として設定する。

65歳以上の高齢者は、何らかの生活習慣病危険因子を有している者が多く、また余暇時間が相対的に多いことから、運動もしくは余暇活動に積極的に取り組むことが可能であり、運動習慣による効果が特に期待される。

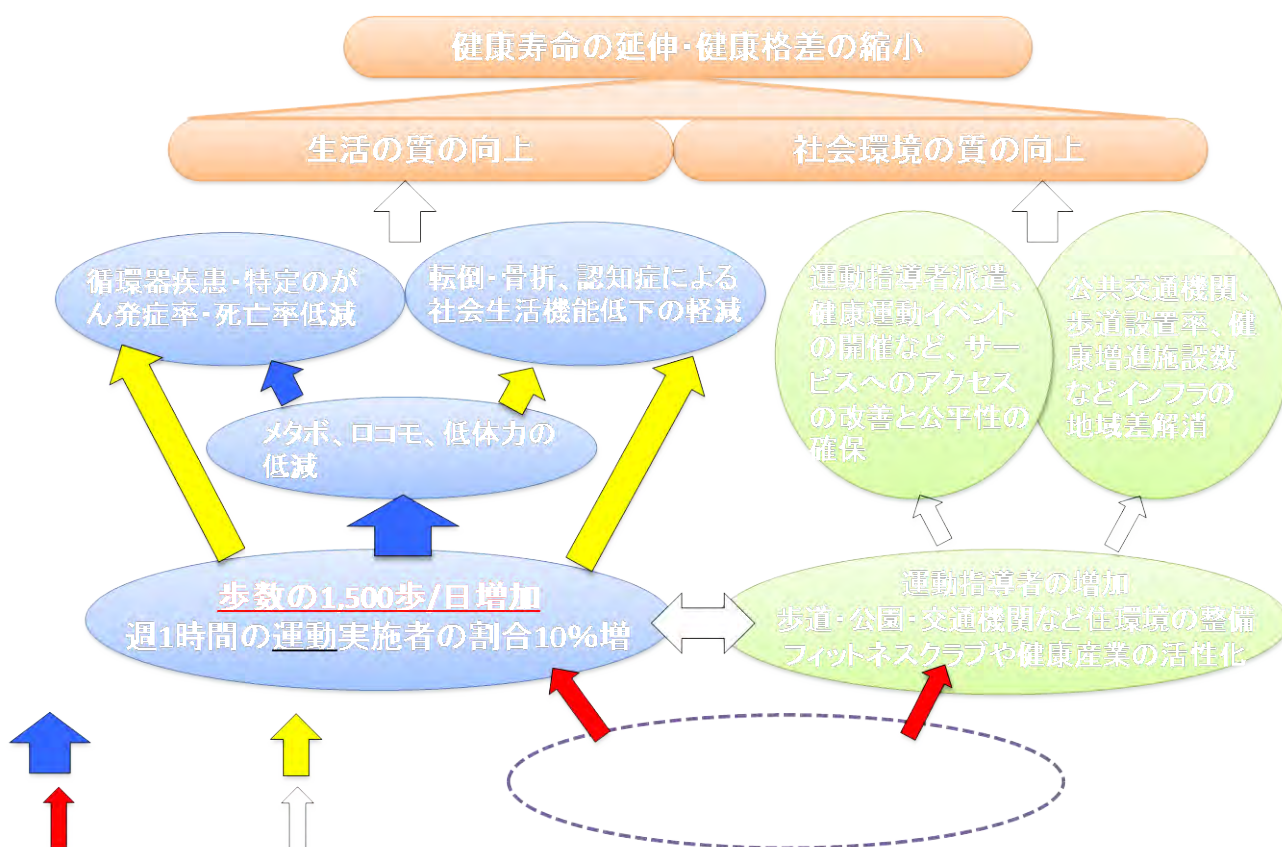
(iii) 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加

身体活動や運動習慣は個人の意識や動機づけだけでなく、身体活動の増加に対する人々の協調行動の活発化を形成するための生活環境や社会支援が関係する^{7,8}。したがって、個人に対する啓発に加えて、自治体や職域における住環境・就労環境の改善や社会支援の強化などが望まれる。そこで、健康日本21（第2次）では、「運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体の増加」を指標として設定する。住民が運動しやすいまちづくり・環境整備の取組とは、住民の運動習慣や身体活動の向上を主目的とした環境やサービスの整備を対象とし、具体的には、住民の運動・身体活動の向上に関連する施設や公共交通機関等のインフラ整備、具体的な数値目標を伴った明確な施策実施、身体活動・運動参加を促進する財政措置、学校での体育授業以外の教育施策、身体活動

を促すマスメディアキャンペーンなどの実施があげられる。なお、WHO の健康づくりのための身体活動国際勧告、米国の Healthy People 2020、身体活動のトロント憲章などでも、身体活動増加のために個人に対するアクションだけでなく、住環境整備やソーシャル・キャピタル構築の重要性が強調されている。

個人の身体活動・運動習慣の目標と社会の環境整備の目標がともに達成されることが、壮年期死亡や高齢者の社会生活機能低下の予防、ひいては健康寿命の延伸、健康格差の縮小などにつながることを期待される（図3）。

図3 身体活動・運動の目標設定の考え方



iii. 現状と目標

(i) 日常生活における歩数の増加

国民健康・栄養調査では、歩数計を用いて平日1日の歩数を測定している。平成22年度では、20歳以上の歩数の平均値は、男性7,136歩、女性6,117歩（平成22年）であった。ただし、歩数は65歳以降加齢に伴い減少していくので、20歳～64歳と65歳以上の2つの年齢群に分けて、それぞれ1日当たりの歩数を約1,500歩増加させることを目指し、以下の目標を定めた。

目標項目	日常生活における歩数の増加
現状	20歳～64歳：男性7,841歩、女性6,883歩 65歳以上：男性5,628歩、女性4,585歩（平成22年）
目標	20歳～64歳：男性9,000歩、女性8,500歩 65歳以上：男性7,000歩、女性6,000歩（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査（1日当たりの歩数）

1日1,500歩増加させることは、約15分間の活動時間の増加ととらえることができる。また、身体活動量に換算すると1日0.75～1.0メッツ時増加、エネルギー消費量では、体重70kgの男性で50～70kcal、60kgの女性で45～60kcalに相当する。こうした取組を1年間継続すると、食事の量（エネルギー摂取量）を変化させずに2.0～3.5kgの減量が可能である。

なお、1日1,500歩の増加は、NCD発症および死亡リスクの約2%減少に相当し⁹、また、血圧を1.5mmHg減少させることが示唆されている¹⁰。20歳～64歳の目標値である男性9,000歩/日、女性8,500歩/日は、健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）において身体活動量の基準値の目安である1日8,000歩～10,000歩（23メッツ・時/週）以上を満たしている¹¹。

市町村単位で身体活動量の評価を行う場合は、特定健診で用いられている標準的質問票の10の質問「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施」、選択肢「①はい、②いいえ」を用いることで他の市町村国保との比較や全国における各自治体の位置づけが把握できる¹²。

（ii）運動習慣者の割合の増加

国民健康・栄養調査では、30分・週2回以上の運動を1年以上継続している者を運動習慣者と定義し、その割合を調査している。運動習慣者は就労世代と比較して退職世代では明らかに多いので、歩数と同様に20～64歳と65歳以上の2つの年代に分けて目標値を定める必要がある。平成22年度の国民健康・栄養調査の値を現状値とし、両性、両年齢とも運動習慣者の割合を約10%増加させることを目指し以下の目標値を定めた。

目標項目	運動習慣者の割合の増加
現状	20～64歳：男性26.3%、女性22.9%、総数24.3% 65歳以上：男性47.6%、女性37.6%、総数41.9%（平成22年）
目標	20～64歳：男性36%、女性33%、総数34% 65歳以上：男性58%、女性48%、総数52%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査

30分・週2回（週1時間）の運動習慣を有する者は運動習慣のない者と比較してNCDs発症・死亡リスクが約10%低いことが研究で示されている¹³。なお、週1時間の運動実施者の割合を現状から10%増加させると、国民全体のNCDs発症・死亡リスクの約1%減少が期待

できる。

目標値を 20～64 歳と 65 歳以上に分けた根拠は、余暇時間に取り組む運動の実施が就労の有無の影響を強く受けるからである。就労していない者の割合の多い高齢者と就労の多い若い世代では、異なった目標値を設定することが必要である。

市町村が運動習慣者の割合を評価する場合は、身体活動量と同様に、特定健診で用いられている標準的質問票の 9 の質問「1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施」、選択肢「①はい、②いいえ」を用いることができる¹²。

(iii) 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加

住民が運動しやすいまちづくり・環境整備の取組のために、特に都道府県が

① 住民の健康増進を目的とした運動しやすいまちづくりや環境整備の推進に向け、その対策を検討するための協議会（庁内又は庁外）などの組織の設置

② 市町村が行う歩道、自転車道、公園及びスポーツ施設の整備や普及・啓発などの取組への財政的支援

に取り組むことが重要であるから、これを指標とすることとした。都道府県の取組状況で、平成 24 年 5 月現在、①又は②のいずれかを実施している 17 都道府県を現状値とし、目標値は全都道府県とした。

目標項目	住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加
現状	17 都道府県（平成 24 年）
目標	47 都道府県（平成 34 年度）
データソース	厚生労働省がん対策・健康増進課による把握

iv. 今後必要となる対策

(i) 他の生活習慣病対策との連動

2006 年に策定された運動基準・運動指針の改定とその活用、すこやか国民生活習慣運動といったポピュレーションアプローチや、特定健診・保健指導や介護予防事業といったハイリスクアプローチといった、従来から実施されている生活習慣病対策や介護保健に関連する施策・事業を今まで以上に活用して、若者から高齢者までの全ての世代において、歩数増加ならびに運動習慣者増加のための支援をより一層強化することが不可欠である。

(ii) 評価・目標の妥当性・簡便性の確保と見える化

歩数などの評価指標は、身体活動・運動に関する目標設定の基盤であるが、こうした指標の妥当性を再評価し、さらなる標準化の余地がないか等を検討することが必要である。また、身体活動・運動に関する個人や自治体の取組の位置づけを、他者や他の自治体と比較可能にし、「見える化」していかなければならない。

(iii) 多様なステークホルダーとの連携・リソースの活用

身体活動・運動習慣は年齢やライフステージの影響を強く受けるため、それに応じた多様なステークホルダーとの連携やリソースの活用が求められる。具体的には、こどもに対する取組として、学校との連携や協力、家庭における生活習慣改善に対する支援が必要である。若者や働き盛り世代に対する啓発のために、雇用主や保険者などの職域における通勤方法や就労環境の改善、フィットネスクラブなどの健康増進施設やその他の健康産業の役割を支援する必要がある。また、高齢者の社会生活機能低下予防のために重要な社会参加を促進するために、高齢者の就労環境の整備や社会貢献の機会の提供を、行政と雇用主が共同して一層進める必要がある。

(iv) ソーシャル・キャピタルの構築

身体活動・運動習慣の重要性に対する国民の認知は明らかに高まりを見せている。しかし、そこから一歩進んで行動につなげるためには、たばこ分野における近年の成果を推進したと思われる、公共施設での禁煙や路上禁煙の徹底などといった社会規範の形成が、身体活動・運動の分野でも必要である。また、身体活動・運動を改善するために、休養や食事・栄養などを含めた個々人の生活習慣全体を包括的に捉えたアプローチが望ましく、そのために様々な専門職が連携を図っていく必要がある。

v. 参考文献

1. WHO. Global recommendations on physical activity for health. 2010
2. Ikeda N, Inoue M, Iso H, Ikeda S, Satoh T, Noda M, Mizoue T, Imano H, Saito E, Katanoda K, Sobue T, Tsugane S, Naghavi M, Ezzati M, Shibuya K. Adult mortality attributable to preventable risk factors for non-communicable diseases and injuries in japan: A comparative risk assessment. *PLoS Med*. 2012;9:e1001160
3. Sofi F, Valecchi D, Bacci D, Abbate R, Gensini GF, Casini A, Macchi C. Physical activity and risk of cognitive decline: A meta-analysis of prospective studies. *J Intern Med*. 2011;269:107-117
4. 厚生労働省、健康日本21評価作業チーム。「健康日本21」最終評価. 2011
5. 厚生労働省、運動指針小委員会. 健康づくりのための運動指針 2006 -エクササイズガイド 2006-. 2006
6. Bassett DR, Jr., Wyatt HR, Thompson H, Peters JC, Hill JO. Pedometer-measured physical activity and health behaviors in u.S. Adults. *Med Sci Sports Exerc*. 2010;42:1819-1825
7. Inoue S, Murase N, Shimomitsu T, Ohya Y, Odagiri Y, Takamiya T, Ishii K, Katsumura T, Sallis JF. Association of physical activity and neighborhood environment among japanese adults. *Prev Med*. 2009;48:321-325
8. Sallis JF, Bowles HR, Bauman A, Ainsworth BE, Bull FC, Craig CL, Sjostrom M, De Bourdeaudhuij I, Lefevre J, Matsudo V, Matsudo S, Macfarlane DJ, Gomez LF, Inoue S, Murase N, Volbekiene V, McLean G, Carr H, Heggebo LK, Tomten H, Bergman P. Neighborhood environments and physical activity among adults in 11 countries. *Am J Prev Med*. 2009;36:484-490

9. Hamer M, Chida Y. Walking and primary prevention: A meta-analysis of prospective cohort studies. *Br J Sports Med.* 2008;42:238-243
10. Whelton SP, Chin A, Xin X, He J. Effect of aerobic exercise on blood pressure: A meta-analysis of randomized, controlled trials. *Ann Intern Med.* 2002;136:493-503
11. 村上晴香, 川上諒子, 大森由美, 宮武伸行, 森田明美, 宮地元彦. 健康づくりのための運動基準 2006 における身体活動量の基準値週 23 メッツ時と 1 日あたりの歩数との関連. *体力科学.* 2012;61:印刷中
12. Kawakami R, Miyachi M. [validity of a standard questionnaire to assess physical activity for specific medical checkups and health guidance]. [*Nihon koshu eisei zasshi*] *Japanese journal of public health.* 2010;57:891-899
13. 田中茂穂. 生活習慣病予防のための身体活動・運動量(特集 新しい健康づくりのための運動基準・指針). *体育の科学.* 2006;56:601-607

③休養

i はじめに

こころの健康を保つため、心身の疲労の回復と充実した人生を目指すための休養は重要な要素の一つである。十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことは、こころの健康に欠かせない要素であり、休養が日常生活の中に適切に取り入れられた生活習慣を確立することが重要である。

健康づくりのための休養には、「休む」と「養う」ことの二つの機能が含まれており、各個人の健康や環境に応じて、これら両者の機能を上手に組み合わせることにより、健康づくりのための休養が一層効果的なものとなる。

「休」の要素は、主として、労働や活動等によって生じた心身の疲労を、安静や睡眠等で解消することにより、疲労からの回復を図り元の活力を持った状態に戻し、健康の保持を図るものである。一方、「養」の要素は、明日に向かって英気を養うと言うように、主体的に自らの身体的、精神的、社会的な機能を高めることにより、健康の潜在能力を高め、健康増進を図っていくものである。すなわち、健康づくりのための休養は、単に身体を休めるというだけでなく、受動的な「休」の要素と能動的な「養」の要素から成る底辺の広いものである。一人一人の実践方法が異なるのは当然であり、自分なりの休養が実現されてこそ、生活の質の向上が図られ、健康で豊かな人生の礎が築かれることとなる。

ii 基本的な考え方

(i) 睡眠による休養を十分とれていない者の減少

睡眠不足は、疲労感をもたらし、情緒を不安定にし¹⁾、適切な判断力を鈍らせ²⁾、事故のリスクを高める³⁾など、生活の質に大きく影響する⁴⁾。また、睡眠障害はこころの病気の一症状としてあらわれることも多く⁵⁾、再発や再燃リスクも高める⁶⁾。さらに近年では、睡眠不足や睡眠障害が肥満^{7,8)}、高血圧⁹⁾、糖尿病^{10,11)}の発症・悪化要因であること、心疾患^{12,13)}や脳血管障害¹⁴⁾を引き起こし、ひいては死亡率の上昇¹⁵⁾をもたらすことも知られている。しかしながら、ここ数年の国民健康・栄養調査においては、睡眠による休養を十分にとれていない人の有訴者率は20%前後で推移している。このため、国民の睡眠習慣に対して積極的に施策を講じていく必要がある。

指標の設定に当たっては、現行の国民健康・栄養調査で評価することが可能であること、過去の疫学データの集積があること、睡眠習慣を有する個人差についても対応可能であることを考慮し、「睡眠による休養を十分とれていない者の減少」とした。

(ii) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少

過重労働などを原因とする脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移しており、長時間労働の実態がみられる。長時間労働に従事する者は、週労働時間が 40 時間以下の者よりも急性心筋梗塞の発生率が高いこと¹⁶⁻¹⁹⁾や糖尿病のリスクを高めることが指摘されている²⁰⁾。就業に伴う心身への過度の負荷は業務に過重感を与える要因となり、交感神経の緊張や精神的な疲労を介して、循環器疾患や精神疾患のリスクを高めると考えられる。過重労働を解消し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるような労働環境を整備することが重要な課題となっていることから、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少」を指標として設定した。

iii 現状と目標

(i) 睡眠による休養を十分とれていない者の減少

目標項目	睡眠による休養を十分にとれていない者の減少
現状	18.4% (平成 21 年)
目標	15% (平成 34 年度)
データソース	国民健康・栄養調査 (20 歳以上)

目標値は、全ての年齢階級で統計学的に有意な低下が認められる値として算出した。

(ii) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少

目標項目	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少
現状	9.3% (平成 23 年)
目標	5.0% (平成 32 年)
データソース	総務省「労働力調査」

「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)においては、2020 年までの目標として、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (10.0% (2008 年)) 5 割減」が盛り込まれており、目標値はこれに準じて設定している。

iv 今後必要となる対策

休養に関する情報について、広く国民一般に提供していくほか、休養に関する研究の進捗を踏まえ、健康づくりのための睡眠指針や休養指針など、関連する指針等の見直しに向けた取組を進めることとする。

v 参考文献

1. Vandekerckhove M, Cluydts R. The emotional brain and sleep: an intimate relationship. Sleep

- Med Rev 14: 219–26, 2010.
2. Lim J, Dinges DF. A meta-analysis of the impact of short-term sleep deprivation on cognitive variables. *Psychol Bull* 136: 375–89, 2010.
 3. Olson EJ, Drage LA, Auger RR. Sleep deprivation, physician performance, and patient safety. *Chest* 136:1389–1396, 2009.
 4. Banks S, Dinges DF. Behavioral and physiological consequences of sleep restriction. *J Clin Sleep Med* 3: 519–28, 2007.
 5. Baglioni C, Battagliese G, et al. Insomnia as a predictor of depression: a meta-analytic evaluation of longitudinal epidemiological studies. *J Affect Disord* 135: 10–9, 2011.
 6. Cho HJ, Lavretsky H, et al. Sleep disturbance and depression recurrence in community-dwelling older adults: a prospective study. *Am J Psychiatry* 165:1543–50, 2008.
 7. Mozaffarian D, Hao T, et al. Changes in diet and lifestyle and long-term weight gain in women and men. *N Engl J Med* 364(25): 2392–404, 2011.
 8. Nedeltcheva AV, Kilkus JM, et al. Insufficient sleep undermines dietary efforts to reduce adiposity. *Ann Intern Med* 153: 435–41, 2011.
 9. Peppard, P.E., Young, T. et al. Prospective study of the association between sleep-disordered breathing and hypertension. *N Engl J Med* **342**, 1378–84, 2000.
 10. Tasali, E., Mokhlesi, B. et al. Obstructive sleep apnea and type 2 diabetes: interacting epidemics. *Chest* **133**, 496–506 (2008).
 11. Cappuccio, F.P., D’Elia, L. et al. Sleep duration and all-cause mortality: a systematic review and meta-analysis of prospective studies. *Sleep* **33**, 585–92, 2010.
 12. Oldenburg, O., Lamp, B. et al. Sleep-disordered breathing in patients with symptomatic heart failure: a contemporary study of prevalence in and characteristics of 700 patients. *Eur J Heart Fail* **9**, 251–7, 2007.
 13. King CR, Knutson KL, et al. Short sleep duration and incident coronary artery calcification. *JAMA* 300: 2859–66, 2008.
 14. Yaggi, H.K., Concato, J. et al. Obstructive sleep apnea as a risk factor for stroke and death. *N Engl J Med* **353**, 2034–41, 2005.
 15. Cappuccio FP, D’Elia L, Strazzullo P, Miller MA. Sleep duration and all-cause mortality: a systematic review and meta-analysis of prospective studies. *Sleep* 33:585–592, 2010.
 16. Liu Y, Tanaka H. Overtime work, insufficient sleep, and risk of non-fatal acute myocardial infarction in Japanese men. *Occup Environ Med* 2002; 59(7):447-51.
 17. Virtanen M, Ferrie JE, Singh-Manoux A, et al. Overtime work and incident coronary heart disease: the Whitehall II prospective cohort study. *Eur Heart J* 2010; 31:1737-1744.
 18. McInnes G. Overtime is bad for the heart. *Eur Heart J* 2010; 31:1672-73.

19. Kivimäki M, Batty GD, Hamer M, et al: Using additional information on working hours to predict coronary heart disease: a cohort study. *Ann Intern Med* 2011; 154(7):457-63.
20. Davila E, Florez H, Trepka M. Long work hours is associated with suboptimal glycemic control among US workers with diabetes. *Am J Ind Med* 2011; 54(5):375-383.

④ 飲酒

i. 背景

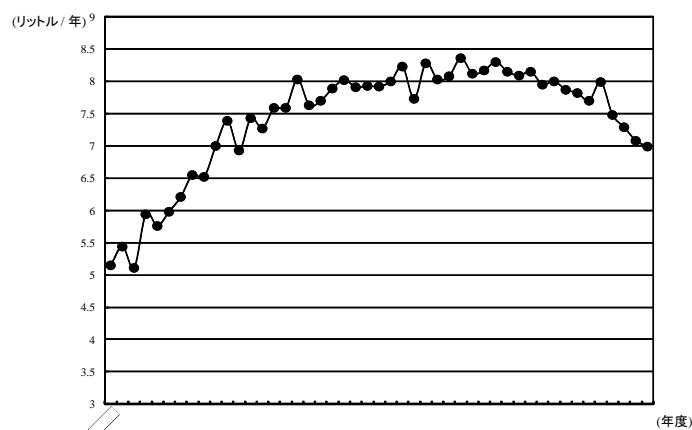
(i) 国民の飲酒状況

1. わが国の平均アルコール消費量

15歳以上の国民一人当たりの年間平均飲酒量（純アルコール換算）の年次推移を図1に示す。近年は減少傾向にあり、2009年のデータで年間6.99リットルとなっている。

わが国のこの消費レベルを諸外国と比較すると、多くのヨーロッパ諸国のレベルより低い。米国やカナダのそれとほぼ同レベルである。また、アジアの新興大国の中国やインドに比べるとはるかに多い¹⁾。

図1. 15歳以上の国民一人当たりの年間平均アルコール消費量（純アルコール換算）の推移

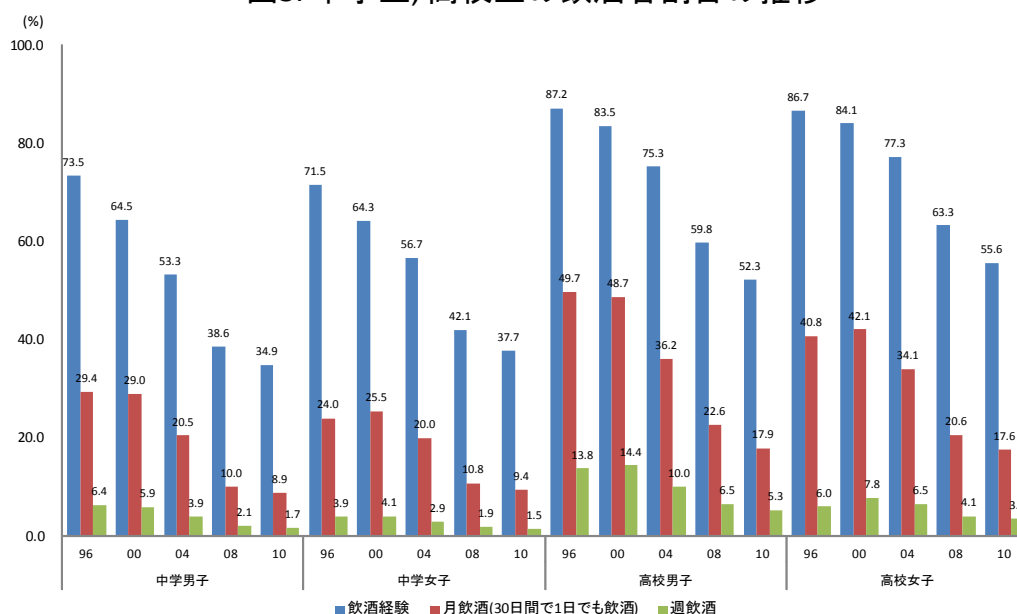


出典. 国税庁酒税課および総務省統計局資料.

2. 未成年者の飲酒

未成年者飲酒は大きな社会問題である。未成年者飲酒をモニターするために中学生・高校生に対して実施されている全国調査⁶⁻¹⁰⁾によると、学年が進むに従い飲酒者割合が増加していること、それらの割合は男女間でほとんど差がないことが明らかになっている。図2のように、結果を時系列でみると、1996年から14年間に、飲酒者割合は中学生も高校生も明らかに減少しており、特にその傾向は、女性に比べて男性で顕著である⁶⁻¹⁰⁾。

図3. 中学生, 高校生の飲酒者割合の推移



注
 1) 調査年は、1996年(96)、2000年(00)、2004年(04)、2008年(08)、2010年(10)である。
 2) 飲酒経験は過去に飲酒経験がある者の割合、月および週飲酒は、それぞれ調査前30日および1週間に1回以上飲酒した者の割合である。

3. 多量飲酒者

健康日本21では、多量飲酒者を「1日平均60グラムを超える飲酒者」と定義した。アルコールに関連した健康問題や飲酒運転を含めた社会問題の多くは、この多量飲酒者によって引き起こされていると推定されている。

健康日本21の最終評価において、この多量飲酒者の割合には変化がないと結論付けられた¹¹⁾。平成21年の国民・健康栄養調査結果によれば、その推計値は男性4.8%、女性0.4%と報告されており¹¹⁾、多量飲酒者数の低減に向けて引き続き努力がなされるべきである。

(ii) アルコール関連健康問題

1. 疾病負荷

世界保健機関(WHO)の推計によると、世界の主な健康関連リスク19のうち、アルコールは死亡への負荷は第8位であるが、死亡以外の有病や障害なども加味したDALYs(disability-adjusted life-years, 障害調整生命年)に換算すると3番目に大きな健康リスクとなる。一般に、精神疾患のように、死亡のみならず、死亡に至らないまでも有病により療養や障害を長期にもたらし、本人にも社会にも多大な疾病負荷をもたらすような疾病の場合、DALYに換算すると大きな疾病負荷を示す。アルコールによる健康被害もこのような特徴を持つ。わが国におけるアルコール使用の疾病負荷量(DALY)は、男性では全DALYの6.7%、女性1.3%と推計されている¹²⁾。

2. アルコール依存症

2003年に実施された全国飲酒実態調査によると、久里浜式アルコール症スクリーニングテスト(KAST)で「アルコール依存症の疑い」とされた者の割合は、男性の7.1%、女性の1.3%であった³⁾。この割合をもとにアルコール依存症が疑われる者を推計すると440万人であった。また、同調査において、男性の1.9%、女性の0.1%がアルコール依存症の診断基準を満たし、その数は約80万人と推計された。2008年に実施された全国飲酒実態調査によると、上記有病率は男性1.0%、女性0.3%であり、男性は減少、女性は増加の各傾向が認められた²⁻⁴⁾。

患者調査の結果によると、総患者数(調査日現在において、継続的に医療を受けているアルコール依存症患者数)の推計値は、1999年が3.7万人、2002年が4.2万人、2005年が4.3万人、2008年が4.4万人と増加傾向にある¹³⁾。

ii. 基本的な考え方

(i) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減

生活習慣病のリスクを高める飲酒量を1日の平均飲酒量が男性で40g、女性で20g以上と定義して、国民に周知しこのような飲酒の予防を図るため、指標として設定する。

生活習慣病のリスクを高める飲酒量の考え方を以下に示す。

- ①国内外の研究結果から、がん、高血圧、脳出血、脂質異常症などの飲酒に関連する多くの健康問題のリスクは、1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に上昇することが示されており、これらの知見からは生活習慣病のリスクを高める飲酒量の域値は低ければ低いほどよいことが示唆される。
- ②一方、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患については、飲酒量との関係がほぼ直線的に上昇するとは言えない。しかし、その場合でも、男性では44g/日(日本酒2合/日)程度以上の飲酒で非飲酒者や機会飲酒者に比べてリスクが高くなることを示す研究が多い。また、女性では22g/日(日本酒1合/日)程度以上の飲酒で、リスクが高くなることを示す研究がある。
- ③一般に女性は男性に比べて肝臓障害など飲酒による臓器障害をおこしやすく、アルコール依存症に至るまでの期間も短いことが知られている。また、多くの国内の疫学的研究より、肝疾患におけるアルコール性肝障害の比率と成人1人当たりのアルコール消費量は正の相関を示す。このような男女差、国内外のコホート研究等からの知見、摂取量の目安として国民にとってわかりやすい指標とすることなどを踏まえ、健康日本21においては、生活習慣病のリスクを高める飲酒量について、男性で1日平均40グラム以上、女性20グラム以上と定義した。
- ④なお、WHOのガイドラインでは、アルコール関連問題リスク上昇の域値を男性1日40gを超える飲酒、女性1日20gを超える飲酒としている。また、多くの先進諸国のガイドラインで許容飲酒量に男女差を設け、女性は男性の1/2~2/3としている。

表. 主な酒類の換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶 1 本 500ml)	清酒 (1 合 180ml)	ウイスキー・ブランデー (ダブル 60ml)	焼酎 (25 度) (1 合 180ml)	ワイン (1 杯 120ml)
アルコール 度数	5%	15%	43%	25%	12%
純アルコー ル量	20g	22g	20g	36g	12g

(ii) 未成年者の飲酒をなくす

未成年者の飲酒が好ましくない医学的根拠としては、未成年者の身体は発達する過程にあるため体内に入ったアルコールが身体に悪影響を及ぼし健全な成長を妨げること、臓器の機能が未完成であるためにアルコールの分解能力が成人に比べて低く¹⁵⁾、アルコールの影響を受けやすいこと等が挙げられる。例えば、未成年者飲酒は、成人の飲酒に比べ急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすい^{5,16)}。また、飲酒開始年齢が若いほど将来のアルコール依存症リスクがより高くなる^{5,17)}。このような健康問題のみならず、未成年者の飲酒は事件や事故に巻き込まれやすくなるなど、社会的な問題をも引き起こしやすい。未成年者飲酒禁止法や上記の点等を踏まえ、健康日本 2 1 から引き続き、未成年者の飲酒を完全に防止することを目標とする。

(iii) 妊娠中の飲酒をなくす

女性は男性に比べて、アルコールによる健康障害を引き起こしやすいことが知られている。妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群や発育障害を引き起こす。これを予防し得る安全な飲酒量はいまだわかっておらず、妊娠中あるいは妊娠しようとしている女性はアルコールを断つことが求められる¹⁸⁾。また、授乳中も血中のアルコールが母乳にも移行するため飲酒を控えるべきである。さらに、妊婦や授乳している女性本人の努力のみならず、そのような女性が飲酒しないよう、周囲の人達が理解し支援する体制づくりも必要である⁵⁾。これらを踏まえ、健康日本 2 1 (第 2 次) では新たに、妊娠中の飲酒をなくすことを指標として設定する。

なお、上記のほか、飲酒は飲酒者本人のみならず、家族、親戚、職場の者、知人など広範囲の他者に悪い影響を及ぼすことが多い。この悪影響には健康問題のみならず社会的問題も含まれる。健康問題では、家族の心の健康問題やそれにとまなう自殺、暴力による外傷などに加えて、子供の発育障害なども報告されている。一方、飲酒は家庭内暴力や虐待、飲酒運転による被害など、今日のわが国における大きな社会問題の原因となっている。2003 年の研究によると、他者の飲酒が原因で困った経験のある成

人は3,000万人以上存在すると推定されており、健康日本21（第2次）の推進に当たっては、健康問題にとどまらず、このような社会的問題にも留意することが必要である。

iii. 現状と目標

(i) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減

目標項目	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の低減
現状	男性 16.4%、女性 7.4%（平成22年）
目標	男性 14.0% 女性 6.3%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査

わが国の成人一人当たりの平均飲酒量は過去10年間で10%以上減少したと推定される。今後も規模は明確ではないが、この低下傾向は続くと予想される。平均飲酒量低減がそのまま「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合に反映されるわけではないが、自然減として今後10年間に一定割合の「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合の低減が見込まれる。しかし、健康日本21において多量飲酒者割合の低減目標（男性3.2%以下、女性0.2%以下）を達成できなかったこと等も考慮し、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合については、今後10年間で15%の低減を目標とする。

(ii) 未成年者の飲酒をなくす

目標項目	未成年者の飲酒をなくす
現状	中学3年生 男子 10.5%、女子 11.7%（平成22年） 高校3年生 男子 21.7%、女子 19.9%（平成22年）
目標	0%（平成34年度）
データソース	厚生労働科学研究費 （調査前30日間に1回でも飲酒した者の割合）

未成年者飲酒禁止法や未成年者に対する飲酒の悪影響を踏まえ、健康日本21から引き続き、「未成年者の飲酒をなくす」ことを目標とする。

(iii) 妊娠中の飲酒をなくす

目標項目	妊娠中の飲酒をなくす
現状	8.7%（平成22年）
目標	0%（平成26年）
データソース	乳幼児身体発育調査

妊娠中の飲酒は、妊婦自身の妊娠合併症などのリスクを高めるだけでなく、胎児にも悪影響がある。妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群や発達障害を引き起こすとされており、妊娠中の飲酒の胎児への影響に関する安全域は存在しない。「健やか親子21」において、平成26年までに妊娠中の喫煙をなくすとの目標設定がなされていることを踏まえて目標値を設定した。

iv. 今後必要となる対策

アルコール関連問題は健康問題から社会的問題までその範囲が広いため、その対策は様々な分野で包括的に行われなければならない。そのためには、国においては、関係省庁、地方公共団体、関係機関との連携が必要である。

その指針となるのが、WHOによる「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」である¹⁴⁾。この戦略には、アルコール関連問題を低減するための具体的な対策が10分野に分類されて示されている。今後、この戦略に示されている政策オプションを踏まえ、わが国の実情に応じた最も適切な対策がなされていく必要がある。

健康日本21（第2次）の目標を踏まえた対策としては以下の点が挙げられる。

(i) 国民一般への情報提供

国民一般に対しては、アルコールと健康の問題について適切な判断ができ、より健康的な行動に結びつくよう、現行の健康日本21に引き続き、飲酒の健康影響や「節度ある適度な量の飲酒」など、正確で有益な情報を十分に提供する必要がある。また、アルコールと健康の問題に無関心な人や、特に飲酒のリスクが高い人に対しても十分な情報がいきわたるような配慮や工夫が必要である。その際、情報としては、未成年者の発達や健康への影響、胎児や母乳を授乳中の乳児への影響なども含まなければならない。

(ii) 教育の推進

未成年者や妊婦の飲酒の低減や根絶には特に、教育が重要である。単に教室での授業にとどまらず、家庭や地域を巻き込んだより包括的な教育が望ましい^{19,20)}。学校で行われる喫煙、薬物、エイズ等に関する健康教育とともに、飲酒に関する教育の実施にも注力する必要がある²¹⁾。

(iii) アルコール関連問題の早期発見と早期介入

家庭、学校、職場、地域、保険医療サービスなどあらゆる場面で、アルコール関連問題の早期発見と、アルコール関連問題の低減に結びつく適切な介入を行う必要がある。今後、介入手法の向上を目指した研究や、これらに従事する人の資質の向上のため、適切な情報提供や研修等による技術提供が必要と考えられる。

(iv) 飲酒行動やアルコール関連問題等に対する調査・研究

適切な対策を実施し、その有効性を評価するために、飲酒行動やアルコール関連問題の実態調査を行うとともに、アルコール関連問題の早期発見、早期介入に関する研究も重要である。前者の場合、早期発見を簡便にしかも効果的に行う手法の開発や向上を目指した研究が必要である。後者においては、多量飲酒者の飲酒量低減のための手法の開発・向上および手法実施の促進に寄与する研究などが望まれる。

v. 参考文献

1. World Health Organization. Global Status Report on Alcohol and Health. World Health Organization, Geneva, 2011.
2. 樋口 進. 厚生労働科学研究費補助金, 成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究, 平成 15 年度報告書. 2004.
3. 尾崎米厚, 松下幸生, 白坂知信ほか. わが国の成人飲酒行動およびアルコール症に関する全国調査. アルコール研究と薬物依存 2005; 40(5): 455-470
4. 樋口 進. 成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究. 厚生労働科学研究費補助金, わが国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病, 公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究 (主任研究者, 石井裕正), 平成 20 年度報告書, 2009.
5. 樋口 進, 遠藤太久郎, 白坂知信ほか. アルコール保健指導マニュアル. 樋口 進(編), 社会保険研究所, 東京, 2003.
6. 箕輪真澄. 厚生科学研究費補助金, 未成年者の飲酒行動に関する全国調査 1996 年度報告書, 1998.
7. 上畑鉄之丞. 厚生労働科学研究費補助金, 未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査 2000 年度報告書, 2001.
8. 林 謙二. 厚生労働科学研究費補助金, 未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査 2004 年度報告書, 2005.
9. 大井田 隆. 厚生労働科学研究費補助金, 未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査 2008 年度報告書, 2009.
10. 大井田 隆. 厚生労働科学研究費補助金, 未成年者の喫煙・飲酒行動に関する実態調査研究 2011 年度報告書, 2012.
11. 健康日本 2 1 評価作業チーム. 「健康日本 2 1」最終評価. 2011.
12. Rehm J, Mathers C, Popova S et al. Global burden of disease and injury and economic cost attributable to alcohol use and alcohol-use disorders. Lancet 2009; 373(): 2223-2233
13. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syoubyo/suiihyo18.html#02>
14. World Health Organization. Global Strategy to Reduce the Harmful Use of Alcohol. World Health Organization, Geneva, 2011.
15. Kelly SJ, Bonthius DJ, West JR. Developmental changes in alcohol pharmacokinetics in rats.

- Alcoholism: Clinical and Experimental Research 1987 11(3): 281-286
16. De Bellis MD, Clark DB, Beers SR et al. Hippocampal volume in adolescent-onset alcohol use disorders. *American Journal of Psychiatry* 2000; 157(5): 737-744
 17. Hingson RW, Heeren T, Winter MR. Age at drinking onset and alcohol dependence: age at onset, duration, and severity. *Archives Pediatrics & Adolescent Medicine* 2006; 160(7): 739-746
 18. American Academy of Pediatrics. Committee on Substance Abuse and Committee on Children With Disabilities. Fetal alcohol syndrome and alcohol-related neurodevelopmental disorders. *Pediatrics* 2000; 106(2 Pt 1): 358-361
 19. Babor T, Gaetano R, Casswell S et al. *Alcohol: No Ordinary Commodity, Research and Public Policy*, Second edition. Oxford University Press, Oxford, 2010.
 20. Perry CL, Williams CL, Veblen-Mortenson S et al. Project Northland: outcomes of a communitywide alcohol use prevention program during early adolescence. *American Journal of Public Health* 1996; 86(7): 956-965
 21. 尾崎米厚, 原口由紀子. わが国の小・中・高校におけるアルコール教育の実態に関する全国調査. 厚生労働科学研究費補助金, 青少年の飲酒問題に実態と予防に関する研究 (主任研究者, 白倉克之), 平成 13 年度報告書, 2002.

⑤喫煙

i はじめに

(i) 喫煙の健康影響

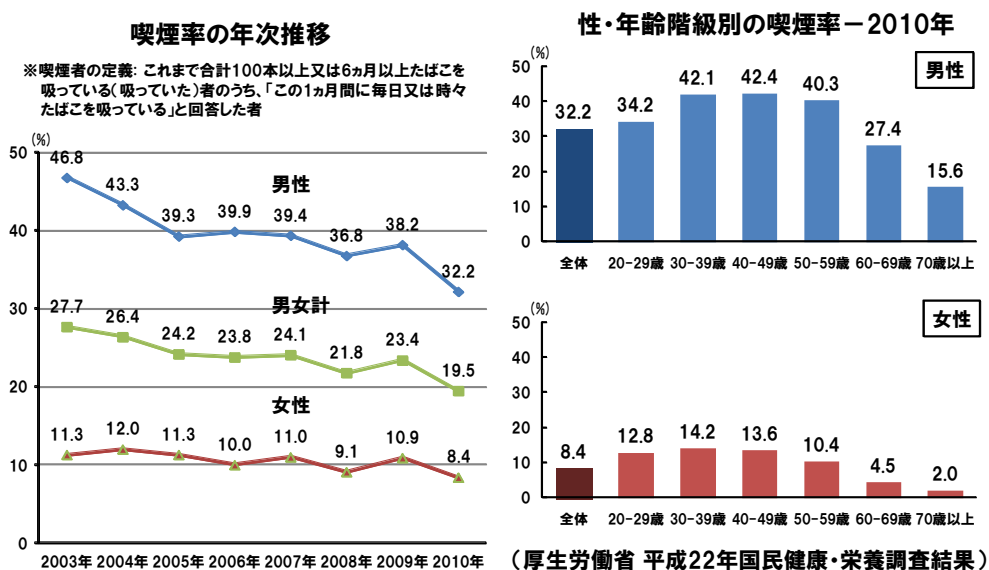
たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立している¹⁻³⁾。具体的には、喫煙はがん（口腔、咽頭、喉頭、肺、食道、胃、大腸、膵臓、肝臓、腎臓、尿路、膀胱、子宮頸部、鼻腔、副鼻腔、卵巣のがん、急性骨髄性白血病）、循環器疾患（脳卒中、虚血性心疾患等）、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）、糖尿病、周産期の異常（早産、低出生体重児、死産、乳児死亡等）等の原因である。受動喫煙も、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群（SIDS）等の原因である。たばこは、受動喫煙などの短期間の少量曝露によっても健康被害が生じる³⁾。

禁煙することによる健康改善効果についても明らかにされており、肺がんをはじめ、喫煙関連疾患のリスクが禁煙後の年数とともに確実に低下する⁴⁾。

(ii) 喫煙とその健康被害の実態

わが国の喫煙率は男女計 19.5%（2010年）であり、男性においては 32.2%と前年に比べ減少しているものの、諸外国と比較して依然高い水準にある（図1）。女性においては 8.4%と男性と比較し低い水準であるが、ほぼ横ばいで推移している⁵⁾。しかし、年齢階級別にみると、男性の 30～40 歳代では約 40%、女性の 20～40 歳代では 13-14%と喫煙率が高い年齢層が存在している。

図1. わが国の喫煙率の推移(20歳以上)



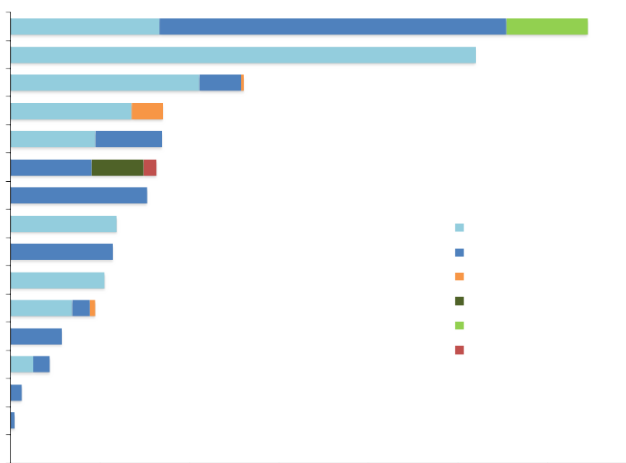
喫煙者の4割近くは禁煙を希望しているが⁵⁾、たばこに含まれるニコチンには依存性があり、自分の意志だけでは、やめたくてもやめられないことが多い。

たばこ消費量は近年減少傾向にあるが、過去のたばこ消費による長期的な健康影響と急速な高齢化により、たばこ関連疾患による死亡数は年々増加しており⁶⁻⁹⁾、わが国の年間死亡者数（参考：2010年119万人）のうち、喫煙者本人の喫煙による年間の超過死亡数は12~13万人と報告されている⁷⁻⁹⁾。一方、受動喫煙による超過死亡数は、約6,800人と推定されている¹⁰⁾。

たばこは年間約2兆円規模の税収をもたらす一方で、これらの疾病により、多くの超過医療費、労働力損失等の経済損失が生じている。

(iii) たばこ対策の必要性和意義

たばこは日本人の疾病と死亡の原因として、最大かつ回避可能な単一の原因である⁷⁾（図2）。たばこの消費量や喫煙率の減少を図る上で、効果が実証された種々の介入方策が明らかになっている。



たばこ消費を継続的に減らすことによって、日本人の死因の第一位であるがんをはじめとした喫煙関連疾患による回避可能な超過死亡と超過医療費、経済的損失等を将来的に確実に減少させることができる。

喫煙は世界保健機関による非感染性疾患（NCD：Non-communicable diseases）対策の対象疾患であるがん、循環器疾患（脳卒中、虚血性心疾患）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、糖尿病に共通した主要なリスク要因であり、後述する「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」において非感染性疾患の予防と対策のモデルとして位置づけられている¹¹⁾。たばこ対策の推進は、非感染性疾患の発症や死亡を短期間に減少させるこ

とにつながるものが諸外国での経験から明らかにされている¹²⁾。

以上のことから、当面ならびに将来の健康被害や経済損失を回避するために、また、たばこ規制枠組条約の締約国としての国際的責務としても、たばこ対策の着実な実行が必要である。

(iv) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約について

わが国は2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「たばこ規制枠組条約」とする)¹³⁾を批准している。わが国においてもたばこ規制枠組条約及びそのガイドラインに基づき、近年様々な取組が実施されているが、包括的な戦略という観点からは未だ十分とは言えない。今後、さらなる取組の充実が必要である。

(v) 受動喫煙について

たばこ規制枠組条約の第8条において、「たばこの煙にさらされることからの保護」のための効果的な措置を講じることが規定された。さらに、2007年に示された「たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン」においては、「すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである」ことが明記され、諸外国において受動喫煙に関する規制強化が進んでいる。

わが国においては、2003年に施行された健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じようとする努力義務として規定したほか、2010年に発出した健康局長通知では、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべき」ことを示した。また、職場については、2010年に閣議決定した「新成長戦略」において、2020年までに「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられた。

ii 基本的な考え方

たばこ対策に関する指標としては、「喫煙率の低下」と「受動喫煙への曝露状況の改善」に関わるものを設定することが重要と考える。

リスク低減の観点からは、喫煙と受動喫煙のいずれも日本人の多くの疾患の確立した原因であり、その対策により、わが国のがん・循環器疾患(脳卒中、虚血性心疾患)・慢性閉塞性肺疾患、糖尿病等の予防の推進や健康づくりにおいて、大きな効果が期待できる。現状の科学的知見からは健康リスクを回避出来る「閾値」を設定することは困難であり、喫煙率も受動喫煙への曝露も目標が低ければ低いほど望ましい。

一方で、たばこは長年にわたりわが国においてはその使用が社会において容認されてきていることから、目標値の設定については、社会的・経済的な要因をも考慮し、現実的で到達可能なものとすべきである。

(i) 成人の喫煙率の低下(喫煙をやめたい人がやめる)

喫煙率の低下は、それが喫煙による健康被害を確実に減少させる最善の解決策であ

ることから指標として重要である¹⁷⁾。特に、成人の喫煙率の低下は喫煙関連疾患の発症や死亡を短期間に減少させることにつながる^{12,17)}。

(ii) 未成年者の喫煙をなくす

未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、かつ成人期を通じた喫煙継続につながりやすいことから¹⁷⁻¹⁸⁾、中・長期的な観点で指標として含めておく意義がある。また、家庭や学校等での受動喫煙防止対策や成人の喫煙率の減少に伴って未成年者の喫煙の低下がみられることから¹⁷⁻¹⁸⁾、未成年者の喫煙の低下はたばこ対策全般の効果を評価する重要な指標の1つである。

(iii) 妊娠中の喫煙をなくす

妊娠中の喫煙は、妊娠合併症（自然流産、早産、子宮外妊娠、前置胎盤や胎盤早期剥離など）のリスクを高めるだけでなく、児の低体重、出生後の乳幼児突然死症候群のリスクとなることから、健康日本21（第2次）では新たに、妊娠中の喫煙をなくすことを指標及び目標として設定する。

(iv) 受動喫煙の機会を有する者の割合の低下

受動喫煙による超過死亡数が肺がんと虚血性心疾患に限っても年間6,800人にのぼり¹⁰⁾、その影響が大きい。また、受動喫煙の曝露状況の改善により短期的に急性心筋梗塞や成人および小児の喘息等の呼吸器疾患による入院を減少させるなど、確実な健康改善効果が期待できる¹²⁾。

受動喫煙を取り巻く国際的、国内的状況を踏まえ、受動喫煙の防止を一層推進するため、受動喫煙の防止に関する目標を設定することが必要である。

受動喫煙指標の曝露源の選定にあたっては、曝露の頻度や対策の実態を考慮して、主要な曝露源であり、かつ今後の改善が特に望まれるものとして、家庭、職場、飲食店の3つを選定した。さらに、2010年2月の厚生労働省健康局長通知で「官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。」とされていることから、官公庁及び医療施設を選定した。

iii 現状と目標

(i) 成人の喫煙率の低下

目標項目	成人の喫煙率の低下（喫煙をやめたい人がやめる）
現状	19.5%（平成22年）
目標	12%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査

喫煙は、日本人のがん、循環器疾患、糖尿病をはじめ多くの疾患の確立した原因であり、成人の喫煙率の低下は、それらの疾患の発症や死亡を短期間に減少させることにつ

ながる。2007年に策定された「がん対策推進基本計画」では、個別目標として「喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくことを目標とする」ことが閣議決定されており、厚生労働省のみならず、政府全体として、喫煙をやめたい人が禁煙する環境を整備することが求められている。

このような状況を踏まえ、目標値については、現在の成人の喫煙率（19.5%）から禁煙希望者が禁煙した場合の割合（37.6%）を減じた値である12%を設定する。

（ii）未成年者の喫煙をなくす

目標項目	未成年者の喫煙をなくす
現状	中学1年生 男子 1.6%、女子 0.9% 高校3年生 男子 8.6%、女子 3.8% (平成22年)
目標	0% (平成34年度)
データソース	厚生労働科学研究費補助金による研究班の調査

健康日本21において、「未成年者の喫煙をなくす」ことが目標として掲げられた。0%の目標値を達成することはできなかったものの、明らかな改善傾向が認められている。健康日本21（第2次）においても、引き続きこの考え方を継続する。

（iii）妊娠中の喫煙をなくす

目標項目	妊娠中の喫煙をなくす
現状	5.0% (平成22年)
目標	0% (平成26年)
データソース	乳幼児身体発育調査

妊娠中の喫煙は、妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、児の低体重、出生後の乳幼児突然死症候群のリスクとなる。そのため、妊婦の喫煙率については、妊娠ならびに胎児、出生児への影響の大きさを考慮する必要がある。「健やか親子21」において、平成26年までに妊娠中の喫煙をなくすとの目標設定がなされていることを踏まえて目標値を設定した。

（iv）受動喫煙の機会を有する者の割合の低下

目標項目	日常生活で受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の低下
現状	行政機関：16.9%（平成20年） 医療機関：13.3%（平成20年） 職場：64%（平成23年） 家庭：10.7%（平成22年）

	飲食店：50.1%（平成 22 年）
目標	行政機関：0%（平成 34 年度） 医療機関：0%（平成 34 年度） 職場：受動喫煙の無い職場の実現（平成 32 年） 家庭：3%（平成 34 年度） 飲食店：15%（平成 34 年度）
データソース	国民健康・栄養調査、職場における受動喫煙防止対策に係る調査（職場については、受動喫煙防止対策（全面禁煙又は空間分煙）を講じている職場の割合）

① 行政機関・医療機関について

2010 年の健康局長通知において、「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。」とされているとおり、これらの施設については、住民の健康を守るための公的責任を果たす要請が特に強い。したがって、住民の健康被害を防止する観点から、行政機関・医療機関については、「受動喫煙の機会を有する者をなくす」ことを目標に掲げ、目標値は 0%とする。

② 職場について

職場については、労働安全衛生法に基づき、快適な職場環境を形成することが事業主の努力義務として規定されており、その一環として、空気環境における必要な措置として喫煙対策を講ずることとされている。平成 22 年の「新成長戦略」との整合性を図り、「受動喫煙の無い職場の実現」を目標に掲げることが適切である。

③ 家庭・飲食店について

国民の健康被害を防止する観点から、家庭・飲食店においても、行政機関等と同様、受動喫煙を完全になくす目標を設定することが望ましい。特に妊婦や小児がいる家庭の場合、受動喫煙防止の徹底が望まれる。

しかし、プライベートな空間である家庭において完全な受動喫煙防止を求めることは、現時点では困難と思われる。飲食店の場合は、2009 年 3 月に取りまとめられた「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」において、顧客に対して禁煙等とすることを一律に事業者を求めることは、現時点では困難と考えられている。以上のことを踏まえ、受動喫煙の機会を有する者を半減することを目標とする。

なお、喫煙率そのものが低下すれば、受動喫煙の割合も自然に低下することとなるので、半減させる基準となる値は、現在、家庭や飲食店で受動喫煙の機会を有する者の割合〔家庭：10.7%（毎日受動喫煙の機会を有する者）、飲食店 50.1%（月 1 回以上受動喫煙の機会を有する者）〕に、禁煙希望者が全て禁煙した場合の割合を減じた割合（家庭：6.7%、飲食店：31.3%）とし、それを半減させた目標値（家庭：3%、飲食店：15%）

とする。

iv 今後必要となる対策

わが国のたばこ対策としては、2005年2月に発効したたばこ規制枠組条約に基づく取組が最も重要であり、今後も推進していく必要がある。具体的には、たばこ価格・税の引上げ、受動喫煙の防止、たばこの警告表示の強化、たばこ広告の包括的禁止、禁煙支援・治療の普及、未成年者への販売防止措置、リスクに関する教育・啓発等である¹⁴⁻¹⁶⁾。これらの施策が喫煙と受動喫煙の影響から人々を保護する上で有効であることについて、十分な科学的根拠が報告されている^{14-16, 19, 20)}。

特に受動喫煙防止対策では、国レベルでの推進方策の検討に加え、都道府県・市町村レベルでの受動喫煙防止対策の推進が必要であり、全ての医療機関、官公庁に加えて学校においても全面禁煙を達成するための取組が必要である。また、職場における受動喫煙防止対策の推進のほか、飲食店等の多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止対策についても地域での対策の推進のためのモニタリング等を強化するべきである。さらに、小児等への受動喫煙防止対策の観点から、家庭での受動喫煙防止を普及啓発する必要がある。

禁煙支援・治療の普及については、2006年から禁煙治療に保険適用がなされ成果をあげているが²¹⁾、今後一層の普及とその内容の充実が求められる。さらに、たばこ規制枠組条約のガイドラインの内容を踏まえ、先進諸国やアジアの近隣国ですでに実施されている無料の禁煙電話相談体制の整備や、特定健診やがん検診、妊娠届出時の保健相談、乳幼児健診など、種々の保健事業の場で禁煙の助言や情報提供を一層推進することが望まれる。

さらに、国民の健康の観点からたばこ規制枠組条約の趣旨に基づいて優先的に取り組むべきその他の施策についても、関係省庁間の協議を進める必要がある。

また、各施策の進捗管理のための評価の体制を国と地方自治体において整備することも必要である。

v 参考文献

- 1) 喫煙と健康問題に関する検討会：新版 喫煙と健康，保健同人社，東京，2002.
- 2) U. S. Department of Health and Human Services: The health consequences of smoking: a report of the Surgeon General. U. S. Department of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention, National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion, Office on Smoking and Health; Atlanta, 2004.
- 3) U. S. Department of Health and Human Services: The health consequences of involuntary exposure to tobacco smoke: a report of the Surgeon General; U. S. Department of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention, Coordinating Center for Health Promotion, National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion, Office on Smoking and Health; Atlanta, 2006.
- 4) International Agency for Research on Cancer: IARC Handbooks of Cancer Prevention, Tobacco Control, Reversal of Risk After Quitting Smoking. Volume 11, IARC; Lyon, 2007.

- 5) 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室：平成 22 年国民健康・栄養調査結果の概要。2012。
- 6) Peto R, Lopez AD, Boreham J, et al: Mortality from Smoking in Developed Countries 1950–2000. 2nd edition, updated June 2006. (<http://www.ctsu.ox.ac.uk/~tobacco/>, 2012 年 3 月 26 日アクセス)。
- 7) Ikeda N, Inoue M, Iso H, et al: Adult mortality attributable to preventable risk factors for non-communicable diseases and injuries in Japan: a comparative risk assessment. *PLoS Med.* 2012; 9(1): e1001160.
- 8) Katanoda K, Marugame T, Saika K, et al: Population attributable fraction of mortality associated with tobacco smoking in Japan: a pooled analysis of three large-scale cohort studies. *J Epidemiol*, 2008; 18(6): 251–64.
- 9) Murakami Y, Miura K, Okamura T, et al: Population attributable numbers and fractions of deaths due to smoking: a pooled analysis of 180,000 Japanese. *Prev Med*, 2011; 52(1): 60–5.
- 10) 片野田耕太, 望月友美子, 雑賀公美子, 他: わが国における受動喫煙起因死亡数の推計。厚生の指標, 2010; 57(13): 14–20.
- 11) World Health Organization: 2008–2013 Action Plan for the Prevention and Control of Noncommunicable Diseases. World Health Organization: Geneva, 2008. (http://whqlibdoc.who.int/publications/2009/9789241597418_eng.pdf, 2012 年 3 月 26 日アクセス)
- 12) Glantz S, Gonzalez M: Effective tobacco control is key to rapid progress in reduction of non-communicable diseases. *Lancet*. 2011. doi:10.1016/S0140-6736(11)60615-6
- 13) World Health Organization: WHO Framework Convention on Tobacco Control .Geneva, 2003.
- 14) World Health Organization: WHO report on the global tobacco epidemic, 2008. The MPOWER Package. World Health Organization: Geneva, 2008.
- 15) World Health Organization: WHO report on the global tobacco epidemic, 2009. Implementing smoke-free environments, World Health Organization: Geneva, 2009.
- 16) World Health Organization: WHO report on the global tobacco epidemic, 2011. Warning about the dangers of tobacco. World Health Organization: Geneva, 2011.
- 17) Starr G, Rogers T, Schooley M, et. al: Key outcome indicators for evaluating comprehensive tobacco control programs. Centers for Disease Control and Prevention: Atlanta, 2005.
- 18) U.S. Department of Health and Human Services: Preventing Tobacco Use Among Young People: a report of the Surgeon General. U.S. Department of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention, National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion, Office on Smoking and Health; Atlanta, 1994.
- 19) Hopkins DP, Briss PA, Ricard CJ, et al: Reviews of evidence regarding interventions to reduce tobacco use and exposure to environmental tobacco smoke. *Am J Prev Med*, 2001; 20: 16–66.
- 20) Levy DT, Gitchell JG, Chaloupka F: The effects of tobacco control policies on smoking rates: a tobacco control scorecard. *J Public Health Manag Pract*, 2004; 10: 338–51.
- 21) 厚生労働省中央社会保険医療協議会総会：診療報酬改定結果検証に係る特別調査(平成 21 年度調査)ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査報告書。平成 22 年 6 月 2 日 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0602-3i.pdf>, 2012 年 3 月 26 日アクセス)

⑥ 歯・口腔の健康

i. はじめに

(i) 背景

歯・口腔の健康は、口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与する¹⁻³⁾。歯の喪失による咀嚼機能や構音機能の低下は多面的な影響を与え、最終的に生活の質(QOL)に大きく関連する。平成23年8月に施行された歯科口腔保健の推進に関する法律(以下「歯科口腔保健法」という。)の第1条においても、歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることが定められている。

従来から、すべての国民が生涯にわたって自分の歯を20本以上残すことをスローガンとした「8020(ハチマルニイマル)運動」が展開されているところであるが、超高齢社会の進展を踏まえ、さらなる取組が必要である。生涯を通じて歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑制することは、高齢期での口腔機能の維持につながるものであり、今まで以上に大きな意義を有するものと考えられる。

歯の喪失の主要な原因疾患は、う蝕(むし歯)と歯周病であり、歯・口腔の健康のためには、う蝕と歯周病の予防は必須の項目である。小児期のう蝕の有病状況は、健康日本21等による地域での歯科保健活動等の進展により、この10年間で大きく改善した。しかし、その地域格差は未だに大きく⁴⁾、早急な改善が求められる。平成21年の3歳児歯科健康診査によると、3歳児う蝕有病者率の都道府県別データにおいて、最も高値を示す自治体と最も低値を示す自治体の間には、約2.5倍の地域格差が存在する(図1)。また、平成22年の学校保健統計調査によると、う蝕有病状況を示す代表的な指標である12歳児の一人平均う蝕数(未治療のう蝕とう蝕により喪失した歯数、ならびに治療済みのう蝕数の合計の1人あたりの平均値)の都道府県別データにおいては、最も高値を示す自治体と最も低値を示す自治体の間には、約3.5倍の地域格差が存在する(図2)。

歯周病の有病状況については、平成17年の歯科疾患実態調査によると、40歳代の37.3%は進行した歯周炎を有している。また、20歳代で歯肉炎に関する自覚症状を有している者の割合が31.7%にのぼり、未だに多くの国民が何らかの歯周病を有している状況である。さらに、近年のいくつかの疫学研究において、歯周病と糖尿病や循環器疾患等との密接な関連性が報告されており⁵⁾⁻⁷⁾、成人期の健康づくりにおいて「歯周病予防」の推進は不可欠と考えられる。

大きな健康課題の一つであること、また全身疾患との関係が注目されていることから、より一層の歯周病予防対策の推進が求められている。

このため、歯・口腔の健康に関する目標については、歯科疾患の予防の観点から「う蝕予防」および「歯周病予防」を設定し、これらの予防を通じて、生涯にわたる健全な口腔保健の確立を図るために、器質的な観点から「歯の喪失の防止」および機能面の観点から「口腔機能の維持・向上」を設定する。その際、ライフステージごとの特性を踏まえて目標を設定する。また、生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、個人個人で自身の歯・口腔の状況を的確に把握することは重要な保健行動であることから、歯・口腔の健康を保つための基盤的項目として、歯科検診についての目標を設定する。

図3. 「歯・口腔の健康」次期プランの目標設定の考え方

iii. 現状と目標

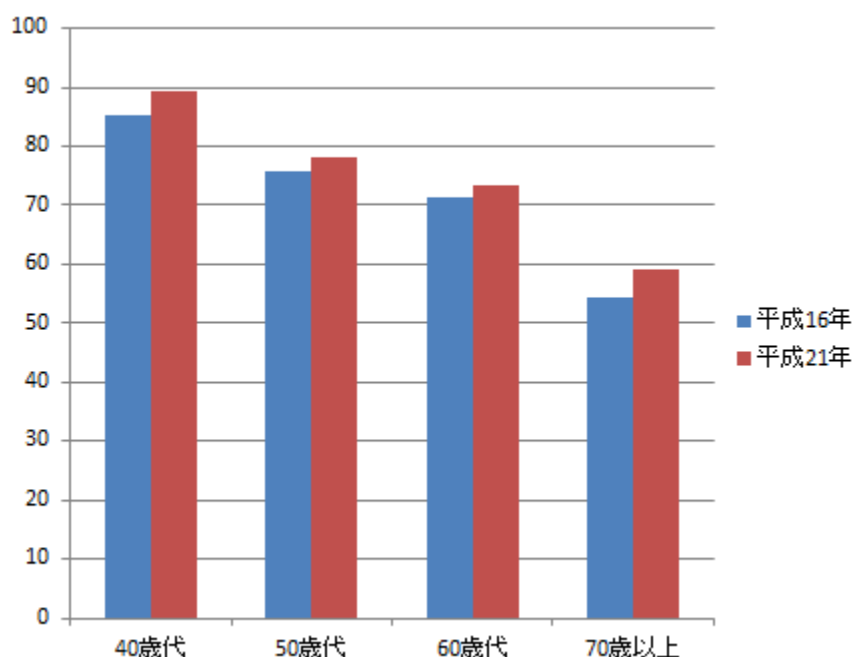
(i) 口腔機能の維持・向上

口腔機能は、日常生活を営むために不可欠な摂食と構音と密接に関連するものであり、その良否は寿命の延伸や生活の質の向上に大きく関係している^{8), 9)}。特に、咀嚼機能については、主観的な健康感や運動機能と密接な関連性を有するとの研究知見も多い^{10), 11)}。高齢者における咀嚼機能の低下は、野菜摂取量の低下と有意な関連性を示すことが報告されており、摂取できる食品群にも大きな影響を与えると考えられる^{12), 13)}。このような口腔機能の低下は、虚弱高齢者や要介護高齢者では低栄養を招くリスク要因のひとつとなり、生命予後にも大きな影響を与える¹⁴⁾。

生涯を通じて健やかな日常生活を送る上で、咀嚼機能をはじめとする口腔機能は大きな役割を果たすため、中高年になっても若年期と同程度の機能を維持することが望ましい。平成21年の国民健康・栄養調査での主観的咀嚼良好者の割合は、50歳代で78.2%、60歳代で73.4%、70歳以上で59.2%であり、年齢とともに大きく低下していた（図4）。高齢期においても口腔機能をできる限り維持することは、重症化予防の観点からも大きな意義を有する。これらのことから、「60歳代における咀嚼良好者の増加」を目標項目とし、目標値としては、平成21年に50歳代の主観的咀嚼良好者の割合が78.2%であったことから、50歳代の状況の保持を目指すことを踏まえ、80%と設定した。

咀嚼機能は、歯の状態や舌運動の巧緻性等のいくつかの要因が複合的に関係するものであるため、地域保健研究・調査等において主観的な評価方法がしばしば使用されていること等も踏まえ、データソースとして国民健康・栄養調査を利用し、生活習慣調査の項目のひとつである「咀嚼の状況」において、「何でも噛んで食べることができる」と回答した者を咀嚼良好者とする。

図4. 咀嚼の状況（40歳以上の咀嚼良好者の割合）



（出典：平成21年 国民健康・栄養調査）

目標項目	60歳代における咀嚼良好者の増加
現状	73.4%（平成21年）
目標	80%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査

(ii) 歯の喪失防止

歯の喪失は器質的な障害であり、健全な摂食や構音などの生活機能にも影響を与える。また、歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があることは複数の疫学研究によっても明らかにされている^{15, 16)}。

「8020 運動」は、歯の喪失防止を目指した包括的な歯・口腔の健康目標であり、健康日本21においても目標項目のひとつとして掲げられていたものである。しかし、歯の早期喪失の防止を目指すためには、より早い年代から対策を始める必要がある。そこで、今回、健康日本21で掲げた目標項目「80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加」と「60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加」に加え、40歳での目標項目「40歳で喪失歯のない者の増加」を掲げることにより、成人期から高齢期にかけての目標を段階的に設定した。

80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合については、平成5年の時点では10.6%であったが、平成17年には25.0%と増加した。今後もこの改善傾向が続くと仮定すると、平成35年には約46%と推計されるため、目標値としての区切りの良さも考慮して目標値を50%と設定した。

60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合については、平成11年の時点では58.3%であったが、平成17年には60.2%と僅かに増加した。今後もこの近年の改善傾向が続くと仮定すると、平成35年には約66%と推計されるため、目標値を70%と設定した。

40歳で喪失歯のない者の割合については、平成5年の時点では40歳で28歯以上の自分の歯を有する者の割合は35.6%であったが、平成17年には54.1%となった。今後もこの改善傾向が続くと仮定すると、平成35年には約81%と推計されるが、「喪失歯がない者の増加」という指標達成の難しさを考慮して目標値を75%と設定した。

データソースとしては、客観的なデータを得ることができる歯科疾患実態調査を利用する。なお、歯数については、地方公共団体において目標設定する場合、自己評価でその保有状況を評価する方法も代替手段のひとつになると考えられる¹⁷⁾。

目標項目	ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 ウ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加
現状	ア 25.0% (平成17年) イ 60.2% (平成17年) ウ 54.1% (平成17年)
目標	ア 50% (平成34年度) イ 70% (平成34年度) ウ 75% (平成34年度)
データソース	歯科疾患実態調査

(iii) 歯周病を有する者の減少

歯周病は、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患である。歯周病のうち、歯肉に局限した炎症が起こる病気を歯肉炎、他の歯周組織にまで炎症が起こっている病気を歯周炎といい、これらが大きな二つの疾患となっている。また、近年、歯周病と糖尿病や循環器疾患との関連性^{5) - 7)}について指摘されていることから、歯周病予防は成人期以降の重要な健康課題のひとつである。

国民健康・栄養調査の生活習慣調査項目のひとつである「歯ぐきの状態」において、「歯ぐきが腫れている」、「歯を磨いた時に血が出る」のいずれかに該当する者は20代において31.7%にも達していた（平成21年）。一方、歯周炎が顕在化し始めるのは40歳以降といわれており、40歳代で4mm以上の歯周ポケットを有する進行した歯周炎を有する者は37.3%にも達していた。これらのことより、ライフステージと病態の両者を勘案して、20歳代においては歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少を、40歳代および60歳代以上においては進行した歯周炎を有する者の割合の減少を指標とした。

また、歯の寿命が延伸していることを踏まえ、高齢期においても歯周病対策を継続して実施する必要がある。60歳代で歯周炎を有する者の割合は54.7%と高率であり、成人期から高齢期にかけての連続的な対策が必要である。

これらのことより、歯周病については「20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少」、「40歳における進行した歯周炎を有する者の割合の減少」並びに「60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少」の3つの目標を設定した。

20歳代ではセルフチェックによる自己管理が重要である視点から、データソースとして国民健康・栄養調査を用い、生活習慣調査項目のひとつである「歯ぐきの状態」において、「歯ぐきが腫れている」、「歯を磨いた時に血が出る」のいずれかに該当する者を「歯肉に炎症所見を有する者」とする。平成16年の時点で「歯肉に炎症所見を有する者」の割合は32.2%であったのに対し、平成21年でも31.7%とほとんど変化しなかったことから明らかなように、20歳代での歯科保健行動の変容は難しい傾向にある。しかし、歯肉炎は、適切なセルフケアを行い、良好な口腔管理が維持できれば改善すると言われていたことより、25%を目標値とした。

40歳代については、平成11年の時点では進行した歯周炎を有する者の割合は39.2%であったが、平成17年には37.3%と僅かに減少した。今後もこの減少傾向が続くと仮定すると、平成35年には約32%となると推計されるが、糖尿病や循環器疾患のリスク低減を図るうえでも、40歳代の歯周炎有病状況をさらに改善する必要がある。これらのことを踏まえ、25%を目標値とした。

60歳代についても、平成11年の時点では進行した歯周炎を有する者の割合は56.7%であったが、平成17年には54.7%と僅かに減少した。今後もこの傾向が続くと仮定すると、平成35年には約49%となると推計されたが、この年代からの歯周炎の病態改善の難しさを考慮し、45%を目標値とした。

なお、上記の数値算出にあたっては、歯周疾患のスクリーニング評価法であるWHOのCPI（Community Periodontal Index：地域歯周疾患指数）にて、4mm以上の深いポケットを有

する者（コード3以上の者）を「進行した歯周炎を有する者」とする。また、歯の喪失のため対象歯がない者を示すコードXについては総数から除外し、有病者率を算出する。

目標項目	ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少
現状	ア 31.7%（平成21年国民健康・栄養調査） イ 37.3%（平成17年歯科疾患実態調査） ウ 54.7%（平成17年歯科疾患実態調査）
目標	ア 25%（平成34年度） イ 25%（平成34年度） ウ 45%（平成34年度）
データソース	ア 国民健康・栄養調査 イ、ウ 歯科疾患実態調査

（iv）乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加

乳幼児期のう蝕有病状況は、近年大きく改善し、3歳児でう蝕のない者の割合は77.1%に達している（平成21年厚生労働省実施状況調べ（3歳児歯科健康診査）。この傾向は永久歯でも同様にみられ、永久歯う蝕の代表的評価指標である12歳児の一人平均う蝕数についても1.3歯まで減少した。しかし、う蝕有病状況に関する地域格差は未だに明確に存在しており、乳歯う蝕と永久歯う蝕の各々について地域格差の縮小を目指す必要がある。

乳幼児期は生涯にわたる歯科保健行動の基盤が形成される時期であり、乳歯咬合の完成期である3歳児のう蝕有病状況の改善は、乳幼児の健全な育成のために不可欠である。平成21年において、う蝕がない者の割合が最も高率である都道府県のう蝕有病者率が84.4%であったことを踏まえ、「3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加」を目標項目とする。平成17年の時点では80%以上を達成している都道府県は1都道府県のみであったが、平成21年には6都道府県に増加した。今後もこの傾向が続くと仮定すると、平成35年には23都道府県まで増加すると推計されるため、約5割の都道府県での達成を目指して、目標値を23都道府県と設定した。

一方、学齢期のう蝕有病状況の評価では、12歳児一人平均う蝕数を用いる。12歳児一人平均う蝕数は国際間比較の尺度としても用いられており、学齢期でのう蝕の都道府県格差をみる上で最も適した指標である。平成22年の学校保健統計調査で最も低い値を示す都道府県での値が0.8歯、最も高い値を示す都道府県での値が2.6歯であったことを踏まえ、「12歳児の一人平均う蝕数が1.0歯未満の都道府県の増加」を目標とした。平成19年の時点で12歳児の一人平均う蝕数が1.0未満の都道府県は1都道府県のみであったが、平成23年には7都道府県に増加した。今後もこの傾向が続くと仮定すると、平成35年には28都道府県

まで増加すると推計されるため、約 6 割の都道府県での達成を目指して、目標値を 28 都道府県と設定した。

データソースとしては、乳幼児のう蝕有病状況については、母子保健法による 3 歳児健康診査での歯科健診結果を利用する。また、学齢期のう蝕有病状況については、データソースとして学校保健統計調査を利用する。

目標項目	ア 3 歳児でう蝕がない者の割合が 80%以上である都道府県の増加 イ 12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加
現状	ア 6 都道府県 (平成 21 年) イ 7 都道府県 (平成 23 年)
目標	ア 23 都道府県 (平成 34 年度) イ 28 都道府県 (平成 34 年度)
データソース	ア 厚生労働省実施状況調べ (3 歳児歯科健康診査) イ 学校保健統計調査

(v) 歯科検診の受診者の増加

定期的な歯科検診による継続的な口腔管理は、歯・口腔の健康状態に大きく寄与する。特に、定期的な歯科検診は成人期の歯周病予防において重要な役割を果たす¹⁸⁾。定期的な歯科検診の受診により、自身の歯・口腔の健康状態を把握することができ、各自のニーズに応じて、歯石除去や歯面清掃ないしは個別的な歯口清掃指導といったプロフェッショナルケアに適切につながることを期待される。

成人期の歯周病を予防し、歯の喪失を抑制することにより、生涯を通じて円滑な口腔機能を営むことが可能になるため、20 歳以上の年代において、歯科検診を受診する者の割合の増加を図ることは大きな意義を有する。目標値設定については、平成 11 年の時点で過去 1 年間に歯科検診を受診した 20 歳以上の者の割合は 16.6%であったが、平成 21 年には 34.1%と増加した。今後もこの傾向が続くと仮定すると、平成 35 年には約 61%と推計されることと、歯科口腔保健法の基本的事項に基づく「歯科口腔保健の知識等の普及啓発」と「定期的に歯科検診を受けること等の勧奨」が今後進展することが期待されることを踏まえて目標値を 65%と設定した。

データソースについては、国民健康・栄養調査を利用し、生活習慣調査の項目のひとつである「過去 1 年間に歯科健康診査を受けた者の割合」を用いる。

目標項目	過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合の増加 (20 歳以上)
現状	34.1% (平成 21 年)
目標	65% (平成 34 年度)
データソース	国民健康・栄養調査

iv. 今後必要となる対策

今回、歯・口腔の健康の指標として口腔機能の維持・向上に係る項目を新たに導入したところであるが、今後は、器質的障害である「歯の喪失」だけでなく、機能的障害である「口腔機能の低下」についても対策を進め、機能向上面からのアプローチを強化する必要がある。口腔機能評価の結果に基づく咀嚼訓練や口腔周囲筋機能訓練等の実施を推進するうえでも、口腔機能のスクリーニング評価法の開発ならびに標準値の提示についても、今後取り組む必要がある。

従来のがわが国の歯科保健対策は、小児期のう蝕予防対策に大きく重点が置かれてきたが、これまでの歯科保健施策等の効果もあり、国全体としてのう蝕有病状況は大きく改善してきている。しかし、う蝕有病状況が未だ改善していない地域もあり、その地域格差の解消には至っていない。今後、う蝕予防を進めるに当たっては地域格差を含めた健康格差の縮小を目指す必要がある。地方自治体は地域診断の結果に基づき、積極的な健康支援を行うとともに、フッ化物応用法や小窩裂溝填塞法（シーラント）等のエビデンスが確立しているう蝕予防法について、地域の現状に応じて実施することが求められる。

歯周病は、成人期以降の歯の喪失の主要原因であるばかりでなく、糖尿病や循環器疾患のリスク要因となることから、より一層の予防対策が求められるところである。そのための有効な保健行動の一つとして定期的な歯科検診の受診が挙げられる。歯科検診受診の勧奨については、平成 23 年に制定された歯科口腔保健法でも「国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において『定期的に歯科検診を受けること等』という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。」と定められているところであり、歯科口腔保健の知識の普及と併せて、より一層取り組む必要がある。また、禁煙支援に関わる保健指導の実施を含む歯科保健対策を充実していくことも大切である。

こうした歯・口腔の重点目標項目の実現を図るためには、8020 運動を更に推進し、個人が歯・口腔の健康づくりに取り組むとともに、地域、職場、学校、医療機関等を含めた社会全体としてその取組を支援することが必要である。その際、ライフステージごとの特性を踏まえて、歯・口腔に関する正しい知識の普及啓発や、個人の状況に応じた食生活の改善、歯間部清掃用器具の使用等の歯科保健指導を行うことが重要である。

また、今回の目標項目には取り入れていないが、高齢期に多い誤嚥性肺炎については、予防策として栄養管理とともに口腔ケアが効果的である^{19) -21)}。肺炎がわが国の死因の第 4 位であること、さらに誤嚥性肺炎患者数の増加が予想されることを踏まえると、器質的口腔ケア（口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れを取り除くケア）、機能的口腔ケア（口腔機能の維持・回復を目的としたケア）および栄養管理をバランスよく組み合わせて実施することが、ますます重要になる。今後は、高齢者の誤嚥リスクを評価し、その結果を踏まえた口腔ケアを実施する体制を構築していく必要がある。

v. 参考文献

- 1) Miura H, et al. : Factors influencing oral health related quality of life (OHQoL) among the frail elderly residing in the community with their family. *Archs Gerontol Geriatr* 2010; 51: e51-e65.
- 2) Shimazaki Y, et al. Influence of dentition status on physical disability, mental impairment, and mortality in institutionalized elderly people. *J Dent Res*. 2001; 80: 340-345.
- 3) Petersen PE. : Global policy for improvement of oral health in the 21st century -implications to oral health research of World Health Assembly 2007, World Health Organization. *Community Dent Oral Epidemiol* 2009; 37: 1-8.
- 4) Aida J, et al. : An ecological study on the association of public dental health activities and sociodemographic characteristics with caries prevalence in Japanese 3-year-old children. *Caries Res* 2006; 40: 466-72.
- 5) Teeuw WJ, et al. Effect of periodontal treatment on glycemic control of diabetic patients. *Diabetes Care* 2010; 33:421-7.
- 6) Bascones-Martines A, et al. Periodontal disease and diabetes-Review of the literature. *Med Oral Patol Oral Cir Bucal* 2011; 16: e722-e729.
- 7) Humphrey LL, et al. : Periodontal disease and coronary heart disease incidence: A systematic review and meta-analysis. *J Gen Intern Med* 2008; 23: 2079-86.
- 8) Nakanishi N, et al. : Relationship between self-assessed masticatory disability and 9-year mortality in a cohort of community-residing elderly people. *J Am Geriatr Soc* 2005; 55: 54-58.
- 10) Ansai T, et al. : Relationship between chewing ability and 4-year mortality in a cohort of 80-year-old Japanese people. *Oral Dis* 2007; 13: 214-219.
- 11) Moriya S, et al. : Relationship between oral conditions and physical performance in a rural elderly population in Japan. *Int Dent J* 2009; 59: 369-75.
- 12) Miura H, et al. : Relationship between general health status and the change in chewing ability: a longitudinal study of the frail elderly in Japan over a 3-year period. *Gerodontology* 2005; 22:200-205.
- 12) Yoshida M, et al. : Correlation between dental and nutritional status in community-dwelling elderly Japanese. *Geriatr Gerontol Int* 2011; 11: 315-319.
- 13) 神森秀樹、他 : 健常高齢者における咀嚼能力が栄養摂取に及ぼす影響. *口腔衛生会誌* 2003 ; 53 : 13-22.
- 14) Gil-Montoya JA, et al. : Oral health-related quality of life and nutritional status. *Am. Assoc. Public Health Dent* 2008; 68: 88-93.
- 15) Homl-Pedersen P, et al. : Tooth loss and subsequent disability and mortality in old age. *J Am Geriatr Soc* 2008; 56: 429-435.
- 16) Morita I, et al. Relationship between survival rates and number of natural teeth in an elderly Japanese population. *Gerodontology* 2006; 23: 214-218.

- 17) 安藤雄一他. : 質問紙法による現在歯数調査の信頼性. 口腔衛生会誌 1997 ; 47: 657-662.
- 18) 山本龍生他. : 地域における 14 年間の歯周疾患予防活動の評価. 口腔衛生会誌 2007 ; 57 : 192-200.
- 19) Yoneyama T, et al. Oral care reduces pneumonia in older patients in nursing homes. J Am Geriatr Soc 2002; 50: 430-3.
- 20) Watando A, et al. Daily oral care and cough reflex sensitivity in elderly nursing home patients. Chest 2004; 126: 1066-70.
- 21) Sarin J, et al. Reducing the risk of aspiration pneumonia among elderly patients in long-term care facilities through oral health interventions. J Am Med Dir Assoc 2008; 25: 128-35.

（参考1）定期的にモニタリングを行う目標

設定した目標のうち、国、地方自治体において重要と考えられる指標については、中間評価を行う年や、最終評価を行う年以外の年においても、継続的に数値の推移等の調査、分析を行い、政策の立案に活用すべきである。重要な目標とする項目は、地域の実情に応じて変わりうるが、例えば、これまでの取組の中で目標として設定していながら達成できなかった項目や、現行の健康日本21で代表項目として取組を推進していた項目などが中心となると考えられる。なお、継続的に把握することを踏まえると、重要な目標とする項目は、国、地方公共団体において既存の統計調査で毎年度モニタリングすることが可能な指標とすることが望ましい。

＜参考：定期的にモニタリングを行う項目として考えられる目標の例＞

分野	目標項目
健康寿命	健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均、自分が健康であると自覚している期間の平均）
循環器疾患	高血圧の改善
糖尿病	糖尿病有病者の増加の抑制
こころの健康	自殺者の減少
次世代の健康	全出生数中の低出生体重児の割合の減少
高齢者の健康	介護保険サービス利用者数の増加の抑制
社会環境の整備	健康格差対策に取り組む自治体の増加
栄養・食生活	適正体重を維持している人の増加（肥満、やせの減少）
身体活動・運動	日常生活における歩数の増加
休養	睡眠による休養を十分とれていない者の減少
喫煙	成人の喫煙率の低下（喫煙をやめたい人がやめる）
飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の低減
歯・口腔の健康	乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加

また、健康日本21（第2次）を進める上で目指すべき基本的な方向として位置付けられている「健康格差の縮小」を達成するため、重要な目標については、地域ごとに実情を把握し、必要な対策に取り組むべきである。このため、国は、重要と考えられる指標について、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努め、同様に都道府県は、市町村における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めることが望ましい。

(参考2) 地方自治体が活用可能な指標

現行の健康増進法に基づく基本的な方針では、都道府県、市町村は地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の実情を踏まえ、目標を設定することとされている。

国と同様に、都道府県や市町村において健康栄養調査を実施することも考えられるが、実際には代表性を確保するための調査の方法論や費用等の面から、全ての地方自治体で信頼度の高い調査を行うことは困難と考えられる。また、地方自治体からも、「目標値の設定は、特別な調査によらず、定期的に把握可能なものを指標として取り入れてほしい」、「都道府県における計画策定において、国の重点項目をガイドライン等で示してほしい」等の意見がある。

そこで、今回、目標項目として設定する指標について、既存のデータで都道府県及び市町村が活用可能と考えられるものを別表に例示する。市町村においてこうした既存の統計を活用することにより、都道府県においても、所管区域内の健康状況を把握することが可能となる。

例示に当たっては、原則として市町村別、年齢別統計が公表されている資料であり、保健・医療・介護・障害・労働・学校保健等、庁内横断的な情報共有があることを前提としている。

別表に記載されていない指標については、市町村事業の実施状況等で把握することになるが、指標のモニタリングを行うに当たっては、性・年齢階級別の有所見率等を確認すること、協議会等を活用して職域と積極的な情報共有を図ることや、アンケート調査のみならず保健事業等の中で実態を把握することが重要である。

(別表) 地方自治体が活用可能な統計例

分野	項目	地方自治体での目標例	活用可能な統計
	健康寿命の延伸	要介護率	要介護認定高齢者の割合(性・年齢、要介護度別)
がん	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少	がん死亡者数 標準化死亡比(SMR)	人口動態統計 死因別分類
	がん検診の受診率の向上	胃、大腸、肺、乳がん、子宮がん 検診受診率	市町村実績データ 地域保健・健康増進事業報告
循環器疾患	脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少	「循環器系の疾患」の死亡率、標準化死亡比(SMR)	人口動態統計 死因別分類
	高血圧の改善	最高血圧の平均値又は高血圧有病率(140/90mmHg以上の割合)	特定健診
	脂質異常症の減少	LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合	特定健診
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群	特定健診
	特定健診・特定保健指導の実施率の向上	特定健診・特定保健指導実施率	特定健診
糖尿病	合併症(糖尿病性腎症による年間新規透析導入率)の減少	新規透析導入率	腎臓病登録
	治療継続者の割合の増加	HbA1c(JDS)6.1%以上の者のうち治療中と回答したものの割合	特定健診
	糖尿病有病者の増加の抑制	糖尿病治療薬内服中又はHbA1c(JDS)6.1%以上の者の割合	特定健診
	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少(HbA1cが8.0%以上の者の割合の減少)	HbA1cが8.0%以上の者の割合の減少(治療中、治療なしに分けて集計)	特定健診
こころの健康	自殺者数の減少	自殺による死亡率	人口動態統計 死因分類別
	強いうつや不安を感じている人の割合の減少	強いうつや不安を感じている人の割合 うつ病で治療中の人数又は割合	国民生活基礎調査(大規模調査年) 患者調査 自立支援医療受給者証の新規交付件数
次世代の健康	健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加	・朝食を毎日食べている子どもの割合 ・運動やスポーツをしている子どもの割合	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	全出生数中の低出生体重児の割合	人口動態統計
	肥満傾向にある子どもの割合の減少	中等度・高度肥満児の割合	文部科学省「学校保健統計」
高齢者の健康	介護保険サービス利用者数の増加の抑制	介護サービス受給者数	介護保険事業状況報告
	認知機能低下ハイリスク高齢者の発見率の向上	(二次予防事業対象者の新規決定者の認知症予防支援該当者) ÷ (基本チェックリスト実施者数又は65歳以上人口)	介護予防事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査
	低栄養傾向の高齢者の割合の減少	低栄養傾向の高齢者の割合	特定健診・後期高齢者健診
社会環境の整備	健康づくりに関する活動に自発的に取り組む企業数の増加、健康づくりに関して身近で気軽に支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	健康宣言を行う企業、団体の数	プロジェクトや保健活動を通して把握
栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)	性・年代別の肥満、やせ	特定健診
喫煙	成人の喫煙率の低下(喫煙をやめたい人がやめる)	「現在、たばこを習慣的に吸っている」人の割合	特定健診
歯・口腔	3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	3歳児でう蝕がない者の割合	厚生労働省実施状況調べ(3歳児歯科健康診査)
	12歳児の1人平均う蝕数が1.0未満である都道府県の増加	12歳児の1人平均う蝕数が1.0未満の者の割合	文部科学省「学校保健統計」

注) がんや循環器疾患について、罹患率が得られる場合は、その値を活用する。
 運動習慣、睡眠、飲酒頻度等、特定健診の任意項目についてその値が得られる場合は、活用する。
 健康格差を把握する1つの方法として、生活保護受給者等健康診査結果を分析・活用することもできる。

第5章 次期国民健康づくり運動の推進に向けて

1. 地方自治体における健康増進に向けた取組の推進

健康日本21（第2次）の推進においては、地方自治体が地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）を策定し、その取組を推進していくことになる。

地域住民の健康寿命の延伸を図ることは、急速に進む高齢化にあって、自治体にとっても一人一人の住民にとっても重要な課題である。したがって、健康増進計画の策定に当たっては、健康増進施策を自治体の最も重要な行政施策として位置づけていく必要がある。

（1）健康増進計画の目標の設定と評価における役割

健康増進計画の策定に当たっては、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健診データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施すべきである。国の目標設定期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、継続的な取組に結びつけること。評価に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組だけでなく、管内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するように留意する。また、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できる仕組みを整備する。

特に、都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえた住民に分かりやすい目標を提示するとともに、市町村における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

また、市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

① 都道府県の役割

都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすことになる。このため、都道府県は、都道府県単位で健康増進事業実施者、医療機関その他の関係機関等から構成される地域・職域連携推進協議会等を設置・活用し、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、健康増進計画に反映させる。

なお、都道府県が地域・職域連携推進協議会等を設置・活用するに当たっては、必要に応じて都道府県労働局に参加を要請するなどの連携を図る。

都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に規定する都道府県がん対策推進計画等の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に規定する基本的事項との調和に配慮する。

また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定支援を行うとともに、市町村ごとの分析を行い、市町村間の健康格差の是正に向けた目標を設定するよう努める。

② 保健所の役割

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における計画策定の支援を行う。

③ 市町村の役割

市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画等の市町村健康増進計画と関連する計画との調和を図るようにする。

(2) 健康増進を担う人材の育成

地方自治体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。このため、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等健康づくりのための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康づくりのための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、都道府県においては、市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。地域保健担当者、学校保健担当者等は、住民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

2. 多様な分野における連携(推進体制)

(1) 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画をできるだけ具体的に設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図りながら、効果的な取組を進めていくことが望ましい。そうした取組を進めていくことが、地域の健康課題の解決に向け重要である

(2) 企業等多様な主体による自発的取組や連携の推進

国民の健康増進の総合的な推進を図るためには、運動や休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業等、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体が、国民一人一人の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、その取組について国民に情報発信を行うことが必要である。特に、企業における自発的な取組としては、企業内での従業員やその家族に対する健康関連情報の啓発や健康づくりに関する施策の実践を通して福利厚生が充実し、従業員のより働きやすい職場環境づくりと家族の生活向上につながる。また、企業活動や自社の商品・サービスを通じて、より多くの国民に対して健康づくりの意識を高め、行動を変えるよう働きかけを行うことにより、健康に関する情報の露出が図られ、健康づくりへの意識付けが広がることが期待される。さらに、健康づくりに貢献する企業が健康に対する高い意識を持つ国民の支持を受け、企業活動や社会貢献活動の拡大につながるということが想定される。こうした企業レベルでの取組が、今後の国民運動の効果的な推進における課題の一つとなると思われる。

さらに、国、地方公共団体等としても、そうした企業等の取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うことで他の企業等における健康づくりの取組への波及効果が期待できるなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。

(3) その他の健康関連の対策との連携

健康増進の取組を進めるに当たっては、厚生労働行政分野における対策、すなわち、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導などを含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策などの健康増進に関するもののみならず、厚生労働行政分野以外における対策、すなわち、学校保健対策やウォーキングロード(遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。)

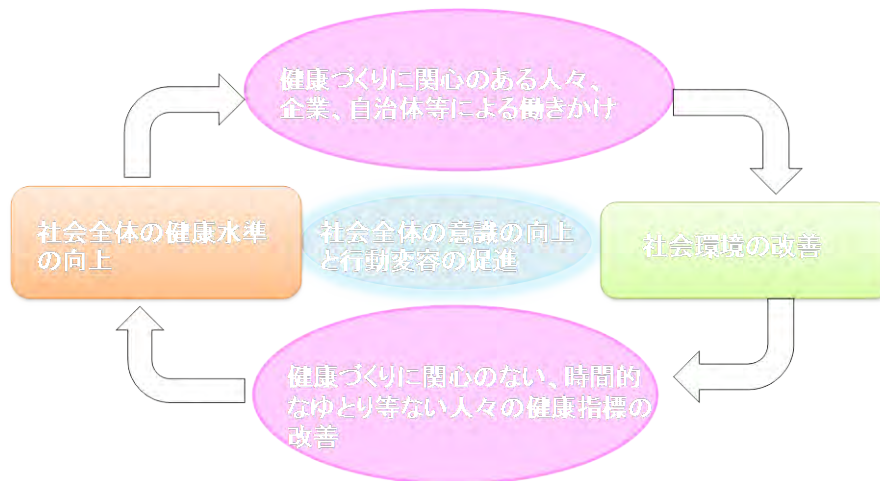
の整備などの対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用などの生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係する諸対策も重要であり、こうした対策に係る関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携をとりながら、健康増進の取組を進めていく必要がある。

3. 周知・広報戦略

(1) 社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性の周知に関する広報

個人の健康は社会環境の影響を受けることから、社会全体として健康を支え、守る環境づくりに取り組むことの重要性について周知を図る。健康づくりに関心のある人々や企業、自治体等が、食品中の栄養成分の改善や受動喫煙防止、職場環境の改善などに積極的に関与し、社会環境の改善を促すことができれば、健康づくりに関心がない人や時間的なゆとりのない人の健康増進にも寄与することができる。特に、企業や自治体等の長が、社会全体が健康づくりに取り組む重要性を認識し、積極的に進めようとする機運を醸成するものとする。

また、「健康日本21（第2次）」を国民運動として推進するに当たり、その運動の意味をわかりやすく伝えるため、ロゴマークやキャッチコピーを活用するなど、周知方法に工夫を図る。



(2) 今後十分な周知が必要な課題に関する広報

受動喫煙など徐々に対策は進みつつあるが、その周知が未だ十分ではない課題とともに、COPDやロコモティブシンドロームといった新たな課題については、特定の課題にターゲットに対する広報に、関係機関の連携の下、積極的に取り組む。

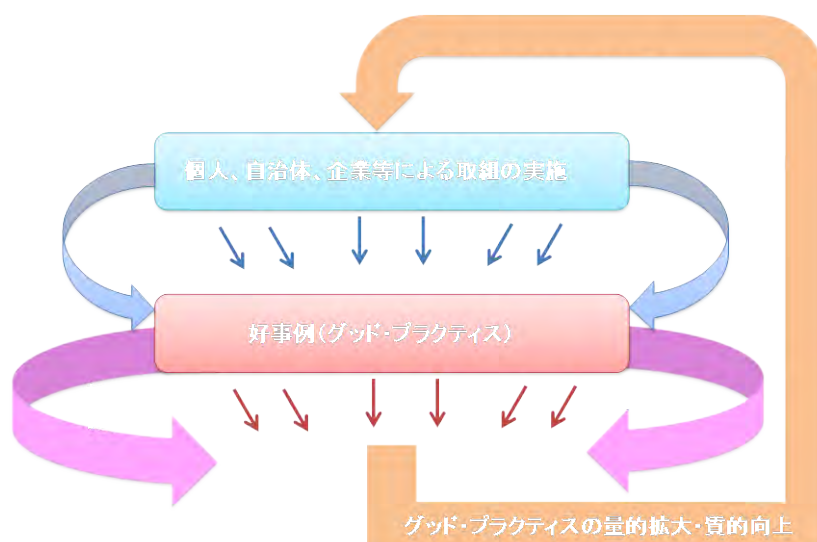
また、生活習慣に関する情報の提供に当たっては、マスメディアやインターネット、ソーシャルメディアのほか、健康増進に関するボランティア団体や、産業界、学校教育、保健事業における健康相談等多様な経路・タッチポイントを活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行っていくことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報が提供されないよう留意する。

(3) 調査・分析に基づくターゲットを明確にした広報戦略

国民に周知するメッセージをより多くの人々に届けようと考えると、発信するメッセージが広く浅くになってしまい、自分事として捉えられないものになってしまうおそれがある。行動変容を促すための具体的な内容のメッセージを届けるためには、性別やライフステージだけに着目するのではなく、ターゲットとする集団を明確にするとともに、行動や意識に関する特徴や健康に関するニーズなどの違いを十分に把握・分析し、自分事として受け取られるメッセージを発信する。

(4) グット・プラクティスを活用した広報戦略

個人のみならず、自治体や企業等が健康づくりに取り組むにあたって、身近な取組の好事例（グット・プラクティス）があると、効果的な実践につながりやすいことが知られている。また、複数の取組の課題がある場合、ひとつの課題に効果的に取り組むことができれば、その経験や自信をもとに、新たな課題に取り組むという好循環につながる可能性が期待できる。そこで、グット・プラクティスに関する情報を広く発信して、個人、自治体や企業等のそれぞれの健康づくりの実践を促すとともに、関係者での情報共有を通して、グット・プラクティスの量的拡大と質的向上を図ることにより、環境整備を含めた社会全体としての取組を促していく仕組みを構築していく必要がある。



(参考)

基本的な方向		目 標							
①健康寿命の延伸と健康格差の縮小	全体目標					①健康寿命の延伸 ②健康格差の縮小			
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	NCDの予防	がん	①75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 ②がん検診の受診率の向上						
		循環器疾患	①脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 ②高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下) ③脂質異常症の減少 ④メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ⑤特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上						
		糖尿病	①合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少 ②治療継続者の割合の増加 ③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少(HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合の減少) ④糖尿病有病者の増加の抑制						
		慢性閉塞性肺疾患(COPD)	①COPDの認知度の向上						
③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	社会生活に必要な機能の維持・向上	こころの健康	①自殺者数の減少 ②気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 ③メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加 ④小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	①適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少) ②適切な量と質の食事をとる人の増加(主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の増加、食塩摂取量の減少、野菜・果物摂取量の増加) ③共食の増加(食事を1人で食べる子どもの割合の減少) ④食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加 ⑤利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	①日常生活における歩数の増加 ②運動習慣者の割合の増加 ③住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	①睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少 ②週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)の割合の減少 ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす	①成人の喫煙率の減少 ②未成年者の喫煙をなくす ③妊娠中の喫煙をなくす ④受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	①口腔機能の維持・向上 ②歯の喪失防止 ③歯周病を有する者の割合の減少 ④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加 ⑤過去1年間に歯科検診を受診した者の増加
		次世代の健康	①健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加 ②適正体重の子どもの増加						
		高齢者の健康	①介護保険サービス利用者の増加の抑制 ②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上 ③ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している国民の割合の増加 ④低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制 ⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少 ⑥就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加						
④健康を支え、守るための社会環境の整備	地域の絆による社会づくり	①地域のつながりの強化 ②健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加 ③健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加 ④健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加 ⑤健康格差対策に取り組む自治体数の増加							

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（案） の修正案

この方針は、21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することができるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防と管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれ

のライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・^{くう}口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することに

より、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね10年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二 目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測されるCOPDへの対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少等を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者の増加の抑制を図るとともに、重症化を予防

するために、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少等为目标とする。

COPDは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、かつ、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子どもの心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どもの頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子どもの増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要があり、要介護状態、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な

支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考え方にに基づき、別表第五のとおりとする。

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、関係行政機関の連携による食生活に関する国民運動の推進、食育の推進、専門的スキルを有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(3) 休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠をとり、余暇等で体やこころを養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠の確保及び週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組む。

(4) 飲酒

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

(5) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDといったNCDの予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因になるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

(6) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕^{しよく}予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健康診査データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施することが必要である。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に

努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、民間団体等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、企業の代表者、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。
- 2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。
また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。
- 3 保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。
- 4 市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

また、市町村は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条及び第19条の2に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。

5 都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、企業等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。

6 都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるよう留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等の評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、統計法（平成19年法律第53号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、ICT（情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用して、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二 健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に関する的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行う。また、新たな研究の成果については、健康増進に関する基準や指針に反映させるなど、効果的な健康増進の実践につながるよう支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進を図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施することがある。また、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健康診査その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第9条第1項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ICTを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、

複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二 健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、9月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進することとする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を九月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に係る機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 多様な主体による自発的取組や連携の推進

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行

うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。健康増進の取組としては、健診・検診の実施主体と民間の健康増進サービスを実施する事業者が連携し、対象者に対して効果的かつ効率的に健康増進サービスを提供することも考えられる。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一

【健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標】

項目	現状	目標
①健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性 70.42 年 女性 73.62 年 (平成 22 年)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命であること (平成 34 年度)
②健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小）	男性 2.79 年 女性 2.95 年 (平成 22 年)	都道府県格差を縮小すること (平成 34 年度)

(注) 上記①の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意することとする。

また、上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二

【主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標】

(1) がん

項目	現状	目標
①75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	84.3 (平成 22 年)	73.9 (平成 27 年)
②がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 34.3% 女性 26.3% 肺がん 男性 24.9% 女性 21.2% 大腸がん 男性 27.4% 女性 22.6% 子宮頸がん 女性 32.0% 乳がん 女性 31.4% (平成 22 年)	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面 40%) (平成 28 年)

(注) がん検診の受診率の算定に当たっては、40歳から69歳まで（子宮頸がんは20歳から69歳まで）を対象とする。

(2) 循環器疾患

項目	現状	目標
①脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	脳血管疾患 男性 49.5 女性 26.9 虚血性心疾患 男性 36.9 女性 15.3 (平成 22 年)	脳血管疾患 男性 41.6 女性 24.7 虚血性心疾患 男性 31.8 女性 13.7 (平成 34 年度)
②高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）	男性 138mmHg 女性 133mmHg (平成 22 年)	男性 134mmHg 女性 129mmHg (平成 34 年度)
③脂質異常症の減少	総コレステロール 240mg/dl 以上の者の 割合 18.5% LDLコレステロール 160mg/dl 以上の 者の割合 10.2% (平成 22 年)	総コレステロール 240mg/dl 以上の者の 割合 14% LDLコレステロール 160mg/dl 以上の者の割合 7.7% (平成 34 年度)
④メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	1,400 万人 (平成 20 年度)	平成 20 年度と比べて 25%減少 (平成 27 年度)
⑤特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	特定健康診査の実施 率 41.3% 特定保健指導の実施 率 12.3% (平成 21 年度)	平成 25 年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 (平成 29 年度)

(3) 糖尿病

項目	現状	目標
①合併症（糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数）の減少	16,271 人 (平成 22 年)	15,000 人 (平成 34 年度)
②治療継続者の割合の増加	63.7%	75%

	(平成 22 年)	(平成 34 年度)
③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 (HbA1c が JDS 値 8.0% (NGSP 値 8.4%) 以上の者の割合の減少)	1.20% (平成 21 年度)	1.0% (平成 34 年度)
④糖尿病有病者の増加の抑制	890 万人 (平成 19 年)	1000 万人 (平成 34 年度)
⑤メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 (再掲)	1,400 万人 (平成 20 年度)	平成 20 年度と比べて 25% 減少 (平成 27 年度)
⑥特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上 (再掲)	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成 21 年度)	平成 25 年度から開始する第二期医療費適正化計画に合わせて設定 (平成 29 年度)

(4) COPD

項目	現状	目標
①COPDの認知度の向上	25% (平成 23 年)	80% (平成 34 年度)

別表第三

【社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標】

(1) こころの健康

項目	現状	目標
①自殺者の減少 (人口 10 万人当たり)	23.4 (平成 22 年)	自殺総合対策大綱の見直しの状況を踏まえて設定
②気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% (平成 22 年)	9.4% (平成 34 年度)
③メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% (平成 19 年)	100% (平成 32 年)
④小児人口 10 万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医：94.4 (平成 22 年) 児童精神科医：10.6	増加傾向へ (平成 26 年)

	(平成 21 年)	
--	-----------	--

(2) 次世代の健康

項目	現状	目標
①健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学 5 年生 84.5% (平成 17 年度)	100%に近づける (平成 34 年度)
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	(参考値) 週に 3 日以上 小学 5 年生 男子 61.5% 女子 35.9% (平成 22 年度)	増加傾向へ (平成 34 年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	低出生体重児 9.6% (平成 22 年)	減少傾向へ (平成 26 年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学 5 年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60%、女子 3.39% (平成 23 年)	減少傾向へ (平成 26 年)

(3) 高齢者の健康

項目	現状	目標
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	452 万人 (平成 24 年度)	657 万人 (平成 37 年度)
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% (平成 21 年)	10% (平成 34 年度)
③ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	(参考値) 17.3% (平成 24 年)	80% (平成 34 年度)
④低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4% (平成 22 年)	22% (平成 34 年度)
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少	男性 218 人	男性 200 人

(千人当たり)	女性 291 人 (平成 22 年)	女性 260 人 (平成 34 年度)
⑥就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加	(参考値) 何らかの地域活動をしている高齢者の割合 男性 64.0% 女性 55.1% (平成 20 年)	80% (平成 34 年度)

(注) 上記①の目標については、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）の策定に当たって試算した結果に基づき設定したものである。

別表第四

【健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標】

項目	現状	目標
①地域のつながりの強化（居住地域で互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）	(参考値) 自分と地域のつながりが強い方だと思ふ割合 45.7% (平成 19 年)	65% (平成 34 年度)
②健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	(参考値) 健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0% (平成 18 年)	25% (平成 34 年度)
③健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	420 社 (平成 24 年)	3,000 社 (平成 34 年度)
④健康づくりに関して身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	(参考値) 民間団体から報告のあった活動拠点数 7,134 (平成 24 年)	15,000 (平成 34 年度)
⑤健康格差対策に取り組む自治体の増加 (課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施し	11 都道府県 (平成 24 年)	47 都道府県 (平成 34 年度)

ている都道府県の数)		
------------	--	--

別表第五

【栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標】

(1) 栄養・食生活

項目	現状	目標
①適正体重を維持している者の増加 (肥満、やせの減少)	20～60 歳代男性の肥満者の割合 31.2% 40～60 歳代女性の肥満者の割合 22.2% 20 歳代女性のやせの者の割合 29.0% (平成 22 年)	20～60 歳代男性の肥満者の割合 28% 40～60 歳代女性の肥満者の割合 19% 20 歳代女性のやせの者の割合 20% (平成 34 年度)
②適切な量と質の食事をとる者の増加		
ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	70.3% (平成 22 年度)	80% (平成 34 年度)
イ 食塩摂取量の減少	10.6g (平成 22 年)	8g (平成 34 年度)
ウ 野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量 100 g 未満の者の割合 61.4% (平成 22 年)	野菜摂取量の平均値 350 g 果物摂取量 100 g 未満の者の割合 30% (平成 34 年度)
③共食の増加 (食事を 1 人で食べる子どもの割合の減少)	朝食 小学生 14.8% 中学生 33.8% 夕食 小学生 2.2% 中学生 6.9% (平成 17 年度)	減少傾向へ (平成 34 年度)
④食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	食品企業登録数 14 社 飲食店登録数	食品企業登録数 100 社 飲食店登録数

	17,284 店舗 (平成 24 年)	30,000 店舗 (平成 34 年度)
⑤利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成 22 年度)	80% (平成 34 年度)

(2) 身体活動・運動

項目	現状	目標
①日常生活における歩数の増加	20 歳～64 歳 男性 7,841 歩 女性 6,883 歩 65 歳以上 男性 5,628 歩 女性 4,584 歩 (平成 22 年)	20 歳～64 歳 男性 9,000 歩 女性 8,500 歩 65 歳以上 男性 7,000 歩 女性 6,000 歩 (平成 34 年度)
②運動習慣者の割合の増加	20～64 歳男性 26.3% 20～64 歳女性 22.9% 65 歳以上男性 47.6% 65 歳以上女性 37.6% (平成 22 年)	20～64 歳男性 36% 20～64 歳女性 33% 65 歳以上男性 58% 65 歳以上女性 48% (平成 34 年度)
③住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	17 都道府県 (平成 24 年)	47 都道府県 (平成 34 年度)

(3) 休養

項目	現状	目標
①睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4% (平成 21 年)	15% (平成 34 年度)
②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少	9.3% (平成 23 年)	5.0% (平成 32 年)

(4) 飲酒

項目	現状	目標
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	男性 16.4% 女性 7.4% (平成22年)	男性 14.0% 女性 6.3% (平成34年度)
②未成年者の飲酒をなくす	中学3年生 男子 10.5% 女子 11.7% 高校3年生 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年)	0% (平成34年度)
③妊娠中の飲酒をなくす	8.7% (平成22年)	0% (平成26年)

(5) 喫煙

項目	現状	目標
①成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	19.5% (平成22年)	12% (平成34年度)
②未成年者の喫煙をなくす	中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年生 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年)	0% (平成34年度)
③妊娠中の喫煙をなくす	5.0% (平成22年)	0% (平成26年)
④受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関 16.9% 医療機関 13.3% (平成20年) 職場 64% (平成23年) 家庭 10.7%	行政機関 0% 医療機関 0% (平成34年度) 職場 受動喫煙の無い 職場の実現 (平成32年)

	飲食店 50.1% (平成 22 年)	家庭 3% 飲食店 15% (平成 34 年度)
--	------------------------	--------------------------------

(6) 歯・口腔の健康

項目	現状	目標
①口腔機能の維持・向上 (60 歳代における咀嚼良好者の増加)	73.4% (平成 21 年)	80% (平成 34 年度)
②歯の喪失防止		
ア 80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の増加	25.0% (平成 17 年)	50% (平成 34 年度)
イ 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の増加	60.2% (平成 17 年)	70% (平成 34 年度)
ウ 40 歳で喪失歯のない者の増加	54.1% (平成 17 年)	75% (平成 34 年度)
③歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20 歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少	31.7% (平成 21 年)	25% (平成 34 年度)
イ 40 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	37.3% (平成 17 年)	25% (平成 34 年度)
ウ 60 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	54.7% (平成 17 年)	45% (平成 34 年度)
④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3 歳児でう蝕がない者の割合が 80%以上である都道府県の増加	6 都道府県 (平成 21 年)	23 都道府県 (平成 34 年度)
イ 12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加	7 都道府県 (平成 23 年)	28 都道府県 (平成 34 年度)
⑤過去 1 年間に歯科検診を受診した者の増加	34.1% (平成 21 年)	65% (平成 34 年度)

パブリックコメント結果(概要)

- 平成24年4月14日～平成24年5月13日の1か月間実施。
- 御意見の総数は、902件。

主な御意見の概要

分野	主な御意見の概要	
○ 喫煙について(766件)	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ対策を推進すべき(82件) ・喫煙率の数値目標設定に賛成(39件) ・喫煙の健康影響につき、普及啓発・教育を実施すべき(27件) ・喫煙率低減、受動喫煙防止のため、法整備をすべき(17件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標は、国の介入により特定の数値に誘導するもの(205件) ・喫煙とがんによる死亡者の因果関係は比例していない(90件) ・たばこ産業の影響も考慮すべき(65件) ・今回の改正案は喫煙に著しく偏重している(47件)
○ 歯・口腔の健康について(34件)	<ul style="list-style-type: none"> ・集団応用フッ化物洗口の普及を推進すべき(12件) ・水道水フッ化物の目標を追加すべき(5件) ・フッ化物配合歯磨剤の適正使用に関する目標を設定すべき(5件) 他12件 	
○ 飲酒について(27件)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールは個人の嗜好品であり、数値目標の設定に反対(11件) ・飲酒の害に対し、国が普及啓発を行うべき(3件) 他13件 	
○ 主要な生活習慣病の発症予防・重症化予防について(12件)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん健診を推進すべき(4件) ・COPDについて、より積極的な目標を追加すべき(1件) 他7件 	
○ 運動・身体活動について(9件)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツと健康増進の関係について、国はもっと把握すべき(1件) 他8件 	
○ 栄養・食生活について(5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・塩分の目標については、WHOの目標と合わせて1日6グラムとすべき(1件) 他4件 	
○ こころ・休養について(5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の睡眠時間や必要な休養を増やすための整備をすべき(1件) 他4件 	
○ その他(44件)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴う、放射線物質への対策を行うべき(7件) ・学校教育における健康づくりの取り組みを推進すべき(3件) 他33件 	

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(案)

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的事項を次のように定める。

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、すべての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上に寄与する。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組む課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場、地域(保健所、市町村保健センター等)、医療機関(病院歯科・歯科診療所を含む。)、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開することが重要である。また、平成元年(1989年)より80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」は、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

二 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ちや予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようにする取組を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現する。

三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)の向上を図るためには、口腔機能

の維持・向上が重要である。

高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（高等学校を含む。）にかけて、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。

具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等により促進することが重要である。

四 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者、介護を必要とする高齢者その他の者で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、国及び地方公共団体に歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職を配置すること、また、地方公共団体に口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行うための支援体制の整備が必要である。

第二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を目指して、国は、第一の二から五までについて、それぞれアウトカムとしての目標、プロセスとしての計画を設定する。

一 目標、計画設定と評価の考え方

国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね10年後を達成時期として設定することとし「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標、計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行うことにより、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映できるようにする。

二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画

国が国民の歯科口腔保健について設定する具体的な目標、計画は、別表に掲げるものとし、国はこれらの目標、計画に基づき、歯科口腔保健の推進に取り組むとともに進行管理を行っていくものとする。

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。

本基本的事項において、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する具体的な目標は特に設定しないが、次の2から5に掲げる目標、計画を達成すること等により実現を目指すこととする。

2 歯科疾患の予防における目標・計画

う蝕、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期、高等学校等を含む学齢期、妊産婦を含む成人期、高齢期に分けて目標、計画を設定する。

(1) 乳幼児期

健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導及びう蝕予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 学齢期(高等学校等を含む)

口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(3) 成人期(妊産婦を含む)

健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善(禁煙支援等)のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標・計画の具体的指標及び項目を設定する。

(1) 乳幼児期、学齢期(高等学校等を含む)

口腔機能の獲得を目標に設定し、その実現を図るため、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発及び口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 成人期、高齢期

口腔機能の維持・向上を目標に設定し、その実現を図るため、口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識の普及啓発、義歯の手入れを含む歯口清掃及び食育等の歯科保健指導並びに口腔機能の維持・向上に関する取組の推進に関する計画の具体的

項目を設定する。

- 4 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者における目標・計画
定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・要介護高齢者等については、定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標を設定し、その実現を図るため、定期的な歯科検診・歯科医療に関する実態把握、歯科疾患及び医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発等に関する計画の具体的項目を設定する。
- 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画
歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科に係る検診の勧奨及び実施体制の整備、口腔保健支援センターの設置並びに研修の充実等に関する計画の具体的項目を設定する。

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標、計画の設定と評価

都道府県は歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標、計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標、計画等を設定し、定期的に評価及び改定を実施するよう努めるものとする。

二 目標、計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域の実情に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。
- 2 保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。
- 3 市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。

- 4 都道府県及び市町村は、目標、計画の設定、評価において、科学的根拠に基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定し、また、住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。
- 5 都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、都道府県が策定する健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に規定する健康増進計画、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する都道府県介護保険事業支援計画及びがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に規定する都道府県がん対策推進計画等の都道府県健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

第四 調査及び研究に関する基本的な事項

一 調査の実施及び活用

国は、歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、その設定期間や、評価の時期を勘案して、原則として 5 年毎に、歯科疾患実態調査等の企画を行い、実施する。

また、国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。

さらに、地方公共団体等は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとし、国は、各地域で行われている施策等を把握し、情報提供するとともに、評価を行うものとする。

二 研究の推進

国及び地方公共団体は、効果的な国民の歯科口腔保健の状況の改善に資するため、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療費との関係及び歯科疾患に係るより効果的な予防・治療法等についての研究を推進し、その研究結果の施策への反映を図るとともに、的確かつ十分に情報提供するものとする。

この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定

される条例等を遵守する。

さらに、国及び地方公共団体は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、企業等との連携のもと、ICT（情報通信技術）等を活用して、全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める。

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

歯科口腔保健の推進は、基本的に国民一人ひとりの意識と行動の変容にかかっており、国民の主体的な取組を支援していくためには、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、国及び地方公共団体が行う情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要であり、その内容が科学的知見に基づいたものであり、分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。

また、生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。

なお、情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わるようなことがないよう留意する。

さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される歯の衛生週間等を活用していく。

二 歯科口腔保健を担う人材

国及び地方公共団体においては、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職並びに歯科口腔保健を担当する医師、看護師、保健師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要がある。さらに、歯科口腔保健がより円滑かつ適切に実施できるように、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、歯科口腔保健の計画・施策への参画及び当該事業の企画・調整を行う歯科口腔保健を担当する人材として歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の確保等に努めることが望ましい。

また、これらの人材の資質向上を図るため、国において総合的な企画及び調整の能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

さらに、歯科口腔保健の推進には、地域のボランティアの役割も重要であるため、主体的に歯科口腔保健に取り組むボランティアを養成する体制を推進することも重要である。

三 歯科口腔保健を担う者の連携および協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職、医師、看護師、保健師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、介護福祉士、地域保健担当者、学校保健担当者等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む）、介護保険施設、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が講ずる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、地方公共団体は保健所、市町村保健センター、児童相談所等を含めた歯科口腔保健を担う関係機関等から構成される中核的な推進組織を設置する等、互いに連携・協力して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。

特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊産婦、周術期管理が必要な者等に対する医科・歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保健の推進が期待される。障害者・要介護高齢者等に対する歯科口腔保健対策の推進に当たっては、地域の病院や主治医を含む障害者福祉・介護関係機関等の関係者との緊密な連携体制を構築することが望ましい。

また、併せて、産業保健と地域保健が協力して行う取組の中で全身の健康のために歯の健康が重要であるという認識を深めていくことが望ましい。

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性を、国民や歯科口腔保健を担う者に対して普及啓発等を行い、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

(別表)

1 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標
次の2から5に掲げる目標、計画を達成すること等により実現を目指すこととする。

2 歯科疾患の予防における目標、計画

(1) 乳幼児期

【目標】健全な歯・口腔の育成

具体的指標	現状値	目標値 (平成34年度)
3歳児でのう蝕のない者の増加	77.1%	90% (※健やか親子21では平成26年度の目標値80%以上)

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none">・普及啓発(歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識)・歯科保健指導の実施(生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等)・う蝕予防方法の普及(フッ化物、小窩裂溝填塞法(シーラント)、定期的な歯科検診等)・その他

(2) 学齢期(高等学校等を含む)

【目標】口腔状態の向上

具体的指標	現状値	目標値 (平成34年度)
12歳児でのう蝕のない者の増加	54.6%	65%
中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少	25.1%	20%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none">・普及啓発(歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識)・歯科保健指導の実施(生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等)

- ・う蝕予防方法の普及(フッ化物、小窩裂溝填塞法(シーラント)、定期的な歯科検診等)
- ・歯周病予防方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等)
- ・その他

(3) 成人期(妊産婦を含む)

【目標】健全な口腔状態の維持及び良好な口腔状態の維持

具体的指標	現状値	目標値 (平成34年度)
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少	31.7%	25%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	37.3%	25%
40歳の未処置歯を有する者の減少	40.3%	10%
40歳で喪失歯のない者の増加	54.1%	75%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等) ・う蝕予防方法の普及(フッ化物、定期的な歯科検診等) ・歯周病予防、重症化予防の方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等) ・その他

(4) 高齢期

【目標】歯の喪失防止

具体的指標	現状値	目標値 (平成34年度)
60歳の未処置歯を有する者の減少	37.6%	10%
60歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	54.7%	45%
60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の増加	60.2%	70%
80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の増加	25.0%	50%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知

識)

- ・歯科保健指導の実施(生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等)
- ・う蝕予防方法の普及(フッ化物、定期的な歯科検診等)
- ・歯周病予防、重症化予防の方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等)・その他

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標、計画

(1) 乳幼児期、学齢期(高等学校等を含む)

【目標】口腔機能の獲得

具体的指標	現状値	目標値 (平成 34 年度)
3 歳児での不正咬合等が認められる者の減少	12.3%	10%

【計画】

具体的項目
・普及啓発(口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の改善、食育等) ・その他

(2) 成人期、高齢期

【目標】口腔機能の維持・向上

具体的指標	現状値	目標値 (平成 34 年度)
60 歳代における咀嚼良好者の増加	73.4%	80%

【計画】

具体的項目
・普及啓発(口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(咀嚼訓練、歯口清掃(舌・粘膜等の清掃含む)、義歯の清掃・管理、食育等) ・口腔機能の回復・向上に関する取組の推進 ・その他

4 定期的な歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標、計画

(1) 障害者

【目標】定期的な歯科検診・歯科医療の推進

具体的指標	現状値	目標値 (平成 34 年度)
障害（児）者入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、口腔ケア等に関する知識) ・歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等） ・障害者の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた効果的な対策の実施 ・その他

(2) 要介護高齢者

【目標】 定期的な歯科検診・歯科医療の推進

具体的指標	現状値	目標値 (平成 34 年度)
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%（介護老人保健施設の現状値）	50%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識) ・歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等） ・要介護高齢者の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施 ・その他

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標、計画

【目標】 歯科口腔保健の推進体制の整備

具体的指標	現状値	目標値 (平成 34 年度)
過去 1 年間に歯科検診を受診した者の増加	34.1%	65%
3 歳児でう蝕がない者の割合が 80%以上である都道府県の増加	6 都道府県	23 都道府県

1 2 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加	7 都道府県	28 都道府県
歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26 都道府県	36 都道府県

【計画】

<p>具体的項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備 ・ 口腔保健支援センターの設置 ・ 歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定・評価・歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成 ・ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職、医師、看護師、保健師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、介護福祉士等の研修の充実 ・ その他
--

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標等について（案）

「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年法律第95号）第12条第1項の規定に基づき定められる「基本的事項」の目標について、必要性、目標値の考え方等を以下に示すこととするので参考とされたい。

1 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標

次の2から5に掲げる目標等を達成すること等により実現を目指すこととする。

2 歯科疾患の予防における目標

（1）乳幼児期

【目標】健全な歯・口腔の育成

具体的指標：3歳児でのう蝕のない者の増加

現状値	77.1%（平成21年）
目標値	90%（平成35年）
データソース	厚生労働省 実施状況調べ （3歳児歯科健康診査、平成17～21年）
目標の必要性	3歳児は乳歯咬合の完成期であり、乳歯う蝕状況を評価する上で最もよく用いられる年代である。 健康日本21の最終評価において、3歳児のう蝕有病者率は低減したが、「う蝕のない3歳児の割合を80%以上にする」目標は達成されておらず、さらなる改善が必要である。
目標値の考え方	3歳児のう蝕有病者率の過去の5年間データ（3歳児歯科健康診査結果、平成17～21年）から、う蝕のない者の割合を求め、その値をもとに回帰分析による推計を行った。その結果、平成34年度において、3歳児でのう蝕のない者の割合は93.9%と推計されたが、既に、う蝕のない者の割合が高率に達していることから、今後、天井効果により上昇傾向に抑制がかかることが予想される。これらのことを踏まえ、実現可能性等を考慮して、目標値を90%と設定する。

(2) 学齢期（高等学校等を含む）

【目標】 口腔状態の向上

具体的指標①：12歳児でのう蝕のない者の増加

現状値	54.6%（平成23年）
目標値	65%（平成34年度）
データソース	学校保健統計調査（平成21～23年）
目標の必要性	<p>う蝕は、学齢期の子どもにとって裸眼視力1.0未満の者と並ぶ代表的な疾病であり、小児の健全な育成のためにう蝕予防は重要である。</p> <p>12歳児のう蝕有病状況は、学齢期の歯科保健の代表的な指標のひとつであり、その有用性は高い。</p>
目標値の考え方	<p>客体数が多く、かつ毎年の経年的データが報告されている学校保健統計調査の直近の3年間のデータ（平成21～23年）を用いてう蝕のない者を算出し、得られたデータをもとに回帰分析による推計を行った。その結果、平成34年度において「12歳児でのう蝕のない者の割合」は76.1%と推計されたが、既にフッ化物歯磨剤の市場占有率ならびに使用者割合ともに約9割に達していること等の背景要因の変化により、今後「う蝕のない者の割合」の上昇傾向は抑制がかかる可能性がある。また、学校における歯・口腔の健康づくりにかかわる保健活動の現状等を踏まえることも必要であると考えられる。これらの実現可能性に関わる項目を考慮し目標値を65%と設定する。</p>

具体的指標②：中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少

現状値	25.1%（10～19歳、H17歯科疾患実態調査）
目標値	20%
データソース	歯科疾患実態調査（平成11年、平成17年）
目標の必要性	<p>学齢期（高等学校を含む）の歯周疾患の詳細な全国的データは、歯科疾患実態調査のみである。ここでは、歯周組織の炎症初期に見られる代表的な所見である「プロービング時の出血」を示すコード1の該当者を歯肉炎保有者として、その有病状況の推移をみた。その結果、平成11年から17年の6年間では、ほぼ変化なく推移している。</p> <p>今後、学齢期の口腔保健の向上を図る上で、歯肉炎予防は重要な課題であるばかりでなく、成人期以降の歯周病対策にもつながる大きな健康課題である。学齢期において、正しいセルフケアについての知識と方法を習得し、歯科保健行動を変容することにより、学齢期の歯肉炎のリスクは低減すると予想される。</p>
目標値の考え方	<p>歯科疾患実態調査のデータを用い、歯周疾患のスクリーニング評価であるCPI（Community Periodontal Index:地域歯周疾患指数）にて、軽度の歯肉炎症の代表的な所見である出血を表すコード1を有する者を歯肉炎保有者とした。CPIデータについては、平成11年と平成17年の歯科疾患実態調査によって報告されているが、10歳代では23.3%から25.1%に微増している。</p> <p>歯肉炎は正しい歯口清掃を行うことにより、可逆的に改善するため、適切な歯科保健指導が実施されれば、状況は好転するものと考えられる。実現可能性を含め、上記の事項を総合的に勘案して、目標値を20%に設定した。</p> <p>なお、CPIの実施には専用プローブを用いた検診を行う必要があるが、各都道府県にて学校保健統計調査の歯科のデータを活用できる場合は、G所有者とGO数のデータを把握し、歯肉炎所有者率（$(G \text{所有者} + GO \text{数}) / \text{全受診者数} \times 100$）を用いてもよい。その場合の目標値は、地域・学校での現状を加味して設定するのが望ましい。</p>

(3) 成人期（妊産婦を含む）

【目標】健全な口腔状態の維持

具体的指標①：20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少

現状値	20歳代 31.7%（平成21年国民健康・栄養調査）
目標値	20歳代 25%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査（平成21年）
目標の必要性	<p>歯周病は、う蝕と並ぶ歯科の二大疾病のひとつであり、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患である。また、歯周病は糖尿病や循環器疾患との関連性が指摘されていることから、成人期においての重要な健康課題のひとつである。</p> <p>歯肉の所見は若年期より高率に認められ、歯周炎が顕在化し始めるのは40歳以降であるが、国民健康・栄養調査だけでなく歯科疾患調査においても、歯肉に炎症所見を有する20歳代の者はほとんど減少しておらず、対策の必要性は高い。</p>
目標値の考え方	<p>平成21年国民健康・栄養調査の生活習慣調査の項目のひとつである「歯ぐきの状態」において、「歯ぐきが腫れている」、「歯を磨いた時に血が出る」のいずれかに該当する者を「歯肉に炎症所見を有する者」とし、別途集計した。平成16年の時点では32.2%であったが、平成21年では31.7%とほとんど変化が認められなかったことから明らかなように、20歳代での状況については改善の必要性が高い。歯肉の初期炎症は、適切なセルフケアを行い、良好な口腔管理が維持できれば改善すると言われており、近年の推移と今後の歯周病予防対策の効果を考慮し、20歳代での目標値を25%とした。</p>

具体的指標②：40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少

現状値	37.3%（平成17年歯科疾患実態調査）
目標値	25%（平成34年度）
データソース	歯科疾患実態調査（平成17年、平成21年）
目標の必要性	<p>歯周病は、う蝕と並ぶ歯科の二大疾病のひとつであり、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患である。また、歯周病は糖尿病や循環器疾患との関連性が指摘されていることから、成人期においての重要な健康課題のひとつである。</p> <p>40歳以降、歯周炎は顕在化し始めるため、40歳代での歯周炎の有病状況を把握することは歯周疾患対策の推進には大きな意義を有する。</p>
目標値の考え方	<p>歯周疾患のスクリーニング評価であるWHOのCPI（Community Periodontal Index:地域歯周疾患指数）にて、4mm以上の深い歯周ポケットを有する者（コード3以上の者）を「進行した歯周炎を有する者」とした。過去の歯科疾患実態調査（平成11年と17年）のデータを用いて、平成34年度での歯周炎有病者率について推計したところ、40歳代では32%と推計された。この値と歯周病予防の進展による改善効果を加味して、目標値を25%と設定した。</p>

具体的指標③：40歳の未処置歯を有する者の減少

現状値	40.3%（平成17年）
目標値	10%（平成34年度）
データソース	歯科疾患実態調査（平成5年、平成11年、平成17年）
目標の必要性	<p>未処置歯を有する者の低減は、歯の喪失防止に直結するものであり、重要な健康課題のひとつである。</p> <p>近年、中高年齢層の一人平均残存（現在）歯数が増加する一方、う蝕経験者率は25歳以降ほぼ100%となっている。特に、未処置歯を有する者の割合は各年齢階級とも減少傾向を示すものの、近年、若年層に比べて、中高年齢層ではその減少率が小さくなる傾向を示している。</p> <p>高齢化の進展および残存歯数の増加に伴い、今後、増加が予想される根面う蝕の1次・2次予防を進めるためにも、未処置歯を有する者の割合を減少させていくことが重要である。</p>
目標値の考え方	<p>対象年齢は歯の早期喪失の防止に関する目標との関連性を確保することから、40歳（35～44歳）を対象年齢とした。</p> <p>近年の動向を反映するため、歯科疾患実態調査の直近3回分（平成5年、11年、17年）のデータを用いて、各年齢階級の未処置歯を有する者の割合を回帰分析による推計を行った。その結果、40歳（35～44歳）の未処置歯を有する者の割合についての平成34年度時点の推計値は14%であった。今後の口腔保健のさらなる推進と実現可能性の両者を考慮し、40歳の目標値を10%と設定する。</p>

具体的指標④：40歳で喪失歯のない者の増加

現状値	54.1%（平成17年歯科疾患実態調査）
目標値	75%（平成34年度）
データソース	歯科疾患実態調査（平成5年、11年、17年）
目標の必要性	<p>歯の喪失は器質的障害であり、摂食機能や構音機能等の主要な生活機能にも大きな影響を与える健康被害である。</p> <p>また、歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があることが、複数の疫学論文で報告されており、歯の早期喪失の防止は健康寿命の延伸にも大きく寄与するものと考えられる。</p>
目標値の考え方	<p>ライフステージを踏まえて、歯の喪失予防に取り組むためには節目となる年齢を設定するのが望ましい。歯の早期喪失の抑制のために、目標値を40歳（35～44歳）に設定することにより、重症化予防を目指す。</p> <p>目標値設定の基礎資料として、歯科疾患実態調査の過去3回分のデータをもとに回帰分析を行ったところ、40歳の喪失歯のない者の割合の推計値は79%であったが、実現可能性等を加味して75%と設定した。</p> <p>なお、歯数については、自己評価によって保有状況を評価する方法も歯科検診データと一定レベル以上の一致度を有するという報告もあるため、地方自治体にて十分な歯科検診データを有していない場合は、代替手段のひとつとして考えられる。</p>

(4) 高齢期

【目標】 歯の喪失防止

具体的指標①：60歳の未処置歯を有する者の減少

現状値	37.6%（平成17年）
目標値	10%（平成34年度）
データソース	歯科疾患実態調査（平成5年、平成11年、平成17年）
目標の必要性	<p>未処置歯を有する者の低減は、歯の喪失防止に直結するものであり、重要な健康課題のひとつである。</p> <p>近年、中高年齢層の一人平均残存（現在）歯数が増加する一方、う蝕経験者率は25歳以降ほぼ100%となっている。特に、未処置歯を有する者の割合は各年齢階級とも減少傾向を示すものの、近年、若年層に比べて、中高年齢層ではその減少率が小さくなる傾向を示している。</p> <p>高齢化の進展および残存歯数の増加に伴い、今後、増加が予想される根面う蝕の1次・2次予防を進めるためにも、未処置歯を有する者の割合を減少させていくことが重要である。</p>
目標値の考え方	<p>対象年齢は歯の早期喪失の防止に関する目標との関連性を確保することから60歳（55～64歳）を対象年齢とした。</p> <p>近年の動向を反映するため、歯科疾患実態調査の直近3回分（平成5年、11年、17年）のデータを用いて、各年齢階級の未処置歯を有する者の割合を回帰分析による推計を行った。その結果、60歳（55～64歳）の未処置歯を有する者の割合についての平成34年度時点の推計値は11%であったことより、60歳の目標値を10%と設定する。</p>

具体的指標②：60歳代における進行した歯周炎を有する者の減少

現状値	54.7%（平成17年歯科疾患実態調査）
目標値	45%（平成34年度）
データソース	歯科疾患実態調査（平成17年、平成21年）
目標の必要性	歯の寿命が延伸していることにより、高齢期においても歯周病対策を継続して実施する必要がある。60歳代では、歯周炎を有する者の割合は高率であり、さらなる対策が必要である。
目標値の考え方	<p>・ 歯周疾患のスクリーニング評価である WHO の CPI（Community Periodontal Index:地域歯周疾患指数）にて、4mm以上の深い歯周ポケットを有する者（コード3以上の者）を「進行した歯周炎を有する者」とした。なお、CPI 評価において対象歯がない者（コードXの者）も多いため、これらの者については対象者から除外して計算を行う。</p> <p>過去の歯科疾患実態調査（平成11年と17年）のデータを用い、平成34年度での歯周炎有病者率について49%と推計した。この値と歯周病予防の進展による改善効果を加味して、目標値は45%と設定した。</p>

具体的指標③：ア. 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の増加

イ. 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者（8020達成者）の増加

現状値	60歳（55～64歳）：60.2%（平成17年歯科疾患実態調査） 80歳（75～84歳）：25.0%（平成17年歯科疾患実態調査）
目標値	60歳：70%（平成34年度） 80歳：50%（平成34年度）
データソース	歯科疾患実態調査（平成5年、11年、17年）
目標の必要性	<p>歯の喪失は器質的障害であり、摂食機能や構音機能等の主要な生活機能にも大きな影響を与える健康被害である。</p> <p>また、歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があることが、複数の疫学論文で報告されており、歯の早期喪失の防止は健康寿命の延伸にも大きく寄与するものと考えられる。</p>
目標値の考え方	<p>ライフステージを踏まえて、歯の喪失予防に取り組むためには節目となる年齢を設定するのが望ましい。</p> <p>60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合については、平成5年では44.1%、平成11年では58.3%、平成17年では60.2%といった結果が示すように、増加傾向に減衰が認められる。そこで、平成11年と17年のデータのみを用い、推計値を求めたところ66%であったため、目標値を70%とした。</p> <p>80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合については、歯科疾患実態調査の過去3回分のデータをもとに回帰分析を行ったところ、平成34年度での8020達成者率の推計値が46%となったことより、目標値を50%と設定した。</p> <p>なお、歯数については、自己評価によって保有状況を評価する方法も歯科検診データと一定レベル以上の一致度を有するという報告もあるため、地方自治体にて十分な歯科検診データを有していない場合は、代替手段のひとつとして考えられる。</p>

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

(1) 乳幼児期、学齢期（高等学校等を含む）

【目標】口腔機能の獲得

具体的指標①：3歳児での不正咬合等が認められる者の減少

現状値	12.3%（平成21年）
目標値	10%（平成34年度）
データソース	厚生労働省 実施状況調べ （3歳児歯科健康診査、平成13～21年）
目標の必要性	<p>3歳児は乳歯咬合の完成期であり、乳歯列の不正咬合を調べるためには最も適した年代である。指しゃぶりに代表される不良習癖があると、不正咬合の一因となることが知られていることから、乳歯列の不正咬合の改善は口腔機能を獲得する上でも重要な意義を有するものである。</p> <p>不正咬合を有する者の割合は微減傾向にあったが、直近のデータでは12.1%（平成20年）から12.3%（平成21年）と僅かではあるが、増加に転じている。</p>
目標値の考え方	<p>3歳児歯科健康診査において、何らかの不正咬合の所見を認めた者の割合について、過去のデータ（平成13～21年）を用いて回帰分析による推計を行った結果、平成34年度には10.7と推計された。また、上述したように直近のデータ推移では若干のバラつきが認められるところであるが、長期的にはゆるやかな減少傾向にあること等を踏まえ、目標値を10%と設定した。</p>

(2) 成人期、高齢期

【目標】口腔機能の維持・向上

具体的指標：60歳代における咀嚼良好者の増加

現状値	73.4%（平成21年）
目標値	80%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査（平成16年、平成21年）
目標の必要性	<p>口腔機能は、円滑な経口摂食を営むために不可欠な機能であり、その良否は寿命の延伸やQOL（生活の質）の向上に大きく関係しているとの複数の研究知見が報告されている。</p> <p>特に、高齢者における咀嚼機能については、その良否が栄養摂取状況や運動機能とも密接な関連性を有し、咀嚼等の口腔機能の維持・向上は「歯の健康」における極めて重要な健康課題である。また、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することはQOLの向上や健康寿命の延伸に大きく寄与する。</p>
目標値の考え方	<p>国民健康・栄養調査の生活習慣調査の項目のひとつである「咀嚼の状況」において、「なんでも噛んで食べることができる」と回答した者を咀嚼良好者とした。目標値については、過去のデータに基づく推計結果と、重症化予防の見地から、50歳代の状況を保持することを目指すことを踏まえて設定した。</p> <p>咀嚼に関するデータについては、平成16年と平成21年の国民健康・栄養調査結果より推計値を求めた結果、60歳代での咀嚼良好者の平成34年度での割合は79%と推計された。また、平成21年の国民健康・栄養調査での50歳代の咀嚼良好者の現状値は78.2%であった。これらの結果を踏まえ、目標値を80%と設定した。</p>

4 定期的な歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標

(1) 障害者

【目標】 定期的な歯科検診、歯科医療の推進

具体的指標：障害（児）者入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加

現状値	66.9%（平成 23 年）
目標値	90%（平成 34 年度）
データソース	平成 23 年度厚労科研「歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究」
目標の必要性	<p>歯科口腔保健の推進に関する法律では、法第 9 条において、障害者等の歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者に対して、定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが出来るようにするための施策の実施を国および地方公共団体に義務づけている。</p> <p>一方で、障害（児）者の口腔状況や障害（児）者福祉施設における歯科保健活動等の実態は、特定地域や特定施設の利用者等に限定されたデータが散見されるのみで、全国的な実態は明らかにされていない。このため、障害（児）者を対象とした歯科口腔保健施策の現状値を把握するために、全国の障害（児）者入所施設を対象に調査を実施し、障害（児）者入所施設における定期的な歯科検診（年 1 回以上）の実施率について目標設定する。</p>
目標値の考え方	<p>既存の統計資料において、障害（児）者施設の定期歯科検診の実施状況に関するデータがなかったため、平成 23 年度厚労科研・厚生科学特別研究「歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究」にて調査を実施し、以下の現状値を得た。現在、公的資料等で把握できる全国の障害（児）者施設全数（2,539 施設）に対する調査であり、回収率は 63.2%、有効回答率は 61.1%であった。</p> <p>入所者が歯科検診を受ける機会を設けている施設は 86.0%であったが、そのうち歯科検診を年 1 回以上、定期的実施している施設は 66.9%であった。</p> <p>現在、定期的に歯科検診を実施していない施設においても、その多くが訪問歯科診療等の際に必要性や本人等の希望に応じて歯科検診を受けることが可能と回答しており、概ね 8 割強の施設では定期的な歯科検診を実施できる体制がすでに構築されているものと考えられる。これらの施設に加え、現在歯科検診を受ける機会がないとする施設の一部が定期的な検診を実施することを目指し、目標値を 90%と設定した。</p>

(2) 要介護高齢者

【目標】 定期的な歯科検診、歯科医療の推進

具体的指標：介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加

現状値	19.2%（平成 23 年）
目標値	50%（平成 34 年度）
データソース	平成 23 年度厚労科研「歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究」
目標の必要性	<p>要介護高齢者への継続的な口腔管理は、歯周組織や歯の状況改善に寄与するのみならず、人がその人らしく生きることには欠かせない口腔機能を通して生涯にわたる QOL の維持向上させることが報告されている。</p> <p>要介護高齢者への定期的な歯科検診は、適切な歯科医療の提供を行い、継続的な口腔管理を適切に行うために、口腔状況を把握することは必須である。そのため、検診の受診率を高めることが重要である。</p> <p>介護保険施設においても口腔ケアや口腔機能の維持・向上に関する取り組みがなされているところであるが、定期的な歯科検診の実施状況については特定地域・施設に限局した報告例があるのみで、全国的な実態は明らかになっていない。このため、要介護高齢者を対象とした歯科口腔保健対策の現状値を把握するために、全国の介護老人保健施設を対象に実施した調査も参考として、要介護高齢者入所施設における定期的な歯科検診（年 1 回以上）の実施率について目標設定する。</p>
目標値の考え方	<p>既存の統計資料において、介護保険施設の定期歯科検診の実施状況に関するデータがなかったため、平成 23 年度厚労科研・厚生科学特別研究「歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究」にて調査を実施し、以下の現状値を得た。</p> <p>公益社団法人全国老人保健施設協会の全加盟施設 3,437 件から 2,400 件を無作為に抽出し、調査を実施した。その結果、35.3%の介護老人保健施設より回答を得た。必要に応じて、入所者が歯科検診を受ける機会を設けている施設は 62.7%であったが、そのうち歯科検診を定期的に（年 1 回以上）実施している施設は 19.2%のみであった。また、併設施設に歯科医療機関があるにも係らず、定期的に歯科検診を受ける機会がない施設も 9.7%認められた。</p> <p>これらの調査結果や既存の地域の調査結果における介護老人保健施設及び介護老人福祉施設での実施状況等を勘案し、目標値を 50%と設定した。</p>

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

【目標】 歯科口腔保健の推進体制の整備

具体的指標①：過去1年間に歯科健康診査を受診した者の増加

現状値	20歳以上：34.1%（平成21年）
目標値	65%（平成34年度）
データソース	国民健康・栄養調査（平成16年、平成21年） 保健福祉動向調査（平成11年）
目標の必要性	<p>定期的な歯科検診の受診による継続的な口腔管理は、歯周組織や歯の状況改善に寄与することが報告されている。</p> <p>定期的な歯科検診の受診は、成人期の歯周病予防に有効なものであり、その結果として中高年期の歯の早期喪失も抑制できることが期待されると考えられる。20歳代からの歯科検診の受診は、成人期以降の口腔管理の基盤的行動であると考えられるため、更なる改善が求められるところである。</p>
目標値の考え方	<p>過去の保健福祉動向調査（平成11年）や国民健康・栄養調査（平成16年、平成21年）の結果をもとに、20歳以上の年代の歯科検診の受診率を求め、回帰分析による予測を行った結果、平成34年度での歯科検診受診者は61%と推計された。</p> <p>歯科口腔保健法において、定期歯科検診の受診は強く求められていることに加え、推計値に基づく実現可能性を考慮し、65%を目標値として設定した。</p>

具体的指標②：3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加

現状値	6 都道府県（平成 21 年）
目標値	23 都道府県（平成 34 年度）
データソース	厚生労働省 実施状況調べ （平成 16～21 年）
目標の必要性	<p>乳幼児期は生涯にわたる歯科保健行動の基盤が形成される時期であり、乳歯咬合の完成時期である3歳児のう蝕有病状況の改善は、乳幼児の健全な育成のために不可欠な項目である。</p> <p>乳歯のう蝕有病状況において地域差は明確に存在する。乳幼児期のう蝕有病状況を評価する上で重要な年齢である3歳児において、う蝕がない者の割合が最も高値を示す県が84.4%であるのに対し、最も低値を示す県では61.5%となっており、大きな格差がある。</p> <p>健康格差の縮小を目指す上でも、永久歯同様、乳歯のう蝕有病状況の地域格差の減少を図ることは重要な健康課題である。</p>
目標値の考え方	<p>3歳児は乳歯のう蝕を評価する上で、最も基盤となる年齢であるとともに、そのう蝕有病状況は、3歳児健康診査で評価可能な項目であるため、地域格差を評価するのに適した指標であると考えられる。</p> <p>過去のデータ（平成16～21年）を用いて、3歳児でう蝕のない者の割合が80%以上であった都道府県数を年度ごとに算出し、得られたデータをもとに回帰分析による予測を行った。その結果、平成34年度でう蝕のない者の割合が80%以上である都道府県の割合は23都道府県と推計されたため、約半数の都道府県での達成を目指して、目標値を23都道府県と設定した。</p> <p>また、3歳児でう蝕がない者の割合自体については、目標値として90%と別途設定したところであるが、平成21年の現状において、う蝕がない者の割合が最も高率である県で84.4%、最も低率である県で61.5%であることを踏まえ、乳歯う蝕の地域格差の解消としての目安となる閾値については「う蝕のない者の割合が80%以上」とした。</p> <p>なお、都道府県での目標値については、3歳児う蝕の地域格差の現状を3歳児健康診査のデータを活用することにより把握し、地域の現状を踏まえて設定し、地域格差の縮減に努めることが望まれる。</p>

具体的指標③：12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加

現状値	7 都道府県（平成 23 年）
目標値	28 都道府県（平成 34 年度）
データソース	学校保健統計調査（平成 19～23 年）
目標の必要性	<p>学齢期の子どもにとって、う蝕は裸眼視力 1.0 未満の者と並ぶ代表的な疾病・異常であり、小児の健全な育成のためにう蝕予防は重要である。</p> <p>永久歯う蝕有病状況についての地域差は明確に存在し、う蝕有病状況を示す代表的な指標である 12 歳児の一人平均う歯数の都道府県別データにおいて、最も低値を示す自治体と最も高値を示す自治体の間には、平成 22 年では約 3.5 倍、平成 23 年では約 4 倍の格差がある。</p> <p>健康格差の縮小を目指す上でも、永久歯う蝕有病状況の地域格差の減少を図ることは重要な健康課題である。</p>
目標値の考え方	<p>一人平均う歯数は、一人あたり平均の未治療のう歯、う蝕により失った歯ならびに治療済みのう歯の合計（DMF 歯数）である。特に、12 歳児の一人平均う歯数は、WHO においても国際間比較の尺度として用いられているものであり、学齢期のう蝕の地域格差の減少をみる上で最も適したものであると考えられる。</p> <p>学校保健統計調査の過去のデータ（平成 19～23 年）を用いて、12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満であった都道府県数を年度ごとに算出し、得られたデータをもとに回帰分析による予測を行った。その結果、平成 34 年度で 12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県数は 28 か所と推計されたため、約 6 割の都道府県での達成を目指して、目標値を 28 都道府県と設定した。</p> <p>また、永久歯う蝕の地域格差の解消としての目安となる閾値については、平成 23 年においては、最も低値を示す県でも 0.6 歯であることと閾値としての区切りの良さ等を考慮して、「一人平均う歯数が 1.0 歯未満」とした。</p> <p>なお、各都道府県での目標値設定については、教育委員会との連携のもと、学校保健統計調査のデータを活用することにより地域格差の現状を把握し、各自治体の特性等を考慮し設定し、地域格差の縮減に努めることが望まれる。</p>

具体的指標④：歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県数の増加

現状値	26 都道府県（平成 24 年 4 月 1 日現在）
目標値	36 都道府県（平成 34 年度）
データソース	各都道府県公式ホームページ 日歯地域保健・産業保健・介護保険担当理事連絡協議会資料
目標の必要性	<p>地域でのニーズに見合った歯科口腔保健を推進する上で、条例制定は有効な手段のひとつである。</p> <p>歯科口腔保健の推進に関する条例は、平成 24 年 4 月 1 日現在で、既に 26 都道府県で定められており、今後さらなる増加が予測される。歯科口腔保健における健康格差の縮小を目指す上でも、条例制定等の社会環境の整備を図ることは効果的である。</p>
目標値の考え方	<p>平成 24 年 4 月 1 日現在で、条例制定が進行中である都道府県が 4 か所、県の歯科医師会レベルで検討している都道府県が 6 か所であることから、今後、歯科口腔保健の推進に関する条例を制定する都道府県数はさらに増加し、最終的には 36 か所前後に達するものと予想される。</p>

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正（案）のポイント

I 改正の趣旨

地域保健法において、厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策に関する基本的な指針（「基本指針」）を定めなければならないとされている。

今般、平成22年7月に設置された「地域保健対策検討会」において、地域保健対策を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の地域保健対策のあり方に関する検討がなされ、本年3月27日に「地域保健対策検討会報告書」がとりまとめられたことを等踏まえ、基本指針の所要の見直しを行うものである。

II 基本指針の性格

この基本指針は、母子保健、健康増進、感染症、食品衛生等の個別法による地域保健対策の全体像を捕らえて、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき基本的方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的として定められているものである。

III 基本指針の主な改正の内容（基本方針に追加する内容）

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

○地域保健対策の推進に当たっては、地域のソーシャルキャピタル（地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会資本等をいう）を活用し、住民による共助への支援を通じて、多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供する必要があること。

○都道府県、市町村は、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努め、学校、企業といったソーシャルキャピタルの場の積極的な活用を図る必要があること。

○市町村は、ソーシャルキャピタルを活用し、地域のNPO等の民間組織などの参画も得て、地域の健康課題の共有化と一体的な取組を推進することが望ましい。

○国は、健康なまちづくりの全国的な推進のため、健康づくりの取組みにおいてソーシャルキャピタルの核となる人材の育成支援に努めること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

○市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進し、住民が等しく健康づくりに勤しむことができる環境を整備することが求められること。

○保健所は、広域的な技術拠点として、地域の健康課題を把握し、生涯を通じて保健・医療・福祉サービスが提供されるよう市町村や関係機関の重層的な連携体制を構築する。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

○市町村は、保健、介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、急性期、回復期、維持期における医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

○医療連携体制構築のため、保健所が地域医師会と連携・協力し、調整機能を発揮すること。

○保健所は、管内の健康課題等の把握、評価、分析及び公表を行い、市町村との圏域全体の情報共有化を進めるとともに介護・福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たすこと。

4 地域における健康危機管理体制の確保

○都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、自治体や国と連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、応援等の体制を構築すること。

○国、都道府県、保健所及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動

ができるよう、リスクコミュニケーションの実施などに努めること。

○大規模災害の発生に備えて、都道府県及び市町村は、地方自治体間で保健活動や情報収集・提供の連携体制を構築し、国は、人材の育成の支援や迅速に保健師等の派遣のあっせん・調整を行う仕組みを構築すること。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県、市町村は行動計画を速やかに策定すること。

5 学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校や地域の学校医等との連携を図る場である学校保健委員会等の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。また、地域保健の保健計画の策定に当たっては、学校保健及び産業保健との連携を図り、共通の目標と行動計画を立てること。

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を地域保健に関する計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化し、地域ニーズの把握に努め、専門的な立場から企画、調整、指導等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

都道府県及び政令指定都市は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

○都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等により保健所の機能強化に努めるほか、食品の安全性等のリスクコミュニケーションを進める必要があること。

○都道府県、政令市及び特別区は、新規営業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行うなど、その機能や組織の活性化を図ること。

○都道府県、政令市及び特別区は、地方自治体間で生活衛生関係営業の監視指導状況に大きな格差が生じていることを踏まえ、監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

○都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、食中毒等飲食に起因する事故に対して、食中毒調査支援システム等を活用するとともに、必要に応じて実地疫学専門家などの支援も得ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

○健康づくりの推進に当たっては、医療機関等、学校、保険者等、産業保健関係機関に加え、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関するNP O等との連携及び協力を強化すること。

○地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

11 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正の概要（案）

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」に「自助及び共助の支援の推進」として、次の事項を追加する。

- ・地域のソーシャルキャピタル（※）を活用し、住民による共助への支援を通じて、多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供する必要があること。
- ・都道府県及び市町村は、地域保健対策を講じる上で重要な社会資源について十分に調査し、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努めるとともに、学校、企業といったソーシャルキャピタルの場の積極的な活用を図る必要があること。

※ 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会資本等

(2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」

(ア) 保健所の運営に関する「企画及び調整の機能の強化」に次の事項を追加する。

- ・ソーシャルキャピタル等の地域資源を活用した健康づくりを推進すること。

(イ) 市町村保健センターの運営に次の事項を追加する。

- ・ソーシャルキャピタルを活用し、地域のNPO、民間組織などと連携した事業の展開に努めること及び市町村健康づくり協議会等の運営に当たって、それらの民間組織などの参画も得て、地域の健康課題の共有化と一体的な取組の推進をすることが望ましいこと。

(3) 「地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項」の「人材の確保」に次の事項を追加する。

- ・市町村は、地域のソーシャルキャピタルの核となる人材の発掘と育成、学校や企業などとのつなぎ役となる人材の確保についても計画的に実施すること。
- ・国は、健康なまちづくりの全国的な推進のため、健康づくりの取組みにおいてソーシャルキャピタルの核となる人材の育成支援に努めること。

(4) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「地域住民との連携及び協力」に次の事項を追加する。

- ・住民参画型の地域のボランティア及び自助グループの活動に加え、地域の企業による活動の積極的な展開も重要であること。
- ・ソーシャルキャピタルの醸成は、危機管理時に有効に機能することから、市町村等は、健康づくりを通じて、その醸成と結び付きを強めていく取組を推進する必要があること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」の「地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり」を「地域の特性を生かした保健と福祉の健康なまちづくり」として、次の事項を追加する。

- ・市町村は、住民のニーズを踏まえ、保健福祉サービスの実施体制を整備すること。
- ・市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進し、住民が等しく健康づくりに勤しむことができる環境を整備することが求められること。

(2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」に「健康なまちづくりの広域的拠点」として次の事項を追加する。

- ・地域のソーシャルキャピタルの積極的な活用及び学校や企業等の関係機関との幅広い連携による健康なまちづくりを推進することが重要であること。
- ・保健所は、広域的な技術拠点として、地域の健康課題を把握し、生涯を通じて保健・医療・福祉サービスが提供されるよう市町村や関係機関の重層的な連携体制を構築すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

「地域保健対策の推進の基本的な方向」に「医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化」として、次の事項を追加する。

保健、医療、介護及び福祉等との重層的な連携体制の構築のため、

- ・市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努めること。

- ・ 都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえた急性期、回復期、維持期における医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めることが必要であること。
- ・ 医療連携体制の構築には、多くの医療機関等が関連するため、保健所が地域医師会との連携や協力の下、調整機能を発揮することが望まれること。
- ・ 保健所は、管内の健康課題等の把握、評価、分析及び公表を行い、市町村との圏域全体の情報共有化を進めること及び市町村との重層的な連携の下、介護及び福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たす必要があること。

4 地域における健康危機管理体制の確保

- (1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」の「地域における健康危機管理体制の確保」に「大規模災害への備え」及び「地域住民への情報提供」として、それぞれ次の事項を追加する。
 - ・ 都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、自治体や国と連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、応援等の体制を構築すること。
 - ・ 国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、関係者との相互の情報及び意見の交換（「リスクコミュニケーション」）の実施などにより、分かりやすく提供し共有するよう努めること。
- (2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」の「地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化」に次の事項を追加する。
 - ・ 健康危機管理に対する住民意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。
- (3) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「地域における健康危機管理体制の確保」に次の事項を追加する。
 - ・ 都道府県は、健康危機事案の発生時に、有機的に連携した対応ができるよう、市町村と密接な連携体制を整えること。
 - ・ 大規模災害の発生に備えて、都道府県及び市町村は、地方自治体間で保健活動や情報収集・提供体制などの連携体制を構築するとともに、国は、広域的な災害保健活動に資する人材の育成の支援や保健師等について迅速に

派遣のあっせん・調整を行う仕組みの構築を行うこと。・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県行動計画・市町村行動計画を速やかに策定すること。保健所及び地方衛生研究所は、その行動計画を踏まえ、地域の保健医療の管理機関としての役割を果たすとともに、市町村への技術的支援などを行うこと。

5 学校保健との連携

(1) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」に「地域保健及び産業保健の連携」を「地域保健、学校保健及び産業保健の連携」として、次の事項を追加する。

- ・保健所及び市町村保健センターは、学校や地域の学校医等との連携を図る場である学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。
- ・地域保健の保健計画の策定に当たっては、学校保健及び産業保健との連携を図り、共通の目標と行動計画を立てること。

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」に「科学的根拠に基づいた地域保健の推進」として、次の事項を追加する。

- ・国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を地域保健に関する計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。
- ・保健所及び地方衛生研究所は、技術的中核機関として情報の評価等を行うこと。

(2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」の「市町村保健センターの運営」に次の事項を追加する。

- ・市町村は、保健所等による施策評価を参考に業務改善に努めること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

(1) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」の「保健所の運営」に関する「専門的かつ技術的業務の推進」に次の事項

を追加する。

- ・地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化するとともに、常に地域保健対策に対する地域ニーズの把握に努めた上で、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとともに市町村への積極的な支援に努めること。

(2) 「地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項」の「人材の確保」に次の事項を追加する。

- ・医師である専任の保健所長の確保が著しく困難である場合には、臨時に、地域保健法施行令第四条第二項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員を、保健所長として配置するよう努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

(1) 「地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項」の地方衛生研究所に関する記載を次のように改正する。

- ・地方衛生研究所は、保健所と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究を推進すること。

(2) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」に「地方衛生研究所の機能強化」として、次の事項を追加する。

- ・都道府県及び政令指定都市は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上が求められていることを踏まえ、地域び技術的中核機関として、地方衛生研究所の機能の一層の充実強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」の「快適で安心できる生活環境の確保」に次の事項を追加する。

- ・都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等を通じて保健所の機能強化に努めること。
- ・都道府県、国等は、消費者、地域住民に対するサービスや食品の安全性な

どに係るリスクコミュニケーションを進めることが必要であること。

(2) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」に「生活衛生対策」として次の事項を追加する。

- ・ 都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生同業組合の有している役割を踏まえ、新規営業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行うなど、その機能や組織の活性化を図ること。
- ・ 都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生関係営業については、地方自治体間で監視指導状況に大きな格差が生じている現状があり、監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

(3) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「食品衛生対策」を「食品安全対策」とし、次の事項を追加する。

- ・ 都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、食中毒等飲食に起因する事故に対して、食中毒調査支援システム（NESFD）等を活用すること及び、国、他の都道府県等及び関係部局と連携を図り、必要に応じて実地疫学専門家（FETP）などの支援も得ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

(1) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「国民の健康づくりの推進」を「国民の健康増進及びがん対策等の推進」とし、次の事項を追加する。

- ・ 健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、都道府県及び保健所、市町村の保健衛生部局、医療機関等、学校、教育委員会、保険者等、地域産業保健センター等の産業保健関係機関に加え、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。
- ・ 地域のがん対策の推進に関し、都道府県及び保健所は、都道府県の策定する都道府県がん対策推進計画に基づき、がんの予防及び早期発見の推進等のために必要な施策を講じること。
- ・ その際、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診が科学的根拠に基づいたものとなるよう市町村との連携を強化すること
- ・ 地域がん登録の推進により地域のがん対策の現状を把握し、医療連携や在

宅医療・介護サービスとの連携を進めるため、地域の関係機関との連携を推進すること。

- ・地域の肝炎対策の推進に関し、都道府県及び保健所は、肝炎の予防及び早期発見の推進等のために必要な施策を講じること。
- ・その際、市町村等が実施する肝炎ウイルス検査について、関係機関と連携し、地域における肝炎医療を提供する体制を確保すること。
- ・地域の歯科口腔保健の推進に関し、都道府県及び市町村は、関係機関等と連携し、地域の状況に応じた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。
- ・都道府県、政令市及び特別区は、保健所を中心として市町村や医療機関等と連携して歯科検診を実施するとともに、口腔保健支援センターを設け、情報提供、研修の実施その他の支援を行うこと。

11 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

(平成十五年四月三十日)

(厚生労働省告示第百九十五号)

健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、二十一世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命(認知症又は寝たきりにならない状態で生活できる期間をいう。)の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、国民の健康(心身の健康)の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示すものである。

第一 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

一 一次予防の重視

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、二十一世紀の我が国をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、従来の疾病対策の中心であった二次予防(健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。)や三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ることをいう。)にとどまることなく、一次予防(生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防することをいう。)に重点を置いた対策を推進する。

二 健康増進の支援のための環境整備

1 社会全体による支援

健康の実現は、元来、個人が主体的に取り組むべき課題であるが、家庭、地域、職場等を含めた社会全体としても、その取組を支援していくことが重要である。このため、行政のみならず、広く国民の健康増進を支援する民間団体等の積極的な参加協力を得ながら、国民が主体的に行うことのできる健康増進の取組を総合的に推進していくことが必要である。

2 休日及び休暇の活用の促進

健康づくりに向けた休日や休暇の活用は重要であり、その過ごし方は個人の自由な選択に基づくものであることを前提としつつ、個人が休日又は休暇において運動を行う等の積極的に健康づくりを図ろうとする活動の支援や、健康づくりのために取得する休暇(健康休暇)の普及促進等を図るための環境整備を行うことが必要である。

三 目標の設定と評価

健康増進の取組を効果的に推進するためには、多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づく具体的目標を設定する必要がある。また、目標に到達するための諸活動の成果を適切

に評価して、その後の健康増進の取組に反映できるようにする必要がある。

四 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

1 多様な経路による情報提供

健康増進は、最終的には、国民一人一人の意識と行動の変容にかかっていることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するためには、国民に対する十分かつ確かな情報提供が重要である。このため、各種の情報伝達手段や保健事業における健康相談、健康教育等の多様な経路により、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな情報提供を推進する必要がある。

2 ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発病する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせること等により、対象者の特性やニーズ等を十分に把握し、ライフステージ(乳幼児期、中年期等の人の生涯における各段階をいう。)や性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、乳幼児期からの健康増進の取組を効果的に推進することが重要である。特に、思春期は、不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした課題があることに留意する必要がある。また、女性の生涯にわたる健康についても、性差に着目した対策が講じられるよう配慮すべきである。

3 多様な分野における連携

健康増進の取組を進めるに当たっては、健康づくり対策、母子保健、精神保健、介護予防及び産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策(食育の推進を含む。)のみならず、学校保健対策、ウォーキングロード(遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。)の整備などのまちづくり対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用などの生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等と十分に連携をとって国民の健康増進を図っていく必要がある。

また、国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める必要がある。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

国は、健康増進について全国的な目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

地方公共団体においては、全国的な健康増進の目標を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標を設定する必要がある。

また、地域、職場、学校、個人等においても、これらの目標を参考としつつ、地域等の実情に応じて目標を設定し、そのための計画を策定することが望まれる。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標設定

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)の策定に当たっては、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきである。特に、都道府県においては、全国的な健康増進の目標のうち、代表的なものについて、地域の実情を踏まえた住民に分かりやすい目標を提示する必要がある。具体的には、糖尿病等の有病者・予備群の増加という課題に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率や、健康診査及び保健指導の実施率並びに食生活、運動及び喫煙等に関する目標の設定が必要である。また、市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

二 計画策定に当たって留意すべき事項

健康増進計画の策定に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、都道府県単位で健康増進事業実施者、医療機関その他の関係機関等から構成される地域・職域連携推進協議会等を設置・活用し、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、健康増進計画に反映させること。なお、都道府県が地域・職域連携推進協議会等を設置・活用するに当たっては、都道府県労働局に参加を要請するなど、連携を図ること。

また、保健所は、関係機関との連携のもと、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の実情に応じ、市町村における計画策定の支援を行うこと。

- 2 都道府県が策定する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十一条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画等の都道府県健康増進計画と関連する計画との調和に配慮し、都道府県が中心となって策定すること。
- 3 市町村において、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的

に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画等の市町村健康増進計画と関連する計画との調和を図るよう留意すること。

4 市町村は、健康増進法第十七条及び第十九条の二に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。

5 都道府県及び市町村は、一定の期間ごとに、計画の評価及び改定を行い、継続的な取組に結びつけること。評価に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組だけでなく、管内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。

6 都道府県及び市町村は、健康増進計画の策定、実施及び評価の全ての過程において、住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映するよう留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査や都道府県健康・栄養調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書(レセプト)の情報その他の収集した情報等を基に、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第十一条第一項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価の際に、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施していくことが重要である。

二 健康の増進に関する研究の推進

国及び地方公共団体においては、国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究を、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を行うことにより、個人の効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者が質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供し、さらに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業

者相互の連携の促進を図ることが必要である。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらによるほか、健康増進法第九条に基づく健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的考え方

マスメディアを通じた広報やインターネットによる情報の提供、ボランティアによる情報の提供、産業界と連携した健康増進に関連するサービス提供の際の情報の提供等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行っていくことが重要である。また、情報提供の内容は、科学的知見に基づいたものであるとともに、分かり易く、取組に結びつきやすいものとなるよう工夫する必要がある。さらに、国等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む必要がある。

二 健康増進普及月間

九月を健康増進普及月間とし、国民一人一人の自覚を高め、健康増進の取組を一層促進するよう健康日本二十一全国大会を実施するなどの広報を行うこととする。

第七 その他国民の健康の増進に関する重要事項

一 国民の健康増進の推進体制整備

医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の広く健康増進に係る機関及び団体等が、調整のとれた国民の健康増進のための取組を継続的に実施していくために、これらの機関等から構成される中核的な推進組織が設置され、効果的な運用が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 民間事業者等との連携

国及び地方公共団体は、有酸素運動や温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる健康増進施設及び医療機関、労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報提供等を行う地域産業保健センターその他民間事業者等と一層の連携を図り、健康増進の取組を推進する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康スポーツ医や健康づくりのための運動指導者との連携、食生活改善推進員、禁煙推進員等のボランティア組織や健康づくりのための自助グループの支援等に努める必要がある。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携に努める必要がある。

改正文（平成一九年九月三日厚生労働省告示第二九三号）抄
平成二十年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定により公表する。

(参考) 改正後全文

○ 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について

(平成15年4月30日付け健発第0430002号厚生労働省健康局長通知)

健康増進法(平成14年法律第103号)第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)は、平成15年厚生労働省告示第195号をもって告示されたところであるが、その概要等は、以下のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知に御配慮をお願いしたい。

第1 基本方針の概要及び留意点について

基本方針の概要及び留意点は以下のとおりである。

1 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

(1) 一次予防の重視

従来の疾病対策の中心であった二次・三次予防にとどまることなく、一次予防に重点を置いた対策を推進する。

(2) 健康増進支援のための環境整備

ア 社会全体による支援

個人が主体的に行う健康増進の取組を、家庭、地域、職場等を含めた社会全体で支援していくことが重要である。

イ 休日、休暇の活用の促進

休日、休暇における健康づくりの活動の支援が必要である。

健康づくりのために取得する休暇(健康休暇)の普及促進等を図るための環境整備を行う。

(3) 目標等の設定と評価

科学的根拠に基づく具体的目標を設定する。

活動の成果を適切に評価し、その評価結果を活用する。

(4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

ア 多様な経路による情報提供

各種の情報伝達手段等による多様な経路によるきめ細かな情報提供を推進する。

イ ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発病する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせる。

ライフステージ(乳幼児期、思春期等における課題)、性差等に応じた対策を効果的に推進する。

ウ 多様な分野における連携

厚生労働行政分野における健康増進対策(食育の推進を含む。)のみならず、学校保健対策、まちづくり対策、豊かな自然環境の利用促進対策、生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野との連携をとる必要がある。

国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関

等の関係者が相互に連携を図りながら協力するよう努める。

2 国民の健康の増進の目標に関する事項

国は、全国的な目標を設定し、関係者等に普及する。

地方公共団体は、それぞれの実情に応じた関係者間で共有されるべき目標を設定する。
地域、職場、学校、個人においても、目標を設定することが望まれる。

3 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

(1) 健康増進計画の目標設定

都道府県、市町村の計画は、地域の実情等に応じ、独自の課題を設定すること等により作成する。

都道府県は、国が設定した代表目標項目について、参酌標準を踏まえて目標設定する必要がある。

市町村は施策、事業の目標に重点を置く方法もある。

(2) 計画策定に当たって留意すべき事項

地域・職域連携推進協議会等を活用し、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、計画に反映させること。

都道府県は、医療計画、都道府県医療費適正化計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県がん対策推進計画等との調和について配慮すること。

市町村は、医療保険者として策定する特定健康診査等実施計画と一体的に策定するなど医療保険者として行う保健事業との連携を図るとともに、市町村介護保険事業計画等と調和を図り、さらに、健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業を計画に位置付けるよう留意すること。

都道府県、市町村、管内の医療保険者、産業保険関係者等の取組状況や目標達成状況について周期的に評価を実施し、その後の取組等に反映するよう留意すること。

計画策定に当たり、保健所は専門的かつ技術的拠点としての役割を果たすこと。

計画策定について、住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映するよう留意すること。

4 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

(1) 健康増進施策実施の際の調査の活用

国民健康・栄養調査その他各種統計情報や診療報酬明細書（レセプト）の情報等を活用して、個人情報保護に関する法律等を遵守し、科学的根拠に基づく健康増進施策を効率的に実施する。

(2) 健康の増進に関する研究の推進

国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究等を推進する。

5 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

生涯を通じた健康増進のために、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、保健事業実施に当たっての共同事業を行うなど、健康増進事業実施者間において連携の促進を図る。

健康診査の精度管理、健康診査のデータの本人への通知や健康手帳のあり方等を定める健康増進法第9条の健診指針については、別途定めているとおりである。

6 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

(1) 基本的考え方

インターネット、ボランティアによる情報の提供等の多様な方法により普及啓発を行う。

(2) 健康増進普及月間

9月を健康増進普及月間とし、健康日本21全国大会を実施する。

7 その他国民の健康の増進に関する重要事項

(1) 国民の健康増進の推進体制整備

医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の幅広い関係者により構成される推進体制を整備する。

地方公共団体に対し、データベースの作成や分析手法の提示等、国は技術的援助を行う。

(2) 民間事業者等との連携

健康関連企業、有酸素運動や温泉利用のできる健康増進施設及び医療機関、地域産業保健センター、給食関連事業者並びに一般公衆浴場等民間事業者等と連携を図る。

(3) 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、生活習慣全般についての住民からの相談及び保健指導を担当する。管理栄養士及び栄養士は、特に、栄養改善に関する事項につき、住民からの相談に応じ、必要な栄養指導を行う。

国及び地方公共団体は、保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、日本医師会認定健康スポーツ医、健康づくりのための運動指導者、日本栄養士会及び日本メディカル給食協会の管理栄養士等との連携、日本食生活協会の食生活改善推進員、禁煙推進員、ヘルスサポーター等のボランティア組織の支援等に努める。

国は、総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図る。

都道府県は、関係者と連携し、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく内容の研修の充実を図る。

第2 基本方針と健康日本21の関係について

基本方針は、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の内容を踏まえつつ、国民の健康づくりの理念となる基本的事項を記述したものである。一方、健康日本21は、基本方針の理念に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画として位置づけられる。今後の健康日本21の推進については別添のとおりとする。

(別添)

21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について

我が国の平均寿命は、戦後、国民の生活環境が改善し、医学が進歩したことによって、急速に延伸したため、我が国はいまや世界有数の長寿国となっている。しかし、人口の急速な高齢化とともに、生活習慣病及びこれに起因して認知症、寝たきり等の要介護状態等になる者の増加等は深刻な社会問題となっている。

このような人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、従来の疾病予防の中心であった「二次予防」（健康診査等による早期発見・早期治療）や「三次予防」（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）に留まることなく、「一次予防」（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること）に重点を置いた対策を強力に推進して、壮年期死亡の減少及び健康で自立して暮らすことができる期間（以下「健康寿命」という。）の延伸等を図っていくことが極めて重要である。

厚生省では、昭和53年からの第1次国民健康づくり対策及び昭和63年からの第2次国民健康づくり対策の一環として、老人健康診査体制の確立、市町村保健センター等の整備、健康運動指導士の養成等の国民の健康づくりのための基盤整備等を推進してきた。また、これらの健康づくり運動の実績や国内外における公衆衛生活動の成果を踏まえ、21世紀における我が国の健康寿命の延伸等のための計画づくりについて検討するため、平成10年11月、公衆衛生審議会の了承を得て、多数の有識者や専門家からなる「健康日本21企画検討会」及び「健康日本21計画策定検討会」を設置し、約1年半にわたって精力的に検討を進め、その成果が「健康日本21企画検討会・計画策定検討会報告書」としてまとめられた。これを踏まえ、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」（平成12年3月31日付厚生省発健医第115号事務次官通知）において、第3次の国民健康づくり対策として、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題を選定した。また、それらの課題に対して、2010年度までを目途とした目標等を提示する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を定めるとともに、行政のみならず、広く国民の健康づくりを支援する民間団体等の積極的な参加協力を得ながら、国民が主体的に取り組める健康づくり運動を総合的に推進していくこととした。

また、平成15年には、健康増進法（平成14法律第103号）の成立に伴い、同法第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定め、これに基づき「健康日本21」を改正したが、今般、健康日本21中間評価報告書（平成19年4月 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会）を踏まえ、「健康日本21」を下記のとおりとしたところである。

各都道府県、政令市及び特別区におかれては、本運動の趣旨を御理解いただき、本運動が効果的に推進されることが期待されるものである。

記

「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」

第一 趣 旨

健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人一人が主体的に取り組む課題であるが、個人による健康の実現には、こうした個人の力と併せて、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠である。

そこで、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「運動」という。）では、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度等を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。

第二 基本的な方向

1 目的

21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする。

2 期間

運動の期間は、2012年度までとする。

運動の評価は、2005年度を目途に中間評価を行うとともに、2010年度から最終評価を行い、その評価を2013年度以降の運動の推進に反映させる。

なお、2010年度以降の最終評価期間中においても本通知に掲げる目標により、運動を推進する。

3 基本方針

(1) 一次予防の重視

人口の高齢化の進展に伴い、疾病の治療や介護に係る社会的負担が過大となることが予想されているので、従来の疾病対策の中心であった二次予防や三次予防にとどまることなく、一次予防に一層の重点を置いた対策を推進する。

(2) 健康づくり支援のための環境整備

① 社会全体による支援

運動の目的を達成するためには、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を家庭、地域、職場等を含めた社会全体として支援していく環境を整備することが不可欠である。このため、行政機関をはじめ、医療保険者、医療機関、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を生かしつつ連携することにより、個人が健康づくりに取り組むための環境を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援する。

② 休日、休暇の活用の促進

休日や休暇の健康づくりに対する活用は、重要であり、個人が休日、休暇において、運動を行う等の積極的に健康づくりを図ろうとする活動の支援や、健康づくりのための年次有給休暇の取得促進、長期休暇制度の普及促進等を図るための環境整備を行うことが必要である。

(3) 目標の設定と評価

運動を効果的に推進するためには、健康づくりに関わる多くの関係者が健康状態等に関する情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、重要な課題を選択し、科学的根拠に基づいて、取り組むべき具体的な目標を設定する必要がある。また、目標に到達するための具体的な諸活動の成果を適切に評価して、その後の健康づくり運動に反映できるようにする必要がある。

(4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進

① 多様な経路による情報提供

個人による選択を基本とした、生活習慣の改善等の国民の主体的な健康づくりを支援するためには、国民に対する十分かつ確かな情報提供が重要である。このため、マスメディア等による広範な情報伝達手段や保健事業における健康相談、健康教育等の、多様な経路により、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな情報提供を推進する必要がある。

② ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

また、地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発症する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせること等により、対象者の特性やニーズ等を十分に把握しながら、運動を効果的に推進することに配慮することが重要である。この場合、ライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮が必要である。例えば、思春期は、不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした課題があることに留意する必要がある。また、女性の生涯にわたる健康についても、性差に着目した対策が講じられるよう配慮が必要である。

③ 多様な分野における連携

健康増進の取組を進めるに当たっては、健康づくり対策（健康日本21）、母子保健分野における対策（健やか親子21）、精神保健分野における対策、介護予防における対策及び産業保健分野における対策、医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進対策（食育の推進を含む。）のみならず、学校保健対策、ウォーキングロードの整備などまちづくり対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用などの生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等と十分に連携をとって国民の健康の増進を図っていく必要がある。

また、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める必要がある。

第三 目標等について

1 性格

運動の目標等は別表1に記載されたものであり、このうち代表目標項目は別表2に記載されたものである。これは健康日本21企画検討会・計画策定検討会、地方公聴会、地方シンポジ

ウム等における広範な議論の中で、多数の専門家及び関係者が情報を共有するとともに、現状及び課題について共通の認識を得る過程を経て提示された指標とその評価の目安である。

国は広く関係者等に対して目標等を普及するとともに、継続的に健康指標の推移等を調査、分析し、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の自由な意思決定に基づいた意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

運動の目標等は、全国レベルのものであるので、地方公共団体等のそれぞれの運動の実施主体においては、運動の目標等を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標が設定されるべきである。

なお、地域、職場、学校、個人等の健康づくりの目標は、上記の目標等を参考としつつ、地域等の実情に応じて、生活上の創意工夫をこらして、個別具体的に設定すべきものである。

2 設定の考え方

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容、及び「食育」等により個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。

目標は、適正な栄養状態、栄養素（食物）の摂取、適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて設定する。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。

目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。

(3) 休養・こころの健康づくり

こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。

目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。

(4) たばこ

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」（平成14年12月25日意見具申）においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。

目標は、たばこの健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止（防煙）、受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり（分煙）、禁煙希望者に対する禁煙支援について設定する。

(5) アルコール

アルコールは、慢性影響としての臓器障害等の健康に対する大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。

目標は、多量飲酒者の減少、未成年者の飲酒防止及び節度ある適度な飲酒についての知識の普及について設定する。

(6) 歯の健康

歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。

目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。

(7) 糖尿病

我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会の変化に伴って、急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、また、放置すると重大な合併症を引き起こすことが多いことから、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。

目標は、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定する。あわせて、生活習慣の改善が糖尿病有病者の減少に及ぼす影響について推計する。

(8) 循環器病

脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器病は我が国の主要な死亡原因の一つであるが、これらの後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっている。特に脳卒中は、寝たきり・認知症の主要な要因となっており、循環器病の死亡率及び罹患率の改善が必要である。

目標は、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について設定する。あわせて、生活習慣の改善が循環器病による死亡率等の減少に及ぼす影響について推計する。

(9) がん

がんは、現在、我が国最大の死亡原因であるが、これに対応するために、生活習慣の改善による予防のための取組が重要である。また、がんの診断・治療技術も進歩してきており、検診による早期発見・早期治療により、死亡者数の低下も期待される。なお、厚生労働省においては、数次にわたり対がん対策が実施されているところである。

目標は、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について設定する。

第四 地域等における健康づくり運動の推進について

1 計画の策定

運動を効果的に推進するために、各地域等において、住民、健康に関連する多様な関係機関及び関係団体等の参加を得て、計画策定委員会等を設置する等により、地域等の実情に応じた

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「地方計画」という。）が策定される必要がある。特に、都道府県においては、全国的な目標のうち、代表的なものについて、地域の実情を踏まえた住民にわかりやすい目標を提示する必要がある。具体的には、糖尿病等の有病者・予備群の増加という課題に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率や、健診・保健指導の実施率並びに食生活、運動及び喫煙等に関する目標の設定が必要である。

さらに、都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県単位で健康増進事業実施者、医療機関その他の関係機関等から構成される地域・職域連携推進協議会等を設置・活用し、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、地方計画の策定及びこれらの関係者との連携の強化について、中心的な役割を果たす必要がある。なお、都道府県が地域・職域連携推進協議会等を設置・活用するに当たっては、都道府県労働局に参加を要請するなど、連携を図る必要がある。また、保健所は、関係機関との連携を図り、地域保健の専門的かつ技術的拠点として、かつ市町村における計画策定の支援を行う必要がある。

また、都道府県において計画を策定する際には、健康増進が疾病予防・介護予防の鍵であることを踏まえ、関係機関との連携の下、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮し、都道府県が中心となって策定すること。また、市町村において計画を策定する際には、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど医療保険者として実施する保健事業と市町村として実施する健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画等の市町村健康増進計画と関連する計画と調和を図るよう留意するとともに、健康増進法に基づいて実施する健康増進事業を計画に位置付けるよう留意することが求められる。

なお、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきである。市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備などに関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

さらに、地方計画については、一定の期間ごとに評価・改定を行い、継続的な取組に結びつけることが望ましい。評価に当たっては、都道府県及び市町村における取組だけでなく、管内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価すべきである。

なお、地方計画の策定等に係る具体的な立案の方法等については、「健康日本21企画検討会・計画策定検討会報告書」、「地域における健康日本21実践の手引き」、「健康日本21地方計画事例集」、「健康日本21中間評価報告書」、「健康増進計画改定ガイドライン」を参照し、また、住民の意見を積極的に反映するよう留意されたい。

2 推進体制の整備

運動の推進に当たっては、関係機関及び関係団体等がそれぞれの目的を持ちつつも、住民の

健康増進という目的に向かい、調整のとれた取組を継続的に実施していくことが不可欠であり、そのためには、医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の広く健康に関連する関係機関及び関係団体等から構成される中核的な推進組織を設置し、十分に意見交換・経験交流を行い、効果的な運用を図ることが重要である。その際には既存の組織を有効に活用し、その機能を拡充強化することも考慮すべきである。

また、保健所は管内における関係機関、関係団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担うとともに、健康情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援等を通じ、管内の運動の拠点としての役割を担う必要がある。さらに、保健所は、住民の健康に関するあらゆる問題についての相談窓口という機能を果たす。

3 その他運動の推進に当たり重要な事項

(1) 全国的な推進体制の整備

広く関係者が協力して、継続的に運動を進めるため、国、地方公共団体、各種健康関連団体等により構成する健康日本21推進全国会議を設置するなど運動の中核となる体制を整備する。

(2) 多様な経路による普及啓発の実施

運動に対する国民及び関係者の理解を深めるため、マスメディアを通じた広報やインターネットによる情報の提供、ボランティアによる情報の提供、産業界と連携した健康関連サービス提供の際の情報の提供等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせ行っていくことが重要である。また、情報提供の内容は、科学的知見に基づいたものであるとともに、分かり易く、取組に結びつき易いものとなるよう、工夫する必要がある。さらに、国等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定・普及等に取り組む必要がある。

また、9月を健康増進普及月間とし、国民一人一人の自覚を高め、健康増進の取組を一層促進するよう健康日本21全国大会を実施するなどの広報を行うこととする。

(3) 地域等における地方計画の策定等に対する技術的支援

国は、都道府県及び市町村が地方計画を策定する際に利用できるよう、地方計画の策定及び保健事業推進に係るマニュアルの作成配布、各種統計資料のデータベースの構築、分析手法の提示などの技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

(4) 調査研究の推進及び人材の活用等

① 調査研究の推進

国、地方公共団体及び独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査や都道府県健康・栄養調査、健康診査、保健指導及び地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計並びに診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等をもとに、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて地方公共団体において制定される条例等を遵守しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進施策の評価の際に、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進施策を効

率的に実施していくことが重要である。

また、国及び地方公共団体においては、国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究を、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、推進し、研究結果に関する確かつ十分な情報の提供を行うことにより、個人の効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

② 人材の活用等

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯の健康等の生活習慣全般について、住民からの相談及び保健指導を担当する。管理栄養士及び栄養士は、特に、栄養改善に関する事項につき住民からの相談に応じ、必要な栄養指導を行う。また、国及び地方公共団体は、健康増進対策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、日本医師会認定健康スポーツ医や健康づくりのための運動指導者との連携、日本食生活協会の食生活改善推進員、禁煙推進員、ヘルスサポーター等のボランティア組織や健康づくりのための自助グループの支援に努める必要がある。

このため、国は、総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県は、市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく内容の研修の充実を図ることが必要である。

さらに、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携に努める必要がある。

(5) 民間事業者等との連携

国及び地方公共団体においては、有酸素運動や温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる健康増進施設及び医療機関、労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報提供等を行う地域産業保健センター並びに一般公衆浴場等民間事業者等と一層の連携を図り、健康増進の取組を推進する必要がある。

(6) 各種保健事業の連携の推進

生涯を通じた効率的で一貫性のある保健事業の実施を図るため、健康増進事業や医療保険者等による保健事業が相互に連携しつつ実施されるよう、連携のための既存の組織の有効活用のほか、保健事業の実施に当たって、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等事業間の連携を円滑に進めるための共通の基盤づくりを推進する。また、地域保健分野と学校保健分野において、健康増進のために十分に連携を図ることが重要である。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、上述によるほか、健康増進法第9条に基づく健康診査の実施等に関する指針の定めるところによるものである。

(別表1)

健康日本2 1 目標項目一覧

1. 栄養・食生活

適正な栄養素（食物）の摂取について（栄養状態、栄養素（食物）摂取レベル）

1.1 適正体重を維持している人の増加

指標の目安

〔肥満者等の割合〕		現状*	2010年
1.1a	児童・生徒の肥満児	10.7%	7%以下
1.1b	20歳代女性のやせの者	23.3%	15%以下
1.1c	20～60歳代男性の肥満者	24.3%	15%以下
1.1d	40～60歳代女性の肥満者	25.2%	20%以下

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

児童・生徒の肥満児:日比式による標準体重の20%以上

肥満者:BMIが25以上の者

やせ:BMIが18.5未満の者

BMI (Body Mass Index): 体重(kg) / [身長(m)]²

1.2 脂肪エネルギー比率の減少

指標の目安

〔1日当たりの平均摂取比率〕		現状*	2010年
1.2a	20～40歳代	27.1%	25%以下

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

脂肪エネルギー比率:総摂取エネルギーに占める脂肪からのエネルギーの割合

1.3 食塩摂取量の減少

指標の目安

〔1日当たりの平均摂取量〕		現状*	2010年
1.3a	成人	13.5g	10g未満

*:平成9年国民栄養調査

1.4 野菜の摂取量の増加

指標の目安

〔1日当たりの平均摂取量〕		現状*	2010年

1.4a 成人	292g	350g 以上
---------	------	---------

*:平成9年国民栄養調査

1.5 カルシウムに富む食品の摂取量の増加
指標の目安

[1日当たりの平均摂取量 (成人)]	現状*	2010年
1.5a 牛乳・乳製品	107g	130g 以上
1.5b 豆類	76g	100g 以上
1.5c 緑黄色野菜	98g	120g 以上

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

カルシウムに富む食品:牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜

適正な栄養素(食物)を摂取するための行動の変容について(知識・態度・行動レベル)

1.6 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加

指標の目安

[実践する人の割合]	現状*	2010年
1.6a 男性(15歳以上)	62.6%	90%以上
1.6b 女性(15歳以上)	80.1%	90%以上

*:平成10年国民栄養調査

用語の説明

適正体重:「[身長(m)]²×22」を標準(BMI=22を標準とする)

1.7 朝食を欠食する人の減少

指標の目安

[欠食する人の割合]	現状*	2010年
1.7a 中学、高校生	6.0%	0%
1.7b 男性(20歳代)	32.9%	15%以下
1.7c 男性(30歳代)	20.5%	15%以下

*:平成9年国民栄養調査

1.8 量、質ともに、きちんとした食事をする人の増加

指標の目安

[1日最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合]	現状*	2010年
1.8a 成人	56.3%	70%以上

*:参考値、「適量の食事を、家族や友人等と共に、ゆっくり時間をかけてとる人の割合」平成8年国民栄養調査

用語の説明

きちんとした食事:

1日当たりのエネルギー必要量及び各種栄養素密度について一定条件をみたす食事

1.9 外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の増加

指標の目安

[参考にする人の割合]		現状	2010年
1.9a	男性 (20~69歳)	20.1%	30%以上
1.9b	女性 (20~69歳)	41.0%	55%以上

1.10 自分の適正体重を維持することのできる食事量を理解している人の増加

指標の目安

[理解している人の割合]		現状*	2010年
1.10a	成人男性	65.6%	80%以上
1.10b	成人女性	73.0%	80%以上

*:参考値、「自分にとって適切な食事内容・量を知っている人の割合」平成8年国民栄養調査

1.11 自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加

指標の目安

[改善意欲のある人の割合]		現状*	2010年
1.11a	成人男性	55.6%	80%以上
1.11b	成人女性	67.7%	80%以上

*:平成8年国民栄養調査

(全対象のうち食生活に問題があると思う人の割合は、男性31.6%、女性33.0%)

適正な栄養素(食物)の摂取のための個人の行動変容に係る環境づくりについて(環境レベル)

1.12 ヘルシーメニューの提供の増加と利用の促進

指標の目安

[提供数、利用する人の割合]		現状*	2010年
1.12a	男性 (20~59歳)	34.4%	50%以上
1.12b	女性 (20~59歳)	43.0%	50%以上

*:「飲食店・食品売り場及び職場の給食施設・食堂等で、バランスのとれたメニューを提供していると思う者の割合」平成12年国民栄養調査

用語の説明

ヘルシーメニューの提供:

給食、レストラン、食品売場における、食生活改善のためのバランスのとれたメニューの

提供

1.13 学習の場の増加と参加の促進

指標の目安

〔学習の場の数、学習に参加する人の割合〕		現状*	2010年
1.13a	男性 (20歳以上)	6.1%	10%以上
1.13b	女性 (20歳以上)	14.7%	30%以上

*:「地域、職場や学校等で、健康あるいは栄養に関する学習や活動を行う自主的集まり（サークル）があると回答した者の割合」平成12年国民栄養調査

用語の説明

学習の場：地域、職域において健康や栄養に関する情報を得られる場

1.14 学習や活動の自主グループの増加

指標の目安

〔自主グループの数〕		現状*	2010年
1.14a	男性 (20歳以上)	2.4%	5%以上
1.14b	女性 (20歳以上)	7.8%	15%以上

*:「地域・職場・学校等で、健康あるいは栄養に関する学習や活動を行う自主的な集まり（サークル）があり、現在あるいは過去1年間の参加経験のある者の総数に対する割合」平成12年国民栄養調査

用語の説明

自主グループ：

地域、職域において健康や栄養に関する学習や活動を、自主的に取り組む住民、地区組織、企業等

1.15 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している国民の割合の増加

指標の目安

〔メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の割合（全国平均）〕		現状*	2010年
1.15a	20歳以上	-	80%以上

*:平成18年国民健康・栄養調査において把握

2. 身体活動・運動

成人

2.1 意識的に運動を心がけている人の増加

指標の目安

〔意識的に運動をしている人の割合〕		現状*	2010年
-------------------	--	-----	-------

2. 1a	男性	51. 8%	63%以上
2. 1b	女性	53. 1%	63%以上

*:平成8年保健福祉動向調査

用語の説明

意識的に運動を心がけている人:

日頃から日常生活の中で、健康の維持・増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人

2.2 日常生活における歩数の増加

指標の目安

〔日常生活における歩数〕		現状*	2010年**
2. 2a	男性	8, 202 歩	9, 200 歩以上
2. 2b	女性	7, 282 歩	8, 300 歩以上

*:平成9年国民栄養調査

**:約1,000歩の増加:1,000歩は、歩く時間で約10分、歩行距離で600～700m程度の歩行に相当

2.3 運動習慣者の増加

指標の目安

〔運動習慣者の割合〕		現状*	2010年
2. 3a	男性	28. 6%	39%以上
2. 3b	女性	24. 6%	35%以上

*:平成9年国民栄養調査

用語の説明

運動習慣者:1回30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上持続している人

高齢者

2.4 外出について積極的な態度をもつ人の増加

指標の目安

〔運動習慣者の割合〕		現状*	2010年
2. 4a	男性(60歳以上)	59. 8%	70%以上
2. 4b	女性(60歳以上)	59. 0%	70%以上
2. 4c	80歳以上(全体)	46. 3%	56%以上

*:平成11年「高齢者の日常生活に関する意識調査」(総務庁)

用語の説明

外出について積極的な態度をもつ人:

日常生活の中で買物や散歩などを含めた外出について、「自分から積極的に外出する方である」と意識している人

2.5 何らかの地域活動を実施している者の増加

指標の目安

〔地域活動を実施している人〕		現状*	2010年
2.5a	男性(60歳以上)	48.3%	58%以上
2.5b	女性(60歳以上)	39.7%	50%以上

*:平成10年「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(総務庁)

2.6 日常生活における歩数の増加

指標の目安

〔日常生活の歩数〕		現状*	2010年**
2.6a	男性(70歳以上)	5,436歩	6,700歩以上
2.6b	女性(70歳以上)	4,604歩	5,900歩以上

*:平成9年国民栄養調査

:約1,300歩の増加**: 約1,300歩は、歩く時間で約15分、歩行距離で650~800m程度の歩行に相当

2.7 安全に歩行可能な高齢者の増加

指標の目安

〔開眼片脚起立時間20秒以上に該当する人の増加〕		現状*	2010年
2.7a	男性(65~74歳)	68.1%	80%以上
2.7b	男性(75歳以上)	38.9%	60%以上
2.7c	女性(65~74歳)	62.4%	75%以上
2.7d	女性(75歳以上)	21.2%	50%以上

*:平成9~17年「健康度評価」(あいち健康の森健康科学総合センター)

2.8 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している国民の割合の増加(1. 栄養・食生活参照)

3. 休養・こころの健康づくり

ストレスへの対応

3.1 ストレスを感じた人の減少

指標の目安

〔ストレスを感じた人の割合〕		現状*	2010年**
3.1a	全国平均	54.6%	49%以下

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

:1割以上の減少**

用語の説明

ストレスを感じた人:最近1ヶ月間にストレスを感じた人

十分な睡眠の確保

3.2 睡眠による休養を十分にとれていない人の減少

指標の目安

〔とれない人の割合〕		現状*	2010年**
3.2a	全国平均	23.1%	21%以下

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

**:1割以上の減少

3.3 睡眠の確保のために睡眠補助品やアルコールを使うことのある人の減少

指標の目安

〔睡眠補助品等を使用する人の割合〕		現状*	2010年**
3.3a	全国平均	14.1%	13%以下

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

**:1割以上の減少

用語の説明

睡眠補助品:睡眠薬・精神安定剤

自殺者の減少

3.4 自殺者の減少

指標の目安

〔自殺者数〕		現状*	2010年
3.4a	全国数	31,755人	22,000人以下

*:平成10年厚生省人口動態統計

4. たばこ

4.1 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及

指標の目安

〔知っている人の割合〕		現状*	2010年
4.1a	肺がん	84.5%	100%
4.1b	喘息	59.9%	100%
4.1c	気管支炎	65.5%	100%
4.1d	心臓病	40.5%	100%
4.1e	脳卒中	35.1%	100%

4. 1f	胃潰瘍	34. 1%	100%
4. 1g	妊娠に関連した異常	79. 6%	100%
4. 1h	歯周病	27. 3%	100%

*:平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査

用語の説明

健康影響:別紙「喫煙が及ぼす健康影響」を参照

4.2 未成年者の喫煙をなくす

指標の目安

〔喫煙している人の割合〕		現状*	2010年
4. 2a	男性(中学1年)	7. 5%	0%
4. 2b	男性(高校3年)	36. 9%	0%
4. 2c	女性(中学1年)	3. 8%	0%
4. 2d	女性(高校3年)	15. 6%	0%

*:平成8年度未成年者の喫煙行動に関する全国調査

4.3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

指標の目安

〔分煙を実施している割合〕		現状	2010年
4. 3a	公共の場		
	都道府県	89. 4%	100%
	政令市等	95. 9%	100%
	市町村	50. 7%	100%
	保健所	95. 5%	100%
4. 3b	職場	40. 3%	100%
〔知っている人の割合〕		現状	2010年
4. 3c	効果の高い分煙に関する知識の普及	-	100%

用語の説明

分煙の徹底:公共の場や職場における喫煙場所の設置等

効果の高い分煙:受動喫煙の害を極力排除し得る分煙方法

4.4 禁煙支援プログラムの普及

指標の目安

〔禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合〕		現状	2010年
4. 4a	全国	32. 9%	100%

用語の説明

禁煙支援プログラム:個人の禁煙を支援するための個別保健指導等

禁煙を希望する人	男性	女性
禁煙希望	24. 6%	32. 7%

(平成15年国民健康・栄養調査)

4.5 喫煙をやめたい人がやめる

参考

〔喫煙率、禁煙希望者の割合〕		男性	女性
4.5a	喫煙率*	43.3%	12.0%
	禁煙希望者の割合**	24.6%	32.7%

*:平成16年国民健康・栄養調査

**:平成15年国民健康・栄養調査

5. アルコール

5.1 多量に飲酒する人の減少

指標の目安

〔多量に飲酒する人の割合〕		現状*	2010年**
5.1a	男性	4.1%	3.2%以下
5.1b	女性	0.3%	0.2%以下

*:平成8年度健康づくりに関する意識調査(財団法人健康・体力づくり事業財団)

**:2割以上の減少

用語の説明

多量に飲酒する人:1日平均純アルコール約60gを超えて摂取する人

5.2 未成年者の飲酒をなくす

指標の目安

〔飲酒している人の割合〕		現状*	2010年
5.2a	男性(中学3年)	26.0%	0%
5.2b	男性(高校3年)	53.1%	0%
5.2c	女性(中学3年)	16.9%	0%
5.2d	女性(高校3年)	36.1%	0%

*:平成8年度未成年者の飲酒行動に関する全国調査

5.3 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及

指標の目安

〔知っている人の割合〕		現状	2010年
5.3a	男性	50.3%	100%
5.3b	女性	47.3%	100%

用語の説明

節度ある適度な飲酒:1日平均純アルコールで約20g程度の飲酒

(注)主な酒類の換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶1本 500ml)	清酒 (1合 180ml)	ウイスキー・ブランデー (ダブル (ダブル 60ml)	焼酎(35度) (1合180ml)	ワイン (1杯 120ml)
アルコール度数	5%	15%	43%	35%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	50g	12g

6. 歯の健康

幼児期のう蝕予防

6.1 う歯のない幼児の増加

指標の目安

[う歯のない幼児の割合(3歳)]		現状*	2010年
6.1a	全国平均	59.5%	80%以上

*:平成10年度3歳児歯科健康診査結果

6.2 フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加

指標の目安

[受けたことのある幼児の割合(3歳)]		現状*	2010年
6.2a	全国平均	39.6%	50%以上

*:平成5年歯科疾患実態調査

6.3 間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の減少

指標の目安

[習慣のある幼児の割合(1歳6ヶ月児)]		現状*	2010年
6.3a	全国平均	29.9%	15%以下

*:参考値、1日3回以上の間食をする1歳6ヶ月児の割合(久保田らによる調査、平成3年)

用語の説明

頻回飲食:間食として1日3回以上の飲食

学齢期のう蝕予防

6.4 一人平均う歯数の減少

指標の目安

〔1人平均う歯数(12歳)〕		現状*	2010年
6.4a	全国平均	2.9歯	1歯以下

*:平成11年学校保健統計調査

用語の説明

1人平均う歯数:

1人当たり平均の未治療のう歯、う蝕により失った歯、治療済のう歯の合計(DMF歯数)

6.5 フッ化物配合歯磨剤の使用の増加

指標の目安

〔使用している人の割合〕		現状*	2010年
6.5a	全国平均	45.6%	90%以上

*:参考値、児童のフッ化物配合歯磨剤使用率(荒川らによる調査、平成3年)

6.6 個別的な歯口清掃指導を受ける人の増加

指標の目安

〔過去1年間に受けたことのある人の割合〕		現状*	2010年
6.6a	全国平均	12.8%	30%以上

*:参考値、平成5年保健福祉動向調査(15~24歳)

用語の説明

個別的な歯口清掃指導:

歯科医師、歯科衛生士により個人の口の中の状態に基づいて行われる歯磨き指導

成人期の歯周病予防

6.7 進行した歯周炎の減少

指標の目安

〔有する人の割合〕		現状*	2010年**
6.7a	40歳	32.0%	22%以下
6.7b	50歳	46.9%	33%以下

*:参考値、平成9~10年富士宮市モデル事業報告

** : 3割以上の減少

用語の説明

進行した歯周炎:

歯周疾患の検査であるCPI検査で4mm以上の深い歯周ポケットのあるもの

6.8 歯間部清掃用器具の使用の増加

指標の目安

〔使用する人の割合〕		現状*	2010年
6.8a	40歳(35~44歳)	19.3%	50%以上
6.8b	50歳(45~54歳)	17.8%	50%以上

*:平成5年保健福祉動向調査

用語の説明

歯間部清掃用器具:

歯と歯の間を清掃するための専用器具(デンタルフロス、歯間ブラシ等)

- 6.9 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 (4. たばこ参照)
- 6.10 禁煙支援プログラムの普及 (4. たばこ参照)

歯の喪失防止

- 6.11 80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加

指標の目安

〔自分の歯を有する人の割合〕		現状*	2010年
6.11a	80歳(75~84歳)で20歯以上	11.5%	20%以上
6.11b	60歳(55~64歳)で24歯以上	44.1%	50%以上

*:平成5年歯科疾患実態調査

- 6.12 定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける人の増加

指標の目安

〔過去1年間に受けた人の割合〕		現状*	2010年
6.12a	60歳(55~64歳)	15.9%	30%以上

*:参考値、「過去1年間に歯石除去や歯面清掃を受けた人の割合」平成4年寝屋川市調査

- 6.13 定期的な歯科検診の受診者の増加

指標の目安

〔過去1年間に受けた人の割合〕		現状*	2010年
6.13a	60歳(55~64歳)	16.4%	30%以上

*:平成5年保健福祉動向調査

7. 糖尿病

- 7.1 成人の肥満者の減少(1. 栄養・食生活参照)
- 7.2 日常生活における歩数の増加(2. 身体活動・運動参照)
- 7.3 質、量ともにバランスのとれた食事(1. 栄養・食生活参照)
- 7.4 糖尿病検診の受診の促進

指標の目安

	現状*	2010年**
[受けている人の数]		
7.4a 定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者	4,573万人	6,860万人以上

*:参考値、平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査
 **:5割以上の増加

7.5 糖尿病検診受診後の事後指導の推進 指標の目安

	現状*	2010年
[受けている人の割合]		
7.5a 糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(男性)	66.7%	100%
7.5b 糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(女性)	74.6%	100%

*:平成9年糖尿病実態調査

7.6 糖尿病有病者の減少 (推計) 推計値

	現状*	2010年**
7.6a 糖尿病有病者数	690万人	1,000万人

*:平成9年糖尿病実態調査
 **:生活習慣の改善がない場合、1080万人と推計されている
 注)本推計値は、上記生活習慣の改善による2010年の有病者数の推計値を示す

7.7 糖尿病有病者の治療の継続 指標の目安

	現状*	2010年
[治療継続している人の割合]		
7.7a 糖尿病有病者の治療継続率	45.0%	100%

*:平成9年糖尿病実態調査

7.8 糖尿病合併症の減少 指標の目安

	現状*	2010年
[合併症を発症した人の数]		
7.8a 糖尿病性腎症	10,729人	11,700人
[合併症を有する人の数]	現状**	2010年***
7.8b 失明	約3,000人	—

*:1998年日本透析医学会
 **:1988年厚生省「視覚障害の疾病調査研究」
 ***:十分なデータを得ることができないため未設定

7.9 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している国民の割合の増加（1. 栄養・食生活参照）

7.10 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少

指標の目安

〔メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の人数(40～74歳)〕		現状*	2012年**	2015年**
7.10a	該当者・予備群（男性）	1,400万人	10%以上の減少	25%以上の減少
	該当者・予備群（女性）	560万人	10%以上の減少	25%以上の減少

*:参考値、平成16年国民健康・栄養調査

**:2008年と比較した減少率（国民健康・栄養調査等をもとに算出予定）

7.11 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した健診・保健指導の受診者数の向上

指標の目安

	〔特定健康診査の実施率〕	現状	2012年	2015年
7.11a	健診実施率	—	70%	80%
	〔特定保健指導の実施率〕	現状	2012年	2015年
7.11b	保健指導実施率	—	45%	60%

8. 循環器病

8.1 食塩摂取量の減少（1. 栄養・食生活参照）

8.2 カリウム摂取量の増加

指標の目安

	〔1日当たりの平均摂取量〕	現状*	2010年
8.2a	成人	2.5g	3.5g以上

*:平成9年国民栄養調査

8.3 成人の肥満者の減少（1. 栄養・食生活参照）

8.4 運動習慣者の増加（2. 身体活動・運動参照）

8.5 高血圧の改善（推計）

推計値 平均最大血圧約4.2mmHgの低下

注) 以下を実行することによる効果の推計

- ・成人1日当たりの平均食塩摂取量3.5g減少
- ・平均カリウム摂取量1g増量

- ・肥満者（BMI25以上）を男性15%（20歳以上）、女性18%（20歳以上）以下に減少
- ・成人男性の多量飲酒者を1%低下
- ・国民の10%が早歩きを毎日30分実行

参考

	男性	女性
8.5a 平均最大血圧	132.7mmHg	126.2mmHg

(平成10年国民栄養調査)

8.6 たばこ対策の充実（4. たばこ参照）

8.7 高脂血症の減少

指標の目安

〔高脂血症の人の割合〕		現状*	2010年
8.7a	男性	10.5%	5.2%以下
8.7b	女性	17.4%	8.7%以下

*：平成9年国民栄養調査

用語の説明

高脂血症者：血清総コレステロール値240mg/dl以上の者

8.8 糖尿病有病者の減少（7. 糖尿病参照）

8.9 飲酒対策の充実（5. アルコール参照）

8.10 健康診断を受ける人の増加

指標の目安

〔検診受診者の数〕		現状*	2010年
8.10a	全国数	4,573万人	6,860万人以上

*：平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査

8.11 生活習慣の改善等による循環器病の減少（推計）

推計値

喫煙率		脳卒中の減少			虚血性心疾患の減少			循環器病の減少		
男性	女性	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
55%	15%	16%	6%	11%	11%	7%	9%	17%	4%	10%
45	10	29	15	22	24	17	20	26	10	18
35	10	42	15	28	37	17	26	35	10	22
25	5	55	24	39	50	26	38	44	17	30
15	5	68	24	46	63	26	44	53	17	35
0	0	87	33	60	82	36	59	66	23	45

注1) それぞれの疾患の減少は、死亡率、罹患率及び疾患による新たなADL低下の割合を示す。

注2) 現状：脳卒中死亡率110.0（人口10万人対） 死亡数13万7,819人

男性：死亡率106.9、死亡数6万5,529人

女性：死亡率113.1、死亡数7万2,290人

虚血性心疾患 57.2（人口10万人対） 死亡数7万1,678人

男性：死亡率62.9、死亡数3万8,566人

女性：死亡率51.8、死亡数3万3,112人

（平成10年厚生省人口動態統計）

8.12 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している国民の増加（1. 栄養・食生活参照）

8.13 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少（7. 糖尿病参照）

8.14 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した健診・保健指導の受診者数の向上（7. 糖尿病参照）

9. がん

9.1 たばこ対策の充実（4. たばこ参照）

9.2 食塩摂取量の減少（1. 栄養・食生活参照）

9.3 野菜の摂取量の増加（1. 栄養・食生活参照）

9.4 1日の食事において、果物類を摂取している者の増加
指標の目安

〔摂取している人の割合〕		現状*	2010年
9.4a	成人	29.3%	60%以上

*：平成9年国民栄養調査

9.5 脂肪エネルギー比率の減少（1. 栄養・食生活参照）

9.6 飲酒対策の充実（5. アルコール参照）

9.7 がん検診の受診者の増加
指標の目安

〔検診受診者数〕		現状*	2010年**
9.7a	胃がん	1,401万人	2,100万人以上
9.7b	子宮がん	1,241万人	1,860万人以上
9.7c	乳がん	1,064万人	1,600万人以上
9.7d	肺がん	1,023万人	1,540万人以上
9.7e	大腸がん	1,231万人	1,850万人以上

*：参考値、平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査

**：5割以上の増加

注) 各がん検診の受診者数は「平成9年健康・福祉関連サービス需要実態調査」の各がん検診の受診者数と人間ドック受診者の合計である。

(別表2)

健康日本2 1代表目標項目一覧

1.1 適正体重を維持している人の増加

指標の目安

〔肥満者等の割合〕		現状	2010年
1.1a	児童・生徒の肥満児	10.7%	7%以下
1.1b	20歳代女性のやせの者	23.3%	15%以下
1.1c	20～60歳代男性の肥満者	24.3%	15%以下
1.1d	40～60歳代女性の肥満者	25.2%	20%以下

1.2 脂肪エネルギー比率の減少

指標の目安

〔1日当たりの平均摂取比率〕		現状	2010年
1.2a	20～40歳代	27.1%	25%以下

1.4 野菜の摂取量の増加

指標の目安

〔1日当たりの平均摂取量〕		現状	2010年
1.4a	成人	292g	350g以上

1.7 朝食を欠食する人の減少

指標の目安

〔欠食する人の割合〕		現状	2010年
1.7a	中学、高校生	6.0%	0%
1.7b	男性(20歳代)	32.9%	15%以下
1.7c	男性(30歳代)	20.5%	15%以下

1.15・2.8・7.9・8.12 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している国民の割合の増加

指標の目安

〔メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の割合（全国平均）〕		現状	2010年
1.15a	20歳以上	-	80%以上

2.2 日常生活における歩数の増加

指標の目安

〔日常生活における歩数〕		現状	2010年
2.2a	男性	8,202歩	9,200歩以上
2.2b	女性	7,282歩	8,300歩以上

2.3 運動習慣者の増加

指標の目安

〔運動習慣者の割合〕		現状	2010年
------------	--	----	-------

2. 3a	男性	28. 6%	39%以上
2. 3b	女性	24. 6%	35%以上

2.6 日常生活における歩数の増加

指標の目安

	[日常生活の歩数]	現状	2010年
2. 6a	男性(70歳以上)	5,436歩	6,700歩以上
2. 6b	女性(70歳以上)	4,604歩	5,900歩以上

3.2 睡眠による休養を十分にとれていない人の減少

指標の目安

	[とれない人の割合]	現状	2010年
3. 2a	全国平均	23. 1%	21%以下

3.4 自殺者の減少

指標の目安

	[自殺者数]	現状	2010年
3. 4a	全国数	31,755人	22,000人以下

4.2 未成年者の喫煙をなくす

指標の目安

	[喫煙している人の割合]	現状	2010年
4. 2a	男性(中学1年)	7. 5%	0%
4. 2b	男性(高校3年)	36. 9%	0%
4. 2c	女性(中学1年)	3. 8%	0%
4. 2d	女性(高校3年)	15. 6%	0%

4.3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

指標の目安

	[分煙を実施している割合]	現状	2010年
4. 3a	公共の場		
	都道府県	89. 4%	100%
	政令市等	95. 9%	100%
	市町村	50. 7%	100%
	保健所	95. 5%	100%
4. 3b	職場	40. 3%	100%
	[知っている人の割合]	現状	2010年
4. 3c	効果の高い分煙に関する知識の普及	-	100%

4.4 禁煙支援プログラムの普及

指標の目安

〔禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合〕		現状	2010年
4.4a	全国	32.9%	100%

4.5 喫煙をやめたい人がやめる

参考

〔喫煙率、禁煙希望者の割合〕		男性	女性
4.5a	喫煙率	43.3%	12.0%
	禁煙希望者の割合	24.6%	32.7%

5.1 多量に飲酒する人の減少

指標の目安

〔多量に飲酒する人の割合〕		現状	2010年
5.1a	男性	4.1%	3.2%以下
5.1b	女性	0.3%	0.2%以下

5.2 未成年者の飲酒をなくす

指標の目安

〔飲酒している人の割合〕		現状	2010年
5.2a	男性(中学3年)	26.0%	0%
5.2b	男性(高校3年)	53.1%	0%
5.2c	女性(中学3年)	16.9%	0%
5.2d	女性(高校3年)	36.1%	0%

6.4 一人平均う歯数の減少

指標の目安

〔1人平均う歯数(12歳)〕		現状	2010年
6.4a	全国平均	2.9歯	1歯以下

6.11 80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加

指標の目安

〔自分の歯を有する人の割合〕		現状	2010年
6.11a	80歳(75~84歳)で20歯以上	11.5%	20%以上
6.11b	60歳(55~64歳)で24歯以上	44.1%	50%以上

7.4 糖尿病検診の受診の促進

指標の目安

〔受けている人の数〕		現状	2010年
7.4a	定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者	4,573万人	6,860万人以上

7.5 糖尿病検診受診後の事後指導の推進

指標の目安

[受けている人の割合]		現状	2010年
7.5a	糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(男性)	66.7%	100%
7.5b	糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率(女性)	74.6%	100%

7.6 糖尿病有病者の減少 (推計)

推計値

		現状	2010年
7.6a	糖尿病有病者数	690万人	1,000万人

7.10・8.13 メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) の該当者・予備群の減少

指標の目安

[メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) の該当者・予備群の人数(40~74歳)]		現状*	2012年**	2015年**
7.10a	該当者・予備群 (男性)	1,400万人	10%以上の減少	25%以上の減少
	該当者・予備群 (女性)	560万人	10%以上の減少	25%以上の減少

*:参考値、平成16年国民健康・栄養調査

**:2008年と比較した減少率 (国民健康・栄養調査等をもとに算出予定)

7.11・8.14 メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) の概念を導入した健診・保健指導の受診者数の向上

指標の目安

[特定健康診査の実施率]		現状	2012年	2015年
7.11a	健診実施率	—	70%	80%
[特定保健指導の実施率]		現状	2012年	2015年
7.11b	保健指導実施率	—	45%	60%

8.7 高脂血症の減少

指標の目安

[高脂血症の人の割合]		現状	2010年
8.7a	男性	10.5%	5.2%以下
8.7b	女性	17.4%	8.7%以下

8.10 健康診断を受ける人の増加

指標の目安

[検診受診者の数]		現状	2010年
8.10a	全国数	4,573万人	6,860万人以上

8.11 生活習慣の改善等による循環器病の減少（推計）

推計値

喫煙率		脳卒中の減少			虚血性心疾患の減少			循環器病の減少		
男性	女性	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
55%	15%	16%	6%	11%	11%	7%	9%	17%	4%	10%
45	10	29	15	22	24	17	20	26	10	18
35	10	42	15	28	37	17	26	35	10	22
25	5	55	24	39	50	26	38	44	17	30
15	5	68	24	46	63	26	44	53	17	35
0	0	87	33	60	82	36	59	66	23	45

注1) それぞれの疾患の減少は、死亡率、罹患率及び疾患による新たなADL低下の割合を示す。

注2) 現状：脳卒中死亡率110.0（人口10万人対） 死亡数13万7,819人

男性：死亡率106.9、死亡数6万5,529人

女性：死亡率113.1、死亡数7万2,290人

虚血性心疾患 57.2（人口10万人対） 死亡数7万1,678人

男性：死亡率62.9、死亡数3万8,566人

女性：死亡率51.8、死亡数3万3,112人

（平成10年厚生省人口動態統計）

9.7 がん検診の受診者の増加

指標の目安

〔検診受診者数〕

		現状	2010年
9.7a	胃がん	1,401万人	2,100万人以上
9.7b	子宮がん	1,241万人	1,860万人以上
9.7c	乳がん	1,064万人	1,600万人以上
9.7d	肺がん	1,023万人	1,540万人以上
9.7e	大腸がん	1,231万人	1,850万人以上

(別紙)

喫煙が及ぼす健康影響

1 喫煙者は非喫煙者に比べ病気になる危険度が何倍高いのか

(1) がんの死亡

	男性	女性
平山らによる計画調査(1966-82)	1.7	1.3
原爆被爆者コホート(1963-87)	1.6 (男女)	
厚生省コホート(1990-97)*	1.5	1.6

(資料*) 厚生省 コホート

4保健所管内の40~59歳の地域住民男女各2万人を1990年より7年間追跡。

がんの部位別死亡

	男性		女性	
	左段	右段	左段	右段
肺がん	4.5	22.4	2.3	11.9
喉頭がん	32.5	10.5	3.3	17.8
口腔・咽頭がん	3.0	27.5	1.1	5.6
食道がん	2.2	7.6	1.8	10.3
胃がん	1.5	—	1.2	—
肝がん	1.5	—	1.7	—
腎がん	—	3.0	—	1.4
膵臓がん	1.6	2.1	1.4	2.3
膀胱がん	1.6	2.9	2.3	2.6
子宮頸部がん	—	—	1.6	1.4

(資料) 左段：平山らによる計画調査(1966-82)

右段：アメリカがん協会の「がん予防研究」(1982-86)

(注) 数字は非喫煙者を1とした喫煙者の相対危険度

(2) 循環器病の死亡

	男性	女性
総死亡	1.2	1.2
循環器疾患総数	1.4	1.5
虚血性心疾患	1.7	—
脳卒中	1.7	1.7

(資料) 1980-90年の循環器疾患基礎調査、いわゆる「NIPPON DATA」

(現在集計中)

30歳以上の約10,000人を対象。

(注) 数字は非喫煙者を1とした1日20本喫煙する者の相対危険度

(3) その他の疾患

	男性	女性
気管支喘息* 1	1.8	4.0
胃潰瘍* 2	3.4	—
十二指腸潰瘍* 2	3.0	—

(資料) * 1 : 平山らによる計画調査 (1966-82)

* 2 : ハワイ日系人男性の調査 (1968-90)

(注) 数字は非喫煙者を 1 とした喫煙者の相対危険度

(4) 妊婦への影響

早産	3.3
低出生体重	2.4
全先天異常	1.3

(資料) 昭和 54 年度厚生省心身障害研究

(注) 数字は非喫煙者を 1 とした喫煙者の相対危険度

(5) 歯周病

雫石 (1998)	2.1
ドランら (1997)	1.9
サッキら (1995)	1.7
ブラウンら (1994)	2.7

(注) 数字は非喫煙者を 1 とした喫煙者の相対危険度

2 禁煙によってどの程度病気になる危険度が減少するのか

(1) 肺がんの死亡 (男性)

平山 (1990)	0.3 *
ドールら (1976)	0.3

* : 10 年以上の値

(注) 数字は喫煙者を 1 としたときの禁煙して 10-14 年経過した者の相対危険度

(2) 虚血性心疾患の死亡 (男性)

喫煙本数 (本/日)	禁煙して 1-4 年	禁煙して 10-14 年
1-19 本	0.6	0.5
20 本以上	0.6	0.5

(資料) アメリカがん協会 (1969)

(注) 数字は、現在喫煙している者を 1 としたときの禁煙した者の相対危険度

3 喫煙率が下がると循環器病の減少はどのくらい見込めるのか

喫煙率		脳卒中の減少			虚血性心疾患の減少			総循環器疾患の減少		
男性	女性	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
55 %	15 %	16 %	6 %	11 %	11 %	7 %	9 %	17 %	4 %	10 %
45	10	29	15	22	24	17	20	26	10	18
35	10	42	15	28	37	17	26	35	10	22

25	5	55	24	39	50	26	38	44	17	30
15	5	68	24	46	63	26	44	53	17	35
0	0	87	33	60	82	36	59	66	23	45

(注) それぞれの疾患の減少は、死亡率、罹患率及び疾患による新たな日常生活動作能力 (ADL) 低下者数の減少割合を示す。

この循環器疾患予防への効果予測の前提は、

- 成人の1日あたりの平均食塩摂取量 3.5g 減少
- 平均カリウム摂取量 1g 増量
- 肥満者 (BMI 25 以上) を男性 15 %、女性 18 %以下に減少
- 成人男性の多量飲酒者 (1日3合以上) が 1 %低下
- 国民の 10 %が早歩き毎日 30 分を実行する

などの生活習慣の改善による平均最大血圧約 4.2mmHg の低下を前提とする。

地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針
(平成六年十二月一日厚生省告示第三百七十四号)

最終改正：平成二十三年五月二日厚生労働省告示第百五十二号

急速な人口の高齢化や出生率の低下、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、より豊かな生活を求める国民のニーズの高度化や多様化、食品の安全性、廃棄物等の生活環境問題に対する国民の意識の高まり等といった地域保健対策を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、地域住民の健康の保持及び増進を図る地域保健対策の総合的な推進を図ってきたが、その後、地域保健を取り巻く状況は、地域における健康危機事例の頻発、社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高度化、ノーマライゼーションも含めたより豊かな社会を求める国民のニーズの高度化や多様化、介護保険制度の実施等といった大きな変化を生じている。

こうした状況の変化に的確に対応するため、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させるとともに、地域の特性、社会福祉、介護保険等の関連施策との有機的な連携及び科学的な根拠に基づく地域保健対策の推進に配慮することにより、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るための地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

この指針は、地域保健体系の下で、市町村(特別区を含む。第二の一の2を除き、以下同じ。)、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一 生活者個人の視点の重視

戦後、我が国の公衆衛生行政においては、結核、赤痢等の伝染病のまん延及び食中毒の発生の防止を主要な課題として、社会防衛的な視点に重点を置いて各種の施策が推進され、この結果、我が国の公衆衛生の水準は大幅に向上した。

現在においても、社会防衛的な視点は重要であるが、今後は、これに加えて、サービスの受け手である生活者個人の視点を重視し、すべての住民が満足し安心できるサービスを実現することが求められている。

このため、住民が保健サービスに関する相談を必要とする場合には、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ適時、適切に相談に応じることが可能な体制を整備するとともに、個々の住民のニーズに的確に対応したサービスが提供されるよう、サービスの質的かつ量的な確保、サービスを提供する拠点の整備及び人材の確保等の体制の総合的な整備を推進することが必要である。

二 住民の多様なニーズに対応したきめ細かなサービス

住民の価値観、ライフスタイル及びニーズは極めて多様化しており、画一的に提供されるサービスから、多様なニーズ等に応じたきめ細かなサービスへ転換することが求められる。

このため、サービスの提供に当たっては、種類、時間帯、実施場所等に関し、個人による一定の選択を可能にするよう配慮するとともに、これらのサービスの提供に関連する情報を適切に住民に提供する必要がある。

また、併せて民間サービスの活用を進めるため、サービスの質を確保しながら振興策等を検討することが求められる。

さらに、サービスの質の向上及び効率化並びに関係機関のネットワークを構築するため、情報処理設備の整備を図るとともに、情報処理技術の積極的な活用を図ることが必要である。

三 地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり

住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスは、最も基礎的な自治体である市町村が、地域の特性を十分に発揮しつつ、一元的に実施することが必要である。

このため、市町村は、保健と福祉を一体的に提供できる体制の整備に努めるとともに、地域の特性をいかし、住民が積極的に参加し、住民の声を反映した保健と福祉のまちづくりを推進することが求められる。

また、都道府県及び国は、市町村がその役割を十分に果たすことができる条件を整備することが必要である。

四 国民の健康づくりの推進

健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、国民の健康づくりを推進するため、国及び地方公共団体は、教育活動や広報活動を通じた健康の増進に関する知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供、研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的助言を与えるよう努めることが必要である。さらに、都道府県は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成十五年厚生労働省告示第百九十五号。第一の四及び第六の一において「基本方針」という。)を勘案して、都道府県健康増進計画を定め、市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して市町村健康増進計画を定めるよう努めることが必要である。また、母子保健における国民運動計画において設定された課題を達成するため、国及び地方公共団体は、関係者、関係機関及び関係団体が寄与し得る取組の内容を明確にして、その活動を推進することが必要である。

五 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

高齢者対策に係る取組及び介護保険制度を円滑に実施するためには、高齢者対策及び介護保険に係るサービス等を受ける必要がある住民に対して、必要なサービスを適切に提供できる体制の整備に努めることが必要である。

このため、市町村及び都道府県は、高齢者対策の実施に当たって、個々の高齢者の健康状態に応じた健康づくり対策、要介護状態等にならないための予防対策及び自立支援対策を強化するほか、要介護者等を含めた支援を必要とする高齢者を早期に発見

して必要なサービスを提供すること、高齢者の新たなニーズを把握して不足しているサービスを開発すること等により、高齢者を対象とした地域ケアシステムづくりを推進するとともに、介護保険に係る事業者の質を確保するための調査及び助言、要介護認定等に係る人材の育成のための研修、情報の提供等を含めた保健、医療、福祉サービスの質の確保及び向上を図るための活動を強化することが必要である。

六 快適で安心できる生活環境の確保

地域住民の健康の保持及び増進を図るためには、住民の生活の基盤となる快適で安心できる生活環境を確保することが重要である。

このため、都道府県、国等は、保健所の機能強化に努めるとともに、食品衛生協会、生活衛生同業組合等関係団体に対する指導又は助言に努めることにより、営業者の自主的な衛生管理等を通じた食品衛生、環境衛生等の施策の推進を図ることが必要である。

七 地域における健康危機管理体制の確保

地域において発生した健康危機に対して、迅速かつ適切な危機管理を行うために、地域における健康危機管理体制を確保する必要がある。また、その際には、健康危機に際して生じる地域住民への精神的な影響にも配慮する必要がある。

このため、都道府県及び市町村は、それぞれの保健衛生部門の役割をあらかじめ明確にするほか、健康危機情報が、健康危機管理体制の管理責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理されるとともに、管理責任者から保健衛生部門に対する指示が迅速かつ適切に伝達され、かつ、他の地方公共団体を含む関係機関及び関係団体との連携及び調整が確保された健康危機管理体制を構築する必要がある。なお、健康危機管理体制の中心となる管理責任者としては、地域の保健医療に精通した保健所長が望ましい。

また、健康危機が発生した場合の危機管理体制について定めた手引書を整備するとともに、手引書の有効性を検証するための訓練、適切に健康危機管理を行うことができる人材の育成、必要な機器及び機材の整備等を行う必要がある。

八 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

都道府県及び市町村は、地域における健康問題について、住民の健康を阻害する要因を科学的に明らかにするとともに、疫学的な手法等を用いて地域保健対策の評価等の調査研究を行うことにより、科学的根拠に基づく地域保健の企画及びその実施に努める必要がある。

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一元的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

一 保健所

1 保健所の整備

保健所の地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、次のような考え方にに基づき、地域の特性を踏まえつつ規模の拡大並びに施設及び設備の充実を図ることが必要である。

(一) 都道府県の設置する保健所

(1) 都道府県の設置する保健所の所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。以下同じ。)又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第二項第一号に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要であること。ただし、現行の医療圏が必ずしも保健サービスを提供する体制の確保を図る趣旨で設定されていないことから、二次医療圏の人口又は面積が平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には地域の特性を踏まえつつ複数の保健所を設置できることを考慮すること。

(2) 保健所の集約化により、食品衛生及び生活衛生関係事業者等に対するサービスの提供に遺漏がないよう、例えば、移動衛生相談、関係団体の協力による相談等の地域の特性に応じたサービスを行うこと。

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

(1) 政令指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第一条第三号の市をいう。以下同じ。)の人口要件を勘案し、住民が受けることができるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。

(2) 政令指定都市を除く政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第一条の市をいう。以下同じ。)及び特別区は、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人口要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。

(3) 保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することは望ましいことから、人口三十万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること。

(4) 人口三十万人未満の現行の政令市は、引き続きその業務の一層の推進を図ること。

2 保健所の運営

(一) 都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することが必要である。

(1) 専門的かつ技術的業務の推進

ア 精神保健、難病対策、エイズ対策等の専門的かつ技術的な業務について機能を強化するとともに、健康増進、特定健康診査及び特定保健指導、母子保健、障害

者福祉、栄養改善、介護保険等の市町村の実施するサービスについて、市町村の求めに応じて専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

イ 精神保健、難病対策、エイズ対策等の保健サービスの実施に当たっては、市町村の福祉部局等との十分な連携及び協力を図ること。

ウ 食品衛生、環境衛生、医事、薬事等における監視及び指導、検査業務等の専門的かつ技術的な業務について、地域住民の快適で安心できる生活環境の確保を図るという観点を重視し、監視及び指導の計画的な実施、検査の精度管理の徹底等、一層の効率化及び高度化を図ることにより、食品等の広域的監視及び検査を行う専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(2) 情報の収集、整理及び活用の推進

ア 所管区域に係る保健、医療、福祉に関する情報を幅広く収集、管理及び分析するとともに、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び地域住民に対して、これらを積極的に提供すること。

イ 市町村、地域の医師会等と協力しつつ、住民からの相談に総合的に対応できる情報ネットワークを構築すること。

ウ このため、情報部門の機能強化を図ること。

(3) 調査及び研究等の推進

ア 各地域が抱える課題に即し、地域住民の生活に密着した調査及び研究を積極的に推進することが重要である。

このため、調査疫学部門の機能強化を図ること。

イ 国は、保健所における情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究を推進するため、技術的及び財政的援助に努めること。

(4) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進

ア 保健所に配置されている医師を始めとする専門技術職員は、市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な指導及び支援並びに市町村保健センター等の運営に関する協力を積極的に行うこと。

イ 市町村職員等に対する現任訓練を含めた研修等を積極的に推進することが重要である。

このため、研修部門の機能強化を図ること。

(5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努める必要があること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

イ 健康危機発生時において、保健所は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、患者の診療情報等の患者の生命に係る情報の収集及び提供、健康被害者に対する適切な医療の確保のための支援措置等を図ること。また、管内の市町村に対して法令に基づき、健康危機管理を適切に行うこと。

ウ 健康危機発生後において、保健所は、保健医療福祉に係る関係機関等と調整の上、健康危機発生に当たっての管理の体制並びに保健医療福祉の対応及び結果に関し、科学的根拠に基づく評価を行い、公表するとともに、都道府県が作成する医療計画及び障害者計画等の改定に当たって、その成果を将来の施策として反映させることが必要であること。なお、健康危機による被害者及び健康危機管理の業務に従事する者に対する精神保健福祉対策等を人権の尊重等に配慮しつつ、推進すること。

(6) 企画及び調整の機能の強化

ア 都道府県の医療計画、介護保険事業支援計画、がん対策推進計画、健康増進計画、老人福祉計画、障害者計画等の計画策定に関与するとともに、各種の地域保健サービスを専門的立場から評価し、これを将来の施策に反映させるほか、地域における在宅サービス、障害者福祉等の保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携、医薬分業等医療提供体制の整備、食品衛生及び環境衛生に係るサービスの提供及び(1)から(6)までに掲げる課題について企画及び調整を推進すること。

イ このため、保健所の新たな役割を十分に担うことのできる人材の確保等を含め、企画及び調整の部門の機能強化を図ること。

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

政令市及び特別区の設置する保健所は、市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に、(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる情報の収集、整理及び活用の推進、(3)に掲げる調査及び研究等の推進、(5)に掲げる健康危機管理機能の強化並びに(6)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

また、保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関として位置付け、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましいこと。

二 市町村保健センター

1 市町村保健センターの整備

(一) 身近で利用頻度の高い保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は、適切に市町村保健センター等の保健活動の拠点を整備すること。

(二) 国は、市町村保健センターの設置及び改築等の財政的援助に努めること。

(三) 町村は、単独で市町村保健センター等を整備することが困難な場合には、地域住民に対する保健サービスが十分に提供できるよう配慮しながら、共同で市町村保健センター等を整備することを考慮すること。

(四) 都市部においては、都市の特性をいかしつつ人口規模に応じた市町村保健センタ

一等の設置を考慮すること。

(五) 国民健康保険健康管理センター、老人福祉センター等の類似施設が整備されている市町村は、これらの施設の充実を図ることにより、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスを総合的に実施するという役割を十分に発揮できるようにすること。

2 市町村保健センターの運営

(一) 市町村は、健康相談、保健指導及び健康診査等の地域保健に関する計画を策定すること等により、市町村保健センター等において住民のニーズに応じた計画的な事業の実施を図ること。

(二) 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健、医療、福祉の連携を図るため、老人介護支援センターを始めとする社会福祉施設等との連携及び協力体制の確立、市町村保健センター等における総合相談窓口の設置、在宅福祉サービスを担う施設との複合的整備、保健師とホームヘルパーに共通の活動拠点としての運営等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること。

(三) 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体及び地域の医療機関との十分な連携及び協力を図ること。

(四) 市町村は、精神障害者の社会復帰対策、認知症高齢者対策、歯科保健対策等のうち、身近で利用頻度の高い保健サービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力の下に実施することが望ましいこと。特に、精神障害者の障害者支援施設等の利用に係る調整及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理の事務等を市町村において行うこととなっていることから、精神障害者の社会復帰対策を、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、障害者支援施設等との連携及び協力の下に実施すること。

(五) 政令市は、保健所と市町村保健センター等との密接な連携を図り、効率的かつ効果的な保健サービスの提供を可能にする体制を整備すること。

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

地域保健対策に係る多くの職種に渡る専門技術職員の養成、確保及び知識又は技術の向上に資する研修の充実を図るため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

一 人材の確保

1 都道府県、政令市及び特別区は、地域における健康危機管理体制の充実等の観点から、保健所における医師の配置に当たっては、専任の保健所長を置くように努める等の所管区域の状況に応じた適切な措置を講じるように努めること。

2 都道府県は、事業の将来的な見通しの下に、精神保健福祉士を含む地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第五条に規定する職員の継続的な確保に努め、地域保健対策の推進に支障を来すことがないように配慮すること。

3 市町村は、事業の将来的な見通しの下に、保健師、管理栄養士等の地域保健対策

に従事する専門技術職員の計画的な確保を推進することにより、保健事業の充実及び保健事業と介護保険事業等との有機的な連携その他の地域保健対策の推進に支障を来すことがないように配慮すること。

また、市町村は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士等の地域における人的資源を最大限に活用すること。

このため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の支援を得ること。

- 4 国は、専門技術職員の養成に努めるとともに、業務内容、業務量等を勘案した保健師の活動の指標を情報として提供する等の支援を行うこと。

二 人材の資質の向上

- 1 都道府県及び市町村は、職員に対する現任教育(研修及び自己啓発の奨励、地域保健対策に係る部門以外の部門への人事異動その他の手段による教育をいう。以下同じ。)について各地方公共団体が策定した人材育成指針に基づき、企画及び調整を一元的に行う体制を整備することが望ましいこと。なお、ここでいう研修には執務を通じての研修を含む。

- 2 都道府県及び市町村は、地域保健にかかわる医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士等に対して、次に掲げる現任教育に関する事項を効果的かつ効率的に実施すること。なお、実施に際しては必要に応じ関係部局と連携すること。

(一) 次に掲げる事項に関する研修及び自己啓発の奨励

- (1) 専門分野及び行政運営に関する事項
- (2) 保健、医療、福祉の連携を促進するための職種横断的な事項
- (3) 保健、医療、福祉に係る各種サービスの総合的な調整に関する事項

(二) 人材育成を目的とした地域保健対策に係る部門以外の部門への人事異動、保健所と市町村との間の人事交流、研究機関等への派遣等の推進

- 3 都道府県は、市町村の求めに応じ、都道府県及び市町村の職員の研修課程を定め、保健所、地方衛生研究所等との間の職員研修上の役割分担を行って、現任訓練を含めた市町村職員に対する体系的な専門分野に関する研修を計画的に推進するとともに、保健所職員が市町村に対する技術的援助を円滑に行うことを可能とするための研修、保健所の企画及び調整機能を強化するための研修並びに教育機関又は研究機関と連携した研修の推進に努めること。

- 4 都道府県は、保健所において、市町村等の求めに応じ、市町村職員及び保健、医療、福祉サービスに従事する者に対する研修を実施するとともに、町村職員が研修を受ける際には、当該町村の事業が円滑に実施されるように必要に応じて支援すること。

- 5 国は、国立試験研究機関における養成訓練を始め、総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、

効果的かつ効率的な教育方法の開発及び普及を行い、市町村及び都道府県に対する技術的及び財政的援助に努めること。

三 人材確保支援計画の策定

1 人材確保支援計画の策定についての基本的考え方

- (一) 市町村は、地域保健対策の円滑な実施を図るため、自ら責任を持って、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスに必要な人材の確保及び資質の向上を図ることが原則である。しかしながら、町村が必要な対策を講じても地域の特性によりなお必要な人材を確保できない場合には、都道府県は、特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき人材確保支援計画を策定するとともに、これに基づき人材の確保又は資質の向上に資する事業を推進すること。
- (二) 国は、都道府県の行う人材確保支援計画において定められた事業が円滑に実施されるよう、別に定める要件に従い必要な財政的援助を行うとともに、助言、指導その他の援助の実施に努めること。
- (三) (一) 及び (二) に掲げる措置により、各町村は、十分な保健サービス及び保健、医療、福祉の連携の下で最適なサービスを総合的に提供するための調整を行うことのできる保健師、栄養相談等を行う管理栄養士その他必要な職員の適切な配置を行うことが望ましいこと。

2 人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たっての留意事項

都道府県は、人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業については、特定町村との十分な意思疎通及び共通の課題を抱える特定町村における当該事業の一体的な推進を図るほか、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体及び医療機関との連携又は協力体制を確立すること等により、地域の特性に即し、効果的に実施するよう留意すること。

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

- 一 保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究を推進すること。
- 二 都道府県及び政令指定都市は、その設置する地方衛生研究所について、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として充実を図り、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施すること。
- 三 地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

- 四 都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。
- 五 国は、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立試験研究機関と地方衛生研究所との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所に対する技術的支援を行うこと。
- 六 調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

第五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

一 保健、医療、福祉の連携の下で最適なサービスを総合的に提供するための調整の機能の充実

人口の高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い、住民のニーズが保健、医療、福祉を通じた総合的なものとなる中で、個々の住民にとって最適なサービスの種類、程度及び提供主体について判断し、適切なサービスを総合的に提供することが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、次のような取組を行うことが必要である。

- 1 市町村においては、相談からサービスの提供までに至る体系的な体制の整備及び職員に対する研修の充実を図ること。また、支援を必要とする住民をより早く把握し、適時かつ適切な情報の提供、関係機関の紹介及び調整等を行う総合相談窓口を市町村保健センター等に設置するとともに、高齢者の保健、福祉サービスに関する相談、連絡調整等を行う老人介護支援センターの整備を推進すること。さらに、地域の医師会の協力の下に、かかりつけ医との連携及び協力体制を確立すること。
- 2 都道府県は、保健所において、精神障害及び難病等の専門的かつ広域約に対応することが望ましい問題を持つ住民に対して、保健、医療、福祉の連携の下で最適なサービスを提供するための総合調整機能を果たすとともに、市町村の求めに応じて、専門的及び技術的支援を行うことが必要であること。

二 包括的な保健、医療、福祉のシステムの構築

住民のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、地域における包括的な保健、医療、福祉のシステムの構築が重要である。

このため、市町村、都道府県、国及び保健、医療、福祉サービスを提供する施設は、次のような取組を行うことが必要である。

- 1 市町村においては、市町村保健センター等の保健活動の拠点、保健所、福祉事務所等の行政機関及び老人介護支援センター、医療機関、薬局、社会福祉施設、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等の施設を結ぶ地域の特性に応じたネットワークを整備すること。
- 2 二次医療圏においては、保健、医療、福祉のシステムの構築に必要な社会資源がおおむね確保されていることから、保健所等は、これらを有効に活用したシステムの構築を図るための検討協議会を設置すること。

また、保健所運営協議会又は地域保健医療協議会が設置されている場合には、これらとの一体的な運営を図り、二次医療圏内の地域保健全般に渡る事項を幅広い見地から協議すること。

3 市町村は保健、福祉サービスの有機的な連携を推進する観点から、都道府県は市町村に対する保健、福祉サービスを通じた一元的な助言、援助等を円滑に行う観点から、それぞれ、地域の特性に応じた組織の在り方について検討すること。

4 都道府県及び国は、相談窓口の一元化、保健師とホームヘルパーに共通の活動拠点の設置、関連施設の合築、連絡調整会議の設置、保健部局と福祉部局及び介護保険部局間の人事交流の促進、組織の再編成等のうち、保健、医療、福祉のシステムの構築に関する市町村及び都道府県の先駆的な取組について、事例の紹介又は情報の提供を行う等により支援すること。

三 次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進

都道府県及び市町村は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、保健部局、福祉部局等の関係部局間の連携を十分に図りつつ、次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に推進すること。

四 高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

住民のニーズに応じ、適切に高齢者対策を実施し、及び介護保険に係るサービス等を提供するため、高齢者対策に係る取組及び介護保険制度の円滑な実施のための取組が重要である。

このため、市町村、都道府県等は、次のような取組を行うことが必要である。

1 市町村においては、保健部局と高齢者対策に係る取組及び介護保険制度との連携を密にとり、健康増進事業と介護保険事業とを有機的かつ連続的に運用すること。

また、高齢者の生涯を通じた健康づくり対策、要介護状態等にならないための予防対策及び自立支援対策を強化し、介護等を必要とする高齢者を早期に発見するとともに、必要なサービスを開発し、提供する地域ケアシステムづくりを推進すること。

2 都道府県においては、保健部局と関連部局、関係機関及び関係団体とが十分に連携するとともに、市町村に対して、都道府県内の保健、医療、福祉サービスに関する情報を提供すること。

3 都道府県は、保健所において、市町村が高齢者対策に係る取組及び介護保険制度を円滑に実施することができるように、市町村が行う介護保険事業計画の推進、サービス資源等についての市町村間の広域的調整及び開発等に対して支援を行うこと。

4 政令市及び特別区は、市町村として担うべき役割に加え、都道府県が設置する保健所の担うべき役割のうち保健医療福祉情報の収集、分析及び提供等の役割も担うこと。

五 精神障害者施策の総合的な取組

1 精神障害者に係る保健、医療、福祉等関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進すること。

2 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用の推進を検討すること。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院及び社会復帰を目指すため、必要なサービスの整備及び資源の開発を行い、地域の保健、医療、

福祉関係機関の連携を進めること。

- 3 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制及び支援体制を構築するとともに、当事者自身による相互支援活動等を支援すること。
- 4 都道府県及び市町村並びに保健所は、精神疾患及び精神障害者への正しい理解の普及を推進するとともに地域住民の精神的健康の保持増進を推進すること。

六 児童虐待防止対策に関する取組

近年の児童虐待に関する問題の深刻化に伴い、保健所、市町村保健センター等においても、児童相談所と十分な連携を取りつつ、以下のような取組を行うことが必要である。

- 1 母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、こうした要因がある場合、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施すること。また、関係機関による会議等において積極的な役割を果たすとともに、地域組織活動の育成及び支援を行い、児童虐待の発生予防に向けた取組を行うこと。
- 2 保健所、市町村保健センター等の職員が児童虐待が行われている疑いがある家庭を発見した場合については、児童虐待への対応の中核機関である児童相談所又は福祉事務所への通告を行った上で、市町村及び保健所は、当該事例への援助について関係機関との連携及び協力を組織的に推進すること。

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

一 国民の健康づくりの推進

健康増進法に基づき、国民の健康づくりを推進するために、都道府県及び市町村並びに保健所は、基本方針に基づき、次のような取組を行う必要がある。

- 1 都道府県は、地域における健康の増進に関する情報の収集を行うとともに、都道府県健康増進計画の策定及び市町村健康増進計画策定に対する支援を行う等の地域診断の情報源となる健康指標の収集及び分析を行う必要があること。

また、保健所は、管内における関係機関、関係団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担うとともに、健康の増進に関する情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援や二次医療圏に合わせた計画策定等を通じ、管内の健康づくりの取組の拠点としての役割を担う必要があること。

これらを行う場合、市町村の保健衛生部局、医療機関等、学校、教育委員会、健康保険組合、地域産業保健センター等の産業保健関係機関等との連携及び協力を強化する必要があること。

- 2 市町村は、従来から母子保健事業、健康増進事業等の実施主体としての役割を担ってきたことを踏まえ、地域の健康指標の収集を行うとともに、市町村健康増進計画を関係機関及び関係団体並びに住民の参画を得て主体的に策定し、実施するよう努めること。その際には、当該市町村をその所管区域内に含む保健所と連携を図る必要があること。また、市町村健康増進計画の推進に当たっては、市町村の内部部局のみならず、保健衛生、精神保健、労働衛生、福祉、環境、都市計画等の各部門の外部機関との連携及び協力を強化する必要があること。

二 生活衛生対策

都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生対策の中で特に、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)に規定する浴場業及び旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)に規定する旅館業の営業者並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)に規定する特定建築物の維持管理権原者に対し、水質を汚染する病原生物(レジオネラ属菌等)に関する知識の普及、啓発を行うとともに、施設の種別に応じ、病原生物の増殖を抑制するための具体的方法を指導すること。また、病院、社会福祉施設等の特定建築物以外の建築物についても、その維持管理権原者に対し、病原生物に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、維持管理に関する相談等に応じ、必要な指導等を行うこと。

また、住宅や建築物における室内空気汚染等による健康影響、いわゆるシックハウス症候群について、知識の普及、啓発を行うとともに、地域住民からの相談等に応じ、必要な指導等を行うこと。

三 食品衛生対策

- 1 都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、第二の一の二の(一)の(1)ウ及び(二)に掲げるところにより監視指導に係る業務を推進するほか、教育活動や広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、研究の推進、食品衛生に関する検査能力の向上、食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上並びに国、他の都道府県等及び農林水産部局等関係部局との相互連携に努めるとともに、関係者との相互の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進を図るため、積極的に施策の実施状況を公表し、住民からの意見聴取及び施策への反映に努めること。
- 2 都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、第二の一の二の(一)の(5)及び(二)に掲げるところにより健康危機管理機能を強化するとともに、食中毒等飲食に起因する事故に対して、国、他の都道府県等及び関係部局と連携を図りながら、原因究明、被害拡大防止、再発防止対策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うことができるよう体制を整備すること。

四 地域保健及び産業保健の連携

住民が地域又は職域を問わず、生涯を通じて共通の基盤に立った保健サービスを受けられるようにするためには、地域保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命の延伸等を図るためには、地域における生涯を通じた健康づくりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、保健所及び市町村が中心となり、個人の年齢、就業先などにより異なる保健事業者間の連携を図り、次のような事項を行うことにより、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図っていくことが必要である。

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。
- 2 地域保健の保健計画の策定に当たっては、産業保健との連携を図りつつ、目標、行動計画を立て、それに基づき保健活動を推進すること。
- 3 健康教育や健康相談等の保健事業及び施設や保健従事者への研修会などに関する情

報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること。

五 地域における健康危機管理体制の確保

地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

このため、都道府県及び市町村は、次のような取組を行う必要がある。

- 1 都道府県は、健康危機管理に際して、救急医療体制の整備、健康危機情報の収集、分析及び提供等を行う必要がある。
- 2 政令市及び特別区は、保健所等の関係機関及び都道府県との連携を図るほか、地方衛生研究所等の充実等を図ることにより、検査機能の充実強化を図る必要がある。
また、政令市においては、本庁及び保健所等における健康危機管理に関する事務分担が不明確であること又は本庁と保健所の持つ機能が不均衡であることがないよう、平時より健康危機管理へ対応する体制整備を十分図る必要がある。
- 3 市町村は、健康危機情報を把握した場合には、法令に基づく対応を行うほか、住民に最も身近な地方公共団体として、住民に対する健康被害予防のための情報の提供に大きな役割を担う必要がある。
- 4 政令市及び特別区を除く市町村は、都道府県の設置する保健所に対して、収集した健康危機情報を速やかに伝達し、保健所長の法令に基づく指示、技術的助言及び支援を受け、これらに基づく対応を行う必要がある。

六 地域住民との連携及び協力

地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応するため、公的サービスの提供とあいまって、住民参加型の地域のボランティア及び自助グループの活動が積極的に展開されることが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、啓発活動等を通じた地域保健活動に対する住民の理解及び参加の促進並びに保健所、市町村保健センター等において連携又は協力を努めること等により、これらの活動の支援に努めることが必要である。

改正文（平成十二年十二月二十八日厚生労働省告示第六百十五号）抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文（平成二十三年五月二日厚生労働省告示第百五十二号）抄

平成二十三年五月二日から適用する。

地域保健対策検討会 報告書（概要版）

～今後の地域保健対策のあり方について～

平成24年3月27日
地域保健対策検討会

地域保健対策は、地域保健法及びこれに基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針により推進されてきたが、近年、人口構造の急激な変化、住民生活スタイルの多様化、非感染性疾患の拡大、健康危機管理事案の変容や関連する制度の改正など地域保健を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

同時に、地域保健の基盤となる組織体制も大きく変容しており、従来の行政サービス体系のみで、多様化・高度化する住民ニーズに応えていくことが困難な状況となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、「人と人との絆」、「人と人との支え合い」の重要性が改めて認識されるとともに、各地で「人と人との絆」に基づくソーシャル・キャピタルを活用した住民主体の取組みにより効果を上げる事例が報告されており、本検討会では、このような状況を踏まえ、今後の地域保健対策のあり方を検討し、報告書をとりました。

地域保健担当部門が取組むべき施策として、以下の事項を提言する。

1. 住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築

- 地域保健担当部門は、地域のソーシャル・キャピタルに立脚した活動を展開し、多様化・高度化する住民ニーズに即した取組みを推進する。
- 特に、ソーシャル・キャピタル形成の場である学校・企業等と積極的に連携するとともに、その「核」となる人材を発掘し、育成する。
- 保健所・市町村保健センターは学校保健委員会への参加等を通じて、学校との連携を推進するとともに、国における企業活動の評価のあり方の検討等を踏まえ、企業活動の評価を実践するとともに、その活動内容の住民への周知を推進する。

2. 医療や介護福祉等の関連施策連携を推進するための体制の強化

- 地域保健担当部門は、保健・医療・介護福祉の施策連携を通じ、住民ニーズに即した実効的な取組みを推進する。
- 保健所は、地域の医療連携体制の構築に、公平・公正な立場から積極的に関与する。
- 保健所は、管内を俯瞰し地域の健康課題等に関する評価・分析を進めるとともに、市町村及び住民への分かりやすい情報を提供する。
- 市町村は、縦割りに陥らず総合的に推進する組織体制を構築するなどして、地方自治体内での情報共有を進めるとともに、保健所と連携して、住民の健康課題に即した取組みを推進する。

3. 健康危機管理体制の強化

- 対物保健に係る健康危機管理については、情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等を通じた行政監視体制を強化するとともに、同業組合等の取組みやリスク・コミュニケーションによる住民理解の促進も併せて強化する。
- 災害に備えた体制強化としては、災害時の保健活動が効果的・効率的に行えるよう国と地方自治体の連携及び地方自治体間の連携の強化による先遣的な情報収集体制の構築や具体的な健康支援活動のあり方の共有等を推進する。
- 同時に、都道府県・保健所と市町村との平時からの連携体制の強化を通じて、保健所を中心とした災害時保健調整機能を確保するとともに、危機事案発生時における重層的・分野横断的な対応が可能となる体制を構築する。

4. 地域保健対策におけるPDCAサイクルの確立

- 国は、地域保健情報の標準化及び評価・公表のあり方を定め、地方自治体に周知する。
- 地域保健担当部門は、地域の特性を踏まえた地域保健に関する評価・公表を推進するとともに、住民等からの反応を踏まえた施策改善のプロセスを構築する。

5. これからの地域保健基盤のあり方

- 住民主体の地域保健対策を進めるため、地域保健人材としてソーシャル・キャピタルの「核」となる人材を位置づける。
- 人材育成に当たって、国は、育成指導者の養成のみならず、地域における当該指導者の支援を行うとともに、都道府県・保健所と市町村は、互いに連携を深め、計画を立て、体系的に人材育成に取り組む。
- 国、都道府県・保健所、市町村は、特定の分野に限らず、分野横断的かつ重層的な連携を図る。特に保健所は、常に管内の健康課題の把握に努め、市町村との密接なコミュニケーションを通じた支援を行う。

地域保健対策検討会報告書の概要

【地域保健を取り巻く社会的背景】

○ 人口構造の急激な変化	○ 関連する制度改正等の動き ・ 食育基本法 ・ がん対策基本法 ・ 高齢者医療確保法 ・ 自殺対策基本法等
○ 住民生活スタイルの多様化	○ NCD (非感染性疾患) の拡大
○ 健康危機管理事案の変容	○ 科学技術の進歩、経済活動の広域化等の一層の進展に伴う健康リスクの増大

地域保健対策の方向性

平成6年

地域保健の役割	保健サービスと福祉サービスとの一体的提供
	個人を対象とした公助

平成24年

	ソーシャル・キャピタルの活用
	学校や企業等との積極的連携
	自助及び共助支援としての公助

方向性実現のための手段

政策課題

- 国民ニーズの質的変化(多様化及び高度化)への対応
- 保険者による保健施策や医療・介護福祉施策との一体的な展開
- 健康危機管理事案への対応
- 健康に関する地域格差の縮小に向けた対応
- 地域保健対策の新たな課題に対応できる人材の育成

【地域保健対策業務全般】

- 地域資本(公的・民間/人的・物的・社会的(ソーシャル・キャピタル等))のベストミックスによる国民ニーズへの対応

【個別事業活用のあるり方】

- 医療・介護福祉等関連領域の事業等を含めた施策の総合的推進

【組織間連携のあるり方】

- 事案の緊急性や重篤性に応じた国・都道府県・市町村連携の強化
(役割分担型 → 重層連携型)

【情報の取扱い】

- 地域保健情報の標準化及び評価・公表による可視化、目標や改善策の共有等を通じた地域でのPDCAサイクルの構築及び推進

【地域保健人材のあるり方】

- 目標達成のために必要な資質の向上及び能力の育成
(事業こなし型・活動目的型 → 目標達成型)

今後の地域保健対策のあり方

～ 地域のソーシャル・キャピタルの活用を通じた健康なまちづくりの推進 ～



地域協働推進のための具体的施策

- ソーシャル・キャピタルの核となる人材(例えば、健康意識を持ち、実践する「健人(仮称)」など)の計画的な発掘・育成を通じた住民主体の保健活動の推進
 - 学校保健委員会等の学校を取り巻く協議の場への積極参画
 - 企業や同業組合等による取組みを促進させる環境整備
 - リスク・コミュニケーションを含めた地域への分かりやすい情報提供の推進
 - 各種保健施策のほか医療・介護福祉施策との連携による効果的な施策展開 など

今後の地域保健対策を見据えた具体的体制整備

- ソーシャル・キャピタルの活用に向けた地域保健担当部門の体制整備
- 地域の健康課題等の共有のため、標準化された指標による評価・分析を通じたPDCAサイクルの確立
- 各種保健施策や医療・介護福祉施策との効果的連携のための自治体内における体制整備
- 情報共有体制の強化や担当職員の資質向上のほか、平時からの自治体間連携の枠組み構築等による健康危機管理体制の強化
- 国、都道府県・保健所、市町村による分野横断的・重層的な連携体制の構築 など

地域保健対策検討会

報告書

～今後の地域保健対策のあり方について～

平成 24 年 3 月 27 日

地域保健対策検討会

— 目 次 —

<u>はじめに</u>	・ ・ ・ ・ ・ 1
<u>I 地域保健活動を取り巻く社会環境の現状及び動向</u>	
<u>1. 人口構造の急速な変化</u>	・ ・ ・ ・ ・ 4
<u>2. 住民生活スタイルの多様化</u>	・ ・ ・ ・ ・ 4
<u>3. 非感染性疾患（NCD）の拡大</u>	・ ・ ・ ・ ・ 5
<u>4. 健康危機管理事案の変容</u>	・ ・ ・ ・ ・ 5
<u>5. 地域保健に関連する制度等の見直し</u>	・ ・ ・ ・ ・ 6
<u>6. 国と地方のあり方見直しの進展</u>	・ ・ ・ ・ ・ 6
<u>7. 社会保障を支える財政の現状と今後の方向性</u>	・ ・ ・ ・ ・ 6
<u>II 地域保健及び関連する主な施策の動向</u>	
<u>1. 地域保健分野等における動向</u>	・ ・ ・ ・ ・ 8
(1) 対人保健分野の動向	・ ・ ・ 8
1) 感染症対策	
①予防接種	
②新型インフルエンザ対策	
③HTLV-1 対策	
2) 肝炎対策	
3) がん対策	
4) 難病対策等	
5) 生活習慣病対策	
6) 歯科保健	
7) 精神保健	
8) 母子保健	
9) 高齢者対策（介護予防）	
(2) 対物保健分野の動向	・ ・ ・ 13
1) 生活衛生対策	
2) 食品安全対策	
3) 水道に関する取組み	
(3) 医療分野における動向	・ ・ ・ 15

- 1) 患者の動向
- 2) 医療従事者の状況
- 3) 医療施設の動向
- 4) 住民ニーズを踏まえた医療連携

2. 地域保健基盤の動向	・ ・ ・ ・ ・ 17
(1) 保健所	・ ・ ・ 17
(2) 市町村保健センター	・ ・ ・ 17
(3) 地方衛生研究所	・ ・ ・ 17
(4) 地域保健人材の配置状況	・ ・ ・ 18

Ⅲ 住民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健対策の推進

1. 市町村事業の効率的・効果的な実施	・ ・ ・ ・ ・ 19
(1) 地域保健推進体制の動向	・ ・ ・ 19
(2) 地方自治体間の広域連携	・ ・ ・ 19
2. ソーシャル・キャピタルに立脚した健康づくり、健康なまちづくりの展開	・ ・ ・ ・ ・ 19
(1) ソーシャル・キャピタルの概念と現状	・ ・ ・ 19
(2) ソーシャル・キャピタルを通じた取組みの推進	・ ・ ・ 20
1) ソーシャル・キャピタルの活用・育成	
2) 学校や企業等の場の新たな活用	
(3) 健康づくりを通じたまちづくり	・ ・ ・ 23

Ⅳ 医療や介護福祉等の関連施策との連携の推進

1. 医療連携の更なる推進	・ ・ ・ ・ ・ 25
(1) 地域医療連携体制構築における保健所関与の現状	・ ・ ・ 25
(2) 地域医療連携体制の構築に向けた保健所関与のあるべき姿	・ ・ ・ 25
2. 介護福祉等の関連施策の連携	・ ・ ・ ・ ・ 26
(1) 戦略的な連携の実施	・ ・ ・ 26
1) 関連施策の制度見直しの経緯等	
2) 関連施策連携の現状	
3) 戦略的連携による効果的な地域保健の実践	

(2) 戦略的な連携のための組織体制等	27
---------------------	----

V 健康危機管理事案に備えた体制整備

1. 生活衛生分野における現状と課題	29
(1) 生活衛生対策の現状と課題	29
(2) 生活衛生関係営業の課題	29
(3) 取組みの方向性	30
2. 食品安全分野における現状と課題	30
(1) 食を取り巻く環境の変化	30
(2) 輸入食品を取り巻く現状と課題	30
(3) 食品安全対策の政策転換	31
(4) 食品衛生監視における課題	31
(5) 取組みの方向性	31
1) 事案の広域化に対応した情報共有体制の強化	
2) リスク・コミュニケーションの推進による住民理解の促進	
3. 広域かつ重大な災害に対する体制強化	32
(1) 東日本大震災の特徴と地域保健対策上の課題	32
(2) 初動時における保健ニーズの的確な把握のための体制整備	33
(3) 被災地における保健調整機能の確保	34

VI 政策評価・事業評価及び調査研究に基づく地域保健対策の推進

1. 政策評価・事業評価の推進	35
(1) 政策評価及び事業評価における諸外国・日本の現状	35
1) 政策評価・行政評価の歴史的背景	
2) 日本における政策評価制度	
(2) 評価指標の標準化等による質の高い評価方法の確立	36
1) 国や都道府県が地域保健関係の統計情報等を収集する枠組み	
2) 標準化された情報収集の重要性	
(3) 地域保健関連の政策評価・事業評価における今後のあり方	37
2. 地域保健に関する調査研究のあり方	38
(1) 政策反映に資する調査研究の推進	38

1) 諸外国における調査研究機関	
2) 日本における調査研究機関	
(2) 諸外国及び日本の地域保健関連データベースの現状	・ ・ ・ 38
1) 諸外国の状況	
2) 日本国内の状況	
(3) 調査研究データに関する集積体制の強化	・ ・ ・ 39
1) 体系的な地域保健関連評価情報の集積（「知の集積」）	
2) 地域保健関連の調査研究における国と地方の連携及び役割分担	
3) 調査研究データの集積のあり方	

Ⅶ 今後の地域保健を見据えた地域保健基盤のあり方

1. <u>地域保健に関わる人材の育成・確保</u>	・ ・ ・ ・ ・ 41
(1) 地域保健人材の育成・確保に関する現状と課題	・ ・ ・ 41
1) 今後の地域保健人材に求められる人材像	
2) 地域保健人材の育成・確保の現状と課題	
(2) 望ましい人材育成のあり方	・ ・ ・ 43
(3) 人材育成における国、都道府県、市町村の役割	・ ・ ・ 43
2. <u>国、都道府県・保健所と市町村の分野横断的、重層的な連携強化</u>	・ ・ ・ 44
(1) 都道府県・保健所と市町村の連携強化	・ ・ ・ 44
(2) 地方衛生研究所の充実・強化	・ ・ ・ 45
(3) 国と都道府県・保健所、市町村の連携強化	・ ・ ・ 46

おわりに

参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 50
・ 概要	
・ 今後の地域保健対策のあり方	
・ 地域保健対策検討会 開催要綱	
・ 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ 開催要綱	
・ 地域保健対策検討会 構成員	
・ 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ 構成員	
・ 地域保健対策検討会 検討スケジュール	

はじめに

- 地域保健対策は、平成6年の「地域保健法」及びこれに基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）」により、生活者の立場を重視し、保健サービスと福祉サービスを一体的に提供することを主眼として推進されてきた。
- この間、基本指針は、阪神淡路大震災等の健康危機事案の発生や介護保険制度の施行を受けた平成12年の見直し、さらに、健康増進法の施行や精神障害者対策、児童虐待防止対策等の見直しの社会状況の変化を受けた平成15年の見直し等の数次の見直しがなされてきた。
- その後の動きとしては、個別的な政策課題について、平成17年以降、子供たちが健全な心と身体を培うことを理念とした「食育基本法」の制定（平成17年）や新たな予防給付や地域包括支援センターの創設が盛り込まれた介護保険法改正（同）、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「がん対策基本法」の制定（平成18年）、生活習慣病対策に視点をおいた特定健康診査・特定保健指導の実施を医療保険者に義務づけた「高齢者医療確保法」の制定（同年）や都道府県が定める医療計画において4疾病5事業等を定めることとされた「医療法」の改正（同年）、自殺者数が高い水準で推移していることを受け、国及び地方自治体、事業主の責務を明確にするなど、自殺対策の基本的事項を定めた「自殺対策基本法」の制定（平成19年）、新型インフルエンザへの対応を強化するための「予防接種法と新型インフルエンザ対策特別措置法」の改正（平成23年）などの地域保健に関連する法整備が進められている。
- また、平成19年12月から平成20年1月にかけて発生した毒入り餃子事件や平成21年4月の新型インフルエンザの発生など広域的な健康危機管理事案も増えており、また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、地域保健の分野でも様々な課題を表出させた。
- 今日の日本の社会は、近年の、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの課題に直面しており、これらの課題に対応した社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められる状況にある。

- また、健康課題としては、糖尿病、がん、慢性肺疾患、心脳血管疾患を包含した非感染性疾患（NCD；Non Communicable Diseases）がこれまで以上に重要となっている。その予防のためには①喫煙、②有害な飲酒、③不健康な食生活、④運動不足等の生活習慣そのものの改善と維持が重要であり、健康寿命の延伸とともに、健康格差の縮小の実現が課題となっている。この実現のためには、個人の問題のみに帰着させるのではなく、個人が日常生活を通じて生活習慣予防に取り組むことのできる仕組みを社会に構築することが必要な状況となっている。

- 一方、地域保健法の制定以降、地域保健の基盤となる組織体制も大きく変容している。具体的には、地方分権と行財政改革・規制緩和の進展、市町村への一層の権限委譲、都道府県の設置する保健所と福祉事務所との統合、市町村合併の進展とそれに伴う都道府県の設置する福祉事務所の減少と保健所単独設置への回帰、市の設置する保健所の業務範囲と組織体制の多様化など、めまぐるしい変化が生じており、これまでと同様な行政サービスだけで、多様化・高度化する住民ニーズに対応することは困難な状況となっている。

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地の保健師等に加え、全国各地から多くの支援者が駆けつけ、被災者の健康管理に尽力した。また、同時に、被災した住民の気持ちを支えたのは、住民どうしの絆、地域の絆であったとも言われている。

- 近年、人と人との信頼関係（絆）やネットワークなどを、人的資本や物的資本と並ぶ社会的資本（以下「ソーシャル・キャピタル」という）と見なし、その活用や醸成を図る取組みが各分野で進んでいる。ソーシャル・キャピタルは、同じ志を持った者の集まりであるNPO、ボランティアや同業組合のほか、地縁で結ばれた自治会、老人会や子ども会、学校を中心としたネットワーク、企業内外のネットワークなどにも存在しており、現代社会における貴重な財産といえるものである。

- また、本検討会においては、このような地域保健を取り巻く社会の動きを背景として、多様化・高度化する住民ニーズや地域保健担当部門の置かれた現状等を踏まえ、具体的な事例を通じた議論を行い、今後の地域保健対策のあり方として、
 - ・住民個々による自助の支援とともに、地域のソーシャル・キャピタルの活用・醸成を通じた共助支援の重要性

・保健サービスや福祉サービス等の行政サービスのみならず学校や企業の活動等の地域全体の取組み推進の重要性を新たに認識するとともに、そのために必要な具体的施策について検討・提言を行ったものである。

I 地域保健活動を取り巻く社会環境の現状及び動向

1. 人口構造の急速な変化

- 少子高齢化の進展に伴い世界に例を見ない高齢化社会の到来と生産年齢人口の減少の影響により、要支援者の増加と地域保健分野を支える人的資源が不足することが懸念されている。

(参考)

- 平均寿命は、平成22年現在、男性79.64年、女性86.39年と、世界に冠たる長寿国(※1)。
- 日本の人口は、平成17年から人口減少という新たな局面に突入。
- 平成22年の1億2,806万人から、20年後の平成42年には1億1,662万人、50年後の平成72年には8,674万人まで減少。
- 高齢化率は平成22年の23.0%から一貫して上昇し、平成42年に31.6%と国民の約3人に1人が、また平成72年には39.9%と国民の約4割が、それぞれ65歳以上の高齢者。
- 今後の高齢者の増加は、特に都市部で顕著になることが予測される(※2)。
- 生産年齢人口は平成22年と比較して20年後の平成42年には1,400万人減少し、日本の経済社会の持続的発展への影響が懸念される。

(※1) 厚生労働省 平成22年簡易生命表

(※2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等

2. 住民生活スタイルの多様化

- 単独世帯の増加による地域での孤立化や支え合いの場である家族の機能の低下とともに、都市化の進展及び地方の過疎化等を背景に住民の生活スタイルはこれまで以上に多様化している。

(参考)

- 1960年(昭和35年)には夫婦と子の世帯が43.4%、3世帯同居等を含む「その他」世帯が35.1%であり、両者でほぼ8割を占めていたが、2005年(昭和17年)には42.6%まで大幅に低下しており、2030年(平成42年)には33.1%まで低下すると予測されている。
- 単身世帯は、1960年には4.7%にすぎなかったが2005年には29.5%に増加しており、2030年には37.4%に増加すると予測されている(※)。
- 高齢者世帯は、1960年には、129千世帯であったが2005年には3,865千世帯に増加しており、2030年には7,173千世帯に増加すると予測されている(※)。

(※) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

3. 非感染性疾患（NCD）の拡大

- 糖尿病、がん、慢性肺疾患、心脳血管疾患などの非感染性疾患（Non Communicable Diseases、以下「NCD」という。）は、世界的にも死因の約60%を占め（2008年（平成20年）現在）、今後、10年間でさらに77%にまで増加するとの予測もなされており、世界保健機関（WHO）では、世界行動計画（2008年（平成20年）～2013年（平成25年））を策定し、世界的にNCDの予防と管理を行う政策が実施されている。
- 日本においても、生活習慣の改善により、生活習慣病の発症や重症化を予防し、将来にわたり健康的な生活を維持できることが明らかとなり、NCD対策を主とする生活習慣病対策の拡充が要請されている。

4. 健康危機管理事案の変容

- 日本の食糧自給率は40%まで低下し、輸入食品に頼らざる得なくなっており、冷凍技術等の高度化や流通の広域化、外食産業のネットワーク拡大等が進んでいる。これらを背景に、食品を通じた健康被害の広域化や短期間での拡大などが生じている。
- また、新型インフルエンザに見られるように、国際化の進展に伴い、健康危機管理事案の国際化も進んでおり、日本だけで対応が完結するものが減少するとともに、健康危機事案は日常的に発生しうるものとの認識を持つことが求められる局面を迎えている。
- さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地の行政機能も含む広域かつ重大な被害が生じ、市町村と都道府県との関係を越えた、全国的な支援が現在もなされている。
- 健康危機管理事案は、住民の生命の安全に直接関わるものであるため、国、都道府県、市町村のみならず、関係機関を含めた十分な危機管理体制を構築し、全国レベルでの監視体制を強化するとともに、住民に対しても食中毒等の健康リスクについて正しい情報を提供し、リスク認知を促す（リスク・コミュニケーション）こともこれまで以上に重要になっている。

（近年発生した主な健康危機管理事案）

- ・平成19年12月～20年1月、兵庫県及び千葉県で毒入り餃子事件の発生
- ・平成21年、新型インフルエンザの発生
- ・平成23年3月、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生
- ・平成23年4月、飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌による広域散発食中毒事件の発生

5. 地域保健に関連する制度等の見直し

- 平成17年の食育基本法、障害者自立支援法、高齢者虐待防止法、介護施設整備促進法の制定、平成18年のがん対策推進基本法、高齢者医療確保法、自殺対策基本法、平成19年の自殺対策基本法の制定、平成17年、20年、23年の介護保険法改正などが行われている。
- 平成20年の医療制度改革による特定健康診査・特定保健指導の実施に加え、平成25年から開始する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（次期）、がん対策基本計画（次期）の策定に向けた検討がなされている。
- こどもや高齢者等のライフステージに着目した対策や、障害者対策、自殺対策、健康の保持・増進に着目した総合対策など、それぞれの分野において多様化・高度化したニーズに対応するため、総合的かつきめ細やかな施策を実施するべく法的基盤の整備が進展している。

6. 国と地方のあり方見直しの進展

- 平成7年の地方分権法の成立以後、平成10年の地方分権推進計画閣議決定、平成11年の第二次地方分権推進計画閣議決定、平成12年の地方分権一括法の施行、平成18年の地方分権改革推進法の成立などを経て、平成22年6月には地域主権戦略大綱が閣議決定され、「住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする」とされ、国と地方が対等なパートナーシップの関係であることを踏まえ、両者の協働が明記されている。
- また、平成23年12月29日に開催された「国と地方の協議の場」では、社会保障給付における国と地方の役割分担として、社会保障4分野に「予防接種」、「がん検診」等を加えることとされたところである。

7. 社会保障を支える財政の現状と今後の方向性

- 平成24年2月17日に閣議決定された、「社会保障と税一体改革大綱」において、「社会保障を支える財政に目を転ずれば、日本の財政は、税収が歳出の半分すら賸えず、国及び地方の長期債務残高は平成24年度末には対GDP比196%に達すると見込まれる極めて厳しい状況にある。（中略）
国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超えており、税収が歳出の半分すら賸えていない現状に照らせば、社会保障関係費の相当部分を将来世代の負担につけ回していることになっていることに加え、毎年1兆円規模の社会保障の自然増も不可避な状況となっている。」とされている。

- また、高齢化が一段と進む2025年に向けて、在宅医療の充実と医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援（地域包括ケアシステム）の構築や、要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進することとされており、社会保障を維持・充実するために「支え合う社会の回復」が求められている。

Ⅱ 地域保健及び関連する主な施策の動向

1. 地域保健分野等における動向

(1) 対人保健分野の動向

1) 感染症対策

① 予防接種

- 厚生科学審議会予防接種部会において、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌等）、接種費用、予防接種の評価・検討組織の在り方等について議論がなされ、平成22年の「第一次提言」取りまとめ、平成23年7月の「主な議論の中間的な状況の整理」取りまとめを経て、現在、同年9月の厚生労働省案を踏まえ引続き検討されている。
- 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、引き続き平成24年度についても接種緊急促進臨時特例交付金により対象年齢層に対し接種の機会が提供されることとなっている。
- ポリオワクチンを、現在の生ワクチンから不活化ワクチンにできるだけ早期に切り替えるべく取組みがなされている。また麻しん排除に向けて、「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づく取組みが進められている。

② 新型インフルエンザ対策

- 新型インフルエンザ対策行動計画については、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験を踏まえ、平成23年9月に新型インフルエンザ対策閣僚会議にて、改定されたところである。平成24年1月には、新型インフルエンザ専門家会議において、新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書が取りまとめられた。
- 新型インフルエンザ対策の実効性を高め、国民の生命や健康の保護だけでなく、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」が平成24年3月に閣議決定され、国会に提出されたところである。
- 平成23年7月、「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな臨時接種の創設、健康被害救済の給付水準の引き上げ等により、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)と同等のものが発生した場合の予防接種への対応が図られた。

③ HTLV-1対策

- HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の感染者は、全国に約100万人以上と推定されており、まれではあるが重篤な疾病であるATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1関連脊髄症）を発症する
- 平成22年9月に総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、同年12月に「HTLV-1総合対策」が取りまとめられた。厚生労働省においても平成23年7月に第1回HTLV-1対策推進協議会が開催され、HTLV-1総合対策を推進している。

2) 肝炎対策

- B型・C型ウイルス性肝炎は、国内最大級の慢性感染症であり、総合的対策を講じ、早期発見・早期治療を促進する必要があることから、平成21年に「肝炎対策基本法」が制定され、それに基づく「肝炎対策基本指針」が平成23年5月に策定された。これらに基づき、国と地方において国民・行政・関係者等が一体となった取組が推進されている。
- また、平成23年12月には、これまで進められてきた「肝炎研究7カ年戦略」が見直され、「肝炎研究10カ年戦略」がとりまとめられた。今後、同戦略に基づき、肝炎治療に関する研究等が進められることとなっている。

3) がん対策

- がんは昭和56年以降、日本における最大の死亡原因となっており、現在、年間死亡者数が30万人を超え、死亡者の1/3はがんが原因で、「国民病」ともいえる状況となっている。
- 平成18年に「がん対策基本法」が制定され、平成19年に「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。基本計画は少なくとも5年ごとに検討し、見直すことになっており、厚生労働省では、がん対策推進協議会の意見を聞き、平成24年6月までに基本計画の見直しを行う予定となっている。

4) 難病対策等

- 特定疾患治療研究事業による医療費助成、難治性疾患克服研究事業等による研究の推進、医療施設等の整備、相談支援事業、在宅福祉施策などの難病患者への支援施策が引き続き実施されている。
- 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において難病対策全般について見直しが検討されており、平成23年12月に同委員会で「今後の

難病対策の検討に当たって（中間的な整理）」が取りまとめられ、平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」においても、医療費助成の法制化も視野に入れた総合的な難病対策を目指すことが盛り込まれたところ。現在、この大綱を踏まえ、より具体的な施策が検討されている。

○ そのほか、

・リウマチ・アレルギー対策については、リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー疾患を有する患者は国民の約50%にのぼると言われており、平成23年8月の厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会の報告書を踏まえ、「リウマチ対策の方向性等」及び「アレルギー疾患対策の方向性等」が見直されたところである。

・腎疾患対策については、慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、平成22年末には約30万人が透析療法を受け、透析を必要とする患者も年間約1万人のペースで増え続けており、厚生労働省において、平成20年3月に腎疾患対策検討会で取りまとめられた「今後の腎疾患対策のあり方について」を踏まえ腎疾患対策を推進しているところである。

5) 生活習慣病対策

○ 日本における健康対策は、昭和30年代以降、加齢に着目した「成人病対策」として各種施策が講じられてきたが、近年では、平成8年12月に出された公衆衛生審議会の意見具申を踏まえ、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣を主要因とした疾患の割合の増加等を背景に、「生活習慣病対策」として、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が展開されるとともに、「がん対策推進基本計画」等に基づく取り組みが行われてきた。

○ また、生活習慣病の予防は、中長期の医療費適正化対策の柱としても位置づけられており、平成20年度からは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導がスタートし、40歳以上の医療保険加入者に対して、医療保険者が健診等を行うことが義務づけられた。

○ 一方、たばこ対策については、「健康日本21」や「健康増進法」に基づき受動喫煙対策が図られてきたが、平成17年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」が発効したことから、日本においても、同条約の締約国として、たばこ製品への注意文言の表示強化、広告規制の強化、禁煙治療の保険適用、多数の者が利用する公共的な空間は原則と

して全面禁煙であるべき旨の通知の発出等が行われてきた。平成22年には、国民の健康の観点から、1本当たり3.5円のたばこ税率の引上げも行われた。

- さらに、慢性閉塞性肺疾患（COPD）については、平成22年12月に取りまとめられた「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防・早期発見に関する検討会」からの提言を踏まえ、取組みが進められている。
- こうした中、近年、慢性疾患の発症や悪化は、個人の意識と行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいいため、これらの疾患について、単に保健分野だけでなく、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、包括的に施策を展開し、健康リスクを社会として低減していく「非感染性疾患（Non Communicable Disease; 以下「NCD」という。）対策」としての概念が国際的な潮流となっており、日本においても、この概念に沿った社会政策を一層進めていく必要がある。
- このため、日本においても、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の見直しにおいて、これまで重視してきた一次予防のみならず、社会環境の整備も含めたNCD対策を柱とした目標の設定の議論が行われている。
- なお、NCDは、世界的にも死因の約60%を占め（2005年（平成17年）現在）、今後10年間でさらに17%増加するとの予測もなされている。また、世界保健機関（WHO）では、「非感染性疾病への予防と管理に関するグローバル戦略」（2008年（平成20年）～2013年（平成25年））を策定するほか、2011年（平成23年）には国連におけるハイレベル会合でNCDが取り上げられる等、世界的にNCDの予防と管理を行う政策の重要性が認識されている。今後、WHOにおいて、NCDの予防のための世界的な目標を設定し、世界全体でNCD予防の達成を図っていくこととされている。

6) 歯科保健

- すべての国民が健やかで豊かな生活を過ごすために、平成元年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことをスローガンとした「8020（ハチマルニイマル）運動」が推進されており、8020達成のために乳幼児期から高齢期における各ライフステージの特性に応じた取組が推進されている。
- 近年、口腔の健康と全身の健康との関係が注目され、食生活を支える口腔機能の維持の観点から、「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」

において、平成21年7月に報告書「歯・口の健康と食育～嚙ミング30（カミングサンマル）を目指して～」が取りまとめられたところである。

- また、平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、現在、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定にむけ、関係審議会において検討がなされている。

7) 精神保健

- 精神疾患については、その患者数が近年急増しており、平成17年には300万人を超える水準となっており、国民の4人に1人が生涯でうつ病等の気分障害、不安障害及び物質関連障害のいずれかを経験していることが明らかとなっている。このほか、発達障害や高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病等の認知症等も含まれており、精神疾患は、国民に広く関わる疾患である。
- 精神疾患は、あらゆる年齢層で疾病により生じる負担が大きく、また、精神疾患にかかることにより稼得能力が低下することがあるなど、本人の生活の質の低下をもたらすとともに、社会経済的な損失を生じている。また、平成10年以降14年連続で3万人を超える水準にある自殺の背景には、うつ病、統合失調症、依存症等の精神疾患が多く認められている。
- 厚生労働省では、平成16年9月の「精神保健福祉施策の改革ビジョン」以来、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念の下、施策が進められてきた。平成23年には、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）に沿って、地域生活支援のための取組みと検討課題がとりまとめられたところである。さらに、閣議決定では精神障害者に対する強制入院等のあり方等が課題として示されていることを踏まえ、現在、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けたチーム」等で検討が進められている。
- また、平成23年12月の社会保障審議会医療部会で、現在の4疾病5事業に加え、精神疾患を医療計画に記載すべき疾病に追加すること等とされ、また、同年12月の医療計画の見直し等に関する検討会で、「精神疾患の医療体制構築に関する指針（骨子）」が示されたところである。

8) 母子保健

- 21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」については、平成21年度に、第2回中間評価がなされ、今後重点的に取り組む方向性等が示されたところである。

- 子どもの慢性疾患対策としては、小児がんなど特定の疾患（11疾患群）について、医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業が実施されている。
- 妊産婦や乳幼児に係る健康診査、訪問指導等の母子保健事業は、平成9年の母子保健法の改正により市町村に移管されているが、平成25年4月1日から、母子保健法に基づく未熟児養育医療等の業務が都道府県から市町村に委譲されることになっている。この他、先天性代謝異常の早期発見・早期治療のため、各都道府県で実施している新生児マス・スクリーニング検査について、平成23年度にはタンデムマス法を用いた検査の普及が図られている。
- 妊婦健康診査については、平成20年度第2次補正予算等において、必要な回数（14回程度）が受けられるよう、支援の拡充が図られており（すべての市区町村で14回以上の公費助成を実施（平成23年12月現在））、平成24年度についても、平成23年度第4次補正予算において、公費助成が継続されることとなっている。
- 不妊に悩む夫婦に対しては、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部の助成がなされ、経済的負担の軽減が図られている。

9) 高齢者対策（介護予防）

- 介護保険制度では、平成18年度に、介護保険制度の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者（要支援者）への「予防給付」についてサービス内容が見直され、また、介護予防事業を含む地域支援事業が導入されるなど、予防重視型システムへの転換が図られている。
- また、平成24年度からは、「予防給付」において生活機能向上に資するサービスへの重点化が図られると共に、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防と日常生活への支援とを切れ目無く提供する仕組みとして、地域支援事業に介護予防・日常生活支援総合事業が導入されるなど、地域包括ケアシステム構築の推進を目指した取組みが講じられているところである。

(2) 対物保健分野の動向

1) 生活衛生対策

- 生活衛生関係営業において生活衛生同業組合は、衛生水準の向上のための共同事業を実施し、保健所から各事業所への情報伝達の機能を発揮するなど、食中毒・感染症の発生予防に貢献している。一方で、中小零細事業者が多く、また組合員の高齢化など、多くの課題に直面しており、

地域に密着した生活衛生関係事業者の活性化を図ることにより、地域の高齢者等が買い物弱者にならないような対策を講じるなど、生活衛生関係営業の振興方策全般についての検討が関係検討会にてなされている。

- 公衆浴場法に規定する浴場業及び旅館業法に規定する旅館業の営業者並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の維持管理権原者に対し、水質を汚染する病原生物（レジオネラ属菌等）に関する知識の普及・啓発、指導を行っている。
- 特定建築物や住宅における室内空気汚染等による健康影響、いわゆるシックハウス症候群について、知識の普及・啓発、指導を行っている。

2) 食品安全対策

- 食品中の放射性物質対策については、原子力安全委員会の示した指標値を平成23年3月、食品衛生法の暫定規制値として設定するとともに、地方自治体において検査計画に基づく検査を実施し、暫定規制値を超えた食品については同一ロットの食品を回収、破棄するなどの対応が行われている。また、原子力災害対策特別措置法に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として原子力対策本部より出荷制限等が指示されている。食品中の放射性物質に関する新しい基準値については、平成24年2月24日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・放射性物質対策部会共同会議で了承され、平成24年4月1日から施行する。
- BSE（牛海綿状脳症）対策については、平成13年の対策開始、平成14年の牛海綿状脳症対策特別措置法の制定を踏まえた、生産段階での飼料規制から、と畜、販売の各段階における規制を図ってきたところ。現在、対策開始から10年経過したことを踏まえ、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件など対策全般の再評価について、食品安全委員会への諮問がなされている。
- 平成23年4月、飲食チェーン店で腸管出血性大腸菌による広域散発食中毒事件が発生。生食用食肉（牛肉）の規格基準を策定し、平成23年10月より施行されている。現在、薬事・食品衛生審議会において、生食用牛レバーの取扱いに関する審議がなされている。
- また例えば、数年前までは、原因不明食中毒として扱われていた一部の寄生虫による食中毒事例について、関係機関間の連携の下、その病因物質の解明などの取組みが進んできている。

3) 水道に関する取組み

- 現在は、平成16年6月に策定、平成20年7月に改訂された水道ビジョンにおいて定められた日本の水道が果たすべき役割と目標を踏まえた取組みがなされているが、策定から7年が経過し、水道を取り巻く環境にも変化が生じてきていることを受け、平成24年度中を目途とした新たな水道ビジョンの策定に向けて検討が行われている。
- 東日本大震災を受けた対応としては、復旧・復興関連予算として、平成23年度1次補正において災害復旧費として160億円、同3次補正において災害復旧費303億円、被災状況調査費1.2億円が手当てされた。また、水道水の放射性物質汚染への対応としては、水道水中の放射性物質の指標（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児は100Bq/kg）、放射性セシウム200Bq/kg）等を超過した時には、厚生労働省より水道事業者に対して摂取制限等を要請することとなっており、平成23年4月4日のモニタリング方針に基づき、福島県及び近隣10都県を重点区域として1週間に1回以上検査の実施がなされている（平成24年3月現在）。
- 平成25年4月1日から、水道法に基づく、専用水道、簡易専用水道の指導等に係る業務が、都道府県から全ての市に委譲されることになっている。

(3) 医療分野における動向

1) 患者の動向

- 平成20年の推計外来患者数は、病院が170万人強、一般診療所が380万人強、歯科診療所が130万人強となっており、外来患者のうち、往診、訪問診療などの在宅医療を受けている者は10万人程度となっている（※1）。
- また、再来患者の平均診療間隔は、全体平均で5.8日（昭和54年）から10.0日（平成20年）と、多くの疾患で長くなる傾向にある（※1）。

（※1）平成20年患者調査

2) 医療従事者の状況

- 平成22年の病院100床当たりの従業者数（常勤換算）は117.2人で、内訳は、医師12.3人、歯科医師0.6人、薬剤師2.7人、看護師42.8人、准看護師10.1人、看護業務補助者12.3人、PT/OT4.9人、管理栄養士・栄養士1.5人などであり、臨床医師数について、日本はOECD加盟国と比べ少ない現状にある。
- また、産婦人科、小児科、救急などの厳しい勤務環境にある特定の診

療科での医師の不足や、全国的に大都市に医師が集中し、周辺地域やへき地で医師が不足している医師の地域偏在、在宅において医療と介護を包括的に提供するための拠点整備や医師・看護師・介護士などの他職種連携が十分でない等の課題がある。

- 病床当たりの従事者数と平均在院日数の間には高い相関関係がある。

3) 医療施設の動向

- 病院数は平成2年をピークとして減少しており、平成22年には、平成2年の段階の病院数の約9割となっている。有床診療所は大幅に減少する一方、無床診療所や歯科診療所、薬局は増加傾向にある。
- 病院の規模としては、200床未満の中小規模の病院が多く、また、病院の病床数は平成4年をピークに以後減少するとともに、病床利用率も低下傾向にあり、平均在院日数も短縮傾向にある。
- なお、国際的な比較では、日本の人口千人当たりの病床数は13.5と、他のOECD諸国に比べて大幅に多くの病床を有している。
- 特定機能病院（高度の医療の提供、高度の医療技術の開発・評価、高度の医療に関する研修など）、地域医療支援病院（紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供など）についても、今後のあり方等について検討がなされている。
- 人口構造や疾病構造等の変化を踏まえつつ、将来にわたり、国民が安心して良質な医療を受けることができるよう、病院・病床の機能の分化・強化、在宅医療の推進といった視点から、医療提供体制の改革に向けた検討がなされている。

4) 住民ニーズを踏まえた医療連携

- 社会保障審議会医療部会における次の意見を踏まえ、保健・医療・福祉の連携も見据えた医療連携体制の構築を目指していく必要がある。
 - ・我が国の医療提供体制は、戦後、医療機関の整備が図られ、50年前に国民皆保険制度を実現して以来、全国民に必要な医療サービスを保障していくため、医療提供体制の一層の充実が図られ、その結果、世界最長の平均寿命を達成するなど、高い保健医療水準を実現してきた。
 - ・その一方で、急速な少子高齢化の進展、人口・世帯構造や疾病構造の変化、医療技術の高度化、国民の医療に対するニーズの変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。しかしながら、我が国の医療提供体制は、機能の分化が十分とは言えず、また、必要な医療サービスが不足している面があるなど、こうした変化に十分に対応できていない。

- ・さらに、国際的に見て人口当たりの病床数が多い一方で、人口当たりの医師数は少ないなど医療を担う人材の不足や、医師の地域・診療科偏在などが課題とされ、また、救急患者の受入れの問題、地域医療の困窮など様々な課題に直面している。
- ・限りある医療資源の中で、世界に冠たる我が国の医療制度を将来にわたって維持・発展させていくには、現在抱えている様々な課題に取り組みつつ、医療を取り巻く環境の変化に対応した、より効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指していく必要がある。

2. 地域保健基盤の動向

(1) 保健所

- 保健所の数は、地域保健法制定以降、集約化が急速に進み、平成6年3月に全国で848箇所であったものが、平成23年4月1日現在で、都道府県立373箇所、政令指定都市立50箇所、中核市立41箇所、その他政令市立8箇所、特別区（23区）立23箇所の合計495箇所に減少している（※1）。
- 平成22年1月の調査によると、保健所の組織体制も変容して均一でなくなっており、都道府県の設置する保健所のうち、地方振興局の内部組織または出先機関であるものが38.0%で、政令市型保健所のうち本庁内の一部署や支庁の内部組織であるものが70.6%となっている。また、保健所の形態は、単独型は38.1%であり、福祉や環境との統合組織が61.7%と多くなり、統合組織の長が保健所長であるものは49.4%であった（※2）。

(2) 市町村保健センター

- 市町村保健センターは、健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関し、地域住民に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点であり、昭和53年度からその整備が推進された結果、平成22年10月現在2,680箇所となっている（※3）。

(3) 地方衛生研究所

- 地方衛生研究所は、都道府県や指定都市における科学的かつ技術的中核として、調査・研究、試験・検査、研修・指導、公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的として設置されており、平成22年4月現在で全国に77箇所が設置されている（※4）。
- 一方で、地方感染症情報センターが併設されているのは、47都道府県で39箇所（83%）、19政令指定都市で9箇所（47%）となっていたり、環境

研究所と合併している地方衛生研究所は47都道府県の32研究所（68%）となるなど、地方衛生研究所間でもその役割・機能の違いが大きい現状にある。

（４）地域保健人材の配置状況

- 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者など、その業務を行うために必要な職員をおくこととされており、平成21年度末現在の常勤職員数は、28,259名となっている。
- また、保健所医師数は、平成21年度末現在で803名となっており、平成11年度以降、減少傾向にある（※5）。
- 保健師については、平成23年度保健師活動領域調査によると市町村（保健所設置市を除く）保健師は19,031人、保健所設置市特別区の保健師は7,991人となっており毎年増加傾向にある。一方、都道府県保健師は4,975人とここ数年横ばいしないしは減少傾向にある。
- 平成20年度には、特定保健指導の実施とそれに伴う住民全体の健康づくり等に対応するための措置として、新たに市町村保健師を約1,400人分、平成23年度には、自殺防止対策の強化のため、新たに市町村保健師を約1,400人分、都道府県保健師を約70人分の地方交付税措置がそれぞれなされたところである。
- また、保健所等において対物保健を担う食品衛生監視員や環境衛生監視員等については、平成22年度にはそれぞれ6,775人（専従者1,769人）と6,242人（専従者678人）であったものが、平成21年度にはそれぞれ7,825人（同1,343人）と5,984人（専従者385人）となっており、食品衛生監視員については専従率の低下が、環境衛生監視員については人数及び専従率の低下がみられている（※6）。

（※1）厚生労働省健康局総務課地域保健室調べ

（※2）平成21年度地域保健総合推進事業「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究」（分担事業者：荒田吉彦（旭川保健所長））による。

（※3）社団法人 全国保健センター連合会調べ

（※4）地方衛生研究所全国協議会調べ

（※5）平成21年度地域保健・健康増進事業報告（平成22年度分については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていないため、平成21年度の資料を引用）

（※6）平成21年度衛生行政報告例（平成22年度分については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていないため、平成21年度の資料を引用）

Ⅲ 住民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健対策の推進

1. 市町村事業の効率的・効果的な実施

(1) 地域保健推進体制の動向

- 住民ニーズがますます多様化・高度化するなかで、質の高い保健サービスを福祉サービスと一体的に提供するため、対人保健サービスの多くが都道府県から市町村に移管されている。一方、大規模な市と小規模な町村との間には、地域保健サービスを担う保健師等の専門職種の配置状況や事業の実施状況に差が生じている。

(2) 地方自治体間の広域連携

- 小規模な市町村や、大規模合併により行政区域に飛び地が存在する市町村などにおいても、地方自治体規模や地方自治体内のサービス受託事業者の有無等にかかわらず一定の行政サービスを提供する必要があり、今後とも質の高い保健福祉サービスを展開していくためには、都道府県と市町村との間又は市町村間同士の共同処理制度の導入などによる広域連携のより一層の推進が望まれる。
- 具体的な共同処理制度として、法人設立を要する①一部事務組合、②広域連合や、法人の設立を要しない③協議会、④機関等の共同設置、⑤事務の委託などの仕組みがある。これらの制度を地域の実情に応じ、活用することが望ましい。また、その際には、保健所から市町村に対する技術的支援や人材育成支援がなされることが必要である。

2. ソーシャル・キャピタルに立脚した健康づくり、健康なまちづくりの展開

(1) ソーシャル・キャピタルの概念と現状

- ソーシャル・キャピタル (Social Capital) (※1) とは、「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来のフィジカル・キャピタル (物的資本)、ヒューマン・キャピタル (人的資本) などとならぶ新しい概念である。
- ソーシャル・キャピタルを「資本」と見なす概念こそ新しいものであるが、一方で、その本質である「人と人との絆」、「人と人との支え合い」は、日本社会を古くから支える重要な基礎であったことも事実である。
- ソーシャル・キャピタルが豊かであれば、市民活動への参加が促進されるとともに、それらの市民活動を通じて、ソーシャル・キャピタルがさらに培養されるという、ソーシャル・キャピタルの各要素と市民活動量とは

正の相関関係にあり、例えば、日本のデータにおいても、合計特殊出生率とソーシャル・キャピタル指数とは正の相関関係にあることが判明している。

- ソーシャル・キャピタルのなかで、組織化された代表的なものの一つであるNPO法人の数をみると、平成10年のNPO法の施行以来、NPO法人の認証数累計は年々増加し、平成21年には、38,997法人となっている。その中で、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的とするNPO法人は、約6割を占め、その活動内容も、子ども・子育て支援、がん・難病などの医療・介護支援、障害者の就労支援や生活支援をはじめ、地域における雇用創出支援、ニート等の若者支援、自殺対策支援など、非常に幅広い分野での支援活動を行なっている。

(※1) ソーシャル・キャピタルは「社会資本」、「社会関係資本」、「人間関係資本」、「市民社会資本」と言われることもあるが、日本語として定着した表現がないため、ここではソーシャル・キャピタルという。

(2) ソーシャル・キャピタルを通じた取組みの推進

1) ソーシャル・キャピタルの活用・育成

- 住民のライフスタイルの多様化やICT（情報通信技術）の進展等により、地域住民の保健に関するニーズの多様化・高度化が進む一方で、生活習慣病対策の観点からは、食事・運動等の住民の生活習慣の改善・維持が重要な課題となっており、個人による取組みを進めるだけでなく、地域や学校・職場等での日常の生活を通じて取組みが促進される、ソーシャル・キャピタルの活用や醸成を通じたまちづくりへの期待が高まっていると換言することができる。
- ソーシャル・キャピタルは、「人と人の絆」、「人と人との支え合い」に潜在する価値を意味しており、その概念を厳密に整理することは容易ではないが、保健医療の分野での取組みを推進する基盤としてみた場合、次のように分類できる。
 - ・ 住民の生活の場としての地縁に基づくネットワーク（例：自治会、老人クラブ、こども会等）
 - ・ 価値観や経験を共有し、健康課題の解決に強い動機をもつネットワーク（例：保健活動推進員、食生活改善推進員、患者会・ピアサポーター等）
 - ・ 職業を通じて住民の健康課題を共有するネットワーク（例：生活衛生・食品安全関係同業組合等）
 - ・ 児童生徒の活動の場であるとともに、保護者や地域住民との交流の場でもある学校

- ・労働者等の健康管理を担うとともに、地域社会への社会的責任を果たすことも求められる企業・保険者
- ソーシャル・キャピタルの具体的な活用事例としては、愛知県尾張旭市では、平成16年の「健康づくり推進員養成講座」による推進員の養成に始まり、これまでの間、健康づくり推進員自身が、健康づくりの知識や技術を修得し、市と協働して、「筋力トレーニング」、「ウォーキング」、「笑い与健康」を活動の3本柱とする地域の健康づくりのリーダーとなって、市民の健康の維持、増進を図る取組みが進められている。この際、行政は、住民への具体的方法論や方向性の提示に留め、住民主体の展開を妨げないよう留意することが重要である。
- これまでも、保健所や市町村の保健師等が関わって、地域のソーシャル・キャピタルを通じたアプローチはなされてきたが、特に都市部における地域のソーシャル・キャピタルの低下や様々な事業を運営するための事務作業に追われる現状により、このようなアプローチが困難な状況に直面していることも事実であり、このような現状に対応するためには、各保健師等が持っているソーシャル・キャピタルを持ち寄り、政策課題解消に向けて総合的に活用することが求められるとともに、地縁に基づくソーシャル・キャピタルはもちろんのこと、学校や企業などの場の活用のほか、多様なソーシャル・キャピタルを通じた取組みを進めることも重要である。
- また、世界に例を見ない高齢化社会を迎え、高齢者同士で支え合う社会、互いに障害を持ちながら助け合う社会を構築していくことも必要であり、具体的にはソーシャル・キャピタルの核となりうる人材に対し、保健所・市町村保健センター等の行政が知識や技術の獲得を支援し、様々なソーシャル・キャピタルが参画する場（例：健康づくりのための協議会）を設定した上で、その「核」を中心とした住民主体（住民協働）の活動を展開することが望まれる。

2) 学校や企業等の場の新たな活用

- 学校では、学校保健安全法に基づく児童生徒等への健康診断のみならず健康教育や保健指導も行われており、生活習慣病の予防には早い段階からの理解が重要であることをふまえると、学校保健の意義は大きい。
- 同時に、学校は児童生徒の活動の場であると共に保護者や地域住民にとっての交流の場であり、ソーシャル・キャピタル形成の場としても期待できる。学校には、学校保健を推進するための組織として、校長や養護教諭等の教職員のほか、学校医等、保護者代表、児童生徒、地域保健

関係者からなる学校保健委員会が小学校の81.9%、中学校の78.6%、高等学校の76.7%に設置されている（平成17年）。また、平成20年1月の中央教育審議会答申において、中学校区毎に設置される地域学校保健委員会のほか、市町村レベルで教育委員会と保健部門などの行政機関や地域の学校医等が連携する場として「学校地域保健連携推進協議会（仮称）」の設置を通じた地域ぐるみの取組みの必要性が指摘されている。

- また、学校においては児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健計画（※1）を策定し、計画に沿って活動が行われており、保健所・市町村保健センター等は、これらの学校という場を取り巻く関係者らとの協議の場に積極的に参加し、ソーシャル・キャピタルの核となる人材を発掘する等、ソーシャル・キャピタルの場としての学校と十分連携をとった健康づくりを進めることが重要である。
- 企業とは、営利を目的として経済活動を継続して実施する組織のことをいうが、それと同時に、労働者等その場に集う者にとっては活動の場であり、そこにはコミュニティが形成されている。また、企業の中には、企業内ばかりでなく、その他の企業や地域社会との間に信頼関係を構築している例も多く、企業及びそれを取り巻く周辺をソーシャル・キャピタルが存在する場と見なすこともできる。
- 企業は、自らの労働者等に対し、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康診断の実施等を通じて、その健康を確保することが求められている。また、平成20年からは高齢者医療確保法により、医療保険者に対しては、被保険者及びその被扶養者への特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられている。このほか、メンタルヘルスの取組なども進められており、これらの企業内の労働者等に対する取組みは、地域保健対策の推進と密接不可分の関係にあり、地域での地域・職域連携協議会を通じた取組みが重要である。
- また、住民の健康の保持・増進に資する企業の社会的責任（CSR；Corporate Social Responsibility）（※2）の意識に基づく活動も、近年の国民の健康意識の向上を受け、急速に広がっている。
- 保健所や市町村保健センター等は、このような企業を健康なまちづくりを推進する地域の一員と位置づけ、地域の健康増進計画の実践に際し、企業による活動を把握・評価するとともに取組みを住民に周知するなどの環境整備を行うことが重要である。
- また、国においても、地方自治体の取組みを推進するためのガイドライン等の検討がなされ、具体的な方法論が広く提示されることが望まれる。これらの国及び地方自治体の体系的な取組みを通じて、企業の取組

みをさらに促進することが期待される。

(※1) 学校保健計画：学校保健法第五条「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

(※2) 2010年、国際標準化機構(ISO)は、全ての組織を対象とする社会的責任(Social Responsibility)に関する国際規格である ISO26000 を定め、SRを「組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任。健康および社会の繁栄を含む持続可能な発展への貢献、ステークホルダーの期待への配慮、関連法令の遵守および国際行動規範の尊重、組織全体に取り入れられ、組織の関係の中(影響力の範囲)で実践される行動」と定義づけている。

(3) 健康づくりを通じたまちづくり

- ソーシャル・キャピタルを通じた健康づくり活動を展開することにより、住民が積極的に地域に出て、他の住民と交流し、地域の絆がさらに深まったという事例が報告されている。このことは、ソーシャル・キャピタルに立脚した健康づくりは、それ自体が住民ニーズに合致した取組みであると同時に、まちづくり(地域の絆)という現代社会が抱える重要な課題に対する対応策ともなり得ることを示している。
- また、平成22年度地域保健総合推進事業「健康なまちづくり(ヘルスプロモーション)における保健所の役割と機能に関する研究」(分担事業者 中川昭生(島根県益田保健所))においても、地方主権時代における地域保健活動は住民や機関・団体等と協働した健康なまちづくりが重要であり、地方自治体における健康政策及びソーシャル・キャピタルや地域力を念頭に置いた地域コミュニティの活動が強化される必要があると報告されている。
- 他方、地方自治体全体の政策課題として「健康」をキーワードに掲げ、保健医療部門のみならず、例えば、遊歩道等を設け、住民が散歩やジョギングをしやすい環境を作る等の地方自治体全体を挙げて健康に取り組む事例も見られる。
- 健康なまちづくりの実現には、地域の視点からソーシャル・キャピタルとの関わりを通じて健康なまちづくりを進めるスタイルのほか、地方自治体を挙げて健康なまちづくりを進めるスタイルなど、地域の実情に応じて様々な方法が模索されているが、ソーシャル・キャピタルという地域の資源を活用することが、健康づくりに留まらず、「人と人との絆づくり」、さらには「健康なまちづくり」につながる各地で示されている。また、健康なまちづくりの概念は、WHOが近年進めている「すべての政策に健康の視点を(Health in All Policies)」の概念に沿うものでもある。
- ソーシャル・キャピタルを活かした地域づくり、社会づくりに関連して、現在、政府において寄附税制の見直しやソーシャル・キャピタル育成の支

援に資する事業の実施等の取組みがなされている。

- 保健所及び市町村保健センター等の地域保健関係機関は、地域の健康増進計画の策定や実践において、これらのソーシャル・キャピタルの活用や醸成に資する制度等を理解した上で、その活用を十分に念頭に置き、その「健康」の観点での拠点として役割・機能を果たすことが求められている。

IV 医療や介護福祉等の関連施策との連携の推進

1. 医療連携の更なる推進

(1) 地域医療連携体制構築における保健所関与の現状

- 都道府県は、医療法第30条の3に定める基本方針に即して、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めることとされており、保健所は、地域医師会等と連携して、圏域連携会議を主催し、医療機関相互または医療機関や介護サービス事業所との調整を行うなど積極的な役割を果たすことが求められている。
- さらには、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日健康局総務課長通知）においても、保健所の業務として医療機関との連携、医療計画策定への関与が求められている。
- 一方で、平成21年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」（分担事業者：患上博文（山口県宇部環境保健所長））によると、保健所の医療連携体制構築への取組としては、県型保健所では56.8%、市型は17.8%（指定都市5.1%、中核市・政令市33.3%）で、全体では48.4%に留まっており、疾病別では、脳卒中が72.8%と比較的よく取り組まれているのに対し、がんは33.3%、急性心筋梗塞は23.2%、糖尿病は37.8%に留まっていた。また、担当職種としては、保健所の中で保健師（53.3%）と行政職（52.7%）が中心的な役割を担っていることも明らかとなっている。

(2) 地域医療連携体制の構築に向けた保健所関与のあるべき姿

- 医療連携体制の構築には、多くの医療機関等が関与するため、保健所には公平・公正な立場での調整が期待されるとともに、圏域において現状の把握・公表や介護・福祉などの他の領域との調整についても積極的に役割を果たす必要がある。
- 具体的には、
 - ・脳卒中患者に対する急性期、回復期などの病院間のネットワーク構築に向けた研究会や地域連携パス運用を目指す研究会、在宅や介護を含むネットワーク連絡会の中心的役割を中核市保健所が担い、地域における脳卒中地域リハビリテーション体制を構築した事例
 - ・医師会主導で進められていた在宅終末期医療に対する診診連携に関する連携パスの運用に関し、県型保健所が公平・公正な地域の調整役としてその普及や様々な施設や団体のシステムへの参画を促進する等の支援を行っている事例

などが報告されている（※）。

- 医療連携体制の構築は、疾病モデルの視点だけではなく、地域で生活する生活者を中心に据えた視点で構築することが重要であり、このためには公衆衛生の専門機関である保健所が中心となって関わり、医療連携から保健・医療・福祉の連携へと繋げていくことが求められる。また、住民に対し、仮に疾病を発症した場合に地域のどの医療機関でどのような医療を受けることになるのかを平素から明らかにすること等を通じて、住民に安心をもたらすとともに、適切な受療行動を促すことにもつながる。
- また、以前から保健所は、感染症対策を担っており、今後発生が危惧される新型インフルエンザや新興再興感染症等への備えの観点からも、保健所の地域医療連携への関与が期待されている。
- 保健分野に比べ、医療分野でのソーシャル・キャピタルの果たす役割には、専門性等の観点から一定の制約はあるが、その一方で、「がんに関する患者や家族の会」、「小児科など地域の医療を守るための会」などの強い動機を共有する主体による活動が広がりを見せている現状もある。地域保健の基幹的な役割を担っている保健所には、このような地域のソーシャル・キャピタルの活用を通じた取組みが期待される。

（※）平成21年度地域保健総合推進事業「地域医療連携体制の構築と評価に関する研究班」（分担事業者：恵上博文（山口県宇部環境保健所長））

2. 介護福祉等の関連施策の連携

（1）戦略的な連携の実施

1）関連施策の制度見直しの経緯等

- 平成17年には障害者自立支援法の制定により精神障害者等に対する福祉施策の実施、介護保険法の改正により介護予防事業の実施や高齢者に対する総合相談機能を有する「地域包括支援センター」の市町村における設置、平成20年には医療制度改革による医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施などにより、地域保健行政の体系が大きく変化している。

2）関連施策連携の現状

- 市町村において、地域保健施策が、その他の保健施策（保険者による保健や介護保険法に基づく介護予防、学校保健や職域保健等）や児童虐待防止対策等の福祉施策と、横断的な取組みを実施しているかどうかについては、市町村ごとに取組みの差が大きい。
- その一因として、地方自治体毎に置かれた状況の違いが大きいことのほか、市町村保健部門を広域的にネットワーク化する枠組みが存在し

ていないことも指摘されている。保健所は、管内市町村を広域的に俯瞰し、支援する役割を担っているが、保健・福祉分野での都道府県から市町村への業務移管の進展、保健所専門職の配置縮小等により、市と県や保健所との関係が希薄になりつつあるとも指摘されている。

3) 戦略的連携による効果的な地域保健の実践

- 地域住民のニーズは保健医療介護の生活圏内でのシームレスな連携を指向し、同時に医療保険や介護保険の給付費は増加しており、地域保健は課題解決型の活動を展開することが求められている。
- 具体的には、地域の疾病別医療費・介護給付費の動向、要介護者や人工透析に至った者の背景、地域の特定健康診査・特定保健指導の実施状況のほか、住民の健康度や健康意識等、可能な限りの情報を入手し綿密に分析し、課題を明らかにした上で目標を定め、可能な施策を戦略的・計画的に連携させて展開することが考えられる。
- また、戦略的施策連携の前提として、地域分析は不可欠である。保健所は広域的な観点から、市町村はより地域特性の観点からアプローチし、両者が密に連携することが望まれる。
- さらに、このような取組みを行政だけに留まるものとせず、広く地域住民と課題や目標を共有した上で、住民の参画により一体となって推進することが効果的である。
- これまでの地域保健活動は、ともすればプロセス偏重の傾向があった。地域保健を取り巻く状況の変化に対応するためには、適切なプロセスを踏むとともに、可能な情報や施策・財源を戦略的に活用し、結果を出すというスタンスが重要である。

(2) 戦略的な連携のための組織体制等

- 戦略的な施策連携を実現するためには、地域分析に基づく課題認識や目標設定を、地域保健部門だけでなく、福祉部門、さらに財政部門・教育部門等とも共有し、地方自治体を挙げた取組みに昇華することを可能にする体制を確保することが効果的である。
- 市町村においては、保健師等の専門職種の仕事分担制や分散配置が進んでいるなかで、限られた人材を施策の戦略に沿って効果的に配置することも重要である。
- また、戦略的な連携を進めるためには、関連する個々の計画の策定を統一した方向性の下、実施することも有用である。例えば、福井県坂井市では、「福井県坂井市福祉保健総合計画」を策定し、個別施策に関する計画

をこの総合計画の各論として位置づけ、共通の統一した理念の下、個別施策の推進を図っている。

V 健康危機管理事案に備えた体制整備

1. 生活衛生分野における現状と課題

(1) 生活衛生対策の現状と課題

- 生活衛生対策は、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）をもとに、公衆衛生の見地から規制面のみならず振興対策も実施し、規制と振興の適切なバランスで、最終的には、国民生活の安定を図るものである。
- 地方においては、規制面では都道府県・保健所設置市が保健所が中心となって行政を実施し、振興面は都道府県生活衛生営業指導センターが経営指導を行うとともに、生活衛生同業組合が振興事業を通じて衛生水準の向上、経営の活性化に取り組んでいる。
- 住民に身近な対人保健行政が都道府県行政から市町村行政に移行し、保健所が集約・機能強化する中で、生活衛生関係は、市町村単位に行政組織がないことから、保健所の集約化、各事業者との距離の拡大を招いている面もある。また、環境衛生監視員については、平成2年度には6,242人（専従者678人）であったものが、平成21年度には5,984人（専従者385人）となっており人数及び専従率の低下がみられている。
- 国においても、都道府県の規制部門との問題意識の共有が希薄で、地域保健対策との連携強化、課題再構築が課題となっている。
- 振興面を見ると、生衛法の規定する助成（予算）、減価償却の特例（税制）、資金の確保（融資）の各々について改革を迫られており、「生活衛生関係営業の課題」と相まって、生活衛生同業組合を中心とした対策の改善が課題となっている。

(2) 生活衛生関係営業の課題

- 生活衛生関係営業者は、小規模零細営業者が大多数を占めるとともに、チェーン店化、深夜営業の増加などにより、業態の多様化が進行している。
- 非加盟事業者の増加等により、生活衛生同業組合への加入メリットや生活衛生指導センターの指導メリットが希薄化しつつあり、また各監視業務における地方自治体間の取組みの格差も拡大している。
- 一般的には衛生水準の定期的な確認が必須の食品衛生分野において、監視・立入計画が条例で定められているのと異なり、生活衛生分野については監視・立入の頻度が極めて低い地方自治体もあり、格差の是正が課題となっている。
- 全国及び生活衛生営業指導センターの活性化を含め、生活衛生関係営業

全体の改革を進める必要がある。

(3) 取組みの方向性

- 生活衛生関係事業者は、営業者の自主的な衛生努力の支援と消費者への情報関与を、今まで以上に促進する必要があることから、自主管理点検表を普及させるとともに、店舗への掲示や組合・指導センターからの指導などによって公表することを促進させることが望ましい。また、衛生責任者を明確化するために、主任となるクリーニング師、管理美容師及び管理美容師を明示することが望ましい。
- また、衛生水準の確保・向上を目的として連帯するソーシャル・キャピタルの一種でもある生活衛生同業組合等の機能の一層の強化・活用が求められることから、地方自治体による新規営業者の組合への加入促進の一環として、保健所等から営業者への伝達機能を強化するとともに、全国指導センターの大規模チェーン店等との連携を図ることにより、公衆衛生情報の提供機能を一層強化する必要がある。
- 行政機関においては、監視・指導の現状を詳しく分析・評価し、その結果に基づいた効果的な監視方法・体制整備の強化等に努める必要がある。

2. 食品安全分野における現状と課題

(1) 食を取り巻く環境の変化

- フードチェーンの複雑化、グローバル化、食品の消費方法の大きな変化は、食品に関する健康被害において最大のリスク要因である食中毒の原因施設を、家庭から食品メーカーや外食産業等へと変化させるとともに、被害の広域化を招く等、新たな食品安全の課題が生じている。
- 食中毒事件を原因施設別に見ると、家庭の割合は減少傾向にあるものの、今なお全体の約20%を占めている。食中毒についてわかりやすい情報提供や教育の必要性がある。
- 国政モニター課題報告「食の安全性に関する意識調査」(2010年8月)によると、食の安全に対して何らかの不安を感じている者が全体の68.1%に上っている。

(2) 輸入食品を取り巻く現状と課題

- 日本の食料自給率は、カロリーベースで約40%まで低下してきている。一方、輸入食品の届出件数は急激に増加し、輸入食品の少量多品目化が進展している。

- 検疫所における水際対策に加え、新たな安全対策を求めるきっかけとなったのが、2002年(平成14年)の中国産「冷凍ほうれんそう」の残留農薬事件であり、輸入時の監視機能の強化に加え、輸出国における衛生対策の推進、国内監視との連携や国際協力といった様々な施策を組み合わせることにより、輸入食品の安全対策を総体的に強化していくことが重要である。

(3) 食品安全対策の政策転換

- 平成15年5月、新たに成立した食品安全基本法により、
 - 1) 内閣府に設置する食品安全委員会による科学的知見に基づく食品健康影響評価。(リスク評価)
 - 2) その結果に基づく、関係行政機関によるリスク管理。
 - 3) 施策の策定に当たり、関係者相互間の情報や意見の交換(リスク・コミュニケーション)の実施。
- 食品安全対策は、関係行政機関の連携を密にし、食品等事業者や消費者も含めた厚みのある食品安全体制を構築し、国民の健康の保護に踏み込んだ積極的な対策を講ずる方向へと転換している。
- 特に企業側においても、食品安全に対して専門部門を設置するなどのコンプライアンスを意識した食品安全への積極的な取り組みを実施する傾向にある。

(4) 食品衛生監視における課題

- 平成14年には大規模な食中毒事件が多発。その年の食中毒発生状況は、事件数1,850件、患者数27,629名、死者18名で、500名を超える大規模事件が6件発生した。流通手段の発達や住民の移動範囲の広域化等に伴い、食中毒事件は大規模かつ広域化する傾向にある。
- 一方、全国の食品衛生監視員数は、平成2年の6,775人(専従者1,769人)から平成21年の7,825人(同1,343人)と、人数は若干増加しているものの、専従率は大きく低下している。

(5) 取組みの方向性

1) 事案の広域化に対応した情報共有体制の強化

- 広域化する食中毒に迅速に対応するため、ICTを最大限活用し、厚生労働省、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、地方自治体本庁及び保健所等をオンラインで結ぶ食中毒調査支援システム(NESFD)を構築することにより、地理的に離れた複数機関と食中毒関連情報を共有するとともに、WEB会議システムによる遠隔会議、また職員の資質の向

上の観点からのe-learning研修を実施するなど、関係機関の連携強化が図られている。

- 今後とも、監視体制の強化、全国の市場等で採取した食材の汚染実態調査の実施等、流通段階での汚染食品の発見や改善措置に力点をおいた対応を講じる必要がある。

2) リスク・コミュニケーションの推進による住民理解の促進

- 食品分野においては、近年、遺伝子を組換えた食品、異常プリオンたん白質を原因とするBSE、放射性物質に汚染された食品など、高度な科学技術が応用された食品や従来知られていなかった病原体などによる健康被害が生じる恐れのある食品への的確な対応が求められているが、これらについては、住民は基本的にそれらに対する基礎知識を必ずしも十分に有していないため、不安感を増長している面もあり、安全ばかりでなく安心の面でも一層的確な対応の必要性が高まっていることから、今後は関係事業者ばかりでなく一般住民に対しても、適切なリスク・コミュニケーションを積極的に展開していくことが求められる。
- その際には、住民等への適切なリスク・コミュニケーションが図られるよう、その方法・手段についても一層の研究がなされることが望まれるとともに、食品衛生に従事する職員にも高いリスク・コミュニケーション能力が期待されている。
- さらに、行政を主体にしたリスク・コミュニケーションばかりでなく、その普及のため、地域のソーシャル・キャピタルの育成・強化も重要な課題となっている。

3. 広域かつ重大な災害に対する体制強化

広域かつ重大な健康危機事案としては、新型インフルエンザ等の感染症アウトブレイク、大規模・広域の食中毒事案や毒物混入事件、原因不明健康被害アウトブレイクなど様々な事案が考えられるが、平成23年3月11日に、東日本大震災が発生し、被災地の行政機能を含めた広域かつ重大な被害が生じ、健康危機管理上の様々な課題も表出した。このため、本検討会においては、東日本大震災への対応を通じ、広域かつ重大な健康危機事案への対応を検討した。

(1) 東日本大震災の特徴と地域保健対策上の課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という激震に加え、大津波の発生により東北沿岸部を中心として人的・物的に壊滅的な被害をもたらし、同時に世界に例を見ない原発事故が発生するなど未曾有の複合大災害となった。

- 今回の大震災では、
 - ① 10 県 241 市町村に及ぶ広域同時多発災害であったこと。
 - ② 沿岸地域の市町村や保健所、市町村保健センターが被災し、行政機能そのものが大きな被害を受けたこと。
 - ③ 長期にわたる通信と交通の遮断が関係者間の情報共有や指揮命令の混乱に拍車をかけたことに加えて、広域同時多発災害への対応を余儀なくされたことから、県本庁主導の危機管理システムが機能不全に陥ったこと。
 - ④ 全国の地方自治体等からかつてないほど多数の保健師等が被災地に入り、長期にわたって避難所の被災者等の健康管理等を支援したこと。が特徴あるいは課題として浮き彫りとなった。

(2) 初動時における保健ニーズの的確な把握のための体制整備

- 今回の大震災では、一義的に住民の健康管理を担う市町村、市町村保健センターなどの行政機関そのものが被災し、その規模も東日本全体に及ぶ広域災害であったことも相まって、派遣地方自治体からは、ライフラインの状況、宿泊情報、交通機関、物資の流通情報、被災地地方自治体の保健活動体制など支援活動に必要な情報が不足し、支援ニーズに応じた保健活動が十分に行えなかったことから、情報収集や共有化の仕組みの必要性に関する多くの意見が寄せられた。
- また、避難所等においても、様々な機関が被災者を対象に調査を行ったことから、避難住民に過度の負担を生じさせた実態把握のあり方についても課題となった。
- 東日本大震災規模の広域的で甚大な災害に対しては、発災後の早い段階において、被災地における被災者の健康に関する情報を網羅的に効率的に収集することが、以後の人的・物的資源の効果的な配置に必要不可欠である。また、それ以降のフェーズにおいても、随時に避難所等での保健ニーズや活動状況を定量的に把握し、状況の変化に応じた適切な人的・物的資源の配置を可能にする仕組みの構築が必要である。
- これらを可能にするためには、広域的で甚大な災害時に、先遣的に被災地に入り、そこでの公衆衛生情報（避難所毎に、被災者数、被災者の健康状況、衛生状況、支援資源の状況等を想定）を迅速かつ網羅的に収集・評価できる人材を平時から養成し、登録する仕組みを構築することが必要である。
- 同時に、災害時の健康支援活動に際しては、多くの地方自治体等から経

験年数や職種も多様な支援者が派遣されるが、比較的短期間での派遣となることが想定され、避難者への健康支援について、支援者独自の手法によらない方法論の共有が重要であることから、国レベルで健康支援活動の具体を明示したガイドラインを策定し、全国の地方自治体や民間の支援者に普及するなどして、あらかじめ災害時の保健活動方法論の共有化を図る必要がある。また、地方自治体間で災害時の支援協定を締結している場合には、健康支援活動の進め方等について、平時から十分な情報共有を図ることも重要である。

- 各地方自治体においても、災害発生時に備えて、保健活動に関するガイドラインの策定や必要な訓練を行うとともに、保健師等の人材の確保に努める必要がある。

(3) 被災地における保健調整機能の確保

- 今回の震災においては、被災地での保健活動等の支援に当たった者などからは、保健に関わる人材等の調整機能の確保の重要性が指摘された。
- この要因として、市町村や保健所等の拠点機関自体が甚大な被害を受けたことや、地方自治体関係者やボランティアの方々など多様な機関に所属する支援者により様々なルートで支援の手が差しのべられたことなどのほか、保健所と市町村との間での平時からの連携が十分でなかったのではないかと指摘もなされている。
- 健康危機管理の中心的役割を担う保健所には、再編統合による、所管区域の広域化や、保健所長の兼務化、保健師等の人員削減、市町村内の縦割りの業務分担化などの課題はあるが、災害時に保健調整役（コーディネーター）を担うのは地域の医療資源や住民の健康ニーズ等を把握している保健所長である。有事の際に、保健に関する調整機能が十分機能するために、地域保健活動を通じた分野横断的・重層的な連携が重要であると共に、平時から災害時における具体的な役割分担等を保健所と管内市町村との間で十分に確認する必要がある。
- また、特に発災当初には、保健と医療との連携は不可欠であるが、厚生労働省「災害医療等のあり方に関する検討会」報告書（平成23年10月）において示されている超急性期のDMATとの連携に引き続いて、それ以降の「地域災害医療対策会議（仮称）」との連携も密にとる必要がある。このため、保健所は、平時から地域の医療機関等の関係機関とも十分な連携を確保することが重要である。

VI 政策評価・事業評価及び調査研究に基づく地域保健対策の推進

1. 政策評価・事業評価の推進

(1) 政策評価及び事業評価における諸外国・日本の現状

1) 政策評価・行政評価の歴史的背景

- 政策評価・行政評価は、主として米国で誕生し発展した。1993年に「行政事業評価法 (Government Performance Results Act)」が成立し、以後、全米の政府機関に適用された。しかし、公共部門における評価の主流は「プログラム評価 (Program Evaluation)」で、政策計画、実施プロセス、政策の影響、効率性を体系的に評価する方法であるが、評価の信頼度は高いものの、評価の実施にあたっては高度な専門性が要求され、また膨大な時間と費用がかかるという難点があった。
- そこで、より簡便な方法として、政策の効果や効率性などに着目してそれらの側面を数量的に把握する「事業評価 (Performance Measurement)」が米国において普及定着したが、この評価方法が日本にも伝承することになった。
- さらに、現在は、健康影響評価 (Health Impact Assessment ;HIA) の取り組みも進められている。健康影響評価は、ヨーロッパ諸国連合 (EU) から出てきた発想で、政策や事業が集団の健康にどのような影響を与えるかを予測・評価するためのプロセスあるいは方法であり、1990年代に発達し、政策の事前評価に使用されている。評価の対象は、保健医療分野の健康関連要因だけでなく、保健医療分野以外の政策にも適用されるのが一つの特徴で、評価は、利益と不利益の両面で評価され、最終的には様々な意思決定に役立てることを目的としている。
- 具体的な健康影響評価のプロセスは、提案された施策を対象とすることがどうかを決定して、実施方法の決定と準備 (体制、予算、スケジュールなど)、政策によって起こる可能性のある健康影響とその科学的根拠の検討、HIAが政策形成に役立ったかの評価、政策実現後生じた健康影響の短期的・長期的評価を実施し、その評価に基づき、健康上の不利益を軽減し、利益を増やすための提言を行うというプロセスである。

2) 日本における政策評価制度

- 国においては、平成13年に政策評価制度が導入されるとともに、平成14年に「行政機関が行う政策評価に関する法律」が施行され、また平成17年に政策評価に関する基本指針が閣議決定され、以後、各省庁において政策評価に関する基本的事項等を定め、その実施結果を政策へ反映

することが本格的になった。

- このような取組みは、政策の質の向上、職員の意識改革、国民への説明責任の徹底につながり、効率的で質の高い成果重視の行政が実現されると期待される。
- 地方自治体においては、平成2年頃から事業評価制度が導入されており、その根拠としては、条令・規則あるいは要綱・要領が考えられるが、その中でも要綱・要領を根拠に実施している地方自治体が大半である。
- 「地方自治体における行政評価の取組状況(平成21年10月1日)」(総務省調べ)によると、政策評価制度は都道府県・政令指定都市では既に大半が導入しているものの、市町村では約半数の導入に留まっている。しかし、導入率が上昇傾向にあることから、今後とも政策評価の導入が一層普及していくものと推察される。
- また、先に述べた健康影響評価に関しても、国内において、久留米市の中核市への移行に伴う健康影響評価を久留米大学が行った報告があり、中核市としての政策・事業が、市民に及ぼす健康影響の評価が実施されている。現在は、都市計画などの分野で当該評価制度が徐々に取り入れられる状況にあるが、今後、保健医療分野においても積極的な取組みの推進が期待される。

(2) 評価指標の標準化等による質の高い評価方法の確立

1) 国や都道府県が地域保健関係の統計情報等を収集する枠組み

- 地域保健対策の評価を適切に行うためには、地域保健活動の状況を示す情報を適切に収集する枠組みを構築する必要がある。国が地方自治体の地域保健活動関係の情報を入手する枠組みとしては、以下のものが考えられる。
 - ・ 統計法に基づくものとして、「基幹統計調査」と「一般統計調査」がある。前者は、国から報告を求められた者は拒否したり、虚偽報告を行ったりしてはならないとされており、これには人口動態調査や医療施設調査が含まれている。後者には前者のような規定はなく、これには衛生行政報告例や地域保健・健康増進事業報告が含まれている。
 - ・ 地方自治法第245条の4第1項に基づくものとして、各大臣が地方自治体に対し、担当する事務に関する地方自治体の事務の運営等について適切と認める技術的な助言もしくは勧告等をするため、必要な資料の提出を求める枠組みがある。なお、この枠組みにより、都道府県が市町村に対し、必要な資料の提出を求めることもできる。

- ・個別法に基づくものとして、例えば、感染症法では一類感染症などの患者について、医師は患者の届出の義務を負うほか、指定届出機関の管理者は発生状況の報告などの届出の義務を負うもの等がある。
- ・このほか、補助金等適正化法第14条に基づくものとして、補助事業の適正な実施を図る観点から補助事業に係る事業実績の報告を義務づけるものがある。

2) 標準化された情報収集の重要性

- 国では、前項に掲げた情報収集の枠組みにより、都道府県や市町村等の地域保健活動の現状に関する情報を収集し、その結果を評価することにより、地方自治体への助言等に活用している。しかし、その調査項目等について、地域保健対策の実情に合致していないとの指摘もあり、今後、国として収集すべき情報とは何か、またその情報を収集するに当たって情報の標準化をする手法等について検討する必要がある。
- 一方、地方自治体においては、例えば、島根県では「保健統計資料提供システム」が独自に構築されており、全県下の市町村で標準化した質問紙を用いて健診等の各種データの情報を収集し、人口動態統計、脳卒中情報、特定健康診査等データ、母子保健データの提供システムが確立されている。また、乳幼児健診も県内で統一された健診項目により実施されるなど、県レベルで収集情報の標準化を行う事例もある。
- 地方自治体において、このような取組みを進めるためには、先に述べた国レベルでの検討と併せ、地域内においても都道府県と市町村等とが連携し、情報の標準化のための検討を進める必要がある。

(3) 地域保健関連の政策評価・事業評価における今後のあり方

- 効率的・効果的な地域保健対策の実現には、各地方自治体や地域住民が、地域の公衆衛生の水準を相互に自覚・理解し、地域の健康課題を認識した上で、関係者（地域住民、行政、関係機関）が一体となって取り組むことが重要である。
- そのためには、データの精度を信頼度の高いものとし、基本的なデータ項目は全国レベルで統一し、標準化された評価指標や評価方法を示すことが必要である。そして、各地方自治体が地域保健活動結果を標準化された評価指標に基づいて評価・分析、公表することにより、地域の保健活動が全国レベル、他地域レベルで相互に比較・評価する事が可能となり、次の目標を明確にした地域保健施策を立案・推進する事が可能となる。
- 具体的には、地方自治体において定めることとされている健康増進計画

やがん対策推進計画、肝炎対策計画等の計画の進捗等について、標準化された評価指標に基づき、適切に評価し、結果の公表等を通じて、施策を改善する、いわゆるPDCAサイクルの実践が求められる。また、医療計画におけるPDCAサイクルの実践については「医療計画の見直し等に関する検討会」を踏まえて推進することとなっている。

2. 地域保健に関する調査研究のあり方

(1) 政策反映に資する調査研究の推進

1) 諸外国における調査研究機関

- 地域保健に関する諸外国の調査研究機関としては、米国では、保健社会福祉省所管の総合研究所である「疾病管理予防センター(Centers for Disease Control and Prevention : CDC)」、1888年に設立された合衆国でも最も古い医学研究の拠点機関である「国立衛生研究所(National Institutes of Health : NIH)」、食品や医薬品、化粧品、医療機器などの許可や取締を行っている保健社会福祉省に属する「食品医薬品局(Food and Drug Administration : FDA)」、英国では、感染症から健康増進まで所掌している「疾病予防センター(Health Protection Agency : HPA)」などが代表される機関として存在する。

2) 日本における調査研究機関

- 国レベルでは、厚生労働省の機関として、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院など4機関と独立行政法人の研究機関として国立健康・栄養研究所をはじめ10機関、文部科学省では独立行政法人や国立大学法人の研究機関などがある。
- 地方レベルの研究機関としては、地方衛生研究所や環境衛生研究所が独立又は統合して設置されている。

(2) 諸外国及び日本の地域保健関連データベースの現状

1) 諸外国の状況

- 世界最大の医学図書館として、米国国立医学図書館(National Library of Medicine : NLM)があり、約2,000万件の文献情報を有し、医療に関する情報の収集・発信の拠点として機能しており、NLMの国立生物工学情報センター(NCBI)が運営する文献情報検索サービス(パブメド(Pub Med))は、無料で世界のどこからでもアクセスが可能となっている。

2) 日本国内の状況

- 日本では、国立保健医療科学院をはじめとする各国立研究機関等において、独自の研究成果の公表、国や地方自治体などにおける個別の調査研究データを研究年報・月報の形で結果がそれぞれ公表されているものの、全体をレビューし信頼度のレベル分けがなされた調査研究結果を網羅的に公表している機関はなく、それらのデータを一般の者が評価の参考に活かせる環境は必ずしも整っていないのが現状である。

(3) 調査研究データに関する集積体制の強化

1) 体系的な地域保健関連の評価情報の集積（「知の集積」）

- 米国においては、体系的な評価がなされた公衆衛生情報を蓄積している機関がある。CDCにおいては、メタ・アナリシス（過去に行われた複数の研究結果を統合し、より信頼性の高い結果を求める解析手法）等による評価を踏まえた知の集積・分析・発信が行われ、がん、エイズ、喫煙など様々なテーマ別に大量の研究論文、統計資料を専門家集団が系統的にまとめ、信頼できる事実として提示している。
- 内容についても、要点をわかりやすくして国民向けに公開しており、特に「喫煙に関する米国公衆衛生総監報告書」は、CDCを中心に保健省が数年おきに作成し、その時点での喫煙に関する科学的知見をテーマ別に系統的に集約しており、米国のたばこ対策の推進に大いに貢献している。

2) 地域保健関連の調査研究における国と地方の連携及び役割分担

- 調査研究を効率的・効果的に推進するためには、国レベル、地方レベルでの連携や役割分担について今後検討していく必要がある。
- 国では、WHOやCDCなどの関係機関との連携を通じた国際的な知見の集積、大規模コホート調査・研究など信頼度の高い研究の推進、メタ・アナリシス分析を踏まえた体系的な地域保健関連の知の集積などに取組むことが考えられる。
- 一方、地方自治体では、例えば、実地調査や公的統計等の解析による医療計画の作成や進捗管理に資する研究や地域の食文化や気候、産業や生活環境など地域特有なものに起因する健康課題に対する調査研究、国レベルで行う調査研究への協力など保健所、地方衛生研究所などの地域の研究組織と国や国の研究機関との間で連携や役割分担をしながら調査・研究を進めていくことが考えられる。
- また、民間の地域保健に関する調査研究を行っている機関とも、連

携を図る必要がある。

3) 調査研究データの集積のあり方

- 日本においても米国の取組みと同様に、中立的立場から国内外の科学的知見を集積し、科学的・系統的に分析して、公衆衛生総監レポートのような報告書にまとめ、それらの成果を行政での具体的な政策決定に生かす取組みは不可欠である。
- また、得られた知見を国民や県民、マスコミ等に対し正確な科学的情報として提供していくことも重要である。
- しかしながら、地域によって極めて取組みの格差が大きく、また当該事案を遂行するための人材と物と予算が十分ではないところも多いのが現状であることを踏まえ、集積データは一つのところに蓄積するのではなく、どこにあるのかがわかるようにインデックス化することや情報の確実性、信頼性、妥当性を担保する分類や分析も行った上で提示することが考えられる。

Ⅶ 今後の地域保健を見据えた地域保健基盤のあり方

1. 地域保健に関わる人材の育成・確保

(1) 地域保健人材の育成・確保に関する現状と課題

1) 今後の地域保健人材に求められる人材像

- 地域保健人材に求められる資質としては、社会人としての基本的資質、行政官としての資質のほか、専門職種毎に求められる資質がある。
- 近年、地域保健行政は、他分野との重なり合い、民間との競合、地方分権・市町村合併・緊縮財政、専門知識・情報の非対称性の解消などの環境変化にさらされており、今後の地域保健人材には、以下に示すような地域性・時代性を重視した高度な非定型業務を遂行することのできる人材が求められる。
 - ・ 一貫性や将来展望のある長期的な視野に立った政策の立案・実施・評価
 - ・ 健康・保健に関する情報（科学的根拠、制度、分野横断的ニーズ等）の収集・分析と住民への提供（特に、健康危機に際してのリスク・コミュニケーションが重要）
 - ・ ソーシャル・キャピタルの開発・育成を含めた諸機関・組織の発展的調整、活用・育成
- また、これまでも保健活動推進員や食生活改善推進員等により地域の健康づくりは担われてきたが、多様化する現代社会におけるソーシャル・キャピタルという新たな文脈の中で、その「核」として、行政と協働し、地域の健康づくり、さらには健康なまちづくりの先導役たりえる人材を、地域保健人材の一員として発掘・育成していくことも重要な課題である。その際、住民主体の活動を、真に地域に根付かせ、実効的なものとするためにも、発掘・育成の仕組みや社会的な認知につながる仕組み等について、十分に検討を行うことが重要である。
- これからの地域保健対策は、地域保健担当部門に所属する人材と、ソーシャル・キャピタルの「核」となる人材とが、互いに連携し、ソーシャル・キャピタルを活用することにより展開されることが望ましい。

2) 地域保健人材の育成・確保の現状と課題

- 保健所長兼務数については、平成 18 年度には保健所総数 535 箇所に対し保健所長兼務数 34 人だったものが、平成 22 年度には保健所数 494 箇所に対し 42 人と増加傾向を示しており、公衆衛生医師確保は喫緊の課題となっている。

- これに対し、厚生労働省により、公衆衛生関係業務への従事を希望する医師への説明や地方自治体とのマッチングや全国で開催される臨床研修病院説明会等での普及啓発活動が進められているほか、各地方自治体における取組みや地域保健総合推進事業（全国保健所長会協力事業）による取組みなどがなされている。
 - 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者などの地域保健人材の資質・能力の向上については、法令上、地方公務員法において職員への研修機会の付与が義務づけられるとともに、地域保健法において国、都道府県、市町村に対し人材養成・確保及び資質の向上に係る努力義務が規定されている。また、保健師についてはさらに、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律に保健師の研修等受講の努力義務が規定されているところである。
 - 地域保健対策において大きな役割を担う保健師の就業状況としては、市町村への就業者の増加が続く一方で、保健所への就業者は横ばいないしは若干の減少となっており、平成 21 年 3 月現在、新卒保健師の就業先の 61.8%が市町村、10.6%が保健所となっている。
 - また、(社)日本看護協会の調査(※)によると、保健師らが認識している現状の課題として「分散配置による連携の悪化(42.0%)」、「産休等での人員不足・代替確保困難(39.0%)」に続いて、「職場内研修が困難(37.7%)」、「次期リーダーの未育成(24.2%)」、「新人育成が困難(19.3%)」、「研修機会の減少(19.2%)」などの人材育成に関する課題が並んでいる。
- (※)平成 21 年度(社)日本看護協会の厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業「保健師の活動基盤に関する基礎調査」
- 人材育成に関する組織間連携については、平成 21 年度地域保健総合推進事業「保健所の有する機能、健康課題に対する役割に関する研究」(分担事業者：荒田吉彦(旭川市保健所長))で次のように報告されている。
 - ・市町村が保健所に期待する役割として、77%の市町村が「人材育成・研修」を挙げている。
 - ・市町村の地域保健人材に対し、現任教育においてシステム化された支援を行っている保健所は県型保健所が 28.9%、市型保健所 27.6%で、市町村(保健所設置市を除き)としてシステム化している割合は 4.2%であった。

(2) 望ましい人材育成のあり方

- 人材育成にはその場限りの研修を繰り返すだけではなく、組織全体が人材育成に取り組むという共通認識が最低限必要であり、共通認識の下、「学習機会の提供や環境整備（体制）」、「目指すべき方向・レベルの設定（目標）」および「そこに至るための方策（内容）」を組織全体で共有・整備した上で、人事評価や能力開発、組織内異動、組織間人事交流等の人事管理や、専門職種毎の特性に応じた人材育成策のほか研修等の手段を総合的に活用することが重要である。ここで、行政職員としての人材のみならず、ソーシャル・キャピタルの「核」となる人材についても、地域のおかれた実情等に即して、その発掘・育成を計画的に進めることが望ましい。
- 英国では、公衆衛生専門家の生涯学習制度として、国の定める公衆衛生能力の鍵となる領域から、自らの業務に適合した項目を選択し、OJTやグループワーク、研修受講、調査研究、読書等の生涯学習を日々記録する仕組みが採用されており、各自が自己開発計画を作成することが求められている。
- 日本においても、例えば、都道府県内の地域保健人材をどのように育成するかを都道府県が全体計画として策定し、市町村職員育成を含む圏域別計画を保健所が策定するなど地方自治体の側での計画的な人材育成を行うとともに、個人もOJTを含む自らの生涯学習を記録することにより、組織と個人双方が人材育成の実績を把握する枠組みの構築とともに、計画に定めた事項の達成状況を評価し、必要に応じ改善するいわゆるPDCAサイクルが確立されることが望ましい。
- また、保健師の人材育成に当たっては、分散配置が進む中で、現任教育を充実させ、業務の中で地域を見る力や企画力を育成していくことが必要であり、組織横断的に、計画的かつ効果的に人材育成を進めるためには、保健所、市町村において、統括的な役割を担う保健師を配置することが望ましい。

(3) 人材育成における国、都道府県、市町村の役割

- 国（国立保健医療科学院を含む。）は、地域において人材育成に携わる育成指導者の養成を行うとともに、地域保健人材育成の目指すべき方向や地方自治体における人材育成体制構築に不可欠な要素を具体的に提示することが求められる。また、育成指導者の養成に当たっては、今後の地域保健対策において重要な役割を担う、ソーシャル・キャピタルの「核」となる人材の発掘・育成方策や学校・企業等の場の活用方策は

重要なテーマである。

- 同時に、当該指導者が地域に戻って、市町村を含めた域内の人材育成を行うことを念頭におき、国は地域での人材育成についても十分な支援を行うことが望ましい。
- 都道府県は、市町村との連携を図りながら、域内において、OJT、研修、ジョブローテーション、人事交流等を有機的に組み合わせた人材育成体制を構築する必要がある。また、域内の地域保健人材を見渡し、市町村と共に人材育成計画を策定する。その計画の中には、域内で開催される各種研修等のほか、新人に対するプリセプター制度、育成指導者の役割、ソーシャル・キャピタルの「核」となる人材に関する事項、保健所の役割等を明記することが重要である。
- 保健所は、都道府県の作成した人材育成計画に沿って、人材育成の最前線として、圏域別計画の作成や市町村の人材育成支援とその評価等の役割を担う必要がある。
- 市町村は、域内の住民の健康課題や人材の現状等を踏まえ、市町村としての人材育成計画を保健所等の支援の下、作成し、都道府県及び保健所や近隣の市町村と積極的に連携しながら実践する必要がある。

2. 国、都道府県・保健所と市町村の分野横断的、重層的な連携強化

(1) 都道府県・保健所と市町村の連携強化

- 現在、市町村は、母子保健対策をはじめ、児童虐待の防止対策、生活習慣病対策、食育の推進、障害者施策の推進、高齢者施策の推進など、住民に身近な保健・福祉サービスを、住民ニーズに即して一体的に提供している。
- また、全国保健所長会は「平成20年度地域保健対策の推進に関する基本的な指針の見直しに関する提言」（平成21年3月）において、「市町村の求めに応じてではなく、市町村と保健所が重層的に連携協働し、圏域単位・市町村単位の、予防から治療、地域ケアまでの切れ目のない総合的な保健医療福祉システムを構築する」ため、「基本指針に記載されている保健所の専門性の誤解を解消し、疾病・年齢別の縦割り業務分担ではなく、重層的に連携協働する体制へ再構築する。」ことを提言している。
- 地域保健法からみた、保健所の業務は、第6条及び第7条に定められた「母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項」等の「企画、調整、指導及びこれらに必要な事業」等を行うほか、第8条にあるように「所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる」とされているものであり、地域保健法第6条及び第7条に定

められた事項については、保健所が、必ずしも市町村の求めに応じて実施するものではなく、広域的、専門的かつ技術的拠点として、分野横断的かつ重層的な支援を市町村に対し行うことが求められている。

- 一方で、これまで見てきたように、都道府県から市町村への業務移管の進展や地域保健部門の組織人員の見直し等に伴い、市町村と都道府県・保健所との連携が希薄になってきているとの指摘がある。
- 地域全体を見て、地域の実情に応じた地域保健施策を講じていくためには、直接のサービス提供者である市町村と、地域を広域的に眺め、域内の市町村の取組み等を俯瞰する保健所とが、保健所による市町村の実態把握の具体的方法や域内の市町村の比較を行う方法などを含め、定期的に双方の状況について意見交換を行ったり、書面により役割分担を明確にしたりするなど密接なコミュニケーションを図ることを通じて、特定の分野に限らず、分野横断的かつ重層的に連携を図ることができる体制を構築しておくことが重要である。特に、個別施策によっては、保健所を設置する市町村と都道府県との間で、法令に基づく権限や業務の関係が複雑となる場合もあり、密接な連携を図る必要がある。

(2) 地方衛生研究所の充実・強化

- 地方衛生研究所には、病原体サーベイランスをはじめとする感染症対策の拠点であるとともに、レジオネラ症対策やノロウイルス等による食中毒対策、化学物質による健康影響対策等の対物保健分野においても拠点としての役割が期待される。
- 一方で、平成15年から平成20年の5年間で、職員数が13%減少、予算が30%減少、研究費も47%減少するとともに、人口10万あたりの常勤衛生職員数が最大では3.01人、最少では0.41人と地方衛生研究所の間でもその人員配置に大きな差が生じている。
- このような状況のなか、地方衛生研究所の機能の充実・強化を図るためには、感染症等に関して患者情報と病原体情報とを一体的に管理することができる仕組みとして、地方衛生研究所への地域感染症情報センターの併設などが進められるとともに、地方衛生研究所を支える疫学の専門家等の人材のさらなる育成・確保が望まれる。
- 地方衛生研究所の位置づけについては、「基本指針」において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施すること等が示されている。
- また、地方衛生研究所の公衆衛生情報等の収集・解析・提供業務につい

て、国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点としての役割も求められており、その機能のさらなる充実強化の観点から、引き続き検討をする必要がある。

(3) 国と都道府県・保健所、市町村の連携強化

- 国は、地域における都道府県・保健所と市町村の連携が一層円滑なものとなるよう、好事例の収集・分析、地域での保健活動に資する評価指標の開発、これらを通じた地域保健対策の方向性の提示、育成指導者の養成のほか、有事の際の調整等において、十分役割を果たすことが期待される。

おわりに

- 日本社会は、少子高齢化のさらなる進展と人口減少（特に労働人口の減少）という新たな局面に加え、若い世代の非正規雇用者の増大と低所得者層の拡大、単身世帯の増加などによる家族機能の低下、加速する都市化の波による無縁社会の広がりなどの国民の社会環境は大きく変化しており、今後、さらに健康分野においては、住民ニーズが多様化・高度化していくことが予測される。
- 地域保健行政の現状としても、対人保健分野の基礎自治体への業務移管が進むと同時に市町村合併の推進による管轄区域の広域化、行財政改革による定員・予算の一層の縮減も相まって、従来の行政サービス体系だけで、住民ニーズに応えていくことが困難な状況となっている。
- 一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、被災地の内外において、人が生きていくに当たって、「人と人との絆」、「人と人との支え合い」について、改めてその重要性が認識されている。
- このような中、地域保健対策としても、持続可能な地域社会を実現し、迫り来る少子高齢社会に対応するためには、これまでの行政主体のサービス提供型の地域保健対策から、「人と人との絆」等によるソーシャル・キャピタルを活用することにより住民が主体的に参画できる地域保健対策に速やかに移行していくことが求められている。
- 本検討会では、地域保健対策に関連する幅広い事項に関する網羅的な議論を通じて、新たな住民主体の地域保健対策を進めるために、地域保健担当部門が取組むべき施策として、以下の事項を提言する。

1. 住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築

- 地域保健担当部門は、地域のソーシャル・キャピタルに立脚した活動を展開し、多様化・高度化する住民ニーズに即した取組みを推進する。
- 特に、ソーシャル・キャピタル形成の場である学校・企業等と積極的に連携するとともに、その「核」となる人材を発掘し、育成する。
- 保健所・市町村保健センターは学校保健委員会への参加等を通じて、学校との連携を推進するとともに、国における企業活動の評価のあり方の検

討等を踏まえ、企業活動の評価を実践するとともに、その活動内容の住民への周知を推進する。

2. 医療や介護福祉等の関連施策連携を推進するための体制の強化

- 地域保健担当部門は、保健・医療・介護福祉の施策連携を通じ、住民ニーズに即した実効的な取組みを推進する。
- 保健所は、地域の医療連携体制の構築に、公平・公正な立場から積極的に関与する。
- 保健所は、管内を俯瞰し地域の健康課題等に関する評価・分析を進めるとともに、市町村及び住民への分かりやすい情報を提供する。
- 市町村は、縦割りに陥らず総合的に推進する組織体制を構築するなどして、地方自治体内での情報共有を進めるとともに、保健所と連携して、住民の健康課題に即した取組みを推進する。

3. 健康危機管理体制の強化

- 対物保健に係る健康危機管理については、情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等を通じた行政監視体制を強化するとともに、同業組合等の取組みやリスク・コミュニケーションによる住民理解の促進も併せて強化する。
- 災害に備えた体制強化としては、災害時の保健活動が効果的・効率的に行えるよう国と地方自治体の連携及び地方自治体間の連携の強化による先遣的な情報収集体制の構築や具体的な健康支援活動のあり方の共有等を推進する。
- 同時に、都道府県・保健所と市町村との平時からの連携体制の強化を通じて、保健所を中心とした災害時保健調整機能を確保するとともに、危機事案発生時における重層的・分野横断的な対応が可能となる体制を構築する。

4. 地域保健対策におけるPDCAサイクルの確立

- 国は、地域保健情報の標準化及び評価・公表のあり方を定め、地方自治体に周知する。
- 地域保健担当部門は、地域の特性を踏まえた地域保健に関する評価・公表を推進するとともに、住民等からの反応を踏まえた施策改善のプロセスを構築する。

5. これからの地域保健基盤のあり方

- 住民主体の地域保健対策を進めるため、地域保健人材としてソーシャル・キャピタルの「核」となる人材を位置づける。
 - 人材育成に当たって、国は、育成指導者の養成のみならず、地域における当該指導者の支援を行うとともに、都道府県・保健所と市町村は、互いに連携を深め、計画を立て、体系的に人材育成に取り組む。
 - 国、都道府県・保健所、市町村は、特定の分野に限らず、分野横断的かつ重層的な連携を図る。特に保健所は、常に管内の健康課題の把握に努め、市町村との密接なコミュニケーションを通じた支援を行う。
-
- 以上、国及び地方自治体は、本報告書を踏まえ、地域における健康課題の解決に向けて、関係機関や関連施策等と一体的となって積極的に取り組むとともに、大規模災害の発生に備えた健康危機管理体制の強化や効率的・効果的な地域保健活動の展開を通じて、持続可能で地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の実現が図られるよう期待する。

地域保健対策検討会報告書の概要

【地域保健を取り巻く社会的背景】

- 人口構造の急激な変化
- 住民生活スタイルの多様化
- 健康危機管理事案の変容
- NCD(非感染性疾患)の拡大
- 科学技術の進歩、経済活動の広域化等の一層の進展に伴う健康リスクの増大
- 関連する制度改正等の動き
 - ・ 食育基本法
 - ・ がん対策基本法
 - ・ 高齢者医療確保法
 - ・ 自殺対策基本法等

地域保健対策の方向性

平成6年

保健サービスと福祉サービスとの一体的提供
個人を対象とした公助

平成24年

ソーシャル・キャピタルの活用
学校や企業等との積極的連携
自助及び共助支援としての公助

地域保健の役割

方向性実現のための手段

政策課題

- 国民ニーズの質的変化(多様化及び高度化)への対応
- 保険者による保健施策や医療・介護福祉施策との一体的な展開
- 健康危機管理事案への対応
- 健康に関する地域格差の縮小に向けた対応
- 地域保健対策の新たな課題に対応できる人材の育成

【地域保健対策業務全般】

- 地域資本(公的・民間／人的・物的・社会的(ソーシャル・キャピタル等))のベストミックスによる国民ニーズへの対応
- 【個別事業活用のあり方】
 - 医療・介護福祉等関連領域の事業等を含めた施策の総合的推進
- 【組織間連携のあり方】
 - 事業の緊急性や重篤性に応じた国・都道府県・市町村連携の強化(役割分担型 → 重層連携型)
- 【情報の取扱い】
 - 地域保健情報の標準化及び評価・公表による可視化、目標や改善策の共有等を通じた地域でのPDCAサイクルの構築及び推進
- 【地域保健人材のあり方】
 - 目標達成のために必要な資質の向上及び能力の育成(事業こなし型・活動目的型 → 目標達成型)

今後の地域保健対策のあり方

～ 地域のソーシャル・キャピタルの活用を通じた健康なまちづくりの推進 ～



地域協働推進のための具体的施策

- ソーシャル・キャピタルの核となる人材(例えば、健康意識を持ち、実践する「健人(仮称)」など)の計画的な発掘・育成を通じた住民主体の保健活動の推進
 - 学校保健委員会等の学校を取り巻く協議の場への積極参画
- 企業や同業組合等による取組みを促進させる環境整備
 - リスク・コミュニケーションを含めた地域への分かりやすい情報提供の推進
- 各種保健施策のほか医療・介護福祉施策との連携による効果的な施策展開 など

今後の地域保健対策を見据えた具体的体制整備

- ソーシャル・キャピタルの活用に向けた地域保健担当部門の体制整備
- 地域の健康課題等の共有のため、標準化された指標による評価・分析を通じたPDCAサイクルの確立
- 各種保健施策や医療・介護福祉施策との効果的連携のための自治体内における体制整備
- 情報共有体制の強化や担当職員の資質向上のほか、平時からの自治体間連携の枠組み構築等による健康危機管理体制の強化
- 国、都道府県・保健所、市町村による分野横断的・重層的な連携体制の構築 など

地域保健対策検討会開催要綱

1. 趣 旨

地域保健対策の推進については、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年12月1日厚生省告示第374号）に定められてところであるが、市町村合併の進展や健康危機管理事案の発生など、近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を行うために地域保健対策検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 地域における健康危機管理の体制（地方衛生研究所の機能強化含む）について
- (2) 市町村と保健所の連携について
- (3) 地域における医療計画との関わりについて
- (4) 地域保健対策にかかる人材確保・育成について
（人材確保については特に医師）

3. 本検討会の構成員

別紙のとおり。

4. その他

- (1) 検討会は健康局長が開催する。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 会議は原則公開とする。
- (4) 検討会の事務局は厚生労働省健康局総務課地域保健室に置く。
- (5) 本要綱に記載の無い事項については、必要に応じて別途事務局が定める。

地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ

開催要綱

1. 目的

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を地域保健対策検討会（以下「検討会」という。）で行っているところであるが、検討会の検討事項のうち、対物保健サービスに関する専門的な検討を行うため、検討会に、地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ（以下「対物ワーキンググループ」という。）を置き、開催する。

2. 検討事項

対物ワーキンググループは、検討会が行う次の検討事項のうち、対物保健サービスに係るものについて検討し、その結果を検討会に報告する。

- (1) 地域における健康危機管理の体制について
- (2) 市町村と保健所の連携について
- (3) 地域における医療計画との関わりについて
- (4) 地域保健対策にかかる人材確保・育成について

3. 「対物ワーキンググループ」の構成

- (1) 対物ワーキンググループは、検討会の構成員及び地方自治体並びに関係団体の関係者から構成する。
- (2) 対物ワーキンググループに検討会の構成員の中から検討会座長が指名する対物ワーキンググループ長を置く。
- (3) 対物ワーキンググループの構成員は、2の検討事項に関する検討会への報告をもって役割を終了するものとする。

4. 「対物ワーキンググループ」の開催

対物ワーキンググループは、対物ワーキンググループ構成員の中から、検討事項に応じて対物ワーキンググループ長が招集する。

5. 会議の公開等

会議は非公開とし、検討結果は検討会に報告する。

6. 「対物ワーキンググループ」の庶務

対物ワーキンググループの庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。

7. その他

この開催要綱に定めるほか、対物ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、対物ワーキンググループ長が定める。

地域保健対策検討会構成員

(敬称略：五十音順)

五十里	明	愛知県健康福祉部健康担当局長 (平成23年10月16日まで)
大井田	隆	日本大学医学部教授
大場	エミ	横浜市南福祉保健センター長
岡	紳爾	山口県健康福祉部審議監
岡部	信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
尾形	裕也	九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座教授
小澤	邦壽	群馬県衛生環境研究所長
曾根	智史	国立保健医療科学院国際協力研究部長
中	由美	大阪府藤井寺保健所地域保健課主査
名越	究	栃木県保健福祉部保健医療監 (平成23年10月17日～)
羽佐田	武	静岡県駿東郡小山町住民福祉部健康課長
秦	榮子	愛媛県食生活改善推進連絡協議会会長
◎ 林	謙治	国立保健医療科学院長
廣田	洋子	北海道空知総合振興局技監(北海道岩見沢保健所長)
松崎	順子	千葉県市川市保健スポーツ部保健センター健康支援課長
山本	都	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部研究員
吉田	和仁	愛知県尾張旭市健康福祉部健康課長

(◎ : 座長)

地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ構成員

(敬称略：五十音順)

青山	亨	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
安達	幸男	全国生活衛生営業指導センター指導調査部
榎戸	勝敏	神奈川県足柄上保健福祉事務所生活衛生課長
大澤	元毅	国立保健医療科学院統括研究官
加藤	隆	全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
岸本	泰子	島根県松江保健所長
北原	良一	新潟県福祉保健部生活衛生課長
田崎	達明	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課食品危機管理担当課長
谷本	義広	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事
豊福	肇	国立保健医療科学院国際協力研究部上席主任研究官
○ 名越	究	栃木県保健福祉部保健医療監
三木	朗	さいたま市保健福祉局保健部食品安全推進課長

(○ : 対物ワーキンググループ長)

地域保健対策検討会 検討スケジュール

○ 第1回 地域保健対策検討会

開催日：平成22年7月20日（火）

議 事：（1）地域保健対策の現状と課題について
（2）その他

○ 第2回 地域保健対策検討会

開催日：平成22年8月31日（火）

議 事：（1）地域における医療計画との関わりについて
（2）地域保健対策にかかる人材確保・育成について
（3）その他

○ 第3回 地域保健対策検討会

開催日：平成23年2月3日（金）

議 事：（1）「地域保健対策検討会」の議題及び論点（案）について
（2）市町村における質の高い保健福祉サービスの提供体制について
（3）その他

○ 第4回 地域保健対策検討会

開催日：平成23年3月9日（水）

議 事：（1）地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループの開催要綱について
（2）評価及び優先度に基づいた地域保健計画等の策定と推進について
（3）地域保健に関する調査・研究について
（4）その他

○ 第5回 地域保健対策検討会

開催日：平成23年10月28日（金）

議 事：（1）東日本大震災への対応を踏まえた健康危機管理のあり方
（2）その他

○ 第6回 地域保健対策検討会

開催日：平成23年12月5日（月）

議 事：（1）社会福祉等の関連施策との連携について
（2）その他

○ **第7回 地域保健対策検討会**

開催日：平成24年1月27日（金）

議事：（1）快適で安心できる生活環境の確保（対物保健）について
（2）人材の確保・育成及び資質の向上等について
（3）その他

○ **第8回 地域保健対策検討会**

開催日：平成24年2月29日（水）

議事：（1）住民ニーズの多様化・高度化に対応した地域資源との関わりについて
（2）その他

○ **第9回 地域保健対策検討会**

開催日：平成24年3月16日（金）

議事：（1）地域保健対策検討会報告書（たたき台）について
（2）その他

○ **第10回 地域保健対策検討会**

開催日：平成24年3月27日（火）

議事：（1）地域保健対策検討会報告書について
（2）その他

地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ

○ **第1回 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ**

開催日：平成23年11月4日（金）

議事：（1）快適で安心できる生活環境の確保について
（2）その他

○ **第2回 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ**

開催日：平成23年12月19日（月）

議事：（1）快適で安心できる生活環境の確保について
（2）その他

○ **第3回 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ**

開催日：平成24年1月20日（月）

議事：（1）快適で安心できる生活環境の確保について
（2）その他